

平成20年度外務省政策評価書

【施策レベル評価版】

(平成19年度に実施した施策に係る政策評価)

平成20年8月

外務省

目 次 [施策レベル評価版]

[総括・概要]

平成 20 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	26

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

政策評価シートに記載内容	33
<u>基本目標Ⅰ 地域別外交</u>	
Ⅰ—1 対アジア大洋州外交	39
Ⅰ—2 対北米外交	81
Ⅰ—3 対中南米外交	103
Ⅰ—4 対欧州外交	119
Ⅰ—5 対中東外交	147
Ⅰ—6 対アフリカ外交	173
<u>基本目標Ⅱ 分野別外交</u>	
Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組	191
Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	233
Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	249
Ⅱ—4 国際経済に関する取組	261
Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組	299
Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	323
<u>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</u>	
Ⅲ—1 海外広報、文化交流	329
Ⅲ—2 報道対策、国内広報、IT 広報	347
<u>基本目標Ⅳ 領事政策</u>	365
<u>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</u>	383
<u>基本目標Ⅵ 経済協力</u>	
Ⅵ—1 経済協力	395
Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組	403
<u>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</u>	427
<u>政府開発援助に係る未着手・未了案件</u>	
(1) 未着手案件	443
(2) 未了案件	447
[事前評価]	
(1) 無償資金協力	473
(2) 有償資金協力	477

[総括・概要]

I. 平成20年度の政策評価の概観と評価の改善点

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法第3条）。

外務省は、平成19年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施し、その中には、国民へのサービス向上に向けた領事サービスの強化等の業務の改善も含まれている。その上で政策評価を行ったのが本書であるが、これをPDCAサイクルの中で予算・定員要求への反映や後年における政策の展開に活用している。

1. 施策のレビュー

平成20年度の政策評価は、7の基本目標の下で、平成19年度に実施した24の施策、231の事務事業について実施した。

基本目標 I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること

施策 I-1 対アジア大洋州外交

(I-1-1) 東アジアにおける地域協力の強化

日本の安全と繁栄に不可欠である、豊かで安定し、開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じて地域共通の課題に取り組んでいくことが必要であり、①日・ASEAN協力、②ASEAN+3協力、③東アジア首脳会議(EAS)、④日中韓協力その他の協力枠組みの下、具体的協力を積極的に推進している。

平成19年度には、日・ASEAN間では包括的経済連携協定の交渉が妥結したほか、「ASEAN憲章」の採択などASEAN統合に向けたASEANの努力を我が国が積極的に支援する姿勢を示すことができた。また、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加するEASについて、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で具体的な協力が着実に推進されている。ASEAN+3に関し、今後10年間の協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」が採択され、基本的価値に基づき協力を推進することが明確にされた。更に、東アジアの安定と繁栄に大きな責任を有する日中韓の首脳会議が、今後、ASEAN関連首脳会議と独立した形で開催されることに初めて合意されたことは、今後の日中韓協力の進展に大きな弾みとなった。このように、東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。

(I-1-2) 朝鮮半島の安定に向けた努力

核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、平成19年2月に合意された「初期段階の措置」が実施され、さらには、10月に「第二段階の措置」が合意されるなど、一定の前進があった（ただし、北朝鮮は平成19年末までの実施を約束した非核化措置を期限内に完了しなかった。）。また、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成19年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

日朝関係については、六者会合の枠組みの下で、平成19年3月の第1回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9月に第2回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたが、拉致問題を含む諸懸案に関し具体的な成果は得られなかった。他方、①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

(I-1-3) 未来志向の日韓関係の推進

首脳・外相レベルを始め、様々な分野で重層的な政府間対話が行われ、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても適切に対処した。平成20年2月に行われた日韓首脳会談において、福田総理と李明博（イ・ミョンバク）韓国大統領が、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻繁に往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意したことは、目標に向けて着実な進展があったものと評価できる。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、六者会合における具体的な成果に結び付けることができた。

(I-1-4) 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化

対中国関係においては、総理訪中等のハイレベル往来などを通して、アジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」の具体化を進めた他、各種対話を通じて、日中関係をさらに進展させた。また、政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進させた。「日中文化・スポーツ交流年」の各種行事を実施し、日中両国民の交流が活発に行われた。

対モンゴル関係においても、「モンゴルにおける日本年（外交関係樹立35周年）」

を毎年実施したほか、幅広い人的交流が活発に行われた。また、貿易・投資拡大及び鉱物資源開発にかかる官民合同協議会を立ち上げた。

(I-1-5) タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

タイ、ラオス及びカンボジアの首相並びにベトナムの国家主席が来日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。また、平成19年は日タイ修好120周年の各種行事が行われた。経済協議においては、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が署名され、メコン地域開発については、平成20年1月、初めての日メコン外相会議が東京で開催され、「信頼」「発展」「安定」の3つをキーワードとする日メコン協力、及び国際場裏における協力をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。

(I-1-6) インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

平成19年度においては、総理のインドネシア訪問及びマレーシア公式訪問、秋篠宮同妃両殿下のインドネシア御訪問をはじめとする当初予定していた以上のハイレベルな要人往来やマレーシア及びインドネシアとの周年事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。また、経済関係についても、日・シンガポール改正議定書の発効、ブルネイ及びインドネシアとのEPA署名という大きな具体的成果を得ることができ、新規にブルネイとの租税条約交渉も開始された。

(I-1-7) 南西アジア諸国との友好関係の強化

平成19年には、安倍総理（当時）の訪印、麻生外務大臣（当時）のSAARC（南アジア地域協力連合）首脳会議出席、スリランカ大統領の来日、バングラデシュ外務担当顧問（外相に相当）の訪日等が実現した。特にインドとの関係では、安倍総理訪印の際に、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」が発出され、政治、安全保障、経済、人の交流、地域的・国際的課題に関し、多くの共通の取組に合意した。また、両首脳は、環境とエネルギーに関する別個の共同声明に署名した。このほか、平成19年は「日印交流年」、日・バングラデシュ国交樹立35周年、日・モルディブ外交関係樹立40周年であり、各種関連行事が行われた。

(I-1-8) 大洋州地域諸国との友好関係の強化

日豪間では経済面で社会保障協定及び租税条約の改正について署名がなされ、また4回に及ぶ経済連携協定(EPA)交渉が行われるとともに、政治及び安全保障面では平成19年6月、日豪外務・防衛閣僚協議が開催され、同年9月、両国間で「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を実施するための行動計画が採択された。ニュージーランドとの間では、経済関係強化のための作業部会及び日NZ高級事務レ

ベル経済協議が開催され、政治分野においても両国で協力している。島嶼国との間では、第4回日・PIF首脳会議後に設置された日・PIF合同委員会等の場を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援のフォローアップを行った。このような太平洋島嶼国との協力関係を踏まえ、太平洋島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

施策 I-2 対北米外交

(I-2-1) 北米諸国との政治分野での協力推進

日・北米諸国政府間（首脳・外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議政策調整の実施、民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施、米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘、平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘を行った。平成19年度においては、米国とは安倍総理（当時）及び福田総理の米国公式訪問（4月、11月）やライス国務長官の来日（平成20年2月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われ、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化された。カナダについては平成19年9月のAPECの際に日加外相会談が行われ、また11月には日加首脳電話会談、その他数度にわたって日加外相電話会談が行われた。

(I-2-2) 北米諸国との経済分野での協力推進

平成19年度において、米国とは、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成19年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を具体的につけることができた。また、カナダについては、日加経済枠組みに基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成17年から3回にわたって共同研究作業部会を開催し、両国の経済関係を制限している措置と更なる貿易と投資の自由化につき検討した。さらに同作業部会では、関連政策上の手段が及ぼす影響について便益と費用に関する共同研究や個別の協力分野の推進についても検討を行った。日加共同研究報告書により平成19年10月に両首脳にその成果が報告されており、着実な進展があったことを示している。

(I-2-3) 米国との安全保障分野での協力推進

平成19年5月、日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）を開催し、前年5月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）について、作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した。これに伴い、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱

手続等を定めた日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を締結した。また、弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「こんごう」が日本初となるミサイル迎撃実験に成功した。さらに平成20年1月には、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担(HNS)に係る新たな特別協定を締結した。沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の実施を含む在日米軍の兵力態勢の再編等の継続的な進展は上記「2+2」でも確認された。日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意した。

施策 I - 3 対中南米外交

(I-3-1) 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化

日メキシコ間では、経済連携協定(EPA)を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、APECにおける首脳会談、外相同士の相互訪問が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、大統領より我が国イニシアティブである「クールアース50」に対する賞賛が得られ、事務レベルの二国間協議が立ち上げられる等の進展が見られた。また、21世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流強化に関し、日メキシコ交流協力戦略協議が立ち上げられた。中米諸国との関係においては、特に平成20年の安保理非常任理事国選挙について、我が国に対し、広範な支持が得られた。多国間フォーラムについてはブラジルで開催された東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)第3回外相会合に麻生外務大臣(当時)が出席し、東アジア側調整国就任と次期外相会合の我が国における開催を表明することにより、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを強く印象づけることができた。

(I-3-2) 南米・カリブ諸国との協力・交流の強化

地域における不安定要因が存在したにも拘わらず、経済関係において、チリ大統領訪日時の日本・チリ経済連携協定(EPA)発効、ペルー大統領訪日時の日本・ペルーに投資協定の交渉開始発表、デジタル・テレビ日本方式採用に向けた南米諸国への重層的な働きかけ等が実現でき、当初想定していた以上の成果が得られた。麻生外務大臣(当時)のブラジル訪問を始めハイレベルの要人往来、各種二国間対話を精力的に実施した結果、環境・気候変動分野等当初期待していた以上に、国際場裡における協力関係を強化できた。平成20年に日本人ブラジル移住100周年を迎える日伯交流年に向けて様々な準備作業を行った。南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題については、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

施策 I - 4 対欧州外交

(I-4-1) 欧州地域との総合的な関係強化

日・EU関係においては、平成19年6月の定期首脳協議で、日・EUの戦略的パートナーシップを一層強化し、特に気候変動分野において、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半分もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致するなど大きな効果を得た。日・NATO関係においては、平成19年1月の安倍総理（当時）のNATO訪問に続き、12月にNATO事務総長が訪日し、日・NATO関係が新たな段階へと移行した。アフガニスタン復興支援に関する具体的な協力においても大きな進展があった。法的枠組みについては、平成20年2月にオランダ、チェコとの社会保障協定に署名した。知的交流・人的交流の分野では、平成20年1月にスロベニアで気候変動をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催した。

(I-4-2) 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

G8の一員である英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との関係で、首脳や外相等の要人往来、国際会議等における二国間会談及び電話会談が活発に行われた。また、平成20年1月には、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年を記念した周年事業が開始されるなど対話・交流が促進された。さらに英国、フランス、イタリアとは、平成20年に我が国で開催されるG8サミットを見据え、電話首脳会談等の場を通じて、サミットの成功に向けた種々の協力や支持を得るとともに、国際的課題について意見交換を行った。

(I-4-3) 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

総理や外相の訪欧や関連要人の訪日、国際会議等の際の二国間会談、政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得た。また、複数国と局長級の政務協議を実施し、協議・政策調整を行った他、協議・政策調整の新たな枠組みを設立し（「GUAM+日本」会合）、また、既存の枠組みの活性化（V4+1外相会合等）を行うなど、各国と積極的に協議・政策調整を行った。さらに観光客増大のための会合を開催したほか（南東欧観光振興ワークショップ）、日オーストリア21世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、また、21世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。

(I-4-4) ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

様々な機会・レベルを通じて平和条約交渉を行った。平成19年9月のシドニーでのAPEC首脳会議の際の日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致したことにより、交渉を再活性化するモメンタムが生じつつあるが、いまだ進展には至っていない。2度の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めたほか、2度の日露戦略対話を実施した。平成19年における日露間の貿易高は200億ドルを

突破し、4年連続過去最高を記録した。また、6月に行われたハイリゲンダム・サミットの際の日露首脳会談において、日本側として、ロシアとの更なる協力を進めるために「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」を提案し、プーチン大統領からも指示を得、日露協力をさらに弾みがついた。その他国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施された。

(I-4-5) 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

「中央アジア+日本」対話第三回高級実務者会合の実施、国家元首の訪日（バキエフ・キルギス大統領及びラフモン・タジキスタン大統領）、様々なレベルの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深めることができた。

施策 I-5 対中東外交

(I-5-1) 中東和平実現に向けた働きかけ

平成19年8月に麻生外務大臣（当時）が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領、ファイヤード首相など、直接当事者に働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想4者協議第2回閣僚級会合を開催した。また、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、パレスチナ支援調整委員会閣僚級会合、アナポリス中東和平国際会議、アラブ連名首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組を表明した。平成19年のパレスチナ支援プレッジング会合には、我が国から宇野外務政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面1億5000万ドルの支援を実施していくことを表明し、効果的なパレスチナ支援を行うことができた。

(I-5-2) イラクの平和と安定のための支援

イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任である一員として我が国にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。イラクの安定のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領（スンニー派）、同4月に来日したマーリキー首相（シーア派）にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した。

イラク政府は平成18年5月の新政府発足後、種々の困難に直面しながらも、我が国をはじめとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。政治、国民融和の面では、平成20年1月旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択され、2月には一般恩赦法案、地方自治法案、20

08年度予算案が国民議会で採択されるなど、一定の進展が見られている。また、治安情勢は平成19年夏以降改善に向かいつつある。既にイラク全土18県の半分にあたる9県で多国籍軍からイラク側に治安権限が委譲された。

(I-5-3) アフガニスタンの平和と安全の実現のための支援

アフガニスタンは未だ政治情勢については不安定なもの、平成18年、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を歩んでいる。我が国はこれまでに13.8億ドル超の人道支援及び平和の定着を念頭においた各種支援をODAで実施しているが、これらの支援はアフガニスタンの復興に貢献している。また、ハリリ副大統領、アハディ財務大臣、スタナクザイ大統領顧問等が来日し、また我が国から、松波特派大使を派遣（ザール・シャー元国王の葬儀参列）する等二国間関係の強化に努めた。

(I-5-4) 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

平成19年度は、安倍総理、麻生外務大臣（ともに当時）の中東訪問、アラブ首長国連邦皇太子、イスラエル首相の訪日など活発な要人往来が行われた一方で、中東諸国との交流・対話の深化を図るための事業「日・アラブ対話フォーラム」の第5回会合がエジプトで開催され、有意義な意見交換を行うことができた、また、「対話フォーラム」開催に続けて、当初予定されていなかった「日本・アラブ会議」が開催された。これは日本とアラブ17か国から有識者250名を越える参加者が一堂に会し、従来の「対話フォーラム」を拡大するもので、日アラブ関係において画期的な行事となり、日本と中東との相互理解を相当深めることができた。また、イスラム世界との交流・対話の深化を図るための「イスラム世界との文明間対話セミナー」第6回会合がサウジアラビアで開催され、有意義な意見交換を行うことが出来た。頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、我が国国民、諸外国、特に中東の人々への理解を深めることができた。

(I-5-5) 中東地域産油国（特にGCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化

平成19年4～5月に行われた安倍総理（当時）の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展した。GCC諸国との自由貿易協定交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェートとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人作り支援についての協力も着実に進展した。

施策 I-6 対アフリカ外交

(I-6-1) アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じたアフリカ開発の推進

平成19年にザンビア、チュニジアで行われた第4回アフリカ開発会議(TICADIV) 地域準備会合及び平成20年3月にガボンで行われたTICADIV閣僚級準備会議といった一連の準備会議を通じ、アフリカ開発の現状に関わる個々の論点及び優先事

項に関する見解を聴取し、議論することができ、最終的にTICADIVの成果文書の一つである横浜宣言について閣僚級で実質的に合意を得ることができた。また、在京アフリカ外交団との協議を通じ、同外交団のTICADIVの準備プロセスにおける積極的関与を得たことは、前回準備プロセスからの進展としてアフリカ側から高く評価され、準備プロセスにおけるアフリカ側との連携が多層化し緊密化した。さらに民間企業とアフリカの現状認識を共有し、アフリカとの貿易・投資における官民連携のあり方について議論するTICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を開き、アフリカに対する民間企業の関心を喚起した。

(I-6-2) 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、TICADIV及びG8北海道洞爺湖サミットを見据えた新たな取組を通じ、国際社会の取組を促すとともに我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G8各国などの主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国との協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

(I-6-3) 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

高村外務大臣のタンザニア訪問及びガボン訪問や森元総理のアフリカ連合総会出席、TICADIVの準備会合の開催など、日・アフリカ間で例年になく多数のハイレベルでの接触があり、二国間関係の強化や我が国の対アフリカ支援への理解の醸成に大きく寄与した。日本国内においては、緊密な要人往来、従来から行われているアフリカ関連イベントに加え、平成20年度に開催されるTICADIVに向け、各種アフリカイベントの実施やTICADIV親善大使の任命など、積極的な広報活動を行い、一般国民のアフリカへの関心を大きく高めた。

基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

(Ⅱ-1-1) 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化と対外発信

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のために外部有識者とのより積極的な連携の強化を図り、また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成、外務大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施した。

(Ⅱ-1-2) 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、「ASEAN地域フォーラム」(ARF) 関連会合等に参加し、また各国との間で安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。また、中東地域の平和と安定、繁栄を実現するために、イラクにお

ける自衛隊による人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について具体的な実績が出ており、各国要人からの高い評価が得られた。

(Ⅱ-1-3) 国際平和協力の拡充、体制の整備

ゴラン高原、東ティモール、ネパール、スーダン、イラクといった多様な地域に軍事監視要員、文民警察、選挙監視要員等多彩な要員の派遣、物資協力を行い、積極的に貢献した。また、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を立ち上げた。

(Ⅱ-1-4) 国際テロ対策協力

二国間、多国間の枠組みを利用しつつ、途上国に対するテロ対処能力支援、テロ防止のための国際的法的枠組みの強化に取り組み、また、国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献した。

(Ⅱ-1-5) 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現

我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。また、平和構築委員会では、議長国として主導的な役割を担う等、現在の国際情勢の要請に応じた様々な国連の活動に積極的に協力・貢献した。さらに国際機関において、著しく少ない水準にある邦人職員数の増加と質的向上に取り組んだ。

(Ⅱ-1-6) 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

国連の各種人権フォーラムにおける議論へ積極的に参加し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。また、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援、国際的なルール作りへ積極的に参加した。さらに主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）の署名を行った。難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携を行った。

(Ⅱ-1-7) 国際組織犯罪への取組

マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組みの設定へ参画し、また、多様な国際的枠組みの会合へ積極的に参加した。人身取引に関しては、政府協議調査団の派遣や国連を通じた被害者保護に関するプロジェクト支援等を行った。

施策Ⅱ-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

(Ⅱ-2-1) 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散

我が国が国連総会に提出した核軍縮決議案が圧倒的多数の支持で採択されたほか、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化等核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的

に行った。また、生物兵器、化学兵器については、関連条約の普遍化、国内実施体制の強化等に貢献し、大量破壊兵器等の不拡散についても、関連国連安保理決議を着実に実施、国際的輸出管理レジームの強化等に努めた。

(Ⅱ-2-2) 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

国連総会で我が国が共同提案した小型武器決議案が圧倒的多数で採択される等通常兵器（小型武器を含む）分野における国際的な枠組の普遍化及び強化に貢献した。また、対人地雷及び小型武器に関する現場プロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

施策Ⅱ-3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

(Ⅱ-3-1) 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

ロシア及びカザフスタンとの二国間原子力協定の交渉を開始したほか、核テロリズム防止条約の締結等、原子力平和的利用の多国間協力の分野で一定の成果があった。また、原子力の平和利用及び核セキュリティ強化等に関する新たな国際的な取組の推進に貢献した。

(Ⅱ-3-2) 科学技術に係る国際協力の推進

二国間協力については、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、新たにスイスと科学技術協力協定を締結した。核融合分野では、イーター国際核融合エネルギー機構設立協定等関連諸協定の発効と活動開始ができた。また、宇宙分野では、宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

施策Ⅱ-4 国際経済に関する取組

(Ⅱ-4-1) 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

WTOドーハ・ラウンド交渉において、我が国は、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービスのみならず、ルール、貿易円滑化等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に妥結するよう、積極的な取組を進めた。経済連携協定（EPA）については、日・メキシコ追加議定書、日・チリEPA、日・タイEPA及び日・シンガポールEPA改正議定書が発効し、また、ブルネイ、インドネシア、ASEAN全体とのEPAに署名するなど相当な進展があった。

(Ⅱ-4-2) グローバル化の進展に対応する国際的な取組

G8については、サンクトペテルブルク・サミットでの合意事項のフォローアップを確実に行うとともに、ハイリゲンダム・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に気候変動問題においては、日本提案を軸に議論が行われ、「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量について少なくとも半減することなどを真剣に検討する」ことで

具体的にG8首脳の合意が得られた。

OECDでは、閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係を強化した。

(Ⅱ-4-3) 重層的な経済関係の強化

ポゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献し、アジア太平洋経済協力(APEC)における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。また、アジア欧州会合(ASEM)の各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。さらにEUとは、日本企業の利益増進・保護、日・EU経済関係の強化、のため、定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を実施し、協力が進展した。

(Ⅱ-4-4) 経済安全保障の強化

エネルギー・資源について、二国間対話を通じて生産国との関係強化を図った他、G8の枠組みや国際エネルギー機関(IEA)、東アジア首脳会議等を通じて、国際社会の連携を一層強化した。食料については、国際連合食糧農業機関(FAO)を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換等に参加し、我が国の食料安定供給確保に向けた体制作りを強化した。また、海洋生物資源の適切な保存と持続可能な利用のための国際会議に参加し、我が国の権益確保に努めた。さらに船舶の安全な航行確保のための海賊問題へ積極的に対応したほか、海洋権益等の確保のために大陸棚限界延長に関する情報収集等に努めた。

(Ⅱ-4-5) 海外の日本企業支援と対日投資の促進

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間活力を最大限に引き出すことに努めた。特に、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現等知的財産権保護の強化に向けた取組、日本企業支援窓口等を通じた相談・支援など日本企業の海外におけるビジネス活動への積極的なバックアップ、「対日直接投資加速プログラム」に基づく対日直接投資の更なる促進に努めた。

施策Ⅱ-5 国際法の形成・発展に向けた取組

(Ⅱ-5-1) 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程及び関連国内法が国会において承認・可決され、ICCの加盟国となり、裁判官補欠選挙で我が国の候補が第1位で選出された。また、ロシアによる日本漁船拿捕事案を国際海洋法裁判所(ITLOS)に提訴し、本件紛争を国際法に従って平和的に解決することにより、海洋に関する国際法の発展と国際裁判制度への信頼性向上に寄与した。その他、研究会・意見交換を通じて得られた知見の蓄積を活用し、各種外交課題につき国際法に基づく外交政策を

展開することができた。

(Ⅱ-5-2) 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処し、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組む等周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交・安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があった。また、核テロリズム防止条約の締結等、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散等の国際社会の不安定要因の除去に向け当初の想定以上の成果があった。

(Ⅱ-5-3) 経済分野における国際約束の締結・実施

各国との経済連携協定（EPA）締結に向けた動きが加速され、また、ASEAN全体とのEPAについても交渉妥結する等進展があった。また、投資・租税・社会保障関係の協定等海外における我が国国民や企業の経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定及び国民生活に影響を与えるその他の国際約束についても、国会提出・承認を円滑に進めることができた。

(Ⅱ-5-4) 社会分野における国際約束の締結・実施

国民生活に影響を与える社会分野での国際約束については、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を推進する「ロンドン条約1996年議定書」等3本の条約が国会で承認され、締結された。また、強制失踪条約や障害者権利条約（仮称）に署名した。

施策Ⅱ-6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

的確な情報収集に向け、在外公館に対する情報収集の重点の指示及び新たな情報源の開拓等を行い、一定の成果を挙げた。また、外部有識者等の見知の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力等により、情報分析の質・量の向上を図ることができた。さらに、政府幹部への適時の情報・情報分析の提供により、外交政策立案・実施への寄与を増大させることができた。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策：海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること

施策Ⅲ-1 海外広報、文化交流

(Ⅲ-1-1) 海外広報

在外公館における広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等）、オピニオン・リーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料の作成、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施した。米国、ASEAN、ブラジルにお

ける対日世論調査において、海外の幅広い層で日本に対する評価が定着していることが示された。

(Ⅲ-1-2) 国際文化交流の促進

各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、②人物交流事業の実施、③日本語の普及、海外日本研究の促進、④大型文化事業（周年事業）を行っている。平成19年度には、文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業を実施した。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第一回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」任命式を実施し、日本への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施した。

(Ⅲ-1-3) 文化の分野における国際協力

文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、①ユネスコ等を通じた協力、②文化無償資金協力を実施している。ユネスコ等を通じた協力については、平成19年度には、引き続き関連のユネスコ国際会議（総会、執行委員会、世界遺産委員会等）に積極的に参加し、交渉に積極的に関与、貢献した。また、我が国が条約の作成段階から議論を主導した無形文化遺産条約の第2回政府間委員会を東京で開催し、条約運用に関する議論をとりまとめた。文化無償資金協力については、一般文化無償資金協力を14件実施した。また過去の実施案件に対するきめ細かい対応を図るべく、フォローアップ事業を充実させ、フォローアップ案件を含めた草の根文化無償を35件実施した。

施策Ⅲ-2 報道対策、国内広報、IT広報

(Ⅲ-2-1) 効果的な外国報道機関対策の実施

対日論調分析の拡充、我が国政府関係者によるインタビューや海外主要紙への寄稿、英文プレスリリースの発出、英語による記者会見、メディアFQ（よくある質問）の配信等の積極的な情報発信、事実誤認報道に対する反論投稿、戦略的な外国記者招聘等を通じ、我が国の立場及び政策に関する情報を迅速かつ正確に提供した。

(Ⅲ-2-2) 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出、発信力のある有識者への情報提供等メディアを通じた間接的情報提供や各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。

(Ⅲ-2-3) 効果的なIT広報の実施

外務省ホームページ（日本語版、英語版、携帯版（日））のアクセス数が全体として増加した。

基本目標Ⅳ 領事政策：国民の利便に資する領事業務を実施すること

施策Ⅳ－１ 領事サービスの改善・強化

領事業務のIT化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、医療等福利厚生面で
の邦人に対する支援、領事業務実施体制の着実な整備、IC旅券の適切な発給・管
理等により、海外における邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海
外渡航における利便性を高めた。

施策Ⅳ－２ 海外邦人の安全確保に向けた取組

海外安全に関する情報発信機能の強化、大規模自然災害への取組や新型インフ
ルエンザ等の新たな脅威に対する対応策の検討を進めた。また、一般援護関係で
は、精神疾病の発症や高齢者問題等新たな課題への取組において、在外公館の対
応体制の改善、各国政府等並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向
けた取組ができた。

施策Ⅳ－３ 外国人問題への対応強化

我が国への外国人入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数や犯罪検挙人
員は減少するなど、人的交流の拡大と出入国管理等の厳格化との両方の要請に十
分応えることができた。海外交流審議会答申のフォローアップ、静岡県での国際
シンポジウム開催を通じ、外国人問題に関する国内関係省庁・地方自治体との議
論の活発化、世論啓発に寄与した。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化：我が国の安全と繁栄を確保し、国際社会の一員としての責任を果たす、能動的かつ戦略的な外交実施体制を強化すること

施策Ⅴ－１ 外交実施体制の整備・強化

国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備について、
在外公館の増強、定員の純増、組織改編等で進展があった。また、在外公館の人
的及び物的な警備強化や警備訓練、研修を実施した。情報防護体制の多面的な強
化については、情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対
策の企画・立案、関連内規の整備、研修、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

施策Ⅴ－２ 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

通信機能強化システム、各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報
ネットワークの最適化を実施し、維持・運用経費の削減を図るとともに、業務の
簡素化・効率化・合理化を推進するため各種事業を実施した。

基本目標Ⅵ 経済協力：政府開発援助（二国間）または多国間の支援を通じ、国際社会の平和と安定に貢献し、これにより我が国の安全と繁栄を確保すること

施策Ⅵ－１ 経済協力

ODA実績、予算とも削減傾向が続く中、質・量ともにODAの充実を図った。即ち、①戦略的なODA実施のための援助政策の企画・立案として、「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定を開始し、また、国別援助計画の整備を行い、ホームページで公表した。また、気候変動分野での途上国支援に関する「クールアース・パートナーシップ」の構築に関連し、途上国支援を戦略的に展開していくための枠組みの運用を開始した。さらに分野別戦略を拡充すべく、保健及び気候変動に関するタスクフォースを設置した。②コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化についても、技術協力における随意契約の見直し、円借款の制度改善、無償資金協力では現地業者の積極的な活用によるコスト削減効果を見込んだコミュニティ開発支援無償の積極的实施を図っている。③オールジャパンとしての国際協力の取組の推進では、経済団体との連携推進、NGOとの連携強化を進めた。

施策Ⅵ－２ 地球規模の諸問題への取組

(Ⅳ-2-1) 人間の安全保障の推進

「人間の安全保障フレンズ」会合を開催し、これらの会合は我が国のイニシアティブにより国際社会における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及につながった。また、日・EU定期首脳協議の共同プレス声明、APEC首脳宣言、日印共同声明等の二国間・多数国間の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。さらに現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等を活用し、具体的な事業を着実に実施した。

(Ⅳ-2-2) 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出を増額し、国際公約を果たした。世界基金による三大感染症対策事業において、主要な医薬品や製品の配布は対前年比65～155%増となった。これにより平成19年央までに180万人の命が救われ、その後も毎月10万人が救われている。鳥及び新型インフルエンザ対策については、我が国の支援により抗ウイルス薬の備蓄や予防・啓発策が充実し、アジア各国の早期対処能力の向上に貢献した。

(Ⅳ-2-3) 地球環境問題への取組

多国間環境関連条約の運用、「2006年の国際熱帯木材協定」の締結等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を一層促進した。また、水と衛生問題への関心の高揚、国連持続可能な開発のための10年の進展及び違法伐採対策の推

進に積極的に貢献し、既存の枠組みがない分野の取組を促進した。さらに世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に大きく貢献した。気候変動問題については、「クールアース50」、「クールアース推進構想」等の発表を通じて次期枠組み構築に向けた具体的提案の発信を行い、積極的な働きかけを行った。

(IV-2-4) 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

人道支援関連の国際機関への貢献を通じて、スーダン、ソマリア、イラク、アフガニスタン等への支援を継続的に行うことができた。また、ホームズ国際連合事務次長（人道問題担当・緊急援助調整官）等国際機関の要人が訪日し、人道問題に対する意見交換を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を図った。

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金：国際機関等を通じて我が国の国際貢献を拡充すること（サンプル評価）

施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

国連第2の財政貢献国である我が国が「通常予算分担金」及び「PKO分担金」を支払うことにより、国連がその主要任務である平和と安全の維持、人権、経済社会開発といった分野において、積極的に国際協力を推進することに貢献でき、ひいては我が国国益の増進に役に立った。

施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

我が国は、世界貿易機関（WTO）に対し、分担金を支払ったが、この拠出により、WTOの主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となった。また、拠出金の拠出により、途上国のためのセミナーの実施が可能となり、途上国から評価され我が国のWTOにおけるプレゼンスを維持・増進するという意味で有効であった。

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

国連開発計画（UNDP）への拠出により、TICADIV及び北海道洞爺湖サミットに向け、平和の定着、気候変動等の地球規模の諸問題に解決において我が国がリーダーシップを発揮する上でUNDPからの積極的な協力を得ることができた。

2. 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政

策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成 13（2001）年 1 月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年 6 月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）が制定され、平成 14 年 4 月 1 日から施行された。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

（2）政策評価に関する基本的方針（基本計画・実施計画）

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成 14 年度から政策評価を実施している。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間は平成 20 年度から平成 24 年度まで。以下「基本計画」。）及び「平成 20 年度（平成 19 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」（平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで。以下「実施計画」。）を定めている^{（注）}。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されている。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めている。この基本計画は、5 年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標、事務事業等を定めている。

（注）今回の政策評価書における評価対象施策を定めた実施計画。詳細は後述（3.（2））。

（3）外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の施策を所管する各局・部の課室（以下「施策所管局課」）が担当し、その二次評価を評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課、及び総合外交政策局総務課、政策企画室）が担当することになっている。

（イ）施策所管局課

各施策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当する外交政策について、年度末の時点で 1 年を振り返って自己評価を行う。施策所管局課は、主に過去 1 年間の取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価する。

（ロ）評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）

評価シートについては各施策所管局課が作成している段階から考査・政策

評価官室が助言・意見交換を行うとともに、とりまとめ作業を行う。とりまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課や会計課、総合外交政策局とともに、施策所管局課の評価結果に対する総合的な審査を行う。

(ハ) 第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価および外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ」（下記3.(4)参照)を設置している。アドバイザー・グループに対しては、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改訂について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。

また、施策所管局課が自己評価に基づき政策評価を行った際にも、当該評価または評価対象施策について外部有識者よりの意見聴取を行い（評価シートにおける「第三者の所見」参照）、客観性の確保に努めている。

3. 平成20年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

(1) 基本計画

今回の政策評価は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「基本計画」（平成20年3月5日公表）に基づき実施されている。この「基本計画」は、概ね以前の「基本計画」の内容を踏襲しながらも、計画期間の3年から5年への延長、規制の事前評価及び政策評価と予算・決算との連携等、政策評価を巡る最近の動向も取り入れたものとなっている。

(2) 平成20年度（平成19年度を対象とした）外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成19年7月、「平成20年度（平成19年度を対象とした）政策評価実施計画」を公表した。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われている。

実施計画では、平成20年度予算概算要求から本格化する政策評価と予算との連携（骨太2005等言及。予算のPDCAサイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう、政策評価の体系（基本目標－施策）と予算書・決算書の表示科目（項－事項）を合致させる）を念頭に策定した。

また、前回の実施計画（平成 18 年度に実施した施策が対象）との主な相違点として、以下が挙げられる。

- （イ）名称：前回の実施計画では、「基本目標－施策目標－施策－事務事業」と表記していたが、予算との連携の観点から、「基本目標－施策－具体的施策－事務事業」に修正した。
- （ロ）基本目標Ⅵ：予算との連携の観点から、国際協力局としての政策評価を改めて整理し、基本目標Ⅵを修正した。
- （ハ）基本目標Ⅶ：予算との連携の観点から、省全体が関わる「分担金・拠出金」についての政策評価を実施することとし、新たに基本目標Ⅶを立て、その下に施策（3つ）を置き、各施策を代表する主要な分担金または拠出金を毎年度1つずつ（計3つ）評価する。

（3）政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、政策評価法が施行される以前より、国際的に確立した評価の手法も取り入れて、評価が行われている。

我が国の ODA に関する評価は、①我が国の ODA の基本政策（国別援助計画、重点課題別政策等）を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト評価がある。

今回の政策評価書では、従来から実施している上記政策レベルの評価（外部の有識者から構成される ODA 評価有識者会議に依頼して実施している第三者による評価を踏まえ、政策評価法に基づいて自己評価として実施するもの）と、政策評価法に定められたプロジェクト評価に加え、政府開発援助全体についての評価も行った（施策Ⅵ－1）。

なお、外務省以外にも、実施機関である JICA（独立行政法人国際協力機構）及び JBIC（国際協力銀行）、ODA 関係省庁が ODA に関する評価を実施している。各機関のホームページのアドレスは次のとおり。

外務省（ODA）→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyouka.html>

JICA→ <http://www.jica.go.jp/evaluation/index.html>

JBIC→ <http://www.jbic.go.jp/Japanese/oec/>

（4）外務省政策評価アドバイザー・グループの開催

平成 20 年 3 月 4 日、秋月京都大学大学院教授、稲沢関西学院大学大学院教授、添谷慶應義塾大学教授、中西京都大学大学院教授、廣瀬法政大学教授、福田早稲田大学教授、山田早稲田大学教授の 7 名のメンバーが参加し、第 9 回会合が開催された。この会合では、平成 19 年度を対象とする政策評価の実

施、外務省政策評価基本計画（案）等を議題として意見交換が行われた。メンバーからの意見について、今回の政策評価書作成に際し活用した。

（５）政策のたな卸し

平成 20 年 4 月 22 日閣僚懇談会において、官房長官より公表された「政府における無駄の徹底的な排除に向けた集中点検」に伴う「政策のたな卸し」について、政策評価制度等を活用しつつ、徹底的な見直しを行い、平成 21 年度予算要求に反映させた。

4. 評価書の構成・評価シートの改善点

平成 20 年度外務省政策評価書（平成 19 年度に実施した施策に係る政策評価）においては、読みやすさの向上、前回の政策評価書に対する外部有識者や総務省からの指摘への対応といった従来の課題とともに、政策評価と予算との連携強化に伴う評価体系の見直しにも配慮して、評価書の構成や評価シートを以下のとおりとし、必要な改善を行った。

（１）評価書の構成

前回と同様に、2 分冊（「施策レベル評価版」と「事務事業評価版」）とし、個別の施策の評価を見やすいものとした。また、「評価要旨版」も作成することとしている。

（２）[施策レベル評価] の評価シート

（イ）施策レベルの評価の実施

評価は、従来通り、課室単位（具体的施策）を基本として行っているが、概ね局単位でまとまっている施策については、前回同様、各施策を構成する具体的施策の評価を基に施策レベルの評価も行った。

なお、基本目標Ⅱ－6、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ－1 及びⅦについては、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっている。

（ロ）評価シートの内容面での改訂

「施策の概要」、「施策の評価」、「評価結果の政策への反映」の三部構成は維持しながら、記載項目について次のような点を改訂した。

- (a) 評価の結果：5 段階の類型を維持する。ただし、5 段階評価の最下位の評価として設けていた「目標の達成に向けて進展しなかった」は、これまでにこのような評価となった施策はなく、また、施策が全く進展しないとの

評価結果は非現実的であることから、「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」へ変更した。

- A. 目標を達成した
 - B. 目標の達成に向けて
 - C. 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。
- (1) 相当な進展
(2) (普通の) 進展 があった。
(3) 一定の進展

(b) 投入資源（予算）：当該具体的施策の関連予算として計上された本省分と在外分の当初予算の合計額を記入することとした（分担金・拠出金、共通費、補正予算額は除く）。

なお、V 外交実施体制の施策は、予算書上の特定の「項」を持たない施策として、投入資源の記載欄に代えて、省全体の活動のために実施される施策であることから関連予算を特定できない旨の注意書きを記載した。

(c) 評価の切り口：従来は、「～の達成（進捗）状況」などの一般的な書きぶりが多かったが、目標の達成度をより具体的に測ることができるような切り口とするよう努めた。

(d) 次年度への反映方針（予算）：当該施策に必要な予算を計上しない具体的施策（＝分担金・拠出金または共通費のみ計上する具体的施策）の場合は、「－」と記載することとした。

なお、基本目標Ⅶ（分担金・拠出金）について、一般の施策と同様の評価フォーマットを使用するが、具体例として取り上げる分担金・拠出金のみの評価を記述することとした。また、評価フォーマットの末尾に当該施策に含まれる主な分担金・拠出金名及び予算総額を記載した。

(3) [事務事業評価版] の評価シート

昨年と同様、一般用と成果重視事業（5事業）用の評価シートを使用した。

一般の事務事業の総合的評価に関し、従来同様5つの分類を維持しつつ、「内容の見直し・改善」を選択肢の1つとし、投入資源量は変えずに事業の内容を改善する事務事業はないか、検討を要請した。

5. 評価の結果

施策所管局課による自己評価の結果は以下のとおりであった。外交政策の性格上、評価対象施策の多くが中長期的な視点から目標を立てているが、平成19年度に限っての目標（小目標）について評価を実施した課もあり、年度ごとの施策の実施状況に焦点を当てる評価として、このような試みが広がる

ことが期待される。また、数値による分析が困難であっても、要人往来の際に得られた具体的な成果を記述したり、我が国の外交努力により国際会議の成果文書に然るべき言及が盛り込まれた事実を指摘する等、出来る限り具体的な事例に沿って目標の達成状況を分析する努力が見られ、適切な評価が実施されたと考えられる。

(施策の評価)

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
66	—	27	37	2	—

(事務事業の扱い)

事務事業数	「拡充強化」	「内容の見直し・改善」	「今のまま継続」	「縮小」	「中止・廃止」
231	86	22	123	—	—

6. 今後の改善点

政策評価と予算との連携を踏まえ、外務省の政策評価がより一層充実したものとなるよう、引き続き省員への周知に努める。外交政策は定量的な評価になじまないものではあるが、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティ）や業務の自己改革のための一助）について、省員各自の認識が深まり、より質の高い政策評価が実施されるよう、省員の意識を高めていく必要がある。

【評価結果】一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１～Ⅱ－５）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値（小数点以下四捨五入）である。

基本目標Ⅰ：地域別外交

施策Ⅰ－１	対アジア大洋州外交	★★★★☆
Ⅰ－１－１	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－２	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★☆☆☆
Ⅰ－１－３	未来志向の日韓関係の推進	★★★☆☆
Ⅰ－１－４	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－５	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－６	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－７	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－８	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★★☆☆

施策Ⅰ－２	対北米外交	★★★★☆
Ⅰ－２－１	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－２	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－３	米国との安全保障分野での協力推進	★★★★☆

施策Ⅰ－３	対中南米外交	★★★★☆
Ⅰ－３－１	中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化	★★★★☆
Ⅰ－３－２	南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化	★★★★☆

施策Ⅰ—4	対欧州外交	★★★★☆
Ⅰ—4—1	欧州地域との総合的な関係強化	★★★★☆
Ⅰ—4—2	西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★☆
Ⅰ—4—3	中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★☆
Ⅰ—4—4	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★★☆☆
Ⅰ—4—5	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★☆☆

施策Ⅰ—5	対中東外交	★★★☆☆
Ⅰ—5—1	中東和平実現に向けた働きかけ	★★★★☆
Ⅰ—5—2	イラクの平和と安定のための支援	★★☆☆☆
Ⅰ—5—3	アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援	★★★☆☆
Ⅰ—5—4	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大	★★★★☆
Ⅰ—5—5	中東地域産油国（特にGCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化	★★★☆☆

施策Ⅰ—6	対アフリカ外交	★★★★☆
Ⅰ—6—1	アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進	★★★★☆
Ⅰ—6—2	多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進	★★★☆☆
Ⅰ—6—3	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★☆

基本目標Ⅱ：分野別外交

施策Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	★★★☆☆
Ⅱ—1—1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	★★★★☆
Ⅱ—1—2	日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策	★★★☆☆
Ⅱ—1—3	国際平和協力の拡充、体制の整備	★★★★☆
Ⅱ—1—4	国際テロ対策協力	★★★☆☆
Ⅱ—1—5	国連を始めとする国際機関における我が国の	★★★☆☆

	地位向上、望ましい国連の実現	
Ⅱ—1—6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ—1—7	国際組織犯罪への取組	★★★★☆

施策Ⅱ—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★☆
Ⅱ—2—1	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散	★★★★☆
Ⅱ—2—2	地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化	★★★★☆

施策Ⅱ—3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	★★★★☆
Ⅱ—3—1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ—3—2	科学技術に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ—4	国際経済に関する取組	★★★★☆
Ⅱ—4—1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
Ⅱ—4—2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	★★★★☆
Ⅱ—4—3	重層的な経済関係の強化	★★★★☆
Ⅱ—4—4	経済安全保障の強化	★★★★☆
Ⅱ—4—5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	★★★★☆

施策Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
Ⅱ—5—1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
Ⅱ—5—2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ—5—3	経済分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ—5—4	社会分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆

施策Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★★☆
-------	-----------------------------------	-------

基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1	海外広報、文化交流	★★★★☆
Ⅲ—1—1	海外広報	★★★★☆
Ⅲ—1—2	国際文化交流の促進	★★★★☆
Ⅲ—1—3	文化の分野における国際協力	★★★★☆

施策Ⅲ—2	報道対策、国内広報、IT 広報	★★★★☆
Ⅲ—2—1	効果的な外国報道機関対策の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—2	適切な報道機関対策・国内広報の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—3	効果的な IT 広報の実施	★★★★☆

基本目標Ⅳ：領事政策

施策Ⅳ—1	領事サービスの改善・強化	★★★★☆
施策Ⅳ—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆
施策Ⅳ—3	外国人問題への対応強化	★★★★☆

基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ—1	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆
施策Ⅴ—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	★★★★☆

基本目標Ⅵ：経済協力

施策Ⅵ—1	経済協力	★★★★☆
施策Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆
Ⅵ—2—1	人間の安全保障の推進	★★★★☆
Ⅵ—2—2	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	★★★★☆
Ⅵ—2—3	地球環境問題への取組	★★★★☆
Ⅵ—2—4	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	★★★★☆

基本目標Ⅶ：分担金・拠出金

施策Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★☆☆
施策Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★☆☆
施策Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★☆☆

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

評価シートの記載内容

(具体的) 施策レベル評価
シート

- - () (施策名)

(施策所管課室名)^(*)(課室長名)

平成 20 年 月

施策の概要

施策の目標	
施策の位置付け	
施策の概要	

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて」
(理由)

課題

施策の必要性

施策の有効性

施策の効率性

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度

単位：人（本省職員）

外部要因**目標の達成状況**

評価の切り口1：

評価の切り口2：

第三者の所見**評価結果の政策への反映****今後の方針****事務事業の扱い****平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針**

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

（＊）施策所管課室の所掌事務の詳細につきましては、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/sosiki/index.html>) を参照願います。

〔(具体的) 施策レベル評価シート〕における【評価結果】の記載

評価対象となる施策の目標として掲げたことが達成されたかどうかについて、下記の5つの表現を使い類型化して記述する。

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| A | 目標を達成した。 | |
| B | 目標の達成に向けて | { (1) 相当な進展
(2) (普通の) 進展 があった。
(3) 一定の進展 |
| C | 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。 | |

A 目標を達成した。

この場合、今後の施策の目標を新たに設定する必要がある。今後の施策の方向性などについて要記述。

- | | | |
|---|-----------|---|
| B | 目標の達成に向けて | { (1) 相当な進展
(2) (普通の) 進展 があった。
(3) 一定の進展 |
|---|-----------|---|

(1) 相当な進展

事前に想定していたよりも、大きな進展があった場合
外交努力により、想定以上の成果が得られた。

例 [想定していた以上に交渉が進み] 条約締結に至った

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+ 我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流の倍増・大幅な増加

(2) (普通の) 進展

事前に想定していた通りの進展があった場合

外交努力により、予想していた成果が得られた。

例 [順調に交渉が進み] 予定されていた条約を締結

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+ 我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流事業の円滑な実施

予定していた我が国提出の国連決議の採択

* 上記取組に対する各国要人の積極的な評価が見られたことへの言及も可

(3) 一定の進展

事前に想定していたよりも少ない進展しかなかった場合

例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情 (外

部要因)などにより、条約の締結にまでは至らなかった。したがって、今後、・・・
のような取組を強化するなど政策を見直していく方針。

C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

事前に想定していたよりもはるかに少ない進展しかなかった場合

例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情(外部要因)など、極めて困難な事情により、条約の交渉がほとんど進まなかった。(以下、今後の取組方針の見直しなど、改善を要する点について記述する。)

事務事業名

事務事業の概要

有効性(具体的成果)

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止
(理由と今後の方針)

評価をするにあたり使用した資料

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域 当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

〔(具体的) 施策レベル評価シート〕における投入資源の記載

(1) 予算

予算	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度

単位：千円

外務省予算のうち、当該評価対象施策を実施するために計上されている当初予算(平成 19 年度予算額及び平成 20 年度予算額)のうち、共通経費を除く予算額を記載する。在外分予算(除く、共通経費)は含む。

なお、分担金・拠出金または共通経費のみを予算としている具体的施策は、「 - 」と記載する。

(2) 人的投入資源

人的投入資源	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度

単位：人(本省職員)

人的投入資源に含まれるもの

人的投入資源とは、各施策を実施するために投入された各施策所管課(室)の人的資源(定員ベース)を合計したもの。本省の局幹部以上は含まれない。また、在外公館の定員も含まない。

なお、外務省においては施策所管課(室)に加え、他部局の協力・連携の下で実施する性格の施策が多いが、全体についての算出が困難なことから、施策所管課(室)の人数に限定する。

基本目標 地域別外交

施策 1 対アジア大洋州外交 41

具体的施策

- 1-1 東アジアにおける地域協力の強化 49
- 1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力 53
- 1-3 未来志向の日韓関係の推進 57
- 1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化 62
- 1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 66
- 1-6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 69
- 1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化 73
- 1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 77

- 1 対アジア大洋州外交

具体的施策

- 1 - 1 東アジアにおける地域協力の強化
- 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進
- 1 - 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化
- 1 - 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
- 1 - 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
- 1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化
- 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

評価の結果

施策 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 2	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	
- 1 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 7	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 1 - 8	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールの地域における定着を図っていくことが必要である。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、一層強

固な未来志向の友好協力関係を発展させること、さらには、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくはない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的特殊性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡における協力国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

- (1) 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、また、安全保障面においてもシーレーンに位置する我が国外交上の重要地域である。
- (2) 特に経済面において東南アジア島嶼部各国は、成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。我が国は貿易・投資面において密接な関係を有しており、最重要生産拠点の一つとなっている当該地域におけるビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシアやブルネイは我が国にとって主要なエネルギー資源供給国との観点からも重要である。
- (3) インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発し、また豪雨による洪水、地滑り被害も発生しており、インドネシアをはじめとする東南アジア島嶼部各国はこうした自然災害に対して脆弱であり、また、貧困層が大きな被害を受け衛生状態の悪化等の二次災害を生じる懸念も大きいことから、我が国の緊急支援の必要性は依然として高い。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

- (1) 南西アジア諸国は、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を維持し、国際社会での存在感を一層強めつつある。特にインドは、高い経済成長を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が

国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。

(2) また、パキスタン、ネパール、ブータン、スリランカ、バングラデシュ等における民主化、平和構築の流れを支援していくことは、いまだ不安定要因が存在する南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等外交的資産に富んでおり、南西アジア諸国との関係強化を図ることが必要である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係・強化をはかることは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。

施策の有効性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力である ASEAN の統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EAS、ASEAN + 3、日・ASEAN といった枠組みによる協力は、ASEAN 域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たしている。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、国際連合、G 8 首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘事業や対話の枠組み（官民合同協議会、両

国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等)を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、平成 20 年 1 月の日メコン外相会議等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係を強化し、各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するためには、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流を継続・促進し、また、経済面においては EPA 協議・実施等二国間経済協議等を推進することが有効である。また、東南アジア島嶼部は自然災害が頻発する地域であることにかんがみ、自然災害が発生した場合には被災国に対して迅速な支援を行うことが関係強化のために不可欠である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはない。特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。

(2) その具体策としては、(イ) 要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、(ロ)(イ)と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、(ハ) 特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、(ニ) 相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場として PIF 域外国対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につなげることが出来る。同域外国対話は、3 年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び平成 21(2009)年に控えた第 5 回サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

上記それぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら具体的な対応を示さなかった。

他方、六者会合、国際連合、G 8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議やG 8 首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものとする。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

- (1) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力し、第二期日韓歴史共同研究が本格的に始動したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話の実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (3) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。平成 20 年 2 月の日韓首脳会談においては、両首脳は、若者交流を含む人的交流を一層拡充することが重要であるとの認識で一致し、また、大学生交流や知的交流を協力して進めていくことが重要であるとの点で一致した。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ 境界画定について、平成 19 年 3 月に続き、6 月に交渉が行われ、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定の交渉には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行っており、とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (5) 経済緊密化のための各種協議の推進については、平成 19 年 7 月に第 6 回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、平成 16 年 11 月以降中断している日韓 EPA 交渉については、平成 20 年 2 月 25 日に行われた福田総理と李明博大統領との間の初の日韓首脳会談の結果、交渉の再開を検討していくこととなった（4 月 21 日の日韓首脳会談での合意に基づき、6 月 25 日に実務協議が行われた。両国の立場を 3 年半ぶりに整理し、双方の理解を深めることができ有意義であった。）。とられた手段は適切かつ効果的であった。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

平成 19 年度は、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中ハイレベル経済対話（閣僚級）、4 回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互惠関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向

け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても招聘事業及び協議メカニズムの立ち上げを時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁（EPA 交渉・実施における関係省庁との連携）・関係各課（要人往来）民間（周年事業）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

安倍総理訪印、麻生外務大臣の SAARC 首脳会議出席、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州とは、安全保障協力や EPA 交渉の継続など平成 18 年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のため協力の枠組みに進展があった。また、島サミット及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN 間では包括的経済連携協定の交渉が妥結したほか、「ASEAN 憲章」の採択など ASEAN 統合に向けた ASEAN の努力を我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加する EAS について、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で具体的な協力が着実に推進されている。さらに、東アジアの安定と繁栄に大きな責任を有する日中韓の首脳会議が、今後、ASEAN 関連首脳会議と独立した形で開催することに初めて合意されたことは、今後の日中韓協力の進展に大きな弾みとなった。これらの点において当初想定していた以上の成果が見られた。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、平成 19 年 2 月に合意された「初期段階の措置」が実施され、さらには、10 月に「第二段階の措置」が合意されるなど、一定の前進があった（ただし、北朝鮮は平成 19 年末までの実施を約束した非核化措置を期限内に完了しなかった。）。また、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成 19 年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 日朝関係については、六者会合の枠組みの下で、平成 19 年 3 月の第 1 回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9 月に第 2 回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたが、拉致問題を含む諸懸案に関し具体的な成果は得られなかった。他方、国連総会において、拉致問

題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、G8首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

首脳・外相レベルを始め、様々な分野で重層的な政府間対話が行われ、各種の文化交流・青少年交流・学术交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても適切に対処した。平成20年2月に行われた日韓首脳会談において、福田総理と李明博（イ・ミョンバク）韓国大統領が、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻りに往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意したことは、目標に向けて着実な進展があったものと評価できる。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、六者会合における具体的な成果に結び付けることができた。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化」について

日中関係においては、平成18年の安倍総理（当時）訪中時に合意した「戦略的互惠関係」が、当初想定していた以上に具体化し、日中間の協力関係が進展した。日モンゴル関係においても、当初想定していた以上に幅広い活発な意見交換が行われた。

（1）温家宝中国国务院総理の訪日、福田総理の訪中等のハイレベル往来等を通じ、アジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」を具体化させた。要人往来以外にも、国際会議の場等の機会に首脳会談、外相会談を実施した他、各種対話を通じて、日中関係をさらに進展させた。

（2）政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進させた。「日中文化・スポーツ交流年」の各種行事を実施し、日中両国民の交流が活発に行われた。

（3）対モンゴル関係においても、「モンゴルにおける日本年（外交関係樹立35周年）」を通年実施したほか、皇太子殿下のモンゴル御訪問、オヨーン外務大臣及びその他閣僚の訪日、各種招聘事業等を通じ、幅広い人的交流が活発に行われた。また、貿易・投資拡大及び鉱物資源開発にかかる官民合同協議会を立ち上げ、第一回協議を各々東京で実施した。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

タイ、ラオス及びカンボジアの首相並びにベトナムの国家主席が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。また、平成19年は日タイ修好120周年の各種行事が行われ、各国との対話・交流が促進された。経済協議については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が署名された。メコン地域開発については、平成20年1月、初めての日メコン外相会議が東京で開催され、「信頼」「発展」「安定」の3つをキーワードとする日メコン協力、及び国際場裡における協力をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。また、会議の前後には、日・ラオス投資協定、対カンボジア無償援助E/N（交換公文）及び「開発の三角地帯」関係文書の署名式が実施され、更に、日メコン友好議連朝食会や日本のビジネス関係者を集めたメコン地域投資促進セミナーが開催された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

平成19年度においては、当初想定していた以上のハイレベルな要人往来等が活発に行われ、経済関係についても具体的成果を得た。頻発した自然災害への対応も迅速に実施した。詳細は以下のとおり。

（1）要人往来等について、総理のインドネシア及びマレーシア公式訪問、秋篠宮同妃両殿下のインドネシア御訪問をはじめとする要人往来、インドネシア及びマレーシアとの周年事業、招へい事

業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

(2) 各国との経済関係に関し、日・シンガポール改正議定書の発効、ブルネイ及びインドネシアとの EPA 署名という大きな具体的成果を得ることができた。また、EPA 実施のための分野別の小委員会等も多数開催された。新規にブルネイとの租税条約交渉も開始された。

(3) 自然災害に関し、インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発したが、我が国は NGO との連携を通じた支援も行い、被災国の支援に大きく貢献した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 19 年には、安倍総理(当時)の訪印、麻生外務大臣(当時)の SAARC(南アジア地域協力連合)首脳会議出席、スリランカ大統領の訪日、バングラデシュ外務担当顧問(外相に相当)の訪日等が実現した。特にインドとの関係では、安倍総理訪印の際に、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」が発出され、政治・安全保障、経済、人の交流、地域的・国際的課題に関し、多くの共通の取組に合意した。また、両首脳は、環境とエネルギーに関する別個の共同声明に署名した。この他、平成 19 年は「日印交流年」、日・バングラデシュ国交樹立 35 周年、日・モルディブ外交関係樹立 40 周年であり、各種関連行事が行われた。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア諸国との関係強化という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪間では経済面で 4 回に及ぶ経済連携協定(EPA)交渉が行われるとともに、政治及び安全保障面では平成 19 年 6 月、日豪外務・防衛閣僚協議が開催され、同年 9 月、両国間で「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を実施するための行動計画が採択された。ニュージーランドとの間では、経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議が開催され、政治分野においても両国で協力している。島嶼国との間では、第 4 回日・PIF 首脳会議後に設置された日・PIF 合同委員会等の場を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援のフォローアップが行われている。この結果、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

- 1 - 1 東アジアにおける地域協力の強化

アジア大洋州局地域政策課長 相川一俊

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 第 166 回国会外交演説に言及あり。 第 169 回国会外交演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	日本の安全と繁栄に不可欠である、豊かで安定し、開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じて地域共通の課題に取り組んでいくことが必要である。具体的には、日・ASEAN 協力、ASEAN+3 協力、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓協力その他の協力枠組みの下、地域共通の課題に対処する協力を積極的に推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN 間では包括的経済連携協定の交渉が妥結したほか、「ASEAN 憲章」の採択など ASEAN 統合に向けた努力を我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、民主主義を始めとする基本的価値を共有するインドや豪州等が参加する EAS について、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で具体的な協力が着実に推進されている。さらに、東アジアの安定と繁栄に大きな責任を有する日中韓の首脳会議が、今後、ASEAN 関連首脳会議と独立した形で開催することに初めて合意されたことは、今後の日中韓協力の進展に大きな弾みとなった。これらの点において当初想定していた以上の成果が見られた。

課題

- （1）地域協力の推進力である ASEAN が 2015 年までの「ASEAN 共同体」の実現を目指して推進している域内格差是正を始めとする統合努力を我が国として積極的に支援する。
- （2）今後 10 年間の ASEAN+3 協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って、広範な分野で ASEAN+3 協力を推進する。

(3) EAS については、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流といった分野で我が国が打ち出した協力イニシアティブを引き続き着実にフォローアップするとともに、第4回 EAS においても地域共通の課題に対して首脳主導の具体的協力を推進するためのイニシアティブを積極的に発揮していく。

(4) 日中韓首脳会議を三国の何れかで開催することに合意される等、進展の気運が高まっている日中韓三国間協力を着実に推進していく。

(5) 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、我が国が重視する環境への取組を発信する。

施策の必要性

東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールの地域における定着を図っていくことが必要である。

施策の有効性

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力である ASEAN の統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EAS や日・ASEAN 協力といった枠組みによる協力は、ASEAN 域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たしている。

施策の効率性

上記それぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	94,013	86,773

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	24	24

単位：人（本省職員）

外部要因

東アジア地域協力の動向は、その時々々の政治、経済、安全保障情勢に大きく影響される。

目標の達成状況

評価の切り口1：日 ASEAN 行動計画及び日 ASEAN 首脳共同声明フォローアップ状況

平成 19 (2007) 年 11 月に開催された第 11 回日・ASEAN 首脳会議では、日 ASEAN 行動計画の第 4 次進捗状況報告書が提出された。今回の報告書では、日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定の交渉が妥結したこと、日・ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用して、新型インフルエンザ対策事業や日・ASEAN テロ対策対話が実施・開催されたこと、日本が様々なサブ・リージョナルな協力を推進したこと等が記載された。

また、平成 19 (2007) 年 1 月の日・ASEAN 首脳会議で設立について合意された「日・ASEAN 賢人会議」の第 1 回会合が開催されたほか、第 11 回日・ASEAN 首脳会議で福田総理が表明した「日・ASEAN 環境対話」も開催され、日本と ASEAN との間の環境協力プロジェクトについての協議が行われる等フォローアップが開始された。

詳細は、事務事業 「日・ASEAN 協力」を参照。

評価の切り口2：東アジア共同体形成を視野に入れたものを含む地域協力の進展

EASをはじめとする地域協力の枠組みそれぞれにおいて、具体的協力が一層進展し、地域の一体感が醸成されつつある。

EASにおいては、「エネルギー、環境、気候変動及び持続可能な開発」が主要テーマとなり、「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」が採択され、平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットの主要テーマの一つでもある環境・気候変動問題に関する国際社会の議論に貢献する成果が得られたほか、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向け、具体的かつ広範な日本の環境協力イニシアティブを表明し、EASの下での環境協力の推進の気運を高めた。

ASEAN+3 協力においては、ASEAN+3 協力10周年にあたる第11回首脳会議(11月)において、これまでの協力の成果を確認し今後10年間の協力の方向性を規定する「東アジア協力に関する第二共同声明」が採択された。「第二共同声明」では、我が国が重視してきたASEAN+3 協力における(イ)開放性・透明性、(ロ)国際的に共有された価値、(ハ)EAS、APEC等の他の地域枠組みとの相互補完性の原則が示された。「第二共同声明」には各協力分野における具体的協力事項が示された。

日中韓協力においては、未来志向の関係強化の重要性に対する共通認識の下、三国間協力推進のための「行動計画」策定やアフリカに関する三国政策協議の立ち上げが合意された。また、日中韓首脳会議を今後三国の何れかで開催すべく検討していくこととなったほか、日中韓外相会議が他の外相会合から独立した形で初めて開催される等、三国ハイレベル間の交流促進に向けた動きが加速化された。

アジア協力対話(ACD)では、東アジアから中東までを含む広域アジアでの対話を進めるとともに、環境分野での教育推進対話を開催し、我が国が重視する同分野における取組をアジアに向けて発信した。

詳細は、事務事業 「ASEAN+3 協力」、事務事業 「東アジア首脳会議」、事務事業 「日中韓協力」、事務事業 「地域の安定と繁栄を目指したその他の協力」を参照。

第三者の所見

本名 純 立命館大学国際関係学部准教授

経済的な相互依存が急速に深まる東アジア地域において、我が国は、これまで以上にマルチの枠組みでの地域協力を積極的なイニシアティブの発揮が求められている。とりわけ経済統合が実質的に進む東アジアで、「新たな地域秩序」をどう形成していくのかという中長期的な課題を考える場合、我が国が地域協力の強化を通じて、秩序形成のリーダーシップを担うメリットは明らかである。その観点から、

自己評価は妥当なものだと考える。日 ASEAN 協力においては、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定の交渉、日 ASEAN 統合基金(JAIF)による事業の展開、そして日 ASEAN 賢人会議の実現により、日 ASEAN 関係は経済部門のみならず、政治や非伝統的安全保障の分野でも大きな深まりをみせた。東アジア首脳会議(EAS)においても、エネルギー・環境・気候変動といった国境を越えた問題に対する地域の取組みが EAS 共通の課題としてクローズアップされ、我が国は「持続可能社会」をアピールした環境協力へのイニシアティブを発揮できた。また日中韓の枠組みでも、様々な合意が形成されるようになり、共通の課題に対する取組み 例えは鳥インフルエンザ対策やアフリカ支援など で、三国の協力前進が顕著にみられた。これらの地域協力には各々特性があり、我が国は、その個別効果を活かしながら重層的に協力政策を展開していくべきであろう。

今後の地域協力の強化に向けて、取り組むべき課題は少なくないが、マクロの視点からとりわけ以下の二点を指摘したい。第一に、ASEAN 統合の深化に伴いガバナンス能力の域内格差が顕著になっており、この是正に向けて具体的な協力プログラムを実施していくという課題である。ガバナンスの域内格差は法整備・制度整備・人的能力にみられ、それが経済政策や社会政策、安全保障政策、治安管理等といった分野で域内協力推進のハードルとなっている。この格差是正に寄与するキャパシティ・ビルディングの協力プログラムを、これまで以上に積極的に進めていくことが、地域統合への挺入れとして重要になる。第二に、日 ASEAN、EAS、日中韓をはじめとする重層的な地域協力の枠組みをどう効果的にシンクロナイズさせることで、我が国の東アジア政策にとって望ましい展開を相乗的に形成いくかという課題であり、枠組み横断的なアプローチを射程に入れた地域協力ビジョンが期待されよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

すべての枠組みにおいて地域協力を積極的に推進し、地域の一体感を高めていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的な取組を進める。

事務事業の扱い

日・ASEAN 協力	内容の見直し・改善
ASEAN+3 協力	今のまま継続
東アジア首脳会議	内容の見直し・改善
日中韓協力	拡充強化
地域の安定と繁栄を目指したその他の協力	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

北東アジア課長 山田重夫

平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説、第 168 回国会所信表明演説、第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 (2) 拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、平成 19 年 2 月に合意された「初期段階の措置」が実施され、さらには、10 月に「第二段階の措置」が合意されるなど、一定の前進があった(ただし、北朝鮮は平成 19 年末までの実施を約束した非核化措置を期限内に完了しなかった。)また、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成 19 年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 日朝関係については、六者会合の枠組みの下で、平成 19 年 3 月の第 1 回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9 月に第 2 回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたが、拉致問題を含む諸懸案に関し具体的な成果は得られなかった。他方、国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、G 8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

課題

日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を図るという基本方針の下、政府としては、朝鮮半島の非核化と拉致問題を含む日朝関係の双方が共に前進するよう、引き続き米国を始めとする関係国と共に最大限努力を行っていく。また、国連等の場を活用しつつ、国際的な連携強化に努める。

施策の必要性

拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上的問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

施策の有効性

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

施策の効率性

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら具体的な対応を示さなかった。

他方、六者会合、国際連合、G8首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議やG8首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものとする。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	73,061	70,863

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	19	20

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 核、ミサイル問題に関しては、米、中、韓、露といった六者会合関係国の外交政策が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (2) 拉致問題については、国連等の場でも取り上げられており、国際社会の関心、連携強化の態様が

問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。

(3) 北朝鮮の内政、経済における動向が我が国の要求に対する北朝鮮側の対応に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口1：核・ミサイル問題をめぐる協議における前進

核、ミサイル問題については、平成19年2月の六者会合で合意された「共同声明実施のための初期段階の措置」が実施され、さらに、10月には、第6回六者会合第2セッションにおいて「共同声明実施のための第二段階の措置」が採択されるなど、朝鮮半島の非核化に向けた一定の前進があった。この中で、北朝鮮が平成19年末までに、寧辺(ヨンビョン)の3つの核施設の無能力化の完了、すべての核計画の完全かつ正確な申告の実施、を約束したことは一定の成果であった。しかしながら、寧辺の3つの核施設の無能力化は作業が進められているものの、核計画の申告を含め、北朝鮮はこれらの措置を期限内に完了しなかった。

北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。詳細は、事務事業「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組」を参照。

評価の切り口2：拉致問題をめぐる協議の進捗状況

六者会合の枠組みの下に、平成19年3月の第1回「日朝国交正常化のための作業部会」に引き続き、9月に第2回「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたこと、また、同作業部会において、日朝双方は、今後、日朝平壤宣言にのっとり、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決して国交正常化を早期に実現するため、双方が誠実に努力すること、また、今後、このための具体的な行動につき協議し、実施していくことで一致したことは一定の成果であった。しかしながら、北朝鮮は、拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けて何ら具体的な行動をとらなかった。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成19年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択され、また、平成19年6月のG8首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは大きな成果である。詳細は、事務事業「拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組」を参照。

第三者の所見

平岩俊司 静岡県立大学教授

昨年、朝鮮半島の非核化については、「初期段階の措置」の実施、「第二段階の措置」の合意など、一定の進展が見られたが、日本はこのプロセスで六者会合のメンバーとしての役割を果たした。また、日朝関係については、二回にわたって「日朝国交正常化のための作業部会」が開催されたものの拉致問題を含む諸懸案についての具体的成果はなかったが、六者会合、国連総会、G8首脳会合をはじめさまざまな場で、日本は自らの立場を主張して国際的連携を強化することができた。朝鮮半島の非核化と日朝間の諸懸案の進展という二つの課題を両立することはきわめて難しい状況にあったが、日本はそれをうまく両立させたといつてよい。それゆえ、「目標の達成に向けて一定の進展があった」との自己評価は妥当である。

今後は、朝鮮半島非核化のためにより積極的な役割を演じると同時に、朝鮮半島非核化に向けた国際

社会の動きも利用しながら、日朝協議で粘り強く交渉し、日朝間の諸懸案について具体的な成果を目指すことが必要とされよう。その際、六者会合、国連、G8 首脳会合などの多者間の枠組み、日米、日韓、日中、日ロなどの二国間の枠組みは言うに及ばず、日米韓、日中韓など、中範囲での多者間の枠組みについても積極的に創設、利用していくことを期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

関係国と緊密に連携・協力しつつ、六者会合と日朝間の協議を併せて進展させ、諸懸案の包括的解決を目指す。

事務事業の扱い

核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組	拡充強化
拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進

北東アジア課長 山田重夫

平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること。また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説、第 168 回国会所信表明演説、第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 (2) 政治分野の対話の促進 (安保対話、防衛交流の促進、対北朝鮮政策についての連携の強化) (3) 人的交流の拡大 (「日韓共同未来プロジェクト」の推進、知的交流の促進、各種文化交流事業を含む) (4) 日韓間の懸案への対応 (竹島問題、EEZ 境界画定等) (5) 経済緊密化のための各種協議の推進 (日韓 EPA に関する協議を含む)

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

首脳・外相レベルを始め、様々な分野で重層的な政府間対話が行われ、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても適切に対処した。平成 20 年 2 月に行われた日韓首脳会談において、福田総理と李明博 (イ・ミョンバク) 韓国大統領が、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻繁に往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意したことは、目標に向けて着実な進展があったものと評価できる。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、六者会合における具体的な成果に結び付けることができた。

課題

- (1) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点からの未来志向の日韓関係の強化をはかる。
- (2) 北朝鮮の拉致問題や核問題における日韓間の連携・協力の強化を更に進める。
- (3) 日韓 EPA 交渉の早期再開・妥結を目指す。

施策の必要性

日韓両国は、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させること、さらには、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

施策の有効性

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

施策の効率性

- (1) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力し、第二期日韓歴史共同研究が本格的に始動したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話を実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (3) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。平成 20 年 2 月の日韓首脳会談においては、両首脳は、若者交流を含む人的交流を一層拡充することが重要であるとの認識で一致し、また、大学生交流や知的交流を協力して進めていくことが重要であるとの点で一致した。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ 境界画定について、平成 19 年 3 月に続き、6 月に交渉が行われ、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定の交渉には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行っており、とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (5) 経済緊密化のための各種協議の推進については、平成 19 年 7 月に第 6 回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、平成 16 年 11 月以降中断している日韓 EPA 交渉については、平成 20 年 2 月 25 日に行われた福田総理と李明博大統領との間の初の日韓首脳会談の結果、交渉の再開を検討していくこととなった（4 月 21 日の日韓首脳会談での合意に基づき、6 月 25 日に実務協議が行われた。両国の立場を 3 年半ぶりに整理し、双方の理解を深めることができ有意義であった。）とられた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	93,382	86,570

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	19	19

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日韓関係は韓国国内におけるマスコミ論調や対日世論の影響を受けやすく、歴史問題や竹島問題等の懸案が両国民の相互に対する感情を悪化させる可能性を常にはらんでいる。
- (2) 上記に関連し、韓国の現政権の過去・歴史認識に関する政策姿勢（とりわけ日本の植民地支配に対する評価及び具体的対応）は、日韓関係の具体的あり方を大きく左右する。
- (3) 朝鮮半島における情勢は、拉致問題、核問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案に対する日韓の連携・協力に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口1：日韓間の過去に起因する諸問題への取組における進展

朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成18年8月を皮切りに平成20年3月までに旧民間徴用者等の遺骨の現地調査を計31回実施し、また、旧軍人・軍属の遺骨についても、平成20年1月、東京都目黒区祐天寺に保管されてきた旧軍人・軍属の遺骨101体を遺族に返還するなど着実な進展があった。在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。在韓被爆者問題については、平成17年の在外公館での健康管理手当支給申請の受付開始を受け、平成20年4月現在、260件に上る在韓被爆者からの申請を受け付け済みである。また、歴史共同研究については、平成19年には第二期日韓歴史共同研究が本格的に始動し、同年中に2回の共同研究委員会全体会合が開催された。このように、日韓間の過去に起因する諸問題への取組において着実な進展がみられた。詳細は、事務事業「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」を参照。

評価の切り口2：政治分野の対話の促進

政治分野での対話については、首脳・外相レベルを始め、様々な分野で重層的な政府間対話が行われた。福田総理は、平成20年2月25日の大統領就任式に出席後、李明博新大統領との間で首脳会談を行い、両首脳は、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致するとともに、両首脳が形式張らずに頻りに往来する「シャトル首脳外交」を実施していくことで合意した。また、平成19年度には、11月の首脳会談のほかにも、2回の電話首脳会談、5回の外相会談、3回の日韓外相電話会談、2回の日韓安保対話を実施するなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。特に、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を推し進め、10月には六者会合成果文書である「共同声明の実施のための第二段階の措置」の採択等、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。詳細は、事務事業「政治分野の対話の促進」を参照。

評価の切り口3：人的交流の拡大

近年、日韓両政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこともあり、平成19年の訪日韓国人は約260万人、訪韓日本人は約224万人に上り、日韓間の往来者数が年間約484万人に達した。また、平成19年10月に開催された「日韓交流おまつり2007 in Seoul」では、約7万5千人の観客を集めた。平成19年1月に開催された第2回東アジア首脳会議（EAS）で安倍総理（当時）が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下、平成19年より5年間、韓国から毎年1000人程度の青少年を日本に招くこととなり、平成19年度は、約1500人の中高生、大学生、教員等が訪日した。このような種々の交流事業を通じて、日韓両国の市民レベルでの交流は着実に拡大した。2月の日韓首脳会談においては、両首脳は、若者交流を含む人的交流を一層拡充することが重要であるとの認識で一致するとともに、大学生交流や知的交流を協力して進めていくことが重要であるとの点で一致し、そのような交流の具体的なプログラムを協力して作っていくこととなった。詳細は、事務事業「人的交流の拡大」を参照。

評価の切り口4：日韓間の懸案への対応状況

平成18年に再開されたEEZ境界画定交渉は、平成19年3月に続き、6月にも行われ、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定の交渉には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行っている。詳細は、事務事業「日韓間の懸案への対応」を参照。

評価の切り口5：経済緊密化のための各種協議の推進

平成19年7月に第6回日韓ハイレベル経済協議が開催され、グローバルな経済問題、両国のマクロ経済の現状と政策及び両国の通商政策、両国の経済通商分野での協力等について意見交換が行われた。一方、平成16年11月以降中断している日韓EPA交渉については、平成20年2月25日の日韓首脳会談の結果、交渉の再開を検討していくこととなった（4月21日の日韓首脳会談での合意に基づき、6月25日に実務協議が行われた。）。詳細は、事務事業「経済緊密化のための各種協議の推進」を参照。

第三者の所見

平岩俊司 静岡県立大学教授

日韓関係においては、首脳・外相レベルをはじめとする様々な政府間対話を重ね、文化交流・青年交流・学術交流などが実施された。とりわけ、昨年は韓国で大統領選挙が実施され、李明博政権が誕生したが、日本はこの韓国の政権交代の機をうまく捉えた。平成20年2月の首脳会談では「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致し、「シャトル首脳外交」再開を約束し、EPA交渉の再開と妥結を目指すことを確認し、さらに北朝鮮問題という共通の課題についても連携できた。こうした対話・交流は、日韓関係をより高い次元に発展させるだけでなく、北東アジアの平和と繁栄に資するところでもある。それゆえ「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当であると言ってよい。

日韓間の諸懸案については、短期的に解決することが難しい問題が含まれるが、今後は、そうした諸問題が日韓関係全体に悪影響を及ぼさないよう管理しながら、最終的解決を目指して粘り強く努力することが必要とされる。その一方で、たとえばEPAのように日韓両国共通の新たな目標を創設し、その実現に向けて協力関係を強化していく必要もある。この二つの施策を有機的に連動させて日韓関係を真の意味での「新時代」の成熟した関係へと発展させていくことを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

事務事業の扱い

日韓間の過去に起因する諸問題への取組	今のまま継続
政治分野の対話の促進	拡充強化
人的交流の拡大	拡充強化
日韓間の懸案への対応	拡充強化
経済緊密化のための各種協議の推進	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化

中国課長 秋葉 剛男

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日中関係の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じて解決すること及び日モンゴル関係を強化すること。
施策の位置付け	第 166 回国会及び第 169 回国会における施政方針演説、平成 19 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	<p>首脳レベルを含む様々なレベルにおける胸襟を開いた頻繁な対話や交流を通じ、アジア及び世界に貢献する中で日中の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」を日中間で構築すべく、幅広い分野において具体的な協力を進展させるとともに、日中間に存在する諸懸案を解決していく。</p> <p>日モンゴル間においては、「総合的パートナーシップ」を新たな段階に高めるため、「今後 10 年間の日本・モンゴル基本行動計画」(平成 19 年発表)を誠実に遂行する。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

日中関係においては、平成 18 年の安倍総理(当時)訪中時に合意した「戦略的互惠関係」が、当初想定していた以上に具体化し、日中間の協力関係が進展した。日モンゴル関係においても、当初想定していた以上に幅広い活発な意見交換が行われた。

- (1) 温家宝中国国務院総理の訪日、福田総理の訪中等のハイレベル往来等を通じ、アジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」を具体化させた。要人往来以外にも、国際会議の場等の機会に首脳会談、外相会談を実施した他、各種対話を通じて、日中関係をさらに進展させた。
- (2) 政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進させた。「日中文化・スポーツ交流年」の各種行事を実施し、日中両国民の交流が活発に行われた。
- (3) 対モンゴル関係においても、「モンゴルにおける日本年(外交関係樹立 35 周年)」を通年実施したほか、皇太子殿下のモンゴル御訪問、オヨーン外務大臣及びその他閣僚の訪日、各種招聘事業等を通じ、幅広い人的交流が活発に行われた。また、貿易・投資拡大及び鉱物資源開発にかかる官民合同協議会を立ち上げ、第一回協議を各々東京で実施した。

課題

日中間で「戦略的互惠関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野において具体的な進展を図り、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく必要がある。日モンゴル間においては、「総合的パートナーシップ」を新たな段階に高めるため、「今後 10 年間の日本・モンゴル基本行動計画」(2007 年発表)を誠実に遂行する。

施策の必要性

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的特殊性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡における協力国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

施策の有効性

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘事業や対話の枠組み(官民合同協議会、両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等)を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

施策の効率性

平成 19 年度は、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも日中戦略対話(次官級)、日中ハイレベル経済対話(閣僚級)、4 回の東シナ海等に関する日中協議(局長級)等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互惠関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても招聘事業及び協議メカニズムの立ち上げを時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	561,936	2,050,414

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	37	40

単位：人(本省職員)

外部要因

(1) 日中両国間の関係は外交と内政が緊密にリンクしており、双方における様々な動きによって政治的に影響される。

(2) 日中関係があらゆる分野において緊密化している今日においては、外務省のみで日中関係をマネージすることは困難であり、関係各省庁との密接な連携・調整が重要。例えば、海洋をめぐる問題については、内閣官房をはじめ、経済産業省、海上保安庁、防衛省等との調整が必要不可欠。また日中間の経済問題については、分野が多岐にわたるため、極めて多くの省が関わっている。

(3) 日中間の国民感情の問題について、青少年をはじめとする国民交流の促進など各種取組は、民間の既存の取組とも連携しながら継続的かつ地道な施策の実施が必要。

(4) 日モンゴル関係の重層的な発展に際しては、両国の経済、教育及び環境等の関連省庁や地方自治体、民間諸団体等との密接な連携が必要である。

目標の達成状況

評価の切り口1：日中の「共通利益」の拡大度合い

平成19年4月の温家宝総理訪日、12月の福田総理訪中等の要人往来をはじめ、累次にわたる幅広い対話を通じて、アジア及び世界に貢献しながら日中両国の共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」の構築に向け、具体的協力を積み重ねた。詳細は、事務事業「様々なレベルにおける率直な間断なき対話の実施」及び事務事業「日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議」を参照。

評価の切り口2：あらゆるレベルでの「対話」の実施及び対話を通じた懸案解決への進展

日中関係について、平成19年度は、要人往来や第三国での国際会議等の場を利用した首脳会談、外相会談を含む各種要人会談、事務レベル協議を活発に展開。日中間の懸案である東シナ海資源開発問題については、4回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）を実施、中国側から前向きな反応も見られている。詳細は、事務事業「新日中友好21世紀委員会の実施等、民間有識者等を含む重層的な交流の推進」及び事務事業「各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化」を参照。

日モンゴル関係について、両国の通商関係拡大が課題となっている現況を踏まえ、今年度は経済閣僚を招聘し、日本側官民関係者との意見交換を通じて相互理解の促進を図った。詳細は、事務事業「日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベル招聘を通じた対日理解促進」を参照。

第三者の所見

興梠 一郎 神田外語大学教授

平成19年4月の温家宝総理訪日、12月の福田総理訪中は、日中両国の「戦略的互惠関係」構築に向けた極めて重要な動きであった。この二つの訪問で、前年10月の安倍総理訪中で打開された日中関係は、安定基調へと推移したのである。

また、首脳相互訪問に加え、広範な分野での交流強化の動きも目覚ましかった。「戦略的互惠関係」の基盤である「共通利益拡大」には、重層的な対話や協力関係が必要であるが、日中ハイレベル経済対話、日中戦略対話、東シナ海等に関する日中協議が行われるなど、関係構築に向けての具体的作業が着実に実行されたことは、重要な成果である。

さらに、政府レベルだけでなく、新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究会合開催など、民間レベルでの交流も同時に進められ、日中関係を官民双方から立体的に構築していくという方向性がさら

に明確になった。とりわけ、次世代を担う高校生など青年交流が強化されたことは特筆に値する。

近年、中国におけるネット社会到来などにより、両国の世論が外交政策に影響を与える傾向が強まるなか、ネット世代である若者の相互理解を深めることは、日中関係の長期的安定にとって大きな意義を有する。また、世論形成に大きな役割を果たす研究者、メディア関係者の招聘事業も実施されたが、これも関係改善の基盤である民意改善のための重要な布石である。

今後の課題は、政府と民間レベルでの直接交流をさらに強化し、同時に安全保障、経済、社会、文化など他分野にわたる対話を継続し、相互理解と相互信頼を深めていくことにつきる。とくにナショナリズムの衝突など、外交政策を揺るがしかねない問題が生じたとき、いかに冷静に民意に対応し、連携をとっていくかが重要になってくるだろう。

日モンゴル関係については、モンゴルの民主化・市場経済化支援の継続は大きな意義を有している。国会議員選挙をめぐり暴動が起きるなど、モンゴルの民主化は、まだ発展途上にあり、引き続き支援が必要である。今後も、官民双方の招聘事業を継続・強化し、政治経済システムを含めた対日理解を促進し、民主化・市場経済化が安定的に促進されるよう支援することが重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

日中間で「戦略的互惠関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘を通じた対日理解の促進に一層努めていく。

事務事業の扱い

様々なレベルにおける率直な中断なき対話の実施	今のまま継続
新日中友好 21 世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進	拡充強化
日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議	今のまま継続
各種招聘事業の重層的实施による対日理解強化	拡充強化
日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベル招聘を通じた対日理解促進	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

南東アジア第一課長 垂秀夫
平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること。
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	我が国はメコン河流域 5 か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定（EPA）交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、本地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

タイ、ラオス及びカンボジアの首相並びにベトナムの国家主席が訪日するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。また、平成 19 年は日タイ修好 120 周年の各種行事が行われ、各国との対話・交流が促進された。経済協議については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が署名された。メコン地域開発については、平成 20 年 1 月、初めての日メコン外相会議が東京で開催され、「信頼」「発展」「安定」の 3 つをキーワードとする日メコン協力、及び国際場裡における協力をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。また、会議の前後には、日・ラオス投資協定、対カンボジア無償援助 E/N（交換公文）及び「開発の三角地帯」関係文書の署名式が実施され、更に、日メコン友好議連朝食会や日本のビジネス関係者を集めたメコン地域投資促進セミナーが開催された。

課題

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施と日越 EPA 交渉を進めることで、経済協力と貿易投資促進をより連携させながら、この地域の発展を支援する。

施策の必要性

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

施策の有効性

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協定を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、平成 20 年 1 月の日メコン外相会議等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

施策の効率性

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	53,197	38,306

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	20	22

単位：人（本省職員）

外部要因

1. メコン 5 か国における政権交代等による政治対話、経済協定その他に関する政策転換
2. 民間セクターによるメコン 5 か国への貿易・投資状況の変化

目標の達成状況

評価の切り口 1：要人往来を通じた二国間関係の強化

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものである。この関連で、平成 20 年 1 月には初の日メコン外相会議が実現し、今後メコン地域 5 か国という枠組みの下でハイレベルの対話を実施されることになるのは大きな成果である。詳細は、事務事業「要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進」を参照。

評価の切り口2：二国間経済協議の進展

カンボジア及びラオスとの間の投資協定署名など、二国間経済協議の進展に向け、具体的な成果があった。詳細は、事務事業「経済協議の推進と貿易投資環境の整備」を参照。

評価の切り口3：平成19年度における我が国のメコン地域開発支援の強化

平成19年1月に「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を表明した。また、平成19年11月、日CLV首脳会談は、今後3年間に亘るODA拡充にコミットし、我が国のメコン地域開発支援を一層強化させた。詳細は、事務事業「メコン地域開発支援」を参照。

第三者の所見

石井米雄 国立公文書館アジア歴史資料センター長

「メコン地域」という地域区分が常識化しているが、その実態は「ASEAN 大陸部」にほかならない。というも、ラオス、カンボジアの様に、国の中枢部がメコン川流域の国もある一方、ベトナムの様に、メコン川との関わりが南部のデルタ地帯にかざられる場合もあり、タイのようにメコンの影響が認められるのは東北タイと北タイの東部地域にかざられる国もある。ミャンマーについてもメコン圏といえるシャン州の東部のみにかざられている等々、メコンを共通項とするのは若干の無理があり、この地域区分では、個々の国がそれぞれに直面している問題を見過ごさせるおそれがある。それゆえこの区分を当面踏襲せざるをえないとしても、各国との「バイ」の関係をさらに強化して喫緊の問題を発見し、その解決を目指したきめの細かい真の協力関係を築くことこそが、わが国の国益にも合致すると考えられる。その意味において、二国間関係の強化を目指して実行されてきたこれまでの諸政策は正鵠をえたものと判断される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後ともメコン川流域5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEANの統合を強化し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

事務事業の扱い

要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進	今のまま継続
経済協議の推進と貿易投資環境の整備	拡充強化
メコン地域開発支援	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

南東アジア第二課長 石川 浩司

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。
施策の位置付け	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアを含む ASEAN 諸国との関係強化については、第 166 回、第 168 回国会施政方針演説、平成 19 年度及び平成 20 年度の重点外交政策等に言及あり。
施策の概要	具体的には以下の事業を通じインドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの関係強化を行う。 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 各国との EPA 協議・実施等二国間経済協議等の推進 頻発する自然災害の被災国に対する支援

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 19 年度においては、当初想定していた以上のハイレベルな要人往来等が活発に行われ、経済関係についても具体的成果を得た。頻発した自然災害への対応も迅速に実施した。詳細は以下のとおり。

- (1) 要人往来等について、総理のインドネシア及びマレーシア公式訪問、秋篠宮同妃両殿下のインドネシア御訪問をはじめとする要人往来、インドネシア及びマレーシアとの周年事業、招へい事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。
- (2) 各国との経済関係に関し、日・シンガポール改正議定書の発効、ブルネイ及びインドネシアとの EPA 署名という大きな具体的成果を得ることができた。また、EPA 実施のための分野別の小委員会等も多数開催された。新規にブルネイとの租税条約交渉も開始された。
- (3) 自然災害に関し、インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発し、我が国は NGO との連携を通じた支援も行い、被災国の支援に大きく貢献した。

課題

平成 20 年度についても、引き続きハイレベルの要人往来、周年事業、招へい事業等を積極的に実施し、東南アジア島嶼部各国との関係緊密化に努める。EPA の実施に関しては、シンガポール、マレーシアに加え、平成 20 年度は、ブルネイ、インドネシア及びフィリピンの EPA の発効が見込まれるが、5 本の EPA で規定されている合同委員会、小委員会等の数は合計で 90 に上り、さらに、インドネシア及びフィリピンとの EPA においては看護師・介護福祉士候補者への日本語研修を行うことが予定されているため、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行うことが喫緊の課題である。

施策の必要性

- (1) 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、また、安全保障面においてもシーレーンに位置する我が国外交上の重要地域である。
- (2) 特に経済面において東南アジア島嶼部各国は、成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。我が国は貿易・投資面において密接な関係を有しており、最重要生産拠点の一つとなっている当該地域におけるビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシアやブルネイは我が国にとって主要なエネルギー資源供給国との観点からも重要である。
- (3) インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発し、また豪雨による洪水、地滑り被害も発生しており、インドネシアをはじめとする東南アジア島嶼部各国はこうした自然災害に対して脆弱であり、また、貧困層が大きな被害を受け衛生状態の悪化等の二次災害を生じる懸念も大きいことから、我が国の緊急支援の必要性は依然として高い。

施策の有効性

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係を強化し、各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するためには、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流を継続・促進し、また、経済面においては EPA 協議・実施等二国間経済協議等を推進することが有効である。また、東南アジア島嶼部は自然災害が頻発する地域であることにかんがみ、自然災害が発生した場合には被災国に対して迅速な支援を行うことが関係強化のために不可欠である。

施策の効率性

投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁（EPA 交渉・実施における関係省庁との連携）・関係各課（要人往来）民間（周年事業）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	69,849	228,267

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	21	24

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 両国要人の会談、各種協議、招聘等の実現のためには、国会日程をはじめとする我が国要人の都合に加えて、先方の外交日程や国内事情等様々な要因を考慮する必要がある。
- (2) 自然災害に対する緊急支援については基本的に事前予測不可能である。

目標の達成状況

評価の切り口1：要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の推進

要人往来等について、総理のインドネシア及びマレーシア公式訪問、秋篠宮同妃両殿下のインドネシア御訪問をはじめとする要人往来、インドネシア及びマレーシアとの周年事業、招へい事業等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。詳細は、事務事業「要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進」を参照。

評価の切り口2：各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進

日・シンガポール改正議定書の発効、ブルネイ及びインドネシアとのEPA署名という大きな具体的成果を得ることができた。また、EPA実施のための分野別の小委員会等も多数開催された。また、新規の租税条約交渉も開始され、各国との経済関係がより一層進展した。詳細は、事務事業「各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進」を参照。

評価の切り口3：自然災害の被災国に対する支援の実施

インドネシア周辺海域を中心に大規模な地震が頻発し、我が国はNGOとの連携を通じた支援も行い、被災者の復旧努力を後押しした。詳細は、事務事業「頻発する自然災害の被災国に対する支援」を参照。

第三者の所見

河野 毅 政策研究大学院大学政策研究科准教授

- (1) 「アジアの未来」首相演説で強調されたとおり、アセアン（東南アジア諸国連合）と日本の関係強化は日米関係とならぶ最重要課題である。このアセアンのうち、東南アジアの島嶼各国との外交を担当する南東アジア第二課の直近の施策は、経済連携協定締結とその深化、ならびに自然災害の被災国に対する支援とあり、これらは適当である。要人往来はこれらの課題にも資するものであると理解できる。
- (2) 特に、経済連携協定分野は、日本の国際競争力強化のために不可欠な課題であると同時に日本の産業構造転換、労使関係の構造転換、さらには食糧などの資源安全保障の分野にまたがるため、日本の将来の選択肢を決める重点課題でもある。したがって、担当課においては、経済課題に加え政治課題への熟慮を経た政策判断が期待される。
- (3) 自然災害後は、脆弱なインフラが崩壊するなどの結果として災害規模が大きくなる例が多く、さらに各国行政の災害対応の遅延の結果被災者数が日本以上に多くなる場合もあるため、災害対策

インフラ（救急行政システム、耐震技術、被災者対策行政など）の強化という中長期的な制度改革支援も望まれる。

- (4) また、政治分野において、第168回国会施政方針演説で示された「平和協力国家」への努力を惜しむべきではない。この分野の試金石であるミンダナオ和平協力を通じた日本の貢献は、長期的な日本外交の基礎固めにもなり、同時にアセアン地域の平和と安定に貢献することになるだろう。
- (5) 以上のとおり、アセアンの重要性と課題がますます日本の将来を規定する可能性が強いことを鑑みると、予算・人的資源の増加は避けられないと考える。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国との関係強化のため、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流、各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議、自然災害の被災国に対する支援を引き続き着実に実施していく。また、EPA実施に関しては、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていく。

事務事業の扱い

要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進	今のまま継続
各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進	拡充強化
頻発する自然災害の被災国に対する支援	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア課長 大鷹正人

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの構築に向けて連携を強化すること
施策の位置付け	第 169 回国会における外交演説及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>(1) 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話の継続・促進 首脳・閣僚レベル等の往来を多数実施。平成 19 年 8 月の安倍総理(当時)訪印の際には、日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明及び環境・エネルギーに関する共同声明を发出した。</p> <p>(2) 日印外相間戦略対話、日パキスタン・ハイレベル経済協議等各種協議の実施 日印外務次官対話、日印外務次官級政務協議、日印安保対話、日印経済戦略会議、日パキスタン軍縮・不拡散対話、日パキスタンテロ協議等を実施。</p> <p>(3) 日印経済関係強化 平成 19 年 1 月以降、経済連携協定(EPA)交渉が開始された他、安倍総理訪印にあわせ経済ミッションが訪印し、ビジネスリーダーズ・フォーラムが開催された。</p> <p>(4) 南西アジアの安定と繁栄に向けた各種支援・協力の推進 インドへの円借款供与をはじめとして南西アジア諸国に対して積極的に経済協力を実施。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 19 年には、安倍総理(当時)の訪印、麻生外務大臣(当時)の SAARC(南アジア地域協力連合)首脳会議出席、スリランカ大統領の訪日、バングラデシュ外務担当顧問(外相に相当)の訪日等が実現した。特にインドとの関係では、安倍総理訪印の際に、「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」が发出され、政治・安全保障、経済、人の交流、地域的・国際的課題に関し、多くの共通の取組に合意した。また、両首脳は、環境とエネルギーに関する別個の共同声明に署名した。この他、平成 19 年は「日印交流年」、日・バングラデシュ国交樹立 35 周年、日・モルディブ外交関係樹立 40 周年であり、各種関連行事が

行われた。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア諸国との関係強化という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

課題

南西アジア地域、特にインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るのみならず、同地域における民主化、平和構築等の流れを、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じて積極的に支援していく。

施策の必要性

(1) 南西アジア諸国は、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を維持し、国際社会での存在感を一層強めつつある。特にインドは、高い経済成長を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。

(2) また、パキスタン、ネパール、ブータン、スリランカ、バングラデシュ等における民主化、平和構築の流れを支援していくことは、いまだ不安定要因が存在する南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等外交的資産に富んでおり、南西アジア諸国との関係強化を図ることが必要である。

施策の有効性

(1) 南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはない。特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。

(2) その具体策としては、(イ) 要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、(ロ)(イ)と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、(ハ) 特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、(ニ) 相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

施策の効率性

安倍総理訪印、麻生外務大臣の SAARC 首脳会議出席、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	68,192	66,016

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	18	18

単位：人（本省職員）

外部要因

（１）南西アジア諸国との関係、とりわけ日印関係強化において最重要分野の一つとして経済関係が挙げられるが、世界経済の動向が、政府・企業・投資家・消費者等の経済活動に影響を及ぼし、ひいては全般的な日印関係の強化に重要な影響を与える。

（２）カシミール地方の領有を巡る問題等で対立するインドとパキスタンの関係、ネパールにおける民主化・和平問題の動向、スリランカ民族問題の動向、テロを含む各国の内政・治安状況は、日本企業の行動、観光客数の増減に影響を与えうる。

目標の達成状況

評価の切り口１：要人往来を通じた二国間関係の強化

平成19年度の南西アジア課主管の7か国との要人往来件数は28件。安倍総理の訪印、麻生外務大臣のSAARC首脳会議出席、スリランカ大統領の訪日、バングラデシュ外務担当顧問の訪日をはじめとする多くの首脳、閣僚レベルの往来が実現し、南西アジア諸国との二国間関係が強化された。詳細は、事務事業「要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口２：日印外務次官級政務協議等各種協議の進展

日印外務次官対話、日印外務次官級政務協議等を実施し、二国間関係のみならずアジア地域情勢や、アフガニスタンや北朝鮮を含む国際情勢につき認識を共有するとともに、国連改革、気候変動、テロ対策等グローバルな課題についても幅広く意見交換を行い、各種協議が進展した。詳細は、事務事業「日印外相間戦略対話等各種協議の実施」を参照。

評価の切り口３：日印経済関係の強化

平成19年1月以降、日印経済連携協定（EPA）交渉が東京とニューデリーにおいて交互に開催された。至近の例では、第6回交渉が平成20年4月に東京にて実施された。EPAが締結されれば、民間部門の経済活動が大幅に促進されることが期待される。また、平成19年8月の安倍総理訪印時には200名を超える経済ミッションが同行した他、ビジネス・リーダーズ・フォーラムが開催され、日印経済関係の強化に向けた機運が高まった。詳細は、事務事業「日印経済関係強化」を参照。

評価の切り口４：経済協力の強化

平成20年7月に日印ハイレベル経済協力協議をニューデリーにおいて実施し、経済協力の強化に向け有意義な議論が行われた。詳細は、事務事業「南西アジアの安定と繁栄に向けた各種支援・協力の推進」を参照。

第三者の所見

堀本 武功 尚美学園大学総合政策学部教授

日印関係は、今世紀に入って急速に連携関係が進展しつつある。両国間では、政治や経済の分野をは

はじめとする多方面で政府高官レベルなどを中心に各種の交流・対話・協議も盛んになっている。両国関係の緊密化を象徴するのが、2006年12月に両国間で決定された「戦略的グローバル・パートナーシップ」の構築である。2008年には、EPA(経済連携協定)の成案完成に加え、シン首相が洞爺湖サミットや定期的首脳会談のために訪日することも想定される。

今後のアジア情勢を展望したとき、中国と並んでアジアの主要なプレーヤーとなりつつあるインドとの関係改善を一層深化させておくことは、将来的な布石として不可欠である。これまでの成果から生まれたモメンタムをさらに加速させ、一層の関係強化を図っていくことは極めて重要である。

加えて、インドだけでなく、南アジア諸国との関係強化を図っていくことも枢要である。わが国は、経済協力をはじめ、各種の協力を積極的に推進することによって、経済開発の促進や民主化の慫慂などを通して地域的な安定に寄与していくことが肝要である

評価結果の政策への反映

今後の方針

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援に向け具体的施策を講じる。

事務事業の扱い

要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話の継続・促進	今のまま継続
日印外相間戦略対話等各種協議の実施	今のまま継続
日印経済関係強化	今のまま継続
南西アジアの安定と繁栄に向けた各種支援・協力の推進	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

大洋州課長 岩間公典

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 第 169 回国会外交演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	アジア大洋州地域に自由な社会の輪を広げ、平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取組に対する支持と信頼を得るため、招聘等による人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成 18 年 5 月に行われた第 4 回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議のフォローアップを行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

日豪間では経済面で 4 回に及び経済連携協定（EPA）交渉が行われるとともに、政治及び安全保障面では平成 19 年 6 月、日豪外務・防衛閣僚協議が開催され、同年 9 月、両国間で「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を実施するための行動計画が採択された。ニュージーランドとの間では、経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議が開催され、政治分野においても両国で協力している。島嶼国との間では、第 4 回日・PIF 首脳会議後に設置された日・PIF 合同委員会等の場を通じ、島嶼国の自助努力に対する支援のフォローアップが行われている。この結果、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

課題

豪州とニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア大洋州地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、今後更に両国との対話を拡充していく。太平洋島嶼国とも地域の安定と発展のため、また、平成 21（2009）年開催予定の第 5 回太平洋・島サミットへの準備を含め、ハイレベルでの意見交換等により継続して協力強化を目指す。

施策の必要性

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係・強化をはかることは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。

施策の有効性

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場として PIF 域外国対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につなげることが出来る。同域外国対話は、3年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び平成 21(2009)年に控えた第 5 回サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

豪州とは、安全保障協力や EPA 交渉の継続など平成 18 年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のため協力の枠組みに進展があった。また、島サミット及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	111,689	106,814

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	18	17

単位：人（本省職員）

外部要因

豪州は、安全保障条約を通じ、我が国同様、米国と同盟関係にある。太平洋島嶼国に内在する諸課題として、ガバナンスの問題、不十分な経済発達、部族対立に起因する紛争等がある。また、グローバル化への対応に起因するアイデンティティー危機、伝統文化の衰退、環境問題や感染症さらに国際組織犯罪の脅威等に直面している。こうした不安定要因が我が国の対島嶼国外交に対する外部要因となっている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：域外各国との友好協力関係の深化

平成 19 年度では様々なレベルでの対話を実施された。豪州との間では日豪外務・防衛閣僚協議や 4 回に及ぶ日豪 EPA 交渉などの分野で協力の進展が見られ、また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会の開催等、両国ともに友好関係の強化が顕著に見られた。さらに、平成 18

年の第4回 PIF 首脳会議において「より強く繁栄した太平洋地域のための沖縄パートナーシップ」で採択された総額 450 億円規模の支援を確実に実施してきている。詳細については事務事業 「様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施」、事務事業 「平成 18 年 5 月に行われた第 4 回日・PIF(太平洋諸島フォーラム)首脳会議のフォローアップ」、事務事業 「人的交流の拡大(日・PIF 未来創造高校生等)」を参照。

第三者の所見

菊池努 青山学院国際政治経済学部教授

日豪安保共同宣言の署名、日・PIF 首脳会議の開催などわが国と大洋州地域諸国との友好協力関係は近年強化されてきた。平成 19 年度は強化された基盤を拡大し、更なる友好協力関係を発展させた 1 年であったといえる。実務レベルでの日本と豪州、ニュージーランドとの対話や共同行動の増大はこうした関係強化の努力として高く評価できる。また第 4 回日・PIF 首脳会議のフォローアップとして合同委員会を設置して合意内容の進展状況を丹念に検証するという地道な作業を行ってきたことは、わが国外交への内外の信頼を高める上でも有意義である。

ただ、太平洋地域の国際関係は近年流動性を増しており、わが国がこれまで築いてきた外交資産が毀損される可能性もある。これまでも増した能動的かつ創造的な外交が求められる。

豪州に関しては、捕鯨問題や対中認識を巡ってわが国との間で軋轢が生じたが、豪新政権も政権初期の高揚期を終えて、落ち着いた外交を展開する時期に入っている。この機会を捉えて、日豪経済連携協定など実務面での協議を進展させると同時に、アジアの国際関係の将来像や南太平洋の国際関係の新しい動向、地球環境問題やテロリズムなどの国際的な課題、アメリカとの同盟関係の将来、ASEAN への対応といった諸問題について緊密な協議を行い、相互の意思疎通と相互理解、共同行動を促進することが肝要であろう。

国家建設の途上にある島嶼諸国に関しては、国家の基本構造(統治能力)をいかに強化するか、という観点からの施策の展開が重要である。この点で、中国、台湾の「マネー外交」が島嶼諸国のガバナンスの低下に一層の拍車をかける懸念もあり、実務レベルではもとより、平成 21 年開催予定の太平洋・島サミット等を通じて、ガバナンス強化の意義を島嶼諸国首脳と共有することが重要である。なお、施策の有効性を高める点からも島嶼諸国への大使館の増設が急務である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

事務事業の扱い

様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施	拡充強化
第 4 回日・PIF(太平洋諸島フォーラム)首脳会議のフォローアップ	拡充強化
人的交流の拡大(日・PIF 未来創造高校生交流等)	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

施策 2 対北米外交 83

具体的施策

- 2-1 北米諸国との政治分野での協力推進 87
- 2-2 北米諸国との経済分野での協力推進 92
- 2-3 米国との安全保障分野での協力推進 99

2 対北米外交

具体的施策

- 2 - 1 北米諸国との政治分野での協力推進
- 2 - 2 北米諸国との経済分野での協力推進
- 2 - 3 米国との安全保障分野での協力推進

評価の結果

施策 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	

施策の必要性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

- (イ) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。
- (ロ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできており、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。
- (ハ) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組において日米両国間の連携を強化することは、不可欠の要素である。

(2) カナダについて

- (イ) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。
- (ロ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。
- (ハ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

- (イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。BRICS等の新興経済諸国がめざましい経済発展を遂げる中で、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界経済に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも必要である。
- (ロ) 日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における経済活動を発展させる上で不可欠である。

(ハ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係において、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよくこの関係を運営していくことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(イ) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(ロ) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、平成 19 年 10 月には両国による共同研究の成果である日加共同研究報告書が両国首脳に提出された。本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

平成 18 年の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

施策の有効性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(イ) 幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国間においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下での各課題の適切な運営を通じ、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。

(ロ) 日米規制改革・競争政策イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門の問題意識を聴取し、米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資における良好な環境の整備に向けた政策に反映させた。このようなプロセスを通じ、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処を、企業活動のニーズにも応える形で適切に行い、両国間の協調を一層推進することができた。

(ハ) 日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある案件もあるが、これを未然に防ぐよう適切に対処していく上でも、両国が協調を推進していくことが有効に働いた。

(2) カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で、有益であった。また、共同研究の成果は、共同研究報告書として、両国首脳に報告されており、右内容は日加経済関係の協力促進、深化・活性化のために引き続き活用できるものである。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1)安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2)「再編実施のための日米のロードマップ」の着実な実施、及び(3)日米地位協定の運用改善等を行うことが重要。

これらの施策は、直接的に日米安保体制の強化に資するばかりでなく、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることで、日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化に間接的にも資するものである。

施策の効率性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

安倍総理(当時)及び福田総理の米国公式訪問(4月、11月)やライス国務長官の来日(平成20年2月)等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、当初の想定以上の成果があったと言える。

(2) カナダについて

平成19年9月のAPECの際に日加外相会談が行われ、また11月には日加首脳電話会談、その他数度にわたって日加外相電話会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、カナダとの緊密な連携強化という目標に向けて、十分な成果があったと言える。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、施策を実施した結果、平成19年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流

等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 19 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を具体的につけることができた。

カナダについては、日加経済枠組みに基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年から 3 回にわたって共同研究作業部会を開催し、両国の経済関係を制限している措置と更なる貿易と投資の自由化につき検討した。さらに同作業部会では、関連政策上の手段が及ぼす影響について便益と費用に関する共同研究や個別の協力分野の推進についても検討を行った。日加共同研究報告書により平成 19 年 10 月に両首脳にその成果が報告されており、着実な進展があったことを示している。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 19 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があったと考える。

- (1) 平成 19 年 5 月、日米安全保障協議委員会(「2 + 2」会合)を開催し、前年 5 月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画(「再編実施のための日米のロードマップ」)について、作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した(「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」)。これに伴い、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱手続等を定めた日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を締結した。また、弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「こんごう」が日本初となるミサイル迎撃実験に成功した。さらに、平成 20 年 1 月には、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担(HNS)に係る新たな特別協定を締結した。
- (2) 沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の実施を含む在日米軍の兵力態勢の再編等の継続的な進展は上記「2 + 2」会合でも確認された。
- (3) 日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意した。

- 2 - 1 北米諸国との政治分野での協力推進

北米第一課長 山野内勲二

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日・北米諸国が直面する政治分野での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること。
施策の位置付け	米国については、第 168 回国会所信表明演説及び第 169 回国会施政方針演説及び平成 19 年度及び 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	1．政府間（首脳・外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施。 2．民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施。 3．米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘。 4．平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

1．米国について

安倍総理（当時）及び福田総理の米国公式訪問（4月、11月）やライス国務長官の来日（平成 20 年 2 月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、当初の想定以上の成果があったと言える。

2．カナダについて

平成 19 年 9 月の APEC の際に日加外相会談が行われ、また 11 月には日加首脳電話会談、その他数度にわたって日加外相電話会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、カナダとの緊密な連携強化という目標に向けて、十分な成果があったと言える。

課題

1．米国について

在日米軍再編、「成長のための日米経済パートナーシップ」及び日米交流強化イニシアティブを基礎とする日米間の協力の拡充強化、北朝鮮問題、対イラク支援、テロとの闘いといった、日米両国の協力を確保すべき当面の案件について、我が国の国益に合致した結果を得るためには、

引き続き、米国との間で政治分野での協力を更に推進する必要がある。

2. カナダについて

テロとの闘い及び東アジアにおける協力等日加両国の更なる協力が期待できる分野等について、我が国の国益に合致した成果を得るためには、引き続き、加との協力が必要である。

施策の必要性

1. 米国について

- (1) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。
- (2) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできており、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。
- (3) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組において日米両国間の連携を強化することは、不可欠の要素である。

2. カナダについて

- (1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。
- (2) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。
- (3) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

施策の有効性

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

施策の効率性

政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	141,369	126,333

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	25	28

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日米・日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。
- (2) また、日米・日加連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米・日加連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない。

目標の達成状況

評価の切り口1：政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展

(1) 米国について

日米首脳会談（4回）、外相会談（6回）に加え、日米戦略対話（2回）等を実施し、北朝鮮、イラク、テロとの闘い等日米両国が直面する政治面での共通の政策課題について調整を行い、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

(2) カナダについて

首脳レベルでは平成19年11月に電話会談を行い、また外相レベルでは平成19年7月のAPECの際の外相会談に加え、数度にわたる電話会談を実施し、国連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行う等日加両国に共通する政策課題について調整を行い、より広範な課題について、事務レベルでの協議・対話を実施することにより、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

詳細は、事務事業「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。

評価の切り口2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展

(1) 日米交流強化イニシアティブ及び日米交流懇談会

平成19年11月の福田総理訪米の際に、日米交流強化のためのイニシアティブを発表するとともに、同訪米の機会を捉えて、在米国日本大使公邸において日米交流懇談会を実施。

(2) マンスフィールド計画

平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁・民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成19年度は第12期生5名が訪日。

(3) 在米日系人との対話・交流

在米日系人リーダー13名を招聘し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与するとともに、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。

詳細は、事務事業「民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施」を参照。

評価の切り口3：米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

(1) 米国連邦議会関係者6名（民主・共和両党の有力議員直属スタッフ等）を招聘。

(2) 有識者の招聘時には、被招聘者の多面的な対日理解を促進。

詳細は、事務事業 「米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価の切り口4：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

- (1) 第6回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」を東京で開催。
- (2) 日加友好議員連盟がカナダを訪問し、日本・カナダ議員連盟との間で年次総会を実施。
- (2) ブライオン・ウィルファート下院議員を招聘し、我が国への理解を促進。
- (3) JETプログラム、ワーキング・ホリディ制度等を通じた草の根レベルの交流の実施。

詳細は、事務事業 「平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

第三者の所見

細谷 雄一 慶應義塾大学法学部政治学科准教授

『外交青書 2008』でも明確に記されているように、「米国は日本の同盟国であり、日米同盟は日本外交の要である。」この基本的な立場を維持し、さらに両国間の友好関係を緊密化するために様々な試みがなされてきた。このような「目標達成に向けて相当な進展があった」とする施策の評価結果は、以下に挙げる二つの理由から妥当なものであるとみなすことができる。

第一に、政府間の共通課題に関する政策調整の実施に関しては、インド洋上での多国籍軍に対する補給活動を維持し、国際的な「テロとの闘い」に米国と立場を共有し続けるために補給支援特措法を平成20年1月21日に成立させたことの意義は大きなものであった。「ねじれ国会」に伴い見通しが不透明な日本の国内政治状況の中で、アメリカ政府からの信頼を失わぬよう地道な努力を続けていたことで、テロ特措法が平成19年11月に失効して海上自衛隊の艦船が一時帰還した際にも、日米関係が大きく揺らぐことはなかった。「テロとの闘い」という大きな目標を共有するために、今後も信頼関係が揺るがぬよう重層的で多角的な協力関係を構築することが重要であろう。

第二に、昨春の安倍総理（当時）訪米時に慰安婦問題をめぐって日米両国内のメディアがこれを大きく取り上げる中、日本政府は基本的人権を尊重するという立場を堅持し、アメリカ政府指導者や国民の一定の理解を確保したことの意味は大きい。現在の外交においてはパブリック・ディプロマシーが重要となっており、民間有識者を含む重層的な日米交流が従来にもまして大きな意味を持つようになった。その意味で、平成19年の福田総理訪米時に「日米交流懇談会」を実施し、さらには「日米交流強化イニシアティブ」を発表してこの事業を「拡充強化」しようと検討していることは高く評価すべきである。政権交代や偶発的な摩擦が表面化する中でも安定した日米関係を維持・強化するためには幅広い裾野を持つことが重要であり、そのための努力を今後も強化して頂きたいと思う。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

事務事業の扱い

政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施

今のまま継続

民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施

拡充強化

米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

今のまま継続

平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

- 2 - 2 北米諸国との経済分野での協力推進

北米第二課長 四方敬之
平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	日本と北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること。
施策の位置付け	米国について第 166 回、第 168 回、第 169 回国会施政方針演説に言及あり。平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 米国 (イ) 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営 (ロ) 日米経済関係強化に向けた取組 (ハ) 個別通商問題への対応 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化 両国間の協議を受けて平成 17 年 11 月に日加両首脳の署名により策定された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別の協力の優先分野における両国間の協力を推進するとともに、日加共同研究報告書が提示する日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていくこと。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

米国については、施策を実施した結果、平成 19 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 19 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を具体的につけることができた。

カナダについては、日加経済枠組みに基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年から 3 回にわたって共同研究作業部会を開催し、両国の経済関係を制限している措置と更なる貿易と投資の自由化につき検討した。さらに同作業部会では、関連政策上の手段が及ぼす影響について便益と費用に関する共同研究や個別の協力分野の推進についても検討を行った。日加共同研究報告書により平成 19 年 10 月に両首脳にその成果が報告されており、着実な進展があったことを示している。

課題

米国においては平成 21 年 1 月、新政権が発足することとなる。安全保障のみならず経済面においても日米関係を強化・発展させることは引き続き我が国外交の基本方針であり、日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進という目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダについては、我が国にとって農産品の安定的な供給先であり、また、エネルギー資源の確保の観点からも重要性が高まっていることも踏まえ、日加経済枠組みに基づく個別協力の促進により、二国間経済関係の更なる活性化を図るとともに、日加共同研究報告書が提示する具体的な諸施策の実施についてカナダ側と協力を進めていく必要がある。

施策の必要性

(1) 米国

- (イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。BRICS等の新興経済諸国がめざましい経済発展を遂げる中で、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界経済に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも必要である。
- (ロ) 日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における経済活動を発展させる上で不可欠である。
- (ハ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係において、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよくこの関係を運営していくことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

- (イ) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。
- (ロ) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、平成 19 年 10 月には両国による共同研究の成果である日加共同研究報告書が両国首脳に提出された。本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。

施策の有効性

(1) 米国

- (イ) 幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国間においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下での各課題の適切な運営を通じ、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。
- (ロ) 日米規制改革・競争政策イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門の問題意識を聴取し、米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資におけ

る良好な環境の整備に向けた政策に反映させた。このようなプロセスを通じ、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処を、企業活動のニーズにも応える形で適切に行い、両国間の協調を一層推進することができた。

(八) 日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある案件もあるが、これを未然に防ぐよう適切に対処していく上でも、両国が協調を推進していくことが有効に働いた。

(2) カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で、有益であった。また、共同研究の成果は、共同研究報告書として、両国首脳に報告されており、右内容は日加経済関係の協力促進、深化・活性化のために引き続き活用できるものである。

施策の効率性

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	31,962	14,686

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	21	23

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 米国

(イ) 日米両国の協調の推進に際しては、相手国である米国の行政府や議会、あるいは州政府の政策が多大な影響を及ぼし得る。特に、平成21年の米新政権の発足は、今後の日米経済関係強化に影響し得るので、新政権下においても引き続き良好な経済的協力関係の枠組みが不可欠である。

(ロ) また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や、個別問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内の関係省庁と緊密に協議を行い、連携を図っていくことが不可欠である。外務省としては、我が国の重要な国益である日米経済関係の安定的な運営のため、国内関係省庁と緊密に連携しつつ、省庁横断的な観点からバランスの良い外交政策の立案・実施に意を用いている。

(2) カナダ

(イ) 近年の原油高及び食糧価格の高騰を受け、農産品の安定的な供給先であり、我が国にとって重要なエネルギー資源となり得るとの観点から、引き続き、日加経済協力の推進が不可欠で

ある。

- (ロ) 日加経済協力の推進に当たっては、関係省庁との連携と共に、民間部門の参入を促進していく必要があり、特にエネルギー資源開発については長期に亘る民間投資の活性化が重要である。

目標の達成状況

評価の切り口1：米国との経済分野での協調の深化

- (1) 施策を実施した結果、平成19年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られた。
- (イ) 米国に在留する日本人の数は、国別在留邦人総数で第1位であり、平成18年10月1日の時点では37万386人、平成17年10月1日の時点では35万1668人、平成16年10月1日の時点では33万9387人と近年増加が続いている。
- (ロ) 日米間の貿易総額は、平成19年は2082億ドル(米商務省統計)であり、日中の貿易総額に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成18年は2077億ドル、平成17年は1935億ドル、平成16年では1840億ドルであり、近年増加が続いている。
- (2) また平成19年度には、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営により、以下のような成果が得られた。なお、特に(ロ)については、米側への要望を行うにあたって、在米日本企業が直面している問題について聴取するなど、民間部門との連携によって得られた成果である。
- (イ) 日米次官級経済対話の下で行われている緊密な対話を踏まえ、平成19年4月の安倍総理(当時)訪米時の日米首脳会談に際し、「グローバル貿易、エネルギー及び環境に関する課題に対処するための日米協力」(平成19年4月27日)を公表、世界をリードする先進的技術を有する両国が、新興経済諸国の台頭がめざましい国際経済環境の中で、法の支配の強化とビジネス環境の改善という共通の課題に取り組む姿勢を明らかにし、その中で、テロ対策と円滑な貿易の両立、エネルギー安全保障、知的財産権の保護、開発等における協力や、第三国とのFTAに関する情報交換を進めることで一致した。右を踏まえ平成19年12月の日米次官級経済対話において、こうした協力を含む幅広い問題につき議論し、協力・協調を深めることを確認することができた。
- (ロ) 日本国内における査証申請受付公館の拡大を要望してきた結果、平成19年5月10日、米国の手続厳格化により査証申請受付を停止していた在福岡米国総領事館において、査証申請受付が再開された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。また、外国弁護士制度受入れ州の拡大、先願主義への移行を含む特許法改正法案の審議の進展、保険の州別規制の問題点を解決する連邦規制の導入を目標として盛り込んだ米財務省のブループリント策定等、上記各分野において、制度の改善や制度の改善に向けた取組がみられ、建設的な対話の成果があがっている。
- (ハ) 上述のとおり、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別経済問題への対処に当たり、民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政策が行えるように努めているが、このような方針が民間部門からも高く評価された。
- (3) 個別問題への対応

米国産牛肉問題及び「9・11 委員会勧告実施法」（平成 19 年 8 月、米議会にて成立）による全ての米国向けコンテナ貨物に対する積荷前検査（平成 24 年 7 月～）については、関係省庁と連携しつつ、緊密な協議を実施、問題解決に向けた協議・対話を強化した。詳細は、事務事業「『成長のための日米経済パートナーシップ』の運営」、事務事業「日米経済関係強化に向けた取組」、事務事業「個別通商問題への対処」を参照。

評価の切り口 2：カナダとの経済分野での協力の深化

（1）施策を実施した結果、平成 19 年度において、日加両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られた。

（イ）カナダに在留する日本人の数は平成 13 年 10 月 1 日時点の 3 万 4,446 人から、平成 18 年 10 月 1 日現在 4 万 4,158 人へと増加しており、国別在留邦人総数では第 6 位となっている。

（ロ）日加間の貿易総額は、平成 19 年は 205 億ドル（日財務省統計）であり、加にとり、日本は第 3 位の貿易相手国であり、日本にとって加は第 17 位の貿易相手国である。また、平成 18 年は 196 億ドル、平成 17 年は 178 億ドル、平成 16 年は 160 億ドルであり、近年増加が続いている。

（2）また平成 19 年度には、日加経済枠組みの下、以下のような成果が得られた。

（イ）例年通り、日加次官級経済協議が開催され、両国の経済協力に関する潜在力を最大限に引き出すべく、新たに貿易投資対話を開始されることになった。また、投資促進のためのセミナーやイベントの開催等を通じて、「日加経済枠組み」文書に取り上げられた個別分野における協力がカナダとの間で進んだ。

（ロ）共同研究については、平成 17 年 12 月～平成 19 年 9 月までの間に 3 回の作業部会を両国間で行い、平成 19 年 10 月に両国首脳に日加共同研究報告書が提出された。なお、平成 20 年 3 月 1 日には協力優先分野の一つである日加社会保障協定が発効した。詳細は、事務事業「日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化」を参照。

第三者の所見

金原 主幸 日本経済団体連合会 国際第一本部長

1. 米国について

日本にとって最大の貿易・投資相手国である米国との経済関係のさらなる発展と、日米の各種政策分野での協調の推進は、わが国経済にとって極めて重要な課題である。

「成長のための日米経済パートナーシップ」の 2007 年度の運営においては、特許制度、領事事項、税関・流通、州別規制の統一化等、経済界としての関心事項が対米要望に反映された。また、同パートナーシップのもとでの規制改革イニシアチブ等の取組みを通じ、米国側において、在福岡米国総領事館での査証申請受付の再開・査証更新手続きの簡素化の検討、先願主義への移行を含む特許法改正案審議の進展、保険の州別規制の問題解決に向けた金融監督体制改革案の提案などが行われていることは、ビジネス環境改善に資する政策として一定の評価ができる。しかしながら、「建設的な対話の成果があがっている」との自己評価については、経済界の立場からみて実質的な成果があがっているとは必ずしも言いがたい。

今後は、両国の対話・協力の枠組の一層の拡充と個別課題への取組みの推進が必要である。特に税関・流通分野については、わが国産業界の有する懸念について、「安全かつ円滑な貿易」スタディ・

グループでの検討を通じ、安全と自由な貿易の流れのバランスをとる現実的な解決策が見出されることを期待する。また、グローバルな企業活動の実態に即した課題を迅速に対応するとともに、両国における改革の推進力を高める観点から、在米日系企業・日本本社からの意見聴取に際してのプロセスおよび結果の透明性の強化が必要である。

加えて、日米の各種政策分野での協調をアジア太平洋およびグローバルな規模での取組みに具体化していくことが必要である。

さらに、米国を含むアジア太平洋地域ならびに世界における FTA 形成の流れが加速化する中、わが国政府における日米 EPA の検討を加速する必要がある、両国政府が進める第三国との FTA に関する情報交換の取り組みが、日米 EPA 等日米間の経済連携の強化に向けた成果につながることを期待する。

2. カナダについて

(1) 食糧・資源価格が高騰する中、農産品やエネルギー資源の安定的な供給先であるカナダとの経済協力関係強化は、極めて重要である。

その観点から、「日加経済枠組み」文書に基づき、優先協力分野での協力推進や、両国間の貿易・投資の潜在力を最大限に引き出すための共同研究が実施され、昨年 10 月に両国首脳に報告書が提出されたことは評価される。

(2) 個別分野では、協力優先分野の一つであった日加社会保障協定が発効したことはビジネス環境の改善に資するものとして評価されるが、民間からの要望が強い日加租税条約の改正については、昨年同様、具体的な進展が見られなかったのは残念である。条約改正に向けた正式交渉が早急に開始されることを期待する。

(3) 昨年 10 月の共同研究報告書の発表から既に半年以上が経過しており、報告書で言及された日加間の「貿易投資対話」を早急に立ち上げ、民間部門から提起された意見も踏まえ、日加経済関係の強化に資する具体的取組みを推進していただきたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

米国に関し、今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下で個別の協力を強化するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。

事務事業の扱い

「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営	拡充強化
日米経済関係強化に向けた取組	今のまま継続
個別通商問題への対応	今のまま継続
日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 2 - 3 米国との安全保障分野での協力推進

日米安全保障条約課長 鈴木量博

日米地位協定室長 伊澤 修

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。
施策の位置付け	第 166 回 / 第 168 回 / 第 169 回国会の施政方針演説において言及あり。
施策の概要	日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のために実施する様々な取組は、我が国の安全と繁栄の確保のために極めて重要な外交案件である。上記目標を達成するにあたっては、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 「再編実施のための日米のロードマップ」の着実な実施、及び(3) 日米地位協定の運用改善等を行うことが重要。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下の理由にかんがみ、平成 19 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があったと考える。

(1) 平成 19 年 5 月、日米安全保障協議委員会(「2 + 2」会合)を開催し、前年 5 月に発表した兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画(「再編実施のための日米のロードマップ」)について、作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した(「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」)。これに伴い、日米間で相互に提供される防衛関連秘密情報の取扱手続等を定めた日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)を締結した。また、弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「こんごう」が日本初となるミサイル迎撃実験に成功した。さらに、平成 20 年 1 月には、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担(HNS)に係る新たな特別協定を締結した。

(2) 沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の実施を含む在日米軍の兵力態勢の再編等の継続的な進展は上記「2 + 2」会合でも確認された。

(3) 日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意した。

課題

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

施策の必要性

平成 18 年の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

施策の有効性

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 「再編実施のための日米のロードマップ」の着実な実施、及び(3) 日米地位協定の運用改善等を行うことが重要。

これらの施策は、直接的に日米安保体制の強化に資するばかりでなく、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることで、日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化に間接的にも資するものである。

施策の効率性

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	90,905	94,860

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	34	37

単位：人（本省職員）

外部要因

日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の行政府や議会の政策の影響を大きく受ける。

また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

平成 19 年 5 月に開催された「2 + 2」会合において、「再編実施のためのロードマップ」に基づく作業の進捗及び今後の着実な実施の重要性を確認した。また、日米軍事情報包括保護協定（GSOMIA）を締結した。イージス艦「こんごう」の日本初となるミサイル迎撃実験に成功する等、弾道ミサイル防衛（BMD）も着実に整備できた。更に、在日米軍駐留経費負担（HNS）に係る新たな特別協定も締結した。

詳細は、事務事業 「安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続」を参照。

評価の切り口2：在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

米軍再編特措法の成立、横田ラブコン（レーダー進入管制業務）への自衛隊管制官の併置、米軍機の訓練移転の実施、普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価手続の開始等で進展が図られた。また、日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意された。

詳細は、事務事業 「在日米軍再編等の着実な実施の推進」、及び事務事業 「日米地位協定の運用改善への取組」を参照。

第三者の所見

森本 敏 拓殖大学海外事情研究所長

日米安全保障体制は、我が国の安全と繁栄の基盤であり、そのための施策は政府が取り組むべき最重要政策の一つである。戦後、日米安保条約を締結して以来、外務省北米局が取り組んできたこの施策と努力によってこそ我が国は安全と繁栄を確保し得たのであり、その成果と業務の重要性はいくら強調してもし過ぎることはない。一方、安全保障体制に基づく日米同盟は、世界経済の主要な担い手である日米両国の国益・経済力や、北東アジアの戦略環境の変化に伴い、常に大きな試練と挑戦を受けており、日米同盟を健全かつ、信頼性あるものにするためには、常続不断的努力を必要とする。

現在、日米同盟が直面している最大課題は、急速に発展・成長する中国や周辺に潜在不安を与える北朝鮮への取組み 在日米軍再編計画の実施、日米地位協定の運用と在日米軍駐留経費負担に係る特別協定見直し 広範な日米安全保障協力（RMC 協議・中東、湾岸及びアジアでの対テロ活動協力・災害救援などの国際平和協力）などである。

国内政治はねじれ国会以降、法案成立が難航し、これは日米安保関係に係る事務にも大きな影響を与えつつあるが、この状況は当面続くことが予想される。一方、米国は現在、ブッシュ政権の終末期であり、今年 11 月には次期大統領が選出され、2009 年 1 月以降は新たに誕生する次期政権との政策協調を図る必要に迫られる。北東アジアは、中国・朝鮮半島などにむしろ不安定要因が高まっており、米口関係も順調でない。

このような状況下で、北米局日米安全保障条約課が担当してきた日米安保体制に係る業務は、日米同盟の信頼性を維持するために極めて重要な役割を果たしてきた。その成果は、国会・政府はもとより、内外に高い評価を受けており、米国政府における信頼も厚い。

今後、本件業務は一層、複雑かつ厳しい状況になると考えられるが、一貫した方針に基づき国家・国民のために引き続き尽力してもらう必要がある。特に、日米安保体制の信頼性を向上するために緊密な政策協議をあらゆるレベルで行い、グローバルな問題や、アジア・太平洋の平和と安定のためにも日米両国が中核となって積極的な役割を果たすことが重要であり、北米局日米安全保障条約課の果たす役割と努力に期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討する。

事務事業の扱い

安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続

今のまま継続

在日米軍再編等の着実な実施の推進

今のまま継続

日米地位協定の運用改善への取組

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

沖縄の再編案は相互に関連

在日米軍兵力態勢の再編

恒常的なNLP施設: 2009年7月選定目標



2014年完成目標

千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原

訓練移転; 2007年度からの計画を作成

Xバンド・レーダーが2006年夏に運用可能に

第3海兵機動展開部隊(3MEF) 機動展開旅団(MEB)に縮小 司令部はグアム等に移転

8000名の海兵隊員及び9000名の家族は2014年までにグアムへ移転

移転整備費の負担 (日)60.9億ドル / 全体102.7億ドル

嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能に

キャンプ桑江(全)、牧港補給地区(全)、普天間飛行場(全)、那覇港湾施設(全)、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム(全)、キャンプ瑞慶覧(部) 2007年3月までに 詳細な計画

- ・空自航空総隊司令部(府中)の移転(2010年度)
- ・共同統合運用調整所の設置
- ・横田空域の一部の管制業務を2008年9月までに返還
- ・空域全体の返還に必要な条件を検討(~2009年度)
- ・軍民共同使用の具体的条件・態様の検討を実施。

キャンプ座間 相模総合補給廠

- ・在日米陸軍司令部の改編(2008米会計年度)及び陸自中央即応集団司令部の移転(2012日会計年度)
- ・効率的・効果的使用 一部土地の返還、共同使用

- キャンプ・シュワブ
- キャンプ・ハンセン
- 陸自が使用
- 空自が使用
- 嘉手納飛行場
- キャンプ・コモドロー
- キャンプ瑞慶覧
- 牧港補給地区
- 普天間飛行場

- 回転翼機の運用
- 空中給油機KC-130
- 緊急時の使用

ローテーションで鹿屋、グアムへ

海兵隊ヘリCH-53Dがグアムへ

- ・空母艦載機の岩国への移駐(59機)
- ・海自電子戦訓練機等の岩国からの移駐(17機)

2014年までに完了



日米協議の全体像

新たな安全保障環境を踏まえた日米同盟の方向性についての協議

2005年2月「2+2」

共通戦略目標 (第1段階)

共通戦略目標達成のための手段 (新たな安保環境の下での日米防衛協力の実効性を確保)

役割・任務・能力 (第2段階)

2005年10月「2+2」

自衛隊と米軍等の抑止力の維持に寄与
(在日米軍の兵力構成見直しを推進)

在日米軍の兵力態勢の再編 (第3段階)

抑止力の維持

地元負担の軽減

2006年5月「2+2」

在日米軍の兵力態勢の再編: 最終とりまとめ (具体的実施計画)

2007年5月「2+2」

再編の着実な実施、BMD協力の強化・加速化、拡大抑止の確認

(軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) の実質的合意)

日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)

(GSOMIA :General Security of Military Information Agreement)

平成19年9月

- 2005年10月の「2 + 2」共同発表で、秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとることを確認。

【参考】2005年10月の「2 + 2」共同発表 「情報共有及び情報協力の向上」

(前略) この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

- 8月10日、麻生外務大臣(当時)とシーファー駐日米国大使との間で署名・締結。

- 本協定のポイントは次のとおり。

(1) 本協定に従って防衛に関する秘密情報(注)を受領する政府が、受領する情報に対して当該情報を提供した政府が与えている保護と実質的に同等の保護を与えることを確保することが主眼。

(2) 本協定は、我が国の国内法令の範囲内で実施可能な国際約束(行政取極)であり、本協定の締結に当たって法律、政令、省令の改正を必要としない(罰則強化の必要もなし)。したがって、国会の承認を要する協定には該当しない。

(3) 本協定の締結により、防衛に関する秘密情報を日米間で相互に提供する際の秘密区分、表示、送付方法等につき共通の手続が整備され、明確化された。この結果、こうした情報の交換をより円滑・迅速に行うことが可能となる。

(注)本協定の下で保護される防衛に関する秘密情報 = 武器や装備品に係る技術情報、軍の運用に係る情報等

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に
基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定」について
(略称：在日米軍駐留経費負担特別協定)

平成20年1月

我が国が在日米軍に係る一定の経費（労務費、光熱費及び訓練移転費）の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める。

1. 背景

- (1) 昭和62年度以降、我が国は、日米地位協定第24条において米側に負担義務がある経費の一部につき、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。
- (2) 現行特別協定は本年3月31日まで効力を有するものであるため、その後の対応につき、米国政府と協議しつつ、検討を行ってきた。その結果、日本側負担の内容と水準について合意に至るとともに、新たな協定の案文等につき最終合意に至ったので、本年1月25日、東京において、我が方高村外務大臣と先方シーファー駐日米国大使との間で本協定の署名を行った。
- (3) 今回の合意は、特別協定に基づく我が国の経費負担が果たしてきた役割を十分に認識する一方、光熱費について一定の削減を図る内容となっている。
- (4) なお、本協定は本年4月1日に効力を生ずる必要がある。

2. 協定のポイント

- (1) 対象期間：3年間。
- (2) 経費負担：我が国が労務費、光熱費及び訓練移転費の全部又は一部を負担。
 - (イ) 労務費 現行特別協定の枠組みを維持し、現行特別協定と同じ上限労働者数（23,055人）とする。
 - (ロ) 光熱費 平成20年度は平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する光熱水等を、平成21年度及び平成22年度については平成19年度予算額の水準から1.5%減額した約249億円に相当する光熱水等を負担する。
 - (ハ) 訓練移転費 現行特別協定の枠組みを維持する。
- (3) 節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記。

3. 協定締結の意義

本協定に基づく在日米軍駐留経費負担は、アジア太平洋地域に依然として不確定で不安定な状況がある中で、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で大いに役立ち、日米同盟関係において極めて重要な役割を果たすものである。

施策 3 対中南米外交 105

具体的施策

- 3-1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化 108
- 3-2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化 114

3 対中南米外交

具体的施策

- 3 - 1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化
- 3 - 2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化

評価の結果

施策 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 3 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 3 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	

施策の必要性

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について
 - (1) 近年中南米地域は地域全体として4年連続でプラス成長、平成19年には5%という経済成長率を達成している。もともと豊富な資源・エネルギーを有し、高い経済的潜在力を有する中南米地域は、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国を有する中南米地域は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要。
 - (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定(FTA)を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要。
 - (3) 中米地域は共同市場として米国とのFTA交渉を一体となっていくなど経済面での統合(中南米第3の市場)を進めている。また、中米統合機構(SICA)として、地域8か国が政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。さらに、南・北米大陸をつなぐ要衝の地にあり、パナマ運河を擁している。
2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について
 - (1) 経済関係に関しては、国際的に資源獲得競争が激化する中で、中南米において資源・エネルギーの国家管理強化が強まる傾向を踏まえ、政府としても、日本企業支援を行うとともに、デジタル・テレビ等の新たな分野も含め、官民一体となって積極的に経済関係強化に努めることが必要。
 - (2) 環境・気候変動問題、国連安保理改革等の国際社会が直面する課題について、我が国が効果的に対処するため、共通の価値基盤を有する南米諸国との協力関係を維持・発展させることが必要。
 - (3) 我が国と物理的に遠く、交流の機会も豊富とはいえない南米・カリコム諸国との関係を効果的か

つ効率的に強化するためには、各種周年行事の機会を有効活用し、また、人物・文化交流事業を積極的かつ集中的に実施し、相互理解の促進を図ることが必要。

- (4) 南米諸国出身の在日外国人は現在約 36 万人にのぼり、地域社会との摩擦、教育・社会保障・犯罪をめぐる問題が顕在化している例もあり、問題の解決に向けて取り組む必要がある。
- (5) カリコム諸国 14 か国とは基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会 (IWC) や国連等の国際場裡で協力関係を構築しているところ、これを維持する必要がある。
- (6) メルコスール、カリコム等の地域国際機関は組織化及び活動範囲の拡大を進めており、これらの協力を促進することが各南米・カリコム諸国と関係強化を図る上でも重要である。

施策の有効性

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について
 - (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効。日墨交流戦略協力協議の開催は、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流の促進に有効。
 - (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策決定に、親日的な効果をもたらすのに有効。
 - (3) FEALAC における東アジア側調整国就任、次期外相会合の我が国における開催の表明は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に有効。
 - (4) 外務大臣による対中南米政策スピーチの実施、中南米に関するパンフレットの活用は、幅広い層に対して中南米情勢と我が国中南米外交を広報するのに有効。
2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について
 - 一次産品の国際価格高騰、地域の政治的潮流の変化及び中国の台頭等の状況の中、我が国の外交的プレゼンスを確保しつつ、経済関係の再活性化、国際場裡における協力関係の強化、相互理解の促進を実現するには、明確な目的の下、時宜に合った要人往来の活用、適切な日本企業支援策の実施、周年事業の活用、在日外国人問題への迅速な対応等の施策が効果的である。

施策の効率性

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について
 - (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC (東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム)、ECLAC (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) 等の枠組みを活用し効率的に効果の高い施策を講じた (FEALAC・CDM 招聘、委託調査等)。また、外務大臣による政策スピーチを日本国内で実施し、効率的に我が国の外交政策を全世界に発信した。
 - (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、APEC その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
 - (3) 中米諸国との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース 50 について、我が国大使館より各国政府関係者や議会関係者、政策シンクタンク等に対する説明、政策担当次官の招聘、テレビ、新聞等を通じた世論対策を行った。その結果、中米諸国が一堂に中米統合機構議長国で

あるエルサルバドルに会して、日・中米フォーラムを開催した際、クールアース 50 に対する中米側の評価をとりつける等効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

限られた予算規模及び人的資源の中、関係省庁・機関、省内関係各課、民間等と密接に協力するなど効率的に事業を実施し、経済関係の再活性化の促進から国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があった。投入資源と比較して大きな成果を出しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化」について

以下に詳述するように、平成 19 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ経済関係については、経済連携協定（EPA）を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、APEC における首脳会談、外相同士の相互訪問が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、大統領より我が国イニシアティブである「クールアース 50」に対する賞賛が得られ、事務レベルの二国間協議が立ち上げられる等の進展が見られた。また、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流強化に関し、日メキシコ交流協力戦略協議が立ち上げられた。中米諸国との関係においては、特に平成 20（2008）年の安保理非常任理事国選挙について、我が国に対し、広範な支持が得られた。多国間フォーラムについてはブラジルで開催された東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）第 3 回外相会合に麻生外務大臣（当時）が出席し、東アジア側調整国就任と次期外相会合の我が国における開催を表明することにより、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを強く印象づけることができた。また、麻生外務大臣による対中南米外交政策に関するスピーチを実施し、中南米パンフレットを活用することにより、対中南米外交の広報に例年以上の成果を残すことができた。

2. 「南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化」について

- (1) 地域における不安定要因が存在したにも拘わらず、経済関係において、チリ大統領訪日時の日本・チリ経済連携協定（EPA）発効、ペルー大統領訪日時の日本・ペルー投資協定の交渉開始発表、デジタル・テレビ日本方式採用に向けた南米諸国への重層的な働きかけ等が実現でき、当初想定していた以上の成果が得られた。
- (2) 麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問を始めハイレベルの要人往来、各種二国間対話を精力的に実施した結果、環境・気候変動分野等当初期待した以上に、国際場裡における協力関係を強化できた。
- (3) 平成 20 年に日本人ブラジル移住 100 周年を迎える日伯交流年に向けて様々な準備作業を行った。南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題については、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

- 3 - 1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化

中米課長 中前隆博

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>中南米地域の多国間フォーラムを活用し、中南米諸国における我が国への政策的認知の向上と我が国政策の発信と支持確保を図ること。メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの政治・経済関係を活性化すること。国際機関等における我が国への協力・支持を強化すること、相互理解を促進すること。</p> <p>【小目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日メキシコ EPA を通じた日メキシコ間の経済関係強化・ 気候変動分野の我が国構想に対する所管国の支持確保及び協力推進・ 国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持確保・ ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化・ 日墨間の交流強化・ 多国間フォーラムにおける我が国のイニシアティブの達成・ 対中南米外交政策の対外広報
施策の位置付け	<p>第 166 回国会外交演説に言及あり</p> <p>第 169 回国会外交演説に言及あり</p> <p>平成 19 年度重点外交政策に言及あり</p> <p>平成 20 年度重点外交政策に言及あり</p>
施策の概要	<p>(1) メキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係活性化のための取組強化</p> <p>(2) 国際場裡における連携・協力関係強化</p> <p>(3) 周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に詳述するように、平成 19 年度には、当該年度における本件施策の目標(小目標)の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ経済関係については、経済連携協定(EPA)を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、APECにおける首脳会談、外相同士相互訪問が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、大統領より我が国イニシアティブである「クールアース 50」に対する賞賛が得られ、事務レベルの二国間協議が立ち上げられる等の進展が見られた。また、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流強化に関し、日メキシコ交流協力戦略協議が立ち上げ

られた。中米諸国との関係においては、特に平成 20（2008）年の安保理非常任理事国選挙について、我が国に対し、広範な支持が得られた。多国間フォーラムについてはブラジリアで開催された東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）第 3 回外相会合に麻生外務大臣（当時）が出席し、東アジア側調整国就任と次期外相会合の我が国における開催を表明することにより、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを強く印象づけることができた。また、麻生外務大臣による対中南米外交政策に関するスピーチを実施し、中南米パンフレットを活用することにより、対中南米外交の広報に例年以上の成果を残すことができた。

課題

首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る。中米・メキシコにおける我が国企業の活動の活性化につながる経済関係強化の方策を更に模索し、実現する。多国間フォーラムにおいて主導的役割を果たし、我が国において FEALAC 外相会合を成功裡に開催する。

施策の必要性

- (1) 近年中南米地域は地域全体として 4 年連続でプラス成長、平成 19 年には 5 % という経済成長率を達成している。もともと豊富な資源・エネルギーを有し、高い経済的潜在力を有する中南米地域は、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国を有する中南米地域は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要。
- (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定（FTA）を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国际社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係の二ーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要。
- (3) 中米地域は共同市場として米国との FTA 交渉を一体となっていくなど経済面での統合（中南米第 3 の市場）を進めている。また、中米統合機構（SICA）として、地域 8 か国が政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。さらに、南・北米大陸をつなぐ要衝の地にあり、パナマ運河を擁している。

施策の有効性

- (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効。日墨交流戦略協力協議の開催は、21 世紀の日メキシコ関係にふさわしい交流の促進に有効。
- (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、

気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策決定に、親日的な効果をもたらすのに有効。

- (3) FEALAC における東アジア側調整国就任、次期外相会合の我が国における開催の表明は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に有効。
- (4) 外務大臣による対中南米政策スピーチの実施、中南米に関するパンフレットの活用は、幅広い層に対して中南米情勢と我が国中南米外交を広報するのに有効。

施策の効率性

- (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC(東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム)、ECLAC(国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会)等の枠組みを活用し効率的に効果の高い施策を講じた(FEALAC・CDM 招聘、委託調査等)。また、外務大臣による政策スピーチを日本国内で実施し、効率的に我が国の外交政策を全世界に発信した。
- (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、APEC その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
- (3) 中米諸国との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース 50 について、我が国大使館より各国政府関係者や議会関係者、政策シンクタンク等に対する説明、政策担当次官の招聘、テレビ、新聞等を通じた世論対策を行った。その結果、中米諸国が一堂に中米統合機構議長国であるエルサルバドルに会して、日・中米フォーラムを開催した際、クールアース 50 に対する中米側の評価をとりつける等効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	48,103	36,131

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	19	19

単位：人(本省職員)

外部要因

メキシコや中米諸国で採用されてきた経済改革・貿易自由化路線(含む FTA の締結)により各国のマクロ経済は安定し、経済成長も堅調であり、同地域との更なる経済関係強化に向けた基盤は整っている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化

日メキシコ経済関係においては、発効前と比較して貿易額が 70% 以上、投資額が 2 ~ 3 倍のペースでそれぞれ増加するなど具体的な成果が見られた。パナマ運河拡張計画については、政府としても日本企業による入札を支援し、予備審査の通過を実現した。詳細は、事務事業「メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの経済関係の維持・発展のための取組」を参照。

評価の切り口2：気候変動問題等における協力の進展、国際機関等の選挙における我が国に対する支持表明

メキシコとの関係では、気候変動分野において、我が国イニシアティブに対する全面的な協力の姿勢が首脳より示され、二国間協議が立ち上げられるなど具体的な進展が見られた。平成20(2008)年安保理非常任理事国選挙については、メキシコ及び大多数の中米諸国より我が国に対する支持の明確な意思表示が得られた。詳細は、事務事業「メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの国際場裡における協力の強化」を参照。

評価の切り口3：要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では外相の相互訪問と首脳会談が実現し、気候変動問題や安保理非常任理事国選挙、交流戦略等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。麻生外務大臣(当時)のブラジル訪問時に実現したキューバ及びパナマとの外相会談においても、国際場裡での協力の強化やパナマ運河拡張計画における我が国企業支援に具体的成果をあげた。

グアテマラ、エルサルバドルから、有力な政府関係者を我が国に招聘し、我が国の政策担当者等との意見交換や国内施設の見学等をアレンジすることにより、我が国政策への理解の促進と親日感情の醸成に目に見える成果をあげた。

さらに、メキシコとの関係においては、日メキシコ交流協力戦略協議が立ち上げられた他、日メキシコ交流400周年の記念事業の実施についての協力を確認する等、協力関係の具体的な進展が得られた。

詳細は事務事業「メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの人物・文化交流事業を通じた相互理解促進」を参照。

評価の切り口4：多国間フォーラムにおける我が国イニシアティブの実行、対中南米外交政策の対外広報の実績

ブラジルで開催されたFEALACの第3回外相会議において、我が国は東アジア側調整国に就任し、次期外相会合の我が国における開催を表明する等、中南米と東アジアの関係強化における主導的役割を印象づけた。FEALACにおいては、加盟国からの若手指導者の招聘計画の実施、ECLACにおいては、我が国の経済発展の経験を紹介するセミナーの実施や、中南米と東アジアの貿易・投資関係の活性化に関する委託調査の実施等、中南米の経済社会開発に貢献する姿勢を印象づけた。

日・中米フォーラム(平成20(2008)年4月、於：エルサルバドル)において、我が国の環境イニシアティブであるクールアース50等につき説明し、加盟8か国から評価を得、共同文書に明記した。また、4か国からは明示的な支持表明があった。

外務大臣の対中南米外交に関する政策スピーチの実施や中南米に関するパンフレットの活用等により、国内の幅広い層に対して、中南米に関する広報活動を積極的に行った。

詳細は事務事業「FEALAC(東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム)やECLAC(国連ラテンアメリカカリブ経済委員会)等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化」を参照。

第三者の所見

恒川恵市 政策研究大学院大学教授

メキシコ・中米を含む中南米諸国の経済は、高い天然資源価格に支えられて、引き続き順調な成長を遂げていることから、この機に経済関係の緊密化に向けての施策を追求したことは、時宜にかなった姿勢として評価できる。特に日墨 EPA のフォローアップを遂行し、日本企業のメキシコにおける活発な投資と活動を補助したことは特筆すべきである。中米においては、中米共同市場の貿易港として有望なラ・ウニオン港とエルサルバドル・ホンジュラス国境橋の建設が、日本の資金協力によって進んでいることから、これらのインフラが日本・中米間の経済関係の緊密化と中米諸国の経済発展に貢献できるよう、フォローアップの方策を策定することが望ましい。

日本の国際場裏における環境イニシアティブへの理解を促進し、支持をとりつけるために、メキシコおよび中米カリブ諸国に対して、二国間・多国間など様々なルートと機会を使って働きかけをおこない、多くの国の支持をとりつけたことも高く評価できる。気候変動問題への取り組みは日本外交の柱の一つであることから、将来も積極的な働きかけを続けるべきである。

政治的・文化的関係の緊密化に関して、日墨交流協力戦略協議を発足させたのに加えて、日墨修好通商条約締結 120 周年（平成 20 年）および日墨交流 400 周年（平成 21 年～平成 22 年）を記念する事業の準備を通じて、メキシコとの交流を深めつつあることは、メキシコがこの地域で占める重要性を考えると、対中南米外交のポイントを押さえた施策として評価できる。なお昨年 8 月ブラジリアで開かれた FEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）において日本が初めてアジア側調整国の任を引き受けたことによって、日本に対する中南米諸国の期待感が高まっていることから、外相レベルの会合から経済的・文化的交流にいたるまで、日本がリーダーシップをとることによって、このフォーラムの活性化に貢献するよう努力を傾けるべきであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

メキシコとの関係では、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対応における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米との関係では、日・中米フォーラムや中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための事業の実施を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、首脳・外相レベルの招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対応における協力関係を発展させる。FEALAC においては、次期外相会合主催国として、FEALAC の活性化、加盟国間の関係強化に目に見える成果を残す。

事務事業の扱い

メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの経済関係の維持・発展のための取組	拡充強化
メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの国際場裡における協力の強化	内容の見直し・改善
メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの人物・文化交流事業を通じた相互理解促進	内容の見直し・改善

FEALAC (東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム) や ECLAC
(国連ラテンアメリカカリブ経済委員会) 等の多国間フォーラム・
機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化

拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 3 - 2 南米・カリブ共同体諸国との協力・交流の強化

南米カリブ課長 高杉 優弘

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	南米・カリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) 南米諸国との経済関係再活性化のための取組 (2) 南米諸国との国際場裡における協力の強化 (3) 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 (4) 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組 (5) カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化 (6) メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 地域における不安定要因が存在したにも拘わらず、経済関係において、チリ大統領訪日時の日本・チリ経済連携協定（EPA）発効、ペルー大統領訪日時の日本・ペルー投資協定の交渉開始発表、デジタル・テレビ日本方式採用に向けた南米諸国への重層的な働きかけ等が実現でき、当初想定していた以上の成果が得られた。
- (2) 麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問を始めハイレベルの要人往来、各種二国間対話を精力的に実施した結果、環境・気候変動分野等当初期待した以上に、国際場裡における協力関係を強化できた。
- (3) 平成 20 年に日本人ブラジル移住 100 周年を迎える日伯交流年に向けて様々な準備作業を行った。南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題については、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

課題

経済関係再活性化の加速化や国際場裡における協力関係強化のため、南米諸国における資源管理強化の傾向、歴史的な繋がり強い欧米諸国や中国を始めとする新興国の活動の活発化等の現状を十分踏まえつつ、実効的な施策を一層的確かつ迅速に実施していくことが必要。

施策の必要性

- (1) 経済関係に関しては、国際的に資源獲得競争が激化する中で、中南米において資源・エネルギーの国家管理強化が強まる傾向を踏まえ、政府としても、日本企業支援を行うとともに、デジタル・テレビ等の新たな分野も含め、官民一体となって積極的に経済関係強化に努めることが必要。
- (2) 環境・気候変動問題、国連安保理改革等の国際社会が直面する課題について、我が国が効果的に対処するため、共通の価値基盤を有する南米諸国との協力関係を維持・発展させることが必要。
- (3) 我が国と物理的に遠く、交流の機会も豊富とはいえない南米・カリコム諸国との関係を効果的かつ効率的に強化するためには、各種周年行事の機会を有効活用し、また、人物・文化交流事業を積極的かつ集中的に実施し、相互理解の促進を図ることが必要。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人は現在約 36 万人にのぼり、地域社会との摩擦、教育・社会保障・犯罪をめぐる問題が顕在化している例もあり、問題の解決に向けて取り組む必要がある。
- (5) カリコム諸国 14 か国とは基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会（IWC）や国連等の国際場裡で協力関係を構築しているところ、これを維持する必要がある。
- (6) メルコスール、カリコム等の地域国際機関は組織化及び活動範囲の拡大を進めており、これらの協力を促進することが各南米・カリコム諸国と関係強化を図る上でも重要である。

施策の有効性

一次産品の国際価格高騰、地域の政治的潮流の変化及び中国の台頭等の状況の中、我が国の外交的プレゼンスを確保しつつ、経済関係の再活性化、国際場裡における協力関係の強化、相互理解の促進を実現するには、明確な目的の下、時宜にかなった要人往来の活用、適切な日本企業支援策の実施、周年事業の活用、在日外国人問題への迅速な対応等の施策が効果的である。

施策の効率性

限られた予算規模及び人的資源の中、関係省庁・機関、省内関係各課、民間等と密接に協力するなど効率的に事業を実施し、経済関係の再活性化の促進から国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があった。投入資源と比較して大きな成果を出しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	50,007	57,311

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	21	21

単位：人（本省職員）

外部要因

南米・カリコム諸国との関係は、資源エネルギーの国際価格や米国、EU、ベネズエラ、中国等の南米・カリコム諸国に影響力を持つ国々の政策などの要因に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口1：南米諸国との経済関係再活性化の進展

ハイレベルの要人往来、経済委員会（コロンビア、チリ、ペルー）、有識者会合等において経済関係の再活性化の具体的方策について活発な議論が行われた。また、平成19年9月の日チリEPAの発効、平成20年3月の日ペルー投資協定交渉開始の発表、最終段階にある地上デジタル・テレビ方式選定に係わる南米諸国における重層的働き掛け、平成19年10月の日系企業とベネズエラ石油公社(PDVSA)との間で締結された原油・石油製品取引に関する基本契約に基づくベネズエラ産原油の本邦到着等の具体的な成果があった。詳細は、事務事業「南米諸国との経済関係再活性化のための取組」を参照。

評価の切り口2：南米諸国との国際場裡における協力の強化

麻生外務大臣（当時）のブラジル訪問、日チリ首脳会談、日ペルー首脳会談、日ブラジル外相会談、日アルゼンチン外相会談等各種政策対話の機会を捉え、様々なレベルで、国連、北朝鮮問題、環境等の国際場裡における協力の働き掛けを行い、協力関係が強化された。特に、環境・気候変動分野では、チリ、ペルー大統領来日時に「環境・気候変動分野における一層の協力の強化に関する共同声明」を作成し、我が国提案の賛同国を拡大したほか、第2回日ブラジル環境対話を開催した。詳細は、事務事業「南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組」を参照。

評価の切り口3：周年事業の活用を通じた相互理解の促進

平成19年には、日チリ修好110周年、日ガイアナ修好40周年及び日バルバドス修好40周年を迎え、種々の事業を実施したほか、平成20年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）及び日コロンビア修好100周年を迎えるところ、各種要人往来や記念行事の実施・準備が行われた。これらの行事を通じて、各国との間で様々なレベルで相互理解が促進された。詳細は、事務事業「周年事業の活用を通じた相互理解の促進」を参照。

評価の切り口4：南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、国会議員、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。平成19年10月には、司法分野に関する第1回日ブラジル作業部会、第2回日ブラジル社会保障作業部会及び第3回日ブラジル教育協議が開催された。詳細は、事務事業「南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組」を参照。

評価の切り口5：カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力の強化

平成19年4月のドミニカ国首相の訪日、同年6月のガイアナ大統領の訪日、同年8月の菅総務大臣（当時）の戦略的外遊によるハイチ訪問、同年4月の松島外務大臣政務官（当時）のジャマイカ訪問、マクニッシュ・ジャマイカ外務省多国間問題担当次官補の訪日等の要人往来を中心に緊密な対話を行い、二国間関係の強化に加え、国際場裡での協力の働き掛けも積極的に行った。詳細は、事務事業「カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化」を参照。

評価の切り口6：メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の強化

メルコスール（南米南部共同市場）とは、高級事務レベル協議作業部会立ち上げに向けた準備、広域協力の継続等を通じ、協力関係を強化できた。カリコム（カリブ共同体）とは、第12回日カリコム事務

レベル協議、第1回日カリコム経済協力政策協議等を通じ、対話及び協力関係を強化することができた。詳細は、事務事業「メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進」を参照。

第三者の所見

遅野井 茂雄 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授

2004年に打ち出された「中南米との新パートナーシップ」に基づく外交目標が設定され、新たな環境下で着実に施策が展開されており、日本の戦略的な対南米政策が継続強化されている点は高く評価できる。昨年とはくに、チリ、ペルーとの首脳会談を通じた通商・投資関係の強化、気候変動分野等世界的なアジェンダをめぐる協力関係の推進など顕著な成果が得られた。平成20年度は、日伯交流年、ペルーでのAPEC首脳会議開催を控え、これまでの成果を基により一層の関係強化が期待される。

経済関係の活性化については、ブラジルを中心によく日本企業の投資先としての中南米市場を見る眼に変化が生まれつつあるが、これも上記の戦略的施策が寄与していると考えられる。先進国の景気減退の中でも、内需に基づき堅実に成長を維持しつつある南米諸国の経済状況の中で、日本との一層の経済関係の強化に向けた施策が双方に求められる。とくに、中国など新興国が資源獲得をめくり積極的な外交を展開している中で、JBC、JICA等の協力学キームと民間企業とのシナジー、経済合同委員会の側面支援等を通じたオールジャパンでの協力関係を戦略的に明確化し強化することが必要であろう。また資源価格の高騰に支えられ成長が続く中で、社会問題の改善や社会的公正の実現への努力が喫緊の課題であり、その成果が問われている。昨年7月の麻生大臣（当時）の中南米政策に関する演説や大使会議後の高村大臣のスピーチでも、そうした各国の努力を支援するとの方針が強調されたが、施策の中にこの点が明示的に見えないのは物足りない。（中）南米の現状をどう評価し、それに対して何が必要で実施可能なのかという視点が重要で、価値を共有する地域であればこそ、戦略的に踏み込んだ施策が欲しいところである。また在日の南米出身の外国人問題にしても、問題进行处理するというやや内向きの視点が強調されているとの印象を受ける。

評価結果の政策への反映

今後の方針

南米・カリブ地域における新たな政治・経済潮流を踏まえ、我が国の国益や資源エネルギー安全保障の観点から、諸国との対話及び協力関係を継続するとともに、更なる国際場裡の関係強化、及び経済関係活性化の加速を目指す。

事務事業の扱い

南米諸国との経済関係再活性化のための取組	拡充強化
南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組	拡充強化
周年事業の活用を通じた相互理解の促進	今のまま継続
南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組	拡充強化
カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化	今のまま継続
メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

施策 4 対欧州外交 121

具体的施策

- 4-1 欧州地域との総合的な関係強化 126
- 4-2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 130
- 4-3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 134
- 4-4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露
関係の進展 138
- 4-5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 143

4 対欧州外交

具体的施策

- 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化
- 4 - 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- 4 - 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- 4 - 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- 4 - 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

評価の結果

施策 - 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 4 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会において共通の課題に直面している。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

(1) G8メンバーである英国、フランス、イタリア、及び歴史的に中南米諸国との結びつきが強いスペイン、ポルトガルをはじめとする西欧諸国は、EU及び国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。我が国が、国際社会が直面する諸課題の解決に貢献するためには、これら西欧諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。

(2) 西欧諸国は、北欧諸国をはじめとする経済・社会が成熟した先進国として少子高齢化、男女共同参画社会、環境等について先進的な取組を行っており、我が国が抱える課題を解決するために双方の知見を共有し、更に協力していく必要がある。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

(1) (外務省組織令上の分類に基づく) 中・東欧諸国 22 か国のうち 10 か国は、国際社会の諸問題に大きな影響力を有する EU の加盟国であり、全 EU 加盟国 (27 か国) の約 3 分の 1 以上を占める。これらの諸国との関係強化及び共通の課題に関する協力関係の維持・促進は、二国間関係上重要であるのみならず、特に EU の共通外交政策は加盟国のコンセンサスで形成され、また、議長国が半年毎に替わる EU の政策決定過程にも影響を及ぼし得ることから、日本の「平和協力国家」「平和を生み出す外交」を推進するために必要である。

(2) 特に、EU の主要国であり、かつ G8 の一員であるドイツは、国際の平和・安定、繁栄の実現に責

任と能力を有する重要な政治的パートナーである。また、人道面で積極的な国際貢献を行うスイスや歴史・地理上中・東欧地域とのつながりが深いオーストリアとの関係も重要である。

さらに、中欧4か国（チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア）やブルガリア、ルーマニアは、特にEU加盟後我が国にとっての経済的重要性が増しており、また、当該諸国や西バルカン諸国は、良好な対日感情を背景に国際社会の諸課題に関し我が国の立場を支持する国が多く、こうした親日国との関係を大切にすることも重要である。

また、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域の安定化・民主化及び市場経済化は、欧州ひいては国際社会の安定にとって重要であり、当該地域の諸国とともにこうした共通の課題に関する協力を促進する必要がある。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東（イラン、アフガニスタン等）を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要があり、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

- (1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題

に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、その際国際社会の共通課題に関する情報・意見交換を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

友好関係の維持促進及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力(テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等) ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

(2) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、様々なスキームを活用した人的交流等の交流が不可欠である。

施策の効率性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中で、省内の関係各課(EUとの経済関係を所掌する経済統合課等)や関係省庁、民間団体(周年事業での協力)と密接に協力するなど、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中で、関係各課(要人等訪問時の他課との協力)や関係団体(要人等訪日時の国内関係団体との協力)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

首脳会談、外相会談の各2回の実施、ナルィシュキン副首相の2度にわたる訪日、高村外務大臣とイワノフ第一副首相との会談等、活発な政治対話を行い、幅広い分野での日露関係の進展を更に推し進めることができた。平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間で「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、

両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。以上にかんがみ、上記目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

人的及び予算的制約が大きい中、「中央アジア+日本」対話の枠組みの下で協力を推進するとともに、二か国の国家元首の訪日（キルギス及びタジキスタンの大統領）、関口外務政務官（当時）のグルジア訪問、松島外務政務官（当時）のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問等の政治対話の他、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

日・EU 関係においては、平成 19 年 6 月の定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、特に気候変動分野において、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致するなど大きな成果を得た。日・NATO 関係においては、平成 19 年 1 月の安倍総理（当時）の NATO 訪問に続き、12 月にデ・ホープ・スケッフェル NATO 事務総長が訪日し、日・NATO 関係が新たな段階へと移行した。アフガニスタン復興支援に関する具体的な協力において当初の想定以上に進展があった。法的枠組みについては、平成 20 年 2 月にオランダ、チェコとの社会保障協定に署名するなどの進展があった。知的交流・人的交流は、平成 20 年 1 月にリュブリャナ（スロベニア）で気候変動をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催する等により促進された。

2. 「西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

G 8 の一員である英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との関係で、首脳や外相等の要人往来、国際会議等における二国間会談及び電話会談が活発に行われた。また、平成 20 年 1 月には、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設 150 周年を記念した周年事業が開始されるなど対話・交流が促進された。更に、G 8 の一員である英国、フランス、イタリアとは、平成 20 年の我が国開催のサミットを見据え、電話首脳会談等の場を通じて、サミットの成功に向けた種々の協力や支持を得るとともに、国際的課題について意見交換を行った。

3. 「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

以下に述べるとおり、首脳・外相会談や国際会議、地域的な枠組み等種々の機会を捉え、我が国と中・東欧諸国間との対話が行われたことから、中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、想定以上の成果があったことを示している。

- (1) 総理や外相の訪欧や外国要人の訪日、国際会議等の際の二国間会談、政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。
- (2) 首脳・外相間の会談や、複数国と局長級の政務協議を実施し、協議・政策調整を行ったほか、協議・政策調整の新たな枠組みを設立し（「GUAM+日本」会合）、また、既存の枠組みの活性化（V 4+1 外相会合等）を行うなど、各国と積極的に協議・政策調整を行っている。
- (3) さらに、日本から中・東欧地域（上位 12 か国）への訪問者数は総じて増加しており、観光客増大のための会合を実施したほか（南東欧観光振興ワークショップ）、日澳 21 世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、また、21 世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。

4. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

様々な機会・レベルを通じて平和条約交渉を行った。平成 19 年 9 月のシドニーでの APEC 首脳会議の際の日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致したことにより、交渉を再活性化するモメンタムが生じつつあるが、未だ進展には至っていない。

2 度の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、2 度の日露戦略対話を実施した。

平成 19 年における日露間の貿易高は 200 億ドルを突破し、4 年連続過去最高を記録した。また、6 月に行われたハイリゲンダム・サミットの際の日露首脳会談において、日本側として、ロシアとの更なる協力を進めるために「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」を提案し、プーチン大統領からも支持を得、日露協力をさらに弾みがついた。

その他国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施された。

5. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア+日本」対話第三回高級実務者会合の実施、国家元首の訪日（バキーエフ・キルギス大統領及びラフモン・タジキスタン大統領）、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。

- 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

欧州局政策課長 岡田隆

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること。
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	欧州地域（各国、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CE)との政治面での対話の継続・促進、欧州地域との具体的協力の継続・促進、欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議の継続、欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、欧州各国からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

日・EU 関係においては、平成 19 年 6 月の定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、特に気候変動分野において、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致するなど大きな成果を得た。日・NATO 関係においては、平成 19 年 1 月の安倍総理（当時）の NATO 訪問に続き、12 月にデ・ホープ・スケッフェル NATO 事務総長が訪日し、日・NATO 関係が新たな段階へと移行した。アフガニスタン復興支援に関する具体的な協力において当初の想定以上に進展があった。法的枠組みについては、平成 20 年 2 月にオランダ、チェコとの社会保障協定に署名するなどの進展があった。知的交流・人的交流は、平成 20 年 1 月にリュブリャナ（スロベニア）で気候変動をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催する等により促進された。

課題

平成 21 年 1 月から新体制が発足し存在感を増す EU と、特に気候変動、世界経済、アフリカ・開発といった課題への対応において協力を一層促進する。また、「平和協力国家」の具体化に向けて、NATO、OSCE 等との安全保障面での対話と具体的協力を推進する。日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流、人的交流を着実に実施する。

施策の必要性

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会において共通の課題に直面している。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

施策の有効性

（１）欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

（２）欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

（３）租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。

（４）欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

（５）欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

施策の効率性

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	87,050	81,082

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	22	23

単位：人（本省職員）

外部要因

日欧間で協議されている議題は、グローバルな課題にしても、主要な地域情勢にしても、常に変化しているものであり、各種対話等の頻度や内容は変化しうる。

条約・協定等の交渉の進展は相手国の交渉時の国内政治状況等に左右される。

目標の達成状況

評価の切り口1：欧州地域との総合的な対話・協力の強化

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

(1) EU との関係では、平成 19 年 6 月の日・EU 定期首脳協議で、日本と EU の戦略的パートナーシップを一層強化すること、特に気候変動分野において、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分もしくはそれ以上削減するとの長期的目標で一致した。さらに、日・EU トロイカ外相協議、日・EU トロイカ政務局長協議、日・EU 行動計画運営グループ会合、日・EU 政策担当者協議など、さまざまなレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。

(2) NATO との関係では、平成 19 年 1 月に安倍総理大臣(当時)が日本の総理大臣として初めて NATO で演説を実施し、12 月にはデ・ホープ・スケッフェル NATO 事務総長が訪日し、福田総理、高村外務大臣、石破防衛大臣とそれぞれ会談した。また、アフガニスタン復興支援に関し、PRT(地方復興チーム)と連携した経済協力や NATO・PfP(平和のためのパートナーシップ)信託基金を通じた弾薬管理能力支援等の具体的な協力が進展した。

(3) OSCE との関係では、平成 19 年 11 月の外相理事会に小野寺外務副大臣が出席し、日・OSCE 間協力をさらに進めること及び東アジアの安全保障環境への欧州の理解を訴えた。また、OSCE との協力に関しては、平成 19 年にキルギス、カザフスタン、ウクライナ及びアルメニア、平成 20 年にはグルジアへの OSCE 選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、これらの国への選挙支援を実施した。

(4) 欧州評議会との関係では、対話を着実に実施。特に民主化支援での協力が進展した。(平成 19 年度は、ウクライナの政治研究スクールに対し支援した。)

詳細は、事務事業 「欧州地域との政治面での対話・協力の継続・推進」を参照。

評価の切り口 2 : 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 租税条約については、フランスとの間で、平成 19 年 12 月に改正議定書が発効した。

(2) 社会保障協定については、平成 19 年 4 月にオランダとの間で締結交渉を行い、平成 20 年 2 月に署名を行った。また、平成 19 年 6 月にチェコとの間で締結交渉を行い、平成 20 年 2 月に署名を行った。さらに、平成 20 年 1 月にはスペインとの間で締結交渉を開始し、イタリアとも平成 20 年 5 月に締結交渉を開始する予定である。

詳細は、事務事業 「欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施」を参照。

評価の切り口 3 : 人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 平成 20 年 1 月にリュブリャナで気候変動をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催した。

(2) 軍民協力をテーマに、欧州地域に安全保障分野の専門家を派遣し、研究者間の人脈を構築した。

(3) 欧州地域から青少年、高校生あわせて 120 名を招へいし、ホームステイ等を通じて我が国への多面的な理解を促進させることができた。

詳細は、事務事業 「欧州地域との知的交流の推進」及び事務事業 「欧州地域との草の根交流の促進」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶応義塾大学准教授

(以下の所見は、 - 4 - 1 ~ - 4 - 3 まで共通。)

欧州連合(EU)と北大西洋条約機構(NATO)を中心とする多元的な地域機構の役割の重要性が増す中で、米欧関係、欧露関係、欧州・中国関係をめぐる大国間関係、東欧・バルカン諸国、GUAM等の周辺諸国と

の関係は、ダイナミックな変化の過程にある。本年度は、気候変動やエネルギー価格の高騰等を中心とするグローバルな課題とともに、欧露関係を緊張させた地域的なエネルギー問題など、新しい問題群が日欧関係のアジェンダとして浮上した。

そのなかで、日・EU定期首脳会議が世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半分もしくはそれ以上削減するとの目標で一致したことは、G8洞爺湖サミットの主要課題に向けて日欧が新しい戦略パートナーシップを強化した例として高く評価できよう。他方で、日本とEUが対欧州周辺地域、ロシア、中国、アフリカ、平和構築などの諸分野において、更なる協力を強化する余地があり、一層のパートナーシップの発展が期待される。

安倍前総理の欧州歴訪以来発展を遂げている日・NATO協力についても、とりわけアフガニスタン復興支援に関連し、NATO・PRTと連携した人道支援、草の根無償協力、アフガニスタン国軍の能力強化支援など、重要な施策が展開されたことも重要な成果であった。ただ、以上の日・NATO協力の実態についてはあまり知られておらず、平和構築分野における日欧協力の成果として、国際社会の認識を強化すべきであろう。また、具体的な成果を協調できるようなアフガニスタンに対する人的支援についても強化すべきであろう。

安全保障面での施策としては、とかくEUの中国に対する武器禁輸解除の問題に焦点が置かれがちであるが、平成20年度以降の施策としては、特に欧州とロシアとの関係、とりわけ東欧におけるミサイル防衛配備問題についての分析を強化すべきと考える。我が国のミサイル防衛問題の今後の帰趨とも深く関わる可能性があるからである。

欧州各国との法的・制度的枠組みの構築に関しては、フランスとの間で租税条約改定議定書が発効し、社会保障協定については、オランダ、チェコと署名、スペイン、イタリアとの間で締結交渉が進展するなど、着実な進展がみられる。また欧州地域との人的ネットワークの構築については、安全保障分野を中心に進捗がみられるが、知的交流、議員間交流、民間交流、草の根交流など、幅広い層での分野・世代を横断した拡充が求められよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

気候変動、安全保障等に関する欧州地域との政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を進展させる。条約・協定交渉を継続実施し、知的交流及び(草の根レベルを含む)人的交流を見直し・改善する。

事務事業の扱い

欧州地域との政治面での対話・協力の継続・促進	拡充強化
欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施	今のまま継続
欧州地域との知的交流の推進	内容の見直し・改善
欧州地域との草の根交流の促進	内容の見直し・改善

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 4 - 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

西欧課長 飯島俊郎

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	西欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 第 169 回国会外交演説に言及あり。 平成 19 年度・平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 西欧諸国との対話の継続・促進 (西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化) (2) 共通の諸課題に関する協議・政策調整 (3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

G 8 の一員である英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との関係で、首脳や外相等の要人往来、国際会議等における二国間会談及び電話会談が活発に行われた。また、平成 20 年 1 月には、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設 150 周年を記念した周年事業が開始されるなど対話・交流が促進された。更に、G 8 の一員である英国、フランス、イタリアとは、平成 20 年の我が国開催のサミットを見据え、電話首脳会談等の場を通じて、サミットの成功に向けた種々の協力や支持を得るとともに、国際的課題について意見交換を行った。

課題

対話の継続に関して、既存の友好関係を当然視することなく、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係の更なる緊密化を図る。特に、G 8 主要国との間では、平成 20 年の我が国開催のサミットにおける合意事項をフォローアップしていく。

施策の必要性

(1) G 8 メンバーである英国、フランス、イタリア、及び歴史的に中南米諸国との結びつきが強いスペイン、ポルトガルをはじめとする西欧諸国は、EU 及び国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。我が国が、国際社会が直面する諸課題の解決に貢献するためには、これら西欧諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。

(2) 西欧諸国は、北欧諸国をはじめとする経済・社会が成熟した先進国として少子高齢化、男女共同参画社会、環境等について先進的な取組を行っており、我が国が抱える課題を解決するために双方の知見を共有し、更に協力していく必要がある。

施策の有効性

英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、その際国際社会の共通課題に関する情報・意見交換を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、省内の関係各課（EUとの経済関係を所掌する経済統合体課等）や関係省庁、民間団体（周年事業での協力）と密接に協力するなど、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	63,446	70,187

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	18	18

単位：人（本省職員）

外部要因

EU加盟国との関係においては、EU内における政策決定等に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口1：総合的な対話（要人往来、事務レベル協議）の進展

G8外相会合、サミット、ASEMといったマルチの会合の場を利用し、首脳会談や外相会談を行った他、要人往来の機会を利用し、様々な対話の機会が設定されるなど、協議・交渉の実質的進展が見られた。また多くの国との間で、二国間政策協議等多くの事務レベル協議を実施し、国際社会が直面する喫緊の課題について時宜を得た意見交換を行うことで各国との対話を一層進展させた。詳細は事務事業「西欧諸国との対話の継続・促進(西欧諸国との政治レベル・事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化)」を参照。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

国連安保理改革、北朝鮮による核開発などの国際社会の喫緊の課題について、様々な国際場裡で我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構築した。また、EUの対中武器禁輸措置解除についても多くの国と率直に意見交換を重ね、共通理解の確立に努めた。詳細は、事務事業「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

各国において影響力ある人物等を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の親日家を育成する基礎を形成した。また、知的交流としては、「日本・スペイン・シンポジウム」、「日英21世紀委員会」等を実施し、関係国の政官財界等多方面からの多くの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。詳細は、事務事業「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶応義塾大学准教授

(以下の所見は、 - 4 - 1 ~ - 4 - 3 まで共通。)

欧州連合(EU)と北大西洋条約機構(NATO)を中心とする多元的な地域機構の役割の重要性が増す中で、米欧関係、欧露関係、欧州・中国関係をめぐる大国間関係、東欧・バルカン諸国、GUAM等の周辺諸国との関係は、ダイナミックな変化の過程にある。本年度は、気候変動やエネルギー価格の高騰等を中心とするグローバルな課題とともに、欧露関係を緊張させた地域的なエネルギー問題など、新しい問題群が日欧関係のアジェンダとして浮上した。

そのなかで、日・EU定期首脳会議が世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半分もしくはそれ以上削減するとの目標で一致したことは、G8洞爺湖サミットの主要課題に向けて日欧が新しい戦略パートナーシップを強化した例として高く評価できよう。他方で、日本とEUが対欧州周辺地域、ロシア、中国、アフリカ、平和構築などの諸分野において、更なる協力を強化する余地があり、一層のパートナーシップの発展が期待される。

安倍前総理の欧州歴訪以来発展を遂げている日・NATO協力についても、とりわけアフガニスタン復興支援に関連し、NATO・PRTと連携した人道支援、草の根無償協力、アフガニスタン国軍の能力強化支援など、重要な施策が展開されたことも重要な成果であった。ただ、以上の日・NATO協力の実態についてはあまり知られておらず、平和構築分野における日欧協力の成果として、国際社会の認識を強化すべきであろう。また、具体的な成果を協調できるようなアフガニスタンに対する人的支援についても強化すべきであろう。

安全保障面での施策としては、とかくEUの中国に対する武器禁輸解除の問題に焦点が置かれがちであるが、平成20年度以降の施策としては、特に欧州とロシアとの関係、とりわけ東欧におけるミサイル防衛配備問題についての分析を強化すべきと考える。我が国のミサイル防衛問題の今後の帰趨とも深く関わる可能性があるからである。

欧州各国との法的・制度的枠組みの構築に関しては、フランスとの間で租税条約改定議定書が発効し、社会保障協定については、オランダ、チェコと署名、スペイン、イタリアとの間で締結交渉が進展するなど、着実な進展がみられる。また欧州地域との人的ネットワークの構築については、安全保障分野を中心に進捗がみられるが、知的交流、議員間交流、民間交流、草の根交流など、幅広い層での分野・世代を横断した拡充が求められよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係の更なる緊密化を図るとともに、政府間以外の民間交流の一層の充実を図る。特に、G 8 主要国との間では、平成 20 年の我が国開催のサミットにおける合意事項をフォローアップしていく。

事務事業の扱い

西欧諸国との対話の継続・促進	今のまま継続
共通の諸課題に関する協議・政策調整	今のまま継続
人的、知的交流、民間交流の維持・促進	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 4 - 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

中・東欧課長 小澤 仁

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好的な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること
施策の位置付け	第 166 回、第 168 回、第 169 回施政方針演説並びに平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 中・東欧諸国との対話の継続・促進 (2) 共通課題に関する協議・政策調整 (3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に述べるとおり、首脳・外相会談や国際会議、地域的な枠組み等種々の機会を捉え、我が国と中・東欧諸国間との対話が行われたことから、中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、想定以上の成果があったことを示している。

- (1) 総理や外相の訪欧や外国要人の訪日、国際会議等の際の二国間会談、政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。
- (2) 首脳・外相間の会談や、複数国と局長級の政務協議を実施し、協議・政策調整を行ったほか、協議・政策調整の新たな枠組みを設立し(「GUAM+日本」会合)、また、既存の枠組みの活性化(V 4 + 1 外相会合等)を行うなど、各国と積極的に協議・政策調整を行っている。
- (3) さらに、日本から中・東欧地域(上位 12 か国)への訪問者数は総じて増加しており、観光客増大のための会合を実施したほか(南東欧観光振興ワークショップ)、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、また、21 世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。

課題

現在の良好な関係に甘んじることなく、常に良好な二国間関係及び共通の諸課題に対する協力関係を維持・発展させるため、各国の現地情勢や政権交代等の変化に応じた要人往来等の効果的な手段を実施することが重要である。

施策の必要性

(1) (外務省組織令上の分類に基づく) 中・東欧諸国 22 か国のうち 10 か国は、国際社会の諸問題に大きな影響力を有する EU の加盟国であり、全 EU 加盟国 (27 か国) の約 3 分の 1 以上を占める。これらの諸国との関係強化及び共通の課題に関する協力関係の維持・促進は、二国間関係上重要であるのみならず、特に EU の共通外交政策は加盟国のコンセンサスで形成され、また、議長国が半年毎に替わる EU の政策決定過程にも影響を及ぼし得ることから、日本の「平和協力国家」「平和を生み出す外交」を推進するために必要である。

(2) 特に、EU の主要国であり、かつ G 8 の一員であるドイツは、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任と能力を有する重要な政治的パートナーである。また、人道面で積極的な国際貢献を行うスイスや歴史・地理上中・東欧地域とのつながりが深いオーストリアとの関係も重要である。

さらに、中欧 4 か国 (チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア) やブルガリア、ルーマニアは、特に EU 加盟後我が国にとっての経済的重要性が増しており、また、当該諸国や西バルカン諸国は、良好な対日感情を背景に国際社会の諸課題に関し我が国の立場を支持する国が多く、こうした親日国との関係を大切にすることも重要である。

また、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域の安定化・民主化及び市場経済化は、欧州ひいては国際社会の安定にとって重要であり、当該地域の諸国とともにこうした共通の課題に関する協力を促進する必要がある。

施策の有効性

友好関係の維持促進及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、関係各課 (要人等訪問時の他課との協力) や関係団体 (要人等訪日時の国内関係団体との協力) と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	45,426	45,196

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	23	23

単位：人 (本省職員)

外部要因

例えば以下のとおりの外部要因の影響を受ける。

(1) 我が国と当該国とのこれまでのつながりの強さ (当該国の親日度の強さ、当該国への邦人や日系企業の進出の度合い、当該国と我が国の観光客等人的交流の強さ等)

(2) また、EU 加盟国との関係では、EU 内で決定される政策。

(3) さらに、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域との関係では、当該地域の国内政治・治安・経済情勢。また、当該地域諸国と EU や NATO 等との関係 (EU や NATO への加盟の展望等)。

目標の達成状況

評価の切り口1：総合的な対話の進展

総理訪独 (平成 19 年 6 月)・外相の独・ポーランド訪問 (平成 19 年 5 月) や外国要人 (首脳 3 件、外相 5 件他：クロアチア大統領、独首相、アルバニア首相、ブルガリア副首相兼外相、モルドバ副首相兼外相、ハンガリー外相、スロバキア外相、ウクライナ外相他) の訪日といった要人往来や国際会議等の際の二国間会談、政府関係者・有識者等の往来により、二国間関係を強化し、共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。詳細は、事務事業「中・東欧諸国との対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相間の会談において協議を行ったほか、複数国と局長級の政務協議を実施し、協議・政策調整を行った。また、民主化・市場経済化を進める地域機構 GUAM (グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバから構成) と初の「GUAM+日本」会合 (平成 19 年 6 月) を実施し、協議・政策調整の新たな枠組みを設立した。さらに、第 1 回会合以来 2 年ぶりとなる V4+1 外相会合 (平成 19 年 5 月) を実施し、これまでの協力実績と今後の協力の方向性を協議するとともに地域・国際情勢に関する協議を行った。詳細は、事務事業「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

日本から中・東欧地域 (上位 12 か国) への訪問者数は、総じて増加している (2003 年から 2005 年、国際観光振興機構作成資料より算出)。また、「南東欧観光振興ワークショップ」 (平成 20 年 2 月) では、我が国からの観光客増大のための課題等について意見交換を通じて、我が国と南東欧諸国間の観光振興を促し、我が国と関係諸国との人的交流を通じた相互理解の促進を図った。また、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、また、21 世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。詳細は、事務事業「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶応義塾大学准教授

(以下の所見は、 - 4 - 1 ~ - 4 - 3 まで共通。)

欧州連合 (EU) と北大西洋条約機構 (NATO) を中心とする多元的な地域機構の役割の重要性が増す中で、米欧関係、欧露関係、欧州・中国関係をめぐる大国間関係、東欧・バルカン諸国、GUAM 等の周辺諸国との関係は、ダイナミックな変化の過程にある。本年度は、気候変動やエネルギー価格の高騰等を中心とするグローバルな課題とともに、欧露関係を緊張させた地域的なエネルギー問題など、新しい問題群が日欧関係のアジェンダとして浮上した。

そのなかで、日・EU 定期首脳会議が世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに半分もしくはそれ以上削減するとの目標で一致したことは、G8 洞爺湖サミットの主要課題に向けて日欧が新しい戦略パートナーシップを強化した例として高く評価できよう。他方で、日本と EU が対欧州周辺地域、ロシア、中国、アフリカ、平和構築などの諸分野において、更なる協力を強化する余地があり、一層のパートナー

シップの発展が期待される。

安倍前総理の欧州歴訪以来発展を遂げている日・NATO協力についても、とりわけアフガニスタン復興支援に関連し、NATO・PRTと連携した人道支援、草の根無償協力、アフガニスタン国軍の能力強化支援など、重要な施策が展開されたことも重要な成果であった。ただ、以上の日・NATO協力の実態についてはあまり知られておらず、平和構築分野における日欧協力の成果として、国際社会の認識を強化すべきであろう。また、具体的な成果を協調できるようなアフガニスタンに対する人的支援についても強化すべきであろう。

安全保障面での施策としては、とかくEUの中国に対する武器禁輸解除の問題に焦点が置かれがちであるが、平成20年度以降の施策としては、特に欧州とロシアとの関係、とりわけ東欧におけるミサイル防衛配備問題についての分析を強化すべきと考える。我が国のミサイル防衛問題の今後の帰趨とも深く関わる可能性があるからである。

欧州各国との法的・制度的枠組みの構築に関しては、フランスとの間で租税条約改定議定書が発効し、社会保障協定については、オランダ、チェコと署名、スペイン、イタリアとの間で締結交渉が進展するなど、着実な進展がみられる。また欧州地域との人的ネットワークの構築については、安全保障分野を中心に進捗がみられるが、知的交流、議員間交流、民間交流、草の根交流など、幅広い層での分野・世代を横断した拡充が求められよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裏における緊密な連携を一層強化すべく努める。

事務事業の扱い

中・東欧諸国との対話の継続・促進	今のまま継続
共通の諸課題に関する協議・政策調整	今のまま継続
人的、知的交流、民間交流の維持・促進	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 4 - 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

欧州局ロシア課長 武藤 顕

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日露関係を高い次元に引き上げるべく、領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること。
施策の位置付け	第 166 回、第 168 回、第 169 回国会施政方針又は所信表明演説に言及あり。平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等の実施。 政治対話の積極的な実施 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話の積極的な推進。日露戦略対話の頻繁な開催。 貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。特に、日本側の提案である「極東・東シベリア・イニシアティブ」の着実な実施。 国際舞台における協力の推進 国際テロ等地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施。 人的交流・文化交流の推進 各種招聘事業、交流事業等の実施。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

様々な機会・レベルを通じて平和条約交渉を行った。平成 19 年 9 月のシドニーでの APEC 首脳会議の際の日露首脳会談において、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致したことにより、交渉を再活性化するモメンタムが生じつつあるが、未だ進展には至っていない。

2 度の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、2 度の日露戦略対話を実施した。平成 19 年における日露間の貿易高は 200 億ドルを突破し、4 年連続過去最高を記録した。また、6 月に行われたハイリゲンダム・サミットの際の日露首脳会談において、日本側として、ロシアとの更なる協力を進めるために「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関する

るイニシアティブ」を提案し、プーチン大統領からも支持を得、日露協力をさらに弾みがついた。

その他国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施された。

課題

平和条約問題についての精力的な交渉の継続。領土問題解決に向けた環境整備の一層の推進。日露関係を高い次元に引き上げるための「日露行動計画」の着実な実施を通じた、幅広い分野における日露関係の一層の発展。

施策の必要性

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

施策の有効性

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1．政治対話の深化、2．平和条約交渉、3．国際舞台での協力、4．貿易経済分野における協力、5．防衛・治安分野における協力、6．文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

施策の効率性

首脳会談、外相会談の各2回の実施、ナルィシュキン副首相の2度にわたる訪日、高村外務大臣とイワノフ第一副首相との会談等、活発な政治対話を行い、幅広い分野での日露関係の進展を更に推し進めることができた。平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間で「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。以上にかんがみ、上記目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	1,236,409	1,154,072

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

ロシア国内においては、原油高に支えられた経済が好調であること等を背景に、「自信」の回復やナショナリズムの高揚が見られた。また、このような国内の状況の影響もあり、欧米、CIS等の諸外国との関係において、ロシアが自らの原則的立場を強く主張する傾向が見られた。

目標の達成状況

評価の切り口1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成19年度は、9月のオーストラリア・シドニーでのAPEC首脳会議の際に日露首脳会談が行われ、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、具体的な進展が得られるよう、両首脳が指示を出し、今後、進展を図るべく日露双方が一層努力していくことで一致した。

また、（社）北方領土復帰期成同盟を通じ、北方領土相互理解促進対話交流使節団をモスクワ及びユジノサハリンスクに派遣する等、精力的に世論啓発事業を行ったほか、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力が開始されたほか、生態系保全の分野でも協力が開始されつつある。詳細は、事務事業「平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備」を参照。

評価の切り口2：政治対話の積極的な実施

平成19年度においては、首脳会談を計2回、外相会談を計2回行った他、ナルィシュキン副首相の2度にわたる訪日、高村外務大臣とイワノフ第一副首相との会談等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務省事務方のトップによる戦略対話を、6月、12月に行い、日露双方が戦略的関心を有する喫緊の国際問題及び二国間関係について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においては、平成19年度の1年間で日露双方あわせて延べ17名の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも閣僚レベルの接触、日露フォーラムの開催等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。詳細は、事務事業「政治対話の積極的な実施」を参照。

評価の切り口3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、好調なロシア経済及び我が国の景気の回復を背景に我が国民間企業の対露ビジネスへの関心が増大し、平成19年の日露間の貿易高は200億ドルを突破し、4年連続で過去最高額を記録した。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。詳細は、事務事業「貿易経済分野における協力の推進」を参照。

評価の切り口4：国際舞台における協力の推進

国際的な地球温暖化問題への関心の高まりが必要な対策についての国際協力の進展等の観点から、初めて気候変動に関する日露協議が開催される等、環境分野における日露間の協力が進んだ。また、イラ

ンの核問題、北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題等、重大な諸問題につき、首脳レベルを含め様々なレベルで種々の機会に精力的に協議が行われ、日露両国が緊密に連携し協力を進めていくことで一致した。詳細は、事務事業 「国際舞台における協力の推進」を参照。

評価の切り口5：人的交流・文化交流の推進

お互いをよく知る人材の育成は将来の日露関係発展の基礎として重要であり、人的、文化的交流はその糧となる。特に、青年交流については、日露両首脳の間で平成 20 年より抜本的に拡大することとなった。詳細は、事務事業 「人的交流・文化交流の推進」を参照。

評価の切り口6：「日露行動計画」の補強

6月に行われた首脳会談において、日本側から平成 15年に作成された「日露行動計画」に新たな方向性と弾みを与えるべきことで一致し、その間連で、日本側より「極東・東シベリア地域における日露協力強化に関するイニシアティブ」を提案し、プーチン大統領からも支持を得た。同イニシアティブに基づき、エネルギー、運輸、情報通信、環境、安全保障、保健・医療、貿易投資の拡大及び環境の改善、地域間交流の促進の8つの分野において日露間での協力を更に進めていくこととなった。

第三者の所見

下斗米 伸夫 法政大学法学部教授

ロシアとの平和条約交渉と日露関係の進展をめぐる施策と状況は、安倍・福田両政権のもとで両国関係を「高い次元に引き上げる」という新方針が生まれ、これが具体化されつつある。なかでも福田首相の4月訪問から7月洞爺湖サミットにかけての動きの中でこのような指針はロシア側の前向きな反応を引き出している。昨年末のプーチン大統領の信任投票から5月にロシアでメドベージェフ新大統領・プーチン新首相体制が成立するという歴史的変化の中、さらに加速しつつある。ロシア課はこのような取り組みの動力源となり、その中心となった。この意味で「目標達成に向けて進展があった」とする自己評価は首肯できるものである。とりわけ、プーチン政権、特に2期に入ってからロシア経済の回復と構造的問題を見据えた日露行動計画、ロシアの東への地政学的変化をとらえた「極東・東シベリア」での地域協力強化へのイニシアティブは、もともと困難であった平和条約交渉という国民的課題に対し新たな政治的可能性を引き出すのに有効であった。日露戦略対話も、双方のハイレベルな人員交流を可能とさせた。自己評価のなかで「進展があった」理由としてあげられている、平和条約問題が「締結問題の交渉」から「本交渉」に移行している、と言うさりげない表現の変化に、この間の進捗状況がちりばめられている。経済、社会の面での両国間関係の進展を政治面での新しい入力へと転撤していくような外交が必要である。国民としてもこの成果のさらなる展開への持続的な努力を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

事務事業の扱い

平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備	拡充強化
政治対話の積極的な実施	今のまま継続
貿易経済分野における協力の推進	拡充強化
国際舞台における協力の推進	今のまま継続
人的交流・文化交流の推進	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 4 - 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス室長 宇山秀樹

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説に一部言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組における種々のレベルでの対話等の実施 各国との二国間政治対話等の継続・促進 様々なスキームの活用による人的交流の推進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

「中央アジア+日本」対話第三回高級実務者会合の実施、国家元首の訪日（バキーエフ・キルギス大統領及びラフモン・タジキスタン大統領）、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。

課題

「中央アジア+日本」対話を通じた地域内協力の促進等による地域の安定と繁栄への貢献、資源外交を含む中央アジア・コーカサス地域の各国との二国間関係の強化

施策の必要性

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東（イラン、アフガニスタン等）を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要がある。また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

(1) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力（テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、

環境保護、防災等）ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

(2) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、様々なスキームを活用した人的交流等の交流が不可欠である。

施策の効率性

人的及び予算的制約が大きい中、「中央アジア+日本」対話の枠組みの下で協力を推進するとともに、二か国の国家元首の訪日（キルギス及びタジキスタンの大統領）、関口外務政務官（当時）のグルジア訪問、松島外務政務官（当時）のアゼルバイジャン・ウズベキスタン訪問等の政治対話の他、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	21,395	35,033

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	11	10

単位：人（本省職員）

外部要因

中央アジア地域協力の進捗は、中央アジア各国同士の関係、ロシア・中国等外国の関与に影響を受ける面がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：「中央アジア+日本」対話の深化

「中央アジア+日本」第三回高級実務者会合が実施され、「行動計画」の実施状況を確認すると共に、更なる協力のあり方につき意見交換を行い、我が国と中央アジア諸国との関係を深めることができた。詳細は、事務事業『「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施』を参照。

評価の切り口2：各国との対話・交流等の強化

国家元首の訪日（キルギス及びタジキスタンの大統領）、様々な政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、協力関係が強化された。詳細は、事務事業「各国との対話等の継続・促進」及び事務事業「様々なスキームの活用等による人的交流の推進」を参照。

第三者の所見

輪島実樹 (社)ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所調査役

平成18年6月に署名された「中央アジア+日本」対話「行動計画」の枠組みによる様々な事業の実施と種々のレベルでの対話の継続が図られていること、また平成19年7月、8月に外務政務官がグルジア、アゼルバイジャンを相次いで訪問する等、コーカサス諸国との関係強化も着実に進んでいることから、「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は適切であると考えます。

特に(1)平成19年12月の第3回高級実務者会合がタジキスタンにおいて開催されたこと、(2)同年11月のバキーエフ・キルギス大統領、12月のラフモン・タジキスタン大統領の訪日を実現したことは、非資源国であることや経済発展の遅れから存在感の薄れがちなこれら2つの小国をも日本が重視し、二国間関係に止まらず、「エリアとしての中央アジア」全体との関係を強化し、域内協力の深化を積極的に支援する姿勢を内外に示したものと高く評価出来る。

もともと多様性に富み、構成諸国間で利害の対立する局面も少なくない中央アジア・コーカサス地域であるが、近年の一部の資源保有国における急速な経済発展は、エリアに対する市場あるいは投資先としての評価を高める一方で、諸国間の貧富の格差という新たな不安定要因をもたらした。今後の施策、特に「中央アジア+日本」における域内協力推進の取り組みにおいては、経済格差による弊害を緩和し、経済成長を域内全域に敷衍することに資するような具体的支援・協力案件の形成がよりいっそう望まれることとなるだろう。また、昨年度はGUAMへの協力という形で進展のあった対コーカサス外交であるが、「中央アジア+日本」に象徴される対中央アジア外交に対して同地域をどのように位置づけるのか、そろそろ方針を明示すべき時期がきているのではないかと。

評価結果の政策への反映

今後の方針

「中央アジア+日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

事務事業の扱い

「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、
同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施
各国との対話等の継続・促進
様々なスキームの活用等による人的交流の推進

拡充強化
今のまま継続
今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

施策 5 対中東外交 149

具体的施策

- 5-1 中東和平実現に向けた働きかけ 153
- 5-2 イラクの平和と安定のための支援 157
- 5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 161
- 5-4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大 165
- 5-5 中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との
経済関係強化 169

5 対中東外交

具体的施策

- 5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ
- 5 - 2 イラクの平和と安定のための支援
- 5 - 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援
- 5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大
- 5 - 5 中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化

評価の結果

施策 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 5 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 5 - 2	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	
- 5 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 5 - 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 5 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

我が国は輸入原油の約9割を中東地域から輸入しており、石油埋蔵量世界第3位のイラクの平和と安定は、中東地域全体の平和と安定に資する。このため、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が

国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点が必要である。

なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

5. 「中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化」について

中東地域の安定に寄与し、我が国へのエネルギー資源の安定供給を確保するためには各国との重層的関係の構築が不可欠。

施策の有効性

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

- (1) 中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。
- (2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。
- (3) 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

イラクにおける政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、安保理諸決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する（2003年 15.7%、2004年 8.0%、2005年 13.8%（世銀））など2001年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安やインフラ復旧に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力が考えられる。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催すること

は、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

5. 「中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化」について

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人造り分野における具体的な協力を進めることが不可欠である。平成 19 年度には、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まった。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

施策の効率性

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、(1) 小泉総理（当時）からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生外務大臣（当時）のイニシアティブで同構想 4 者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、(2) 同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、(3) イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい状況の中でも最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年 5 月 3 日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）及びそれに引き続く非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の 3 つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化したことにより、施策の目標に向けて大きな進展があったことは手段が適切であったことを示している。

5. 「中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化」について

限られた予算及び人的資源の下で本施策の目標に向け着実に進展していることから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「中東和平実現に向けた働きかけ」について

(1) 平成 19 (2007) 年 8 月に麻生外務大臣（当時）が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を

訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッバース・パレスチナ自治政府（PA）大統領、ファイヤード PA 首相など、直接当事者に働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想 4 者協議第 2 回閣僚級会合を開催することができた。また、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合、アナポリス中東和平国際会議、アラブ連盟首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組の表明を行うことができた。さらに、有馬政府代表（中東和平担当特使）は、和平推進に向け当事者に直接働きかけを行うとともに、関係諸国と緊密に協議を行うことができた。

（2）平成 19（2007）年 12 月のパレスチナ支援プレッジング会合には、我が国から宇野外務大臣政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面 1 億 5000 万ドルの支援を実施していくことを表明し、効果的なパレスチナ支援を行うことができた。

2. 「イラクの平和と安定のための支援」について

イラク政府は平成 18 年 5 月の新政府発足後、種々の困難に直面しながらも、我が国をはじめとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年 1 月 12 日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択され、また 2 月 13 日、一般恩赦法案、地方自治法案、2008 年度予算案が国民議会で採択されるなど、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降改善に向かいつつある。既にイラク全土 18 県の半分にあたる 9 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

3. 「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」について

アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なもの、平成 18（2006）年 5 月 2 日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道歩んでいる。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は、これに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人及び国際社会から我が国支援に対する評価は高い。

4. 「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」について

（1）平成 19 年度は、安倍総理、麻生外務大臣（ともに当時）の中東訪問、アラブ首長国連邦皇太子、イスラエル首相の訪日など活発な要人往来が行われた一方で、中東諸国との交流・対話の深化をはかるための事業「日・アラブ対話フォーラム」の第 5 回会合がエジプトで開催され（19 年 11 月）、有意義な意見交換を行うことができた。また、「対話フォーラム」開催に続けて、当初予定されていなかった「日本・アラブ会議」が開催された。これは、日本とアラブ 17 か国から有識者 250 名を超える参加者が一堂に会し、従来の「対話フォーラム」を拡大するもので、日本・アラブ関係において画期的な行事となり、日本と中東との相互理解を相当深めることができた。

（2）また、イスラム世界との交流・対話の深化を図るために事業「イスラム世界との文明間対話セミナー」の第 6 回会合がサウジアラビアで開催され（20 年 3 月）、有意義な意見交換を行うことが出来た。会合の開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

（3）頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、我が国国民、諸外国、特に中東の人々への理解を深めることができた。

5. 「中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との経済関係強化」について

平成 19 年 4～5 月に行われた安倍総理（当時）の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との FTA 交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェートとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

I - 5 - 1 中東和平実現に向けた働きかけ

中東第一課長 三上正裕
平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	中東和平の実現へ貢献すること
施策の位置付け	平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策において言及あり。
施策の概要	(1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ (2) 対パレスチナ支援 (3) 信頼醸成措置

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 平成 19 (2007) 年 8 月に麻生外務大臣 (当時) が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッバース・パレスチナ自治政府 (PA) 大統領、ファイヤード PA 首相など、直接当事者に働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想 4 者協議第 2 回閣僚級会合を開催することができた。また、有馬政府代表 (中東和平担当特使) は、パレスチナ支援調整委員会 (AHLC) 閣僚級会合、アナポリス中東和平国際会議、アラブ連盟首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組の表明を行うことができた。さらに、有馬政府代表 (中東和平担当特使) は、和平推進に向け当事者に直接働きかけを行うとともに、関係諸国と緊密に協議を行うことができた。

(2) 平成 19 (2007) 年 12 月のパレスチナ支援ブレッジング会合には、我が国から宇野外務大臣政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面 1 億 5000 万ドルの支援を実施していくことを表明し、効果的なパレスチナ支援を行うことができた。

課題

第 4 回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を平成 20 (2008) 年 3 月に開催を予定していたが、直前の 2 月にガザ情勢が緊迫化したため、パレスチナ側の要望により延期せざるを得なくなった。平成 19 (2007) 年 11 月のアナポリス中東和平国際会議以降、イスラエルとパレスチナの間で和平交渉が続いているが、ガザ地区からのロケット攻撃とそれに対するイスラエル国軍の反撃、イスラエルによる入植地における住宅建設やパレスチナ人への移動制限など、和平プロセスを阻害する要因が引き続き存在することから、我が国としても、関係諸国と協力して、両当事者に対して、和平プロセス進展に向けて積極的に働きかけていく必要がある。

施策の必要性

大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策の有効性

(1) 中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。

(2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。

(3) 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

施策の効率性

我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、(1) 小泉総理(当時)からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生外務大臣(当時)のイニシアティブで同構想4者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、(2) 同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、(3) イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	43,063	49,415

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	11.5	11.5

単位：人(本省職員)

外部要因

中東和平の実現にあたっては、例えば以下のとおりの外部要因がある。

- (1) 暴力の発生・激化(パレスチナ過激派によるロケット攻撃をはじめとするテロ活動、パレスチナ自治区におけるイスラエル軍による軍事行動等)
- (2) イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離
- (3) イスラエル国内政治状況(時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、極右ユダヤ人の動向等)
- (4) パレスチナ自治区における政治状況(時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、パレスチ

ナ過激派の動向等)

(5) アラブ諸国の動向

(6) 米等国際社会の動向

目標の達成状況

評価の切り口1：我が国の具体的取組の進展

平成 19 (2007) 年 8 月に麻生外務大臣 (当時) が、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、和平の進展に向け、オルメルト首相、リヴニ・イスラエル外相、アッバース・パレスチナ自治政府 (PA) 大統領、ファイヤード PA 首相など、直接当事者に働きかけを行うとともに、西岸のジェリコにおいて、「平和と繁栄の回廊」構想 4 者協議第 2 回閣僚級会合を開催することができた。また、有馬政府代表 (中東和平担当特使) は、パレスチナ支援調整委員会 (AHLC) 閣僚級会合、アナポリス中東和平国際会議、アラブ連盟首脳会議に出席し、我が国の中東和平への取組を表明するとともに、当事者に和平推進に向け働きかけを行った。平成 19 (2007) 年 12 月のパレスチナ支援プレッジング会合には、我が国から宇野外務大臣政務官が出席し、対パレスチナ支援として、当面 1 億 5000 万ドルの支援を実施していくことを表明した。このように、平成 19 年度において、中東和平実現に向けた我が国の具体的取組が着実に進展した。こうした取組は、国際社会の取組と軌を一にするものであり、アナポリス中東和平国際会議では、7 年振りにイスラエル・パレスチナ間で和平交渉が再開するとともに、パレスチナ支援プレッジング会合では、パレスチナ支援に必要とされる支援額が各国より表明された。詳細は、事務事業 「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ」、事務事業 「対パレスチナ支援」、事務事業 「信頼醸成措置」を参照。

評価の切り口2：各国等の評価

平成 19 (2007) 年 8 月に麻生外務大臣 (当時) が中東を訪問した際、イスラエル・パレスチナより、中東和平に関し、日本がイスラエル・パレスチナ間のトラックで積極的に支援して頂いていることに感謝したい。(リヴニ外相) 日本のこれまでの支援に感謝する (アッバース大統領) との発言があり、我が国の取組に対し、関係諸国の高いレベルから直接の謝意が表明された。詳細は、詳細は、事務事業 「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ」、事務事業 「対パレスチナ支援」、事務事業 「信頼醸成措置」を参照。

第三者の所見

中島 勇 (財) 中東調査会 中東情報センター長

中東和平問題に対する日本の姿勢が、中立的であることはよく知られている。また日本がパレスチナ支援を長年、地道に継続していることはパレスチナ側で感謝されている。他方、日本は、政治的に踏み込んだ動きをあまりしないとの不満・批判があった。そうした中で、2006 年には小泉首相、2007 年には麻生外相が、現地を訪問している。小泉首相、麻生外相は、イスラエルだけでなくパレスチナ (西岸) も訪問している。日本の政治家が、現地を訪問する機会が増大していることは評価できる。

小泉首相 (当時) の訪問を契機に、ヨルダン渓谷の経済開発をめざした「平和と繁栄の回廊」構想が動きだした。日本が、まだ政治交渉で詰めるべき問題の多い場所で、具体的な構想を提案したのは、初めてであり、従来の立場から一歩踏み込んだものになった。同構想については閣僚級会議が、東京 (第一回 2007 年 3 月) と西岸のジェリコ (第二回、2007 年 8 月) が開催され、政治的レベルでの動きは順調

に推移している。もちろん実務者協議では、すんなりいかない多くの問題がある。しかし、信頼醸成のためには当事者が紛糾する場所を提供することもまた大切である。こうしたリスクのある構想を日本が提案し進めていることに敬意を表したい。また日本は、東京でイスラエルとパレスチナの信頼醸成会議を連続的に開催している。2008年春開催予定だった第四回信頼醸成会議は、現地の情勢緊迫化で延期されたが、現地の情勢に影響を受ける会議を日本が開催していることの意味は、もっと評価されていいだろう。

中東和平問題の現場はイスラエルとパレスチナだけではない。国連や国際社会、アラブ世界、イスラム世界も、ある意味で紛争の当事者である。2007年秋に開催されたアナポリス中東和平国際会議やアラブ連盟首脳会議などが、紛争の流れに大きな影響を与える。こうした各種の国際的な会合に日本政府代表が、コンスタントに出席し、日本のプレゼンスを確保していることも大切だろう。できうれば、こうした中東和平の関係する国際会議に、閣僚級の政治家が状況に応じて参加することを望みたい。イスラエルやパレスチナを政治家が訪問することとは、別の意味で、日本の政治的な存在をアピールする機会になると思う。

評価結果の政策への反映

今後の方針

中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、アッバース大統領及びファイヤード首相の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

事務事業の扱い

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者

及び関係諸国への政治的働きかけ

拡充強化

対パレスチナ支援

拡充強化

信頼醸成措置

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 5 - 2 イラクの平和と安定のための支援

中東第二課長 高橋 克彦

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	イラクの復興へ貢献すること
施策の位置付け	第 166 回/第 169 回施政方針演説に言及あり 平成 19 年度重点外交政策に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>(1) イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として我が国にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助 (ODA) を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。</p> <p>(イ)イラク特措法に基づく自衛隊による支援については、陸上自衛隊が平成 18 年 7 月に任務完了にともなってサマーワから撤収したが、航空自衛隊は引き続き、活動を継続している。航空自衛隊輸送機は、概ね週 4 回から 5 回程度バグダッドへ運航 (平成 18 年 7 月 31 日開始) しており、概ね週 1 回程度、バグダッド経由でエルビルへ運航 (平成 18 年 9 月 6 日開始) し、空輸を実施している。</p> <p>(ロ) ODA による支援では、平成 15 (2003) 年のマドリッド会合で表明した最大 50 億ドルまでの支援を着実に実施してきている。平成 19 年度末までに 16.9 億ドルの無償資金協力を実施したほか、有償資金協力については、平成 19 年度末までに 10 件 (約 21 億ドル) の交換公文 (E/N) に署名した。</p> <p>平成 19 年度中には、平成 19 年 11 月にイラクの難民・国内避難民に対し約 518 万ドルの支援を実施したほか、平成 20 年 2 月にはファルージャ母子病院の改修のための 18 億 9700 万円の支援を決定した。</p> <p>(2) イラクの安定のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成 19 年 3 月に来日したハーシミー副大統領 (スンニー派) 同 4 月に来日したマーリキー首相 (シーア派) にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した。また、平成 18 年度の「第 1 回国民融和セミナー」開催に引き続き、平成 19 年度も平成 20 年 3 月 20 日から 28 日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘して「第 2 回国民融和セミナー」を開催した。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

イラク政府は平成 18 年 5 月の新政府発足後、種々の困難に直面しながらも、我が国をはじめとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成 20 年 1 月 12 日、旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法案が国民議会で採択され、また 2 月 13 日、一般恩赦法案、地方自治法案、2008 年度予算案が国民議会で採択されるなど、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成 19 年夏以降改善に向いつつある。既にイラク全土 18 県の半分にあたる 9 県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

課題

イラクの治安情勢は、イラク政府及び多国籍軍による新治安対策が功を奏し大幅に改善しつつあるものの、依然厳しい情勢が続いている。またイラク政府内のガバナンス能力不足や民族宗派間の不一致などが指摘されている。

施策の必要性

我が国は輸入原油の約 9 割を中東地域から輸入しており、石油埋蔵量世界第 3 位のイラクの平和と安定は、中東地域全体の平和と安定に資する。このため、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

施策の有効性

イラクにおける政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、安保理諸決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

施策の効率性

我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい状況の中でも最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年 5 月 3 日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	13,426	9,504

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	3.3	3.3

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。
- (2) 発足間もないイラク政府には支援の受け入れに係るガバナンス能力が不足している面があり、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。
- (3) イラク国内の民族・宗派間の不一致は、イラク政府による援助受け入れ決定の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

目標の達成状況

評価の切り口1：政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、自衛隊による人道復興支援、50億ドルのODA、60億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマーリキー首相来日の際の働きかけ）等、積極的な取組を着実に実施してきた。詳細は、事務事業「人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）」、事務事業「政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）」を参照。

評価の切り口2：二国間関係の強化

平成19年3月のハーシミー・イラク副大統領の来日、4月のマーリキー・イラク首相の来日等、頻繁に要人往来を実施し、我が国とイラクの二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業「二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）」を参照。

第三者の所見

大野元裕 中東調査会 上席研究員

我が国の対イラク支援は、国際的に見ても迅速且つ真摯なものであったと評価できる。また、我が国の支援は、イラク政府からの評価のみならず、対米協力の側面でも効果を上げたと考えられる。その一方で、2005年にはイラク情勢が安定することを想定して計画されたように思われる支援の枠組みを、現状に合わせて見直し、無償資金協力と円借款の割合およびあり方を再検討してもよいように思われる。

イラクは、鉱物資源の埋蔵量をはじめとし、大きな可能性を有してきたが、過去数十年にわたり、これは可能性の域を出なかった。ところが、治安の一定の改善を含め、イラクの鉱物資源をはじめとする可能性は、現実のものとして二国間関係に資する見込みがより強くなってきたように思われる。今後は、イラクの復興と治安正常化の流れを支援し、民間企業の参画を含めたイラクとのより密接な二国間関係

構築に資するような支援を実施する必要があるように思われる。具体的には、将来的に人的支援と経済支援の「両輪」に円滑に移行すべく、留学生への経済支援等を検討していく必要があるように思われる。

支援を「現在のまま継続する」ととどまらず、我が国が率先してイラクに行ってきた支援のイニシアティブを、有効に次のフェーズに移行し、多層的な関係を築くための思慮と行動が必要と思われる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

事務事業の扱い

人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）	拡充強化
政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）	今のまま継続
二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			-

- 5 - 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援

中東第二課長 高橋 克彦

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アフガニスタンの復興へ貢献すること
施策の位置付け	第 166 回/第 168 回/第 169 回施政方針演説に言及あり 平成 19 年度重点外交政策に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>アフガニスタンの安定は、国際社会の安定と繁栄に資するとの観点から、我が国は、平成 13 (2001) 年のタリバン政権崩壊以降、平成 14 (2002) 年 1 月の東京でのアフガニスタン復興支援国際会議を開催し、国際社会全体としてのアフガニスタンへの復興支援をとりまとめたほか、平成 16 (2004) 年 3 月のベルリンのアフガニスタンに関する国際会議でドイツとともに共同議長を務めるなど、アフガニスタンの平和と復興に向けて積極的に貢献してきている。</p> <p>また日本が主導した元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR) は約 6 万人を対象とし平成 18 (2006) 年 6 月末に完了したが、引き続き、非合法武装集団の解体支援についてアフガニスタン政府に対する協力の主導国を務めている。なお、平成 13 (2001) 年 9 月から平成 20 (2008) 年 3 月までの支援額は約 14.07 億ドルに上る。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なもの、平成 18 (2006) 年 5 月 2 日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を進んでいる。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は、これに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人及び国際社会から我が国支援に対する評価は高い。

課題

復興には進展が見られるものの依然道半ばである。非合法武装集団の解体、法の支配の強化、治安の回復、麻薬依存体質経済からの脱却、地方開発の促進等の課題はまだ山積している。

施策の必要性

アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。

施策の有効性

アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する（2003年15.7%、2004年8.0%、2005年13.8%（世銀））など2001年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安やインフラ復旧に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

施策の効率性

復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）及びそれに引き続く非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	5,657	5,505

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	3.5	3.5

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) アフガニスタンの平和と安定に対しては、アフガニスタンの政権の動き、軍閥やテログループなど不安定要因をもたらすグループの動向、国際社会の動向等が大きな影響を与える。
- (2) アフガニスタンへの復興支援は、主要ドナー国及び国連諸機関をはじめとする関係国・国際機関と協力して実施している。
- (3) 人道支援などアフガニスタン国民の生活環境向上に直接つながることが期待されるものがあるものの、復興支援全体の効果は、治安情勢や政治プロセスの進展状況など、アフガニスタンの国内事情

に影響を受ける。

(4) アフガニスタン支援の成果が発現しているかどうかについては、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期的に目に見える形で確認できる性質のものではないことに留意する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：アフガニスタンの安定への我が国の貢献

これまでに13.8億ドル以上のODAを通じ積極的な支援を実施した。平成19年6月に「アフガニスタンの安定に向けたDIAG会議（警察改革との連携）」、平成20年2月にJCMB（共同調整モニタリングボード）会合をそれぞれ東京で実施し、援助協調に努めた。詳細は、事務事業「アフガニスタンの安定への我が国の貢献」を参照。

評価の切り口2：二国間関係の強化に向けた取組

現地の治安情勢が不安定な中で、ハリリ副大統領、アハディ財務大臣、スタナクザイ大統領顧問等が来日し、また我が国から、松浪特派大使を派遣（ザーヒル・シャー元国王の葬儀参列）する等、二国間関係の強化に努めた。詳細は、事務事業「二国間関係の強化」を参照。

第三者の所見

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター長

我が国が注力してきたとおり、中東・中央アジア・南アジアの安定のためにアフガニスタンの情勢改善が不可欠であることは内戦終結後4回目の大規模ドナー会合となる2008年6月のパリ会議でも確認され、その共通認識が総額200億ドルに上る追加支援の拠出の背景にある。

その下で、我が国がDDRに続いてDIAG促進を支援し、アフガニスタン・コンパクトの実施にかかわる支援（JCMB会合開催等）を通じて援助協調に努め、アフガニスタンの安定への貢献を続けてきたことは、アフガニスタンをはじめ関係国によって高く評価されている。特に、NATO ISAF PRTと連携したNGO等に対する草の根無償資金の供与を通じたプロジェクト支援は、現地のアフガン側はもちろんのこと、NATOによって高い評価を得ており、NATOが推進するComprehensive Approachへの我が国独自の対応を示していく上で意義深く、且つ、有効性が高い。

また、右のような我が国の貢献が、アフガニスタンに対する国民の関心と支持によって成立している観点から、国民の目に見える形での二国間関係の強化を以って継続的な関与を担保する必要性が認められ、そのために相互理解と意見交換を目的とした要人往来等は妥当であり、その効果の発現も期待できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

事務事業の扱い

アフガニスタンの安定への我が国の貢献
二国間関係の強化

拡充強化
今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 5 - 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

中東第一課長 三上 正裕

中東第二課長 高橋 克彦

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大により中東における我が国の存在感を拡大すること
施策の位置付け	平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策において言及あり。
施策の概要	(1) 中東諸国との交流・対話の深化・拡大 (2) イスラム世界との交流・対話の深化・拡大 (3) 我が国の立場と支援姿勢の積極的広報

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 平成 19 年度は、安倍総理、麻生外務大臣(ともに当時)の中東訪問、アラブ首長国連邦皇太子、イスラエル首相の訪日など活発な要人往来が行われた一方で、中東諸国との交流・対話の深化をはかるための事業「日・アラブ対話フォーラム」の第 5 回会合がエジプトで開催され(19 年 11 月)、有意義な意見交換を行うことができた。また、「対話フォーラム」開催に続けて、当初予定されていなかった「日本・アラブ会議」が開催された。これは、日本とアラブ 17 か国から有識者 250 名を超える参加者が一堂に会し、従来の「対話フォーラム」を拡大するもので、日本・アラブ関係において画期的な行事となり、日本と中東との相互理解を相当深めることができた。

(2) また、イスラム世界との交流・対話の深化を図るために事業「イスラム世界との文明間対話セミナー」の第 6 回会合がサウジアラビアで開催され(20 年 3 月)、有意義な意見交換を行うことが出来た。会合の開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

(3) 頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、我が国国民、諸外国、特に中東の人々への理解を深めることができた。

課題

対話関連事業は、会合を開催すること自体(供給側の論理)を目的化するのではなく、いかにその会合が、日本と中東諸国、日本とイスラム世界との相互理解を深め、関係者間のネットワークを拡大し、また、対外的な広報効果を高めるか(需要側の論理)ということもよく意識した上で、そのやり方について工夫しなければならない。

また、我が国の対中東外交政策について、国内外からの理解を深めるためにも、談話発出、幹部のブリーフ、ホームページの活用を現在よりももっと積極的に、着実に、タイミング良く実施する必要がある。

施策の必要性

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

施策の有効性

「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力が考えられる。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

施策の効率性

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化したことにより、施策の目標に向けて大きな進展があったことは手段が適切であったことを示している。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	45,986	60,663

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	23.6	23.6

単位：人（本省職員）

外部要因

中東諸国、イスラム世界との関係においては、中東諸国、イスラム諸国における政策決定、国際社会の対中東外交等に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口1：中東・イスラム諸国の交流・対話の拡大

平成 19 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話セミナー」に関し、両者とも会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が活性化され、対話を深化させ、ネットワークを拡大させることができた。詳細は、事務事業「中東諸国との交流・対話の深化・拡大」及び事務事業「イスラム世界との交流・対話の深化・拡大」を参照。

評価の切り口2：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報の拡充

頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。詳細は、事務事業「我が国の立場と支援姿勢の積極的広報」を参照。

第三者の所見

中島 勇 (財)中東調査会 中東情報センター長

原油価格の急激な高騰、それに伴う中東産油国へ流れるオイル・マネーの急激な増大もあり、日本の中東に対する関心は増加している。またドバイなど、従来とは違う形で経済的生き残りを模索する都市も注目を集めている。他方、こうした急激に盛り上がりつつある中東に対する経済的関心は、日本と中東世界の文化交流の次元とはすこしずれているかもしれない。中東に対する経済的関心の高まりに対応する形で、中東との文化交流を強化する必要がある。その意味で、日本が、これまで地道に続けてきた中東との対話や交流が、中東への関心が増大する時期にタイミングよく拡大しつつあるのは確かな成果だろう。

2007 年秋にエジプトで開催された「日本・アラブ対話フォーラム」(第五回)を拡大する形で「日本・アラブ会議」が開催された。これまで地道に継続された対話が、日本を含む 17 カ国から、有識者 250 人が参加するような大型の会議に発展したことは評価できる結果だろう。

日本とイスラム諸国による「イスラム世界との文明間対話セミナー」は、2008 年 3 月にサウジで開催されたセミナーが 6 回目になる。開催地は、日本とイスラム諸国が交互に交代し、東京(2 回)、バーレーン、チュニス、テヘランで開催され、今回はサウジがホスト国になった。サウジでのセミナーは、参加国数、参加者が増大しただけでなく、アブダラー国王が、セミナー関係者と会見されるなど対話セミナーに対する評価も格段に向上したのは大きな成果だろう。国王の宗教対話イニシアティブを何らかの形で日本外交が支えることに結びつけることができれば大きな得点といえる。他方、文化交流、文明間対話を形にするのは非常に難しい。会議の記録作成には高度な知識が必要であるし、議論を理解することも簡単ではない。そうした意味で、より広い交流を促進するためには、一般の人にも具体的でわかりやすい議論を形としてウェブサイト等を利用して残す努力が必要かもしれない。また湾岸産油国の間では、文化交流と並んで、日本の教育制度への関心が高まりつつある。こうした潮流を、うまく取り入れた交流も検討して欲しいと思う。

評価結果の政策への反映

今後の方針

本件施策については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

事務事業の扱い

中東諸国との交流・対話の深化・拡大

拡充強化

イスラム世界との交流・対話の深化・拡大

今のまま継続

我が国の立場と支援姿勢の積極的広報

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

I - 5 - 5 中東地域産油国（特に GCC（湾岸協力理事会））諸国との 経済関係強化

中東第二課長 高橋 克彦

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	GCC（湾岸協力理事会）諸国を中心とする石油・ガス産出国との関係強化
施策の位置付け	第 169 回施政方針演説に言及あり 平成 19 年度重点外交政策に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>我が国は、GCC 諸国から原油の 7 割強を、また LNG（液化天然ガス）の約 1/4 を輸入しており、同諸国を中心とする中東地域の安定は我が国にとり極めて重要である。これら諸国からのエネルギー資源の安定供給を確保しつつ、従来の枠組みを超えた関係（「重層的関係」）の構築に努めている。具体的には下記のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">（ 1 ）自由貿易協定（FTA）、投資協定等を通じた物品・サービス貿易・投資の促進（ 2 ）閣僚級の合同経済委員会等を通じた投資・エネルギー分野における協力強化（ 3 ）GCC 諸国側の要望に応える形での教育・人づくり協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 19 年 4 ～ 5 月に行われた安倍総理（当時）の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との FTA 交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェートとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

課題

本施策全般に該当するが、特に GCC 諸国等からの期待が高い教育・人づくり協力については、中・長期的展望を描きつつ目に見える取組が必要。特に湾岸の石油・ガス産出国は既に ODA を卒業しているか近い将来 ODA を卒業する国々であり、ODA を前提としない協力の方策につき知恵を絞ることが課題。

施策の必要性

中東地域の安定に寄与し、我が国へのエネルギー資源の安定供給を確保するためには各国との重層的関係の構築が不可欠。

施策の有効性

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人づくり分野における具体的な協力を進めることが不可欠である。平成 19 年度には、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まった。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

施策の効率性

限られた予算及び人的資源の下で本施策の目標に向け着実に進展していることから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	-	70,085

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

経済分野での関係構築は民間企業が中心的な役割を担うものであること、また、GCC 各国においては統治王族により意思決定が行われることもあるので、本施策は必ずしも想定どおりに進捗するものではない。

目標の達成状況

評価の切り口 1： 貿易、投資、エネルギー分野の協力強化（各種国際約束に関する交渉の進捗状況、議論の場の開催状況）

GCC との FTA 交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェートとの租税条約交渉がそれぞれ進展した。また、サウジアラビア、UAE、カタールと合同経済委員会をそれぞれ開催し、協力を推進した。詳細は、事務事業 「自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易・投資の促進」、事務事業 「閣僚級合同経済委員会等を通じた投資・エネルギー分野における協力強化」を参照。

評価の切り口 2： 人づくりへの協力（具体的な協力案件の進展）

初等教育分野での協力（UAEでの日本人学校への現地子弟受け入れ、カタールへの日本学校設置に向けた調整）留学生受け入れ（サウジアラビア）、青年交流（サウジアラビア）等を実施した。詳細は、事務事業 「GCC 諸国側の要望に応える形での人づくり協力」を参照。

第三者の所見

前田匡史 国際協力銀行資源金融部長

エネルギー資源需給構造が大幅に変化し、資源価格が高騰する中で、主要産油・ガス国である GCC 諸国との関係強化はわが国にとって喫緊の課題である。他方で、GCC 諸国に巨額のオイルダラーが蓄積するなかで、わが国による資金協力による関係強化という従来型のアプローチは機能しなくなっている。重層的関係構築という日本政府の施策は、貿易・投資を含めた幅広い経済関係の構築を目指すとともに、人づくりに焦点を当てた教育面での協力をも包含するものであり、その方向性は評価できる。なかでも、FTA 交渉や租税条約交渉は、貿易・投資の構造が、より双方向の関係に向かうために必要な制度の基盤整備であり、今後とも着実な進展が望まれる。

一方で、GCC では、GCC 共通市場に向けた取組みが段階的に実現しつつあり、域内投資の自由化や通貨制度のドルペッグからの離脱と共通通貨バスケット制への移行に向けた検討が続けられている。このことから、日本政府としても、二国間のアプローチに加えて、GCC 共通市場を先取りした取組みにも目を向ける時期にきている。

また教育分野においても、欧米諸国では留学生受け入れのみならず、現地への大学等、高等教育機関の進出を含め、わが国よりも取組みが進んでいる。わが国の大学等の現地進出も検討すべき時期にきている。

評価結果の政策への反映

今後の方針

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

事務事業の扱い

自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易・投資の促進	拡充強化
閣僚級合同経済委員会等を通じた投資・エネルギー分野における協力強化	今のまま継続
GCC 諸国側の要望に応える形での人づくり協力	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			-

施策 6 対アフリカ外交 175

具体的施策

-6-1	アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の 推進	179
-6-2	多国間枠組みにおける対アフリカ協力の 推進	183
-6-3	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策 に関する広報の推進	186

6 対アフリカ外交

具体的施策

- 6 - 1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進
- 6 - 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進
- 6 - 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

評価の結果

施策 - 6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 6 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 6 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 6 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	

施策の必要性

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

アフリカには、貧困、紛争、感染症など 21 世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について、開かれた場で包括的に政策対話を行う場としての TICAD の必要性は大きい。我が国としても TICAD プロセスを主導することにより、国連加盟国の 4 分の 1 以上を占めるアフリカ 53 개국との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

- (1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。
- (2) また、感染症やテロ等の国境を超える問題が象徴するように、アフリカに集中する問題の解決は我が国自身の平和と繁栄の確保という観点からも重要である。
- (3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、援助主体間の一致した努力が不可欠であるところ、我が国は主要援助国の一つとして、国際社会の協調的取組を主導し、促す立場にある。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

- (1) アフリカには国連加盟国の約 3 割に相当する 53 の国が存在しており、国際場裡で無視できない重みを持つ。我が国としても、国際社会に働きかける際にはアフリカとの緊密な協力が不可欠であると認識しているが、歴史的・地理的な懸隔から日・アフリカ間の交流は限定的なレベルに留まっている。
- (2) 経済協力を梃子とした外交的働きかけに限界がある中、アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカの理解を涵養し、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。
- (3) また我が国がアフリカの現状に即した適切な対アフリカ外交を展開していくためにも、日本国内のアフリカへの関心を、アフリカの現状や課題についての正確な理解に基づく高い水準に引き上げ、かつ維持していくことが必要である。

施策の有効性

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

- (1) アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実である。
- (2) TICAD プロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力（オーナーシップ）と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組を進めることは非常に有意義である。
- (3) また、TICAD プロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。
- (4) アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

- (1) アフリカ諸国が必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国が単独で供与可能な支援には限りがあるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
- (2) 新興援助国による単独主義的な支援は、上記援助協調の効果を大きく減殺するところ、新興援助国と協議を重ね援助協調に引き込んでいくことが、協調の枠組みを維持していく上で効果的である。
- (3) アフリカ開発は累次の G 8 サミットで重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G 8 プロセスの枠組みを利用することが効果的である。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

- (1) 地理的な懸隔が大きく、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招聘・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルがアフリカを訪問する際には、先方から大統領、首相等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。
- (3) アフリカを巡る内外の環境は大きく変化しつつあるが、日本国内のアフリカに対する認識は必ずしもそうした現実を正しく反映したのではなく、我が国の対アフリカ外交への広範な支持をとりつける観点からも、アフリカの現実と我が国の取組に関する積極的な広報活動が不可欠。

施策の効率性

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議(TICAD) 地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の TICAD 関連準備会議、在京アフリカ外交団との協議及び TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を通し、限られた資源の中で、着実に TICAD に向けた準備を進めることができ、在京アフリカ外交団及び民間企業との連携も緊密化することができたことから、執られた手段は適切かつ効率的であった。また、準備会議プロセスを通じて、アフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができ、また国

内でも定期的に意見交換を行い、パートナーシップの裾野の拡大に寄与した。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G 8 ハイリゲンダム・サミットの首脳文書に TICAD への言及が盛り込まれ、中国との間では新たに事務レベルでの協議が立ち上がる等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、執られた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

人的資源が限られている中、各種招聘・交流事業や要人往来を積極的に実施することによって我が国の対アフリカ外交、特に TICAD に対するアフリカ諸国の理解は飛躍的に向上し、40 以上の国から首脳級の出席表明があった。また、民間との協力で種々の広報活動を行うと共に TICAD 親善大使の任命等の工夫を行い、多数のメディアに取り上げられた。このように、投入資源との関係で大きな成果を上げており、執られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議 (TICAD) 地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の準備会議を通じ、アフリカ開発の現状に関わる個々の論点及び TICAD の優先事項に関する見解を聴取し、議論することができ、最終的に TICAD の成果文書の一つである横浜宣言について閣僚級で実質的に合意を得ることができた。また、在京アフリカ外交団との協議を通じ、同外交団の TICAD の準備プロセスにおける積極的関与を得たことは、TICAD 準備プロセスからの進展としてアフリカ側から高く評価され、準備プロセスにおけるアフリカ側との連携が多層化し緊密化した。さらに、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 2 月に民間企業とアフリカの現状認識を共有し、アフリカとの貿易・投資における官民連携のあり方について議論する TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を開き、アフリカに対する民間企業の関心を著しく喚起することができた。これらはいずれも本件施策の目標達成に向けた動きとして当初の想定を大幅に上回るものであった。更に、準備会議プロセス等を通じてアフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができた。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、TICAD 及び G 8 北海道洞爺湖サミットを見据えた新たな取組を通じ、国際社会の取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G 8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国との協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、極めて緊密な要人往来が行われた他、TICAD

の準備会合等、日・アフリカ間で例年になく多数のハイレベルでの接触があった。特に、高村外務大臣のタンザニア訪問及びガボン訪問や森元総理のアフリカ連合 (AU) 総会出席等は、我が国がアフリカを重視する姿勢を明確に示すものとしてアフリカ側から高く評価され、40 を超える国の首脳級要人から TICAD への出席表明がなされるなど、当初の想定以上に二国間関係の強化や我が国の対アフリカ支援への取組に対する理解の醸成に大きく寄与した。

(2) 日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、従来から行われているアフリカ関連イベントに加え、平成 20 年度に開催される TICAD に向けて、各種アフリカ関連イベントの実施や TICAD 親善大使の任命等、積極的な広報活動を行った結果、当初の予想を遙かに上回る各

種メディアへの露出を確保することができた。

I - 6 - 1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じた アフリカ開発の推進

アフリカ第二課長 岡田誠司

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	TICAD プロセスを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること。
施策の位置付け	第 169 回施政方針演説及び外交演説、ならびに平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) TICAD プロセスの着実な推進と制度化 (2) 我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的支援の推進 (3) パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議(TICAD)地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の準備会議を通じ、アフリカ開発の現状に関わる個々の論点及び TICAD の優先事項に関する見解を聴取し、議論することができ、最終的に TICAD の成果文書の一つである横浜宣言について閣僚級で実質的に合意を得ることができた。また、在京アフリカ外交団との協議を通じ、同外交団の TICAD の準備プロセスにおける積極的関与を得たことは、TICAD 準備プロセスからの進展としてアフリカ側から高く評価され、準備プロセスにおけるアフリカ側との連携が多層化し緊密化した。さらに、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 2 月に民間企業とアフリカの現状認識を共有し、アフリカとの貿易・投資における官民連携のあり方について議論する TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会を開き、アフリカに対する民間企業の関心を著しく喚起することができた。これらはいずれも本件施策の目標達成に向けた動きとして当初の想定を大幅に上回るものであった。更に、準備会議プロセス等を通じてアフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができた。

課題

平成 20 年 5 月 28 日から 30 日にかけて横浜で開催される TICAD の成功に向けたアフリカ諸国・国際社会のパートナー及び在京アフリカ外交団との対話を続けていく。また、アフリカ側から強く希望されている TICAD 後のフォローアップを着実にを行い、国際社会におけるアフリカ開

発の議論の先導役を担っていくこととし、フォローアップのための制度を構築する。

施策の必要性

アフリカには、貧困、紛争、感染症など 21 世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について開かれた場で、包括的に政策対話を行う場としての TICAD の必要性は大きい。我が国としても TICAD プロセスを主導することにより、国連加盟国の 4 分の 1 以上を占めるアフリカ 53 개국との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。

施策の有効性

(1) アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実である。

(2) TICAD プロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力（オーナーシップ）と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組を進めることは非常に有意義である。

(3) また、TICAD プロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。

(4) アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

施策の効率性

平成 19 年 10、11 月にそれぞれザンビア、チュニジアで行われた第四回アフリカ開発会議（TICAD ）地域準備会合及び平成 20 年 3 月にガボンで行われた TICAD 閣僚級準備会議といった一連の TICAD 関連準備会議、在京アフリカ外交団との協議及び TICAD ・日本アフリカ交流年協力推進協議会を通し、限られた資源の中で、着実に TICAD に向けた準備を進めることができ、在京アフリカ外交団及び民間企業との連携も緊密化することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、準備会議プロセスを通じて、アフリカ、日本の市民社会との連携を深めることができ、また国内でも定期的に意見交換を行い、パートナーシップの裾野の拡大に寄与した。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	55,871	593,425

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	35	33

単位：人（本省職員）

注：人的投入資源については、施策 - 6 - 2 及び - 6 - 3 と共通。

外部要因

(1) アフリカは、国連加盟国の4分の1以上の国、2割以上の面積、約13%の人口を占め、現状では、貧困、飢餓、感染症等の多くの課題が山積している。そのため、開発に向けた支援が短期間で顕著な効果が現れると想定することは困難である。さらに、アフリカの開発の進展は政治情勢、天候、一次産品等の国際市況の影響を受けるものである。

(2) 対アフリカ開発支援は、我が国のみならず、国際社会全体で取り組んでいる課題であり、我が国の対アフリカ支援の効果のみ抽出して評価することは困難である。

目標の達成状況

評価の切り口：アフリカ開発に対する我が国の貢献と具体的成果

(1) 2度のTICAD 地域準備会合の議論を踏まえTICAD 閣僚級準備会議を開催し、66か国（うちアフリカ51か国、アフリカから30名の閣僚級が参加）の参加を得て横浜宣言について実質的合意に至るなど具体的成果があった。

(2) TICAD で打ち出した「平和の定着」「経済成長を通じた貧困削減」「人間中心の開発」という三つの支援重点分野にそれぞれ具体的成果があった。

(3) 日中アフリカ局長級協議、TICAD・日本アフリカ交流年協力推進協議会、外務省 NGO 定期協議会、在京アフリカ外交団との意見交換会を開催し、各方面との関係が強化された。

詳細は、事務事業 「TICAD プロセスの着実な推進と制度化」、事務事業 「我が国の対アフリカ協力の基本方針(平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発)に基づく包括的支援の推進」、事務事業 「パートナーシップの拡大(南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進)」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究所教授

アフリカ開発会議(TICAD)プロセスは、マクロの経済成長や、一部諸国の民主化の進展の一方で、依然として残されている貧困、紛争、感染症など多くの問題を抱え、ミレニアム開発目標の実現も困難視されているアフリカへの我が国の支援を規定する重要なプロセスである。本評価が対象としているTICADIV 開催の前年度における施策は、ODAの伸びが抑制され、その意味では限られた資源の中で実施されたものではあるが、今後のアフリカにおける発展の鍵を握るアクターである民間企業などとの会合などさまざまな新規の取り組みがなされており、重要な成果が得られている。こうした点を加味したとき、本施策が、目標の達成に向けて相当な進展があったとする評価は、ある程度妥当なものといえる。

ただし、課題としても示されているアフリカ側から求められている、TICADを一過性の開放的で包括的な議論の機会としてだけでなく、フォローアップやモニタリングが今後どのように具体的に制度化されるのかも含めて考えていく必要があることを考慮すると、上記の評価に幾分の留保をする余地も残るように思われる。特に、アフリカが「資源大陸」として認識され、中国やインドといったアジア諸国が、挙って対アフリカ外交を活発化し始めている時流の中で、従来のアジアとアフリカ協力のあり方

と異なる方向性が出てくる余地もあり、今後 TICAD プロセスの枠組みにおいても新たな取り組みが急務となる可能性もある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

TICAD 後も TICAD プロセスの着実な推進と制度化を行うためフォローアップ制度の構築、各種関連会合の開催を行う。

事務事業の扱い

TICAD プロセスの着実な推進と制度化

今のまま継続

我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、
経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に
基づく包括的支援の推進

拡充強化

パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア
・アフリカ協力の推進）

今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

I - 6 - 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

アフリカ第一課長 牛尾滋

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を促進すること (2) アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係を維持・強化すること
施策の位置付け	第 169 回施政方針演説及び外交演説、ならびに平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) 多国間枠組みにおける議論への貢献と具体的取組 G 8 プロセス (G 8 サミット、アフリカ問題首脳個人代表 (APR) 会合、及びアフリカ・パートナーシップ・フォーラム (APF) 等を含む) や国連等の多国間枠組みでのアフリカ開発に向けた議論と取組への積極的協力。 (2) 対アフリカ支援に関する主要国との協力促進 G 8 各国他の主要国との対アフリカ支援に関する協議の実施。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、TICAD 及び G 8 北海道洞爺湖サミットを見据えた新たな取組を通じ、国際社会の取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G 8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国との協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

課題

TICAD 及び北海道洞爺湖サミットに向け、主催国及び議長国として、各種の準備プロセスを通じて国際社会の対アフリカ支援に一つの方向性を与えるとともに、両会議後においてもそのフォローアップに努めていく。また、新興援助国との対話を強化していく。

施策の必要性

(1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。
(2) また、感染症やテロ等の国境を超える問題が象徴するように、アフリカに集中する問題の解決は我が国自身の平和と繁栄の確保という観点からも重要である。

(3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、援助主体間の一致した努力が不可欠であるところ、我が国は主要援助国の一つとして、国際社会の協調的取組を主導し、促す立場にある。

施策の有効性

(1) アフリカ諸国が必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国が単独で供与可能な支援には限りがあるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。

(2) 新興援助国による単独主義的な支援は、上記援助協調の効果を大きく減殺するところ、新興援助国と協議を重ね援助協調に引き込んでいくことが、協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

(3) アフリカ開発は累次のG8サミットで重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8プロセスの枠組みを利用することが効果的である。

施策の効率性

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G8ハイリゲンドラム・サミットの首脳文書にTICADへの言及が盛り込まれ、中国との間では新たに事務レベルでの協議が立ち上がる等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	35	33

単位：人（本省職員）

注：人的投入資源については、施策 - 6 - 1 及び - 6 - 3 と共通。

外部要因

アフリカにおける平和と安定、経済社会開発の進展等は、一義的にはアフリカ自身の取組に依存している。

目標の達成状況

評価の切り口1：アフリカにおける平和と安定、経済社会開発に対する我が国の貢献の増加

G8ハイリゲンドラム・サミットの首脳文書にTICADへの言及が盛り込まれ、アルジェリアで開催された第9回APFに小野寺外務副大臣が出席するなど、アフリカ開発分野における我が国の貢献への認知度の向上が図られた。また、国際的懸案となっている紛争に関する非公式会合への出席招請を受けるなど、アフリカの平和と安定に関与する主体としての我が国の存在感が向上した。詳細は、事務事業「G8グレンイーグルズ・サミット文書『アフリカ』、『G8アフリカ行動計画』の着実な実施」、及び事務事業「その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画(MDGsへの貢献等)」を参照。

評価の切り口2： アフリカへの協力における他の先進国等との協調の強化

アフリカ開発が重要な議題の一つとなるG8北海道洞爺湖サミットの開催に向け、G8各国のアフリカ問題首脳個人代表（APR）を集めた会合を開催したほか、仏、EUとそれぞれ共催してアフリカ開発に関するシンポジウムを開催し、G8諸国との協調を強化した。また、日中アフリカ局長級協議を立ち上げる等、新興援助国との対話も開始し、より広範な国際社会との協力を強化しつつある。詳細は、事務事業「G8グリーンイーズ・サミット文書『アフリカ』、『G8アフリカ行動計画』の着実な実施」、及び事務事業「その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画(MDGsへの貢献等)」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究所教授

G8サミットの間でも共有されてきた「アフリカ問題」における協議が、継続的に進められてきたことは評価に値すべき点であると同時に、新興援助国中国の動静に対応する形で協議の場を立ち上げるなどの動きを総合すると、目標達成に向けて進展があったとする評価は十分に妥当なものである。特に中国の「援助」は、対アフリカ政策文書（2006年1月）において「政治的条件をつけずに援助を続ける」ことが明記されており、OECD基準に準じたものではない。従って、施策の有効性でも記述されているように、現在主流である援助協調の効果を減殺するという問題を発生させることが懸念されるところでもあり、今後の具体的な協調のあり方の整備が期待されることである。

また、問題は施策の射程を越えるものであるが、日本のODAの増額が大きく見込めない中において、2015年をターゲットとしているミレニアム開発目標への、特にサハラ以南アフリカにおける貢献が、我が国としてどのように具体的に可能でありうるのか、熟慮すべき問題であるように思われる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

TICAD 及びG8サミットを通じて打ち出す対アフリカ支援の方向性を、以後の多国間枠組みでの取組に根付かせるべく、G8プロセス等を通じて然るべきフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を強化していく。

事務事業の扱い

G8グリーンイーズ・サミット文書「アフリカ」、「G8アフリカ行動計画」 の着実な実施	内容の見直し・改善
その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画 (MDGsへの貢献等)	内容の見直し・改善

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

I - 6 - 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

アフリカ第一課長 牛尾 滋

アフリカ第二課長 岡田誠司

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること。
施策の位置付け	特になし
施策の概要	(1) 各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 各種招聘や交流事業等を活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施 (2) 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 特に TICAD へのアフリカ諸国首脳の出席確保と絡め、国会議員を含む我が国政治レベルのアフリカ訪問を積極的に実施 (3) アフリカ関係広報活動の積極的な推進 平成 20 年度に開催を控えた TICAD に向け、日本国内の世論を喚起すべく、イベント、シンポジウム、メディア等を通じた広報活動を展開

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、極めて緊密な要人往来が行われた他、TICAD の準備会合等、日・アフリカ間で例年になく多数のハイレベルでの接触があった。特に、高村外務大臣のタンザニア訪問及びガボン訪問や森元総理のアフリカ連合 (AU) 総会出席等は、我が国がアフリカを重視する姿勢を明確に示すものとしてアフリカ側から高く評価され、40 を超える国の首脳級要人から TICAD への出席表明がなされるなど、当初の想定以上に二国間関係の強化や我が国の対アフリカ支援への取組に対する理解の醸成に大きく寄与した。

(2) 日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、従来から行われているアフリカ関連イベントに加え、平成 20 年度に開催される TICAD に向けて、各種アフリカ関連イベントの実施や TICAD 親善大使の任命等、積極的な広報活動を行った結果、当初の予想を遙かに上回る各種メディアへの露出を確保することができた。

課題

引き続き、TICAD に向けた広報活動を展開する。その際、アフリカに関する画一的見方を排し、アフリカの現実に対する理解を涵養するような広報を心がける。また、今回相当な進展のあった日・アフリカ関係を後退させぬよう、TICAD 後も然るべくフォローアップしていく。

施策の必要性

- (1) アフリカには国連加盟国の約3割に相当する53の国が存在しており、国際場裡で無視できない重みを持つ。我が国としても、国際社会に働きかける際にはアフリカとの緊密な協力が不可欠であると認識しているが、歴史的・地理的な懸隔から日・アフリカ間の交流は限定的なレベルに留まっている。
- (2) 経済協力を梃子とした外交的働きかけに限界がある中、アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカの理解を涵養し、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。
- (3) また我が国がアフリカの現状に即した適切な対アフリカ外交を展開していくためにも、日本国内のアフリカへの関心を、アフリカの現状や課題についての正確な理解に基づく高い水準に引き上げ、かつ維持していくことが必要である。

施策の有効性

- (1) 地理的な懸隔が大きく、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招聘・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルがアフリカを訪問する際には、先方から大統領、首相等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。
- (3) アフリカを巡る内外の環境は大きく変化しつつあるが、日本国内のアフリカに対する認識は必ずしもそうした現実を正しく反映したものではなく、我が国の対アフリカ外交への広範な支持をとりつける観点からも、アフリカの現実と我が国の取組に関する積極的な広報活動が不可欠。

施策の効率性

人的資源が限られている中、各種招聘・交流事業や要人往来を積極的に実施することによって我が国の対アフリカ外交、特に TICAD に対するアフリカ諸国の理解は飛躍的に向上し、40以上の国から首脳級の出席表明があった。また、民間との協力で種々の広報活動を行うと共に TICAD 親善大使の任命等の工夫を行い、多数のメディアに取り上げられた。このように、投入資源との関係で大きな成果を上げており、執られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	33,341	70,523

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	35	33

単位：人（本省職員）

注：人的投入資源については、施策 - 6 - 1 及び - 6 - 2 と共通。

外部要因

国内でのアフリカに対する関心については、政府の公報努力の他に、一般メディアがどのようなイメージを発信するかによって大きく左右される。

目標の達成状況

評価の切り口1：アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の強化

平成19年度には、首脳級4か国を含む多くの国から要人が訪日した他、我が国からも多くの要人がアフリカを訪問した。中でも高村外務大臣のタンザニア訪問や森元総理のエチオピア訪問は、アフリカを重視する姿勢の現れとして高い評価が寄せられ、会談等の機会では国際場裡での我が国との協力に対する積極的な姿勢が示される等、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。詳細は、事務事業「各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進」及び事務事業「我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進」を参照。

評価の切り口2：日本国内でのアフリカへの関心の喚起

平成20年5月開催のTICAD に向け、対アフリカ支援に関する日本国内の理解を促進し、かつ世論を盛り上げるため、民間セクターや横浜市等の関連自治体との協力の下、親善大使の任命、イベントの開催、シンポジウム・講演等の実施、TV・ラジオ・雑誌等のメディアを通じた告知等、積極的な広報活動に努めた結果、アフリカ関連情報に関する報道量は確実に増加した。詳細は、事務事業「アフリカ関係広報活動の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究所教授

アフリカ諸国首脳や一部のジャーナリズムに向けての事前のTICADの広報は、40名以上の首脳の出席表明が成されたように一定の成果があったと考えられる。その点でこの施策は高く評価できるものである。ただし、より重要なのはTICADのフォローアップやモニタリングを継続していくことであろうと思われる。

また、国内に目を向けると、日本社会におけるアフリカ問題への関心は残念ながら依然として高いとはいえない状況にあるというのが率直な感想である。これは広報の推進といった施策の問題というよりも、日本社会が抱える問題（あるいは閉塞感）を映し出している状況にあるといった方が正確であろう。大学で教育にかかわるものとして学生にいろいろと質問をしてみるが、TICADという名称の浸透度は残念ながらきわめて低いといわざるを得ず、「日・アフリカサミット」といった呼称の方がイメージしやすいといった意見も、あながち的を得ていないわけではないという感想を有してはいる。ただし、今回TICADが開催される横浜市では非常に関心を喚起しており、この点では成果が上がったといえるだろう。今回の成果は限定的かもしれないが、国内的にアフリカに関する問題と、これに日本がかかわることについて広報を継続する必要があることは、日本が決して閉ざされた島国の中でのみあるのではないことを示し、国民の世界規模での問題への想像力を涵養していく上で重要な取り組みである。

こうした点を考慮すると達成の目標に向けて相当な進展があったという評価には、いささかの留保をすべきようにも思われるが、国内政策という観点では更なる取り組みが引き続き必要であることは確かであり、今後の取り組みに期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

集中的に行われた TICAD に向けた広報努力によって培われた国民各層のアフリカに対する理解や関心を持続的なものとするべく、TICAD 後の広報活動に意を用いていく。同様に、頻繁な要人往来により涵養された良好な日・アフリカ関係の維持・増進に努める。

事務事業の扱い

各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進	内容の見直し・改善
我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進	今のまま継続
アフリカ関係広報活動の積極的な推進	内容の見直し・改善

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

基本目標 分野別外交

施策 1 国際の平和と安定に対する取組 193

具体的施策

-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	201
-1-2	日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策	204
-1-3	国際平和協力の拡充、体制の整備	209
-1-4	国際テロ対策協力	214
-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連 の実現	218
-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の 推進	224
-1-7	国際組織犯罪への取組	229

1 国際の平和と安定に対する取組

具体的施策

- 1 - 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- 1 - 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策
- 1 - 3 国際平和協力の拡充、体制の整備
- 1 - 4 国際テロ対策協力
- 1 - 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現
- 1 - 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
- 1 - 7 国際組織犯罪への取組

評価の結果

施策 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 6	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 7	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要が

ある。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

- (1) 冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。
- (2) 近年我が国は、カンボジア、東ティモールなどへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

4. 「国際テロ対策協力」について

- (1) 我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場である。国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やG8、APEC等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。
- (2) 外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODAを活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後60年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を手当てし、その中で我が国の国益も確保していくためには、環境・気候変動、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、

平成 18(2006)年 3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。

- (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

- (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住受入れに対する国際的な動向をも踏まえ、我が国における第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続していく必要がある。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

- (1) グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪(国際組織犯罪)が一層深刻化している。

- (2) 国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は、国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。

施策の有効性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること)を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることができることから、重要であり、有効である。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

- (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

- (2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法(注)に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。

(注) テロ対策特措法は、平成 19 年 11 月 1 日に期限を迎え失効したところ、その後は、平成 20

年1月16日に成立した補給支援特措法に基づき実施。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

4. 「国際テロ対策協力」について

- (1) 国際テロ対策においては、より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の2点が重要である。
- (2) に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国のテロ対策を実施する人材の育成が必要となる。に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。
- (3) さらに、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠である。こうしたことから国連やG8、ASEAN、日米豪等の多国間、日インド、日パキスタン等の二国間協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人　平成19年：676人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。
- (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・

促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。

- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために有効である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携することが有効である。

- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している 1 万 1 千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、第三国定住受入れの枠組み、定住支援策等を含め様々な角度から十分に議論し、一定の検討結果を導き出すためにも、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を継続していくことが有効である。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

(1) そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。

- (2) 特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、G 8 等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし国際社会が一致して防止・取締まりに取り組む観点からも有効である。

- (3) 例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連麻薬委員会、金融活動作業部会（FATF）等の取組により、国境を越える組織犯罪の防止措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進し、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。

- (4) また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取り組むことは、この問題に包括的に取り組むため有効である。

施策の効率性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場で

ある。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「国際テロ対策協力」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロ対策セミナー及びテロ防止国連条約締結は、対象国から高い評価を受けている他、実施に当たって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。また、各種テロ協議においては、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整が行われている。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動するとともに、国連分担率に関する交渉において、我が国は、加盟国中最大の分担率の引き下げ(マイナ2.844%)を達成した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手续やメカニズムの見直し等を含む制度構築の議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

限られた資源の中、国際的枠組みの会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

平成 19 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者とのより積極的な連携の強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成

の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。

2. 「日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策」について

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第14回 ARF 閣僚会合を始めすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的な行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、関係省庁との連携の下、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、スーダン、イラクといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、平成18年度に引き続き近年稀に見るほど多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。

(2) 国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、平成18年12月に内閣に設置された関係省庁連絡会議とも連携を図りながら、平成19年9月、外務省のイニシアティブの下で、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を立ち上げた（予算：約1億8千万円）。初年度事業委託先として国立大学法人広島大学を選定し、日本（15名）及びアジア（ASEAN などから14名）の文民を対象とし、国内研修、海外実務研修、就職支援を3本柱とする事業を実施したところ、日本人研修員の多くは平和構築分野関連国際機関・NGO等に就職が決まるなど成功裡に終了した。今後、これら研修員が本事業で習得した知見を生かし同分野で活躍していくと思われる。

4. 「国際テロ対策協力」について

(1) 我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODAを活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施している。各種テロ対策関連セミナー開催への研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・経験を共有し、対象国のテロ対処能力向上に貢献した。

(2) 国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献している。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、戦後設立された国際連合を21世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、改革の機運を維持することに貢献した。また、平和構築委員会では、平成19(2007)年6月より2代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積

極的に協力・貢献した。

また、邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標（平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増（ 671 名））は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。なお、平成 19 年度の具体的な成果は以下のとおり。

（ 1 ）「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。

（ 2 ）国連等国際機関における邦人職員数（各年 1 月 1 日現在）が増加傾向にあり、平成 20 年には、698 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

（ 1 ）我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、

（イ）国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

また、第 4 回民主主義共同体閣僚級会合（平成 19(2007)年 11 月、於：マリ）に我が国より有馬龍夫政府代表が参加したほか、本邦において「日本の人権・民主主義外交の課題と展望」シンポジウム及び「NGO による民主化支援セミナー」（いずれも平成 20(2008)年 2 月、於：東京）を開催した。

（ロ）人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

（ 2 ）国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、国際的なルール作りに積極的に参加するほか、「紛争下の児童」安保理公開討論や国連子ども特別総会フォローアップ記念会合において、児童の権利の保護・促進につき積極的に発言を行った。さらに、平成 19(2007)年 9 月、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動のため、笹川陽平日本財団会長に「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱した。

（ 3 ）主要人権条約の履行については、平成 19(2007)年 5 月、拷問等禁止条約の政府報告審査を初めて受け、また、平成 19(2007)年 9 月の国連総会において、高村外務大臣が、障害者権利条約（仮称）の署名を行った。

（ 4 ）国内における難民認定者及びその定住策の支援状況

（イ）条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。

（ロ）平成 19(2007)年 9 月に、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を立ち上げ、第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会をこれまで 4 回開催した。

7. 「国際組織犯罪への取組」について

多様な国際的枠組みの会合に積極的に参加し議論のとりまとめに貢献したこと、人身取引対策についても政府協議調査団の派遣や国連を通じたプロジェクト支援を実施したこと等は目標の達成に向けて着実な進展があったことを示している。

- 1 - 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

政策企画室長 小野日子

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること
施策の位置付け	特になし
施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者((財)日本国際問題研究所(国問研) 英国国際戦略問題研究所(IISS)等)との連携強化 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 19 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきた会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者とのより積極的な連携の強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。

課題

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、今後、有識者との更なる連携の強化が必要であり、また、対外発信事業についても一層積極的に実施していく必要がある。

施策の必要性

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。

施策の有効性

本施策が関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推

進すること)を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることができることから、重要であり、有効である。

施策の効率性

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	511,186	503,031

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	8	9

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

評価の切り口1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化

時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の有識者との有機的かつ積極的な連携強化が図られた。詳細は、事務事業「委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS等）との連携強化」を参照。

評価の切り口2：対外発信事業の強化

大臣の政策スピーチ、外交青書の作成などを通じ、外交政策の対外発信を戦略的に実施することができた。詳細は、事務事業「中長期的・戦略的外交政策の対外発信」を参照。

第三者の所見

三船 恵美 駒澤大学法学部教授

対象期間中、外部有識者との連携強化を図り、外交政策の戦略的発信を従来以上に展開したことは高く評価できる。したがって、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は適切であると考えられる。

評価の切り口1の、知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化については、国内外の民間との協力を積極的に強化することで、それらの研究成果や意見交換を踏まえ、より包括的な政策構想力を強化できたと評価できる。外部有識者との今後のさらなる学際的な連携強化

が期待される。

次に、評価の切り口2の、対外発信事業の強化についてである。日本の中長期的政策を、外務大臣の政策スピーチや寄稿、「分かり易く、読み易い」外交青書等を通じて発信したことは、日本の主体的な外交を戦略的に認知させるうえで有効であった。

今後の課題としては、さらなる日本国民に対するアカウンタビリティを果たすとともに、対外的な発信を強化し、国内外からの一層の理解を得ることである。依頼のあった大学に外務省職員を派遣して外交青書についての講義が現在行われていることは、一般的には知られていない。それについて、日本国内の諸大学における認知を高めて普及し定着させていくことが重要である。また同時に、諸外国の大学や高校などにおいても、日本の外交政策についての派遣講義を積極的に展開するなど、パブリック・ディプロマシーのさらなる強化を促すことが必要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も更に強化して実施していく。

事務事業の扱い

委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS 等）

との連携強化

今のまま継続

中長期的・戦略的外交政策の対外発信

拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

- 1 - 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策

安全保障政策課長 森健良

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること (2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること
施策の位置付け	(1) 及び (2) について平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。また、(2) については第 166 回国会及び第 169 回国会施政方針演説及び外交演説並びに第 168 回国会所信表明演説 (安倍総理 (当時) 及び福田総理) に言及あり。
施策の概要	(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム (ARF) を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 (2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動は困難であることなどを踏まえ、自衛隊による人道復興支援活動等を実施する。また、インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等テロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、インド洋において自衛隊艦船によるコアリション艦船への給油活動等を実施する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第 14 回 ARF 閣僚会合を始めすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、

中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

課題

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARF は「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラク、アフガニスタン等における国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、自衛隊の活動の在り方等を検討することが必要である。

施策の必要性

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。

施策の有効性

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法（注）に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。

（注）テロ対策特措法は、平成 19 年 11 月 1 日に期限を迎え失効したところ、その後は、平成 20 年 1 月 16 日に成立した補給支援特措法に基づき実施。

施策の効率性

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	39,671	39,502

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上では、多国間及び二国間の枠組みを通じた政策が中心となることから、我が国の政策のみならず参加国・相手国の政策にも注視する必要がある。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するため、イラクやアフガニスタンへの支援を実施するに際しては、現地における治安情勢、復興の進捗状況のほか、国際機関や他国の取組の動向によって我が国の支援の必要性や効果が影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1：ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、災害救援、海上の安全等域内各国にとって共通の課題となっている事項についてキャパシティ・ビルディングに関する議論、机上訓練等「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうして ARF が着実に前進している中、我が国は第14回閣僚会合を始めすべての関連会合等に参加してきている。さらに、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行っており、地域安全保障が促進された。詳細は、事務事業「ASEAN 地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業」を参照。

評価の切り口2：人的貢献の成果とこれに対する内外の評価の高さ

以下の通り、我が国の人的貢献の成果が見られ、これらの貢献に対して各国から高い評価を得ている。

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、陸上自衛隊については、平成18年7月、活動目的を達成したとしてその活動を終了した。航空自衛隊については、従来の多国籍軍への支援を継続するとともに国連への支援も行うこととし、クウェートを拠点にイラク国内のアリ(タリル)、バグダッド及びエルビル間で空輸支援を実施している。イラク特措法の期限は、平成19年7月末であったが、平成19年3月、イラクの安定と復興は道半ばであり、イラクの復興努力に対する支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、空自による輸送支援を継続的・安定的に続けるため、特措法の期限を2年(平成21(2009)年7月31日まで)延長する法案を国会に提出した。同法案は、平成19年6月20日、可決・成立し、航空自衛隊は空輸支援活動を継続している。こうした自衛隊の活動について、国連、イラク、米国等の要人から謝意が表明されている。

(2) 海上自衛隊は、インド洋においてテロ対策海上阻止活動を実施している各国艦船への補給支援として、平成13年12月から平成19年10月までに、旧テロ対策特措法に基づき計11か国に対し、合計約48.7万キロリットルの給油を実施し、さらに、平成20年2月から同年3月までに、補給支援特措法に基づき、計4か国に対して合計約1940キロリットルの給油を実施してきている。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン等の要人から謝意が表明されている。詳細は、事務事業「国際平和協力活動(イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策)への自衛隊派遣に関する事業」を参照。

第三者の所見

三船 恵美 駒澤大学法学部教授

対象期間中、アジア太平洋地域における平和と安全をめぐり、二国間ならびに多国間での対話の枠組みを重層的に活用し、安全保障分野における協力関係を進展させた。また、中東地域における平和と安全をめぐり、人的貢献の成果が得られ、それに対する関係各国要人からの高い評価を得られた。したがって、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は適切であると考えられる。

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場であるARFは、「信頼醸成の促進」、「予防外交の進展」、「紛争へのアプローチの充実」という3段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。しかし、第3ステージの実現には強制力をもった地域機構の構築が必要であり、ARFが第3ステージに進むというコンセンサスは、アジアの現状から考えれば、実現へはほど遠い。したがって、アジア太平洋地域の平和と安定を確保するためには、第2ステージの「予防外交」に前進した現段階において、その具体的な行動を行うための本格的な機能強化・機能改善が必要とされている。アジア地域の安定の構築のために、さらなる積極的な責任と役割を果たしていくことが、国際社会から日本外交に期待されている。それには、日本外交が如何に強いリーダーシップを発揮していけるかが、今後の課題である。

日本の繁栄と安全にとって、中東地域の平和構築と安定の確保、そして当該地域における米国との協力は、直接的な国益である。世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」をめざす日本に、中東地域をはじめとする当事国が独力でなしえない「平和の基礎」の構築とその強化が、期待されている。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化のための貢献、予防外交への取組促進のための貢献、ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

(3) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、アジア太平洋や中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

事務事業の扱い

ASEAN 地域フォーラム (ARF) 及び各国との安保対話の実施
を通じた地域安全保障の促進に関する事業

拡充強化

国際平和協力活動 (イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策)
への自衛隊派遣に関する事業

今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

国際平和協力室長 紀谷昌彦

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること
施策の位置付け	第 169 回国会における総理施政方針演説及び大臣外交演説で言及あり。 平成 19 年度の重点外交政策である。 平成 20 年度の重点外交政策である。
施策の概要	宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等のバランスを考慮しつつ、和平プロセスの促進（調停・仲介を通じた和平プロセスの促進、選挙支援など）、国内の安定・治安の確保（国連 PKO などによる国内の安定・治安の確保、国内治安制度の構築、対人地雷・不発弾処理、DDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）、人道・復興支援（難民・国内避難民の帰還・再定住支援、ライフラインの復旧）等）のために、国連 PKO をはじめとする国際社会の取組、ODA、NGO などを多角的に組み合わせた支援を行い、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。同時に、我が国の有する政策手段や国際社会の潮流を包括的にフォローし、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進（含む平和構築分野の人材育成）を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

- （１）国際平和協法力に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、関係省庁との連携の下、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、スーダン、イラクといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、平成 18 年度に引き続き近年稀に見るほど多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。
- （２）国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、平成 18 年 12 月に内閣に設置された関係省庁連絡会議とも連携を図りながら、平成 19 年 9 月、外務省のイニシアティブの下で、「平和構築分野の人材育成のためのパ

イロット事業」を立ち上げた（予算：約1億8千万円）。初年度事業委託先として国立大学法人広島大学を選定し、日本（15名）及びアジア（ASEANなどから14名）の文民を対象とし、国内研修、海外実務研修、就職支援を3本柱とする事業を実施したところ、日本人研修員の多くは平和構築分野関連国際機関・NGO等に就職が決まるなど成功裡に終了した。今後、これら研修員が本事業で習得した知見を生かし同分野で活躍していくと思われる。

課題

平成19年度の実績も踏まえ、引き続きPKOミッション等に対する人的・物的貢献を積極的に検討し、国際社会の平和と安定に貢献していくとともに、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」2年目の実施と本格事業化の方向性の検討など、中長期的視点から国際平和協力のための基盤の拡充・整備に一層の重点を置くことが重要である。

施策の必要性

- (1) 冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上的問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。
- (2) 近年我が国は、カンボジア、東ティモールなどへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

施策の有効性

「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

施策の効率性

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指して

おり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	201,217	201,217

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	11	10

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) もとより「平和構築」に向けた取組は日本が単独で行い得るものではなく、殆ど全ての場合国際社会による平和と安定のための取組への参画という形で支援が実行されるため、我が国が適切に支援できる具体案件がどれだけ存在するかはその時点での国際情勢に依存するところが極めて大きい。
- (2) 我が国が「平和構築」政策を遂行するに当たって対象となる地域は当然ながら紛争状態にあった不安定な地域であり、適切な支援を行い得るか否かは、刻々と変化する現地情勢、及びそれに対応する各国・各国際機関等の動向に大きく依存する。
- (3) 平和構築に係る国際社会の活動は、国連等の国際機関、支援国、被支援国、NGO など極めて多数の主体が関わる活動であり、我が国政策に絞った施策と成果との因果関係を明らかにし評価することは容易ではない。
- (4) 我が国の「平和構築」に向けた政策に関わる関係行政機関は多数存在し、各機関の施策と成果との因果関係を個別に明らかにし評価することは容易ではない。
- (5) 平和構築のための国内体制整備については官民間問わず様々な主体が同様の取組を実施しており、施策と成果との因果関係を個別に明らかにし評価することは容易ではない。

目標の達成状況

評価の切り口1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化に係る具体的な成果

紛争の原因・影響は各地域で異なることから、「平和構築」のための支援は、対象国・地域において変化する現地情勢や各国・機関等の動向を睨みつつ、我が国が有する様々なリソースの適否を検討して実施する多角的取組である。

平成19年度には、従来からのゴラン高原におけるUNDOF（国連兵力引き離し監視隊）への要員派遣の継続に加え、以下のように近年にないほど、数多くの紛争案件に対し、多様な支援を実施することができた。

- ・スーダン（ダルフル）におけるUNHCRに対する物資協力
- ・イラクにおけるUNHCRに対する物資協力
- ・国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に対する文民警察要員の派遣
- ・国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対する軍事監視要員の派遣
- ・東ティモールにおける大統領選挙及び国民議会選挙への選挙監視要員の派遣

詳細は、事務事業「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化」を参照。

評価の切り口2：国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る具体的な措置

国際平和協力懇談会（座長：明石康元国連事務次長）の報告書（平成14年）、人材育成検討会（平成16年）、国際平和協力調査員制度の導入（平成17年）に続き、平成19年度には、以下の通り具体的に各種取組を推進した。

- ・国連大学と共催での平和構築関連シンポジウムの開催
- ・大臣政策スピーチに基づく「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の実施
- ・日比首脳会談・東アジアサミット等にて表明した「平和構築分野の人材育成構想」に基づく関係省庁連絡会議
- ・国際平和協力調査員を活用したネットワーク構築及び政策的議論の深化

詳細は、事務事業「国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進」を参照。

第三者の所見

山田 哲也 椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授

（1）ゴラン高原でのPKO参加をはじめ、国際平和協力法に基づいた日本の貢献は着実に成果を重ねているところであり、国際平和協力への引き続き可能な範囲での協力が望まれるところである。また、国連平和構築委員会で組織委員会議長を務めたことに示されるような平和維持・平和構築分野における国際社会での日本の貢献も、高く評価されるべきである。引き続き、国連等の国際機関などと緊密に連携しつつ、多面的に施策を実施することが望まれる。

（2）「人材育成パイロット事業」は日本の新たな取り組みであり、平和構築分野で活躍することを希望する日本人およびアジア諸国出身者の新たなキャリア・パスの一つとして定着することが望まれ、今後も本事業が継続的・安定的に実施されるためにいかなる方法があるかにつき、検討することが必要である。

（3）日本が平和維持・平和構築の分野において、人材育成も含めて積極的に貢献することについては、総理大臣および外務大臣の諸スピーチ等で明らかにされてきたところである。他方、これらの分野で日本が果たすべき役割についての一般国民の理解は未だ十分とはいえず、諸施策への理解を深めるための啓発・広報活動や有識者・学界等との連携を通じた知的貢献には更なる拡充の余地があるように思われる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会における平和構築への関心の高まりに対応するため、我が国の平和構築政策の実施とその体制整備の更なる強化・促進を図る。

事務事業の扱い

国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、

他の支援との連携の強化

拡充強化

国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の

裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進

拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 4 国際テロ対策協力

国際テロ対策協力室長 志水史雄

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際テロ対策に貢献すること
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロの防止のために、国際社会の一致団結した継続的な取組が重要との考えの下、我が国は、国内テロ対策の強化、幅広い国際協力の推進、途上国のテロ対処能力向上支援を掲げ、テロ対策の強化に取り組んでいる。二国間、多国間の枠組みを利用しつつ、途上国に対するテロ対処能力支援、テロ防止のための国際的法的枠組みの強化に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となつてはならないという立場から、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODA を活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施している。各種テロ対策関連セミナー開催への研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・経験を共有し、対象国のテロ対処能力向上に貢献した。
- (2) 国連、G 8 等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献している。

課題

テロとの闘いは複雑で息の長い取組が必要とされるものであり、継続的に国際テロ対策協力を行っていくことが重要である。

施策の必要性

- (1) 我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場である。国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やG 8、APEC 等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。
- (2) 外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODA を活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

施策の有効性

- (1) 国際テロ対策においては、より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の2点が重要である。
- (2) に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、設備・機材の整備等に関する資金面での援助に加え、各国のテロ対策を実施する人材の育成が必要となる。に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。
- (3) さらに、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠である。こうしたことから国連やG 8、ASEAN、日米豪等の多国間、日インド、日パキスタン等の二国間協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロ対策セミナー及びテロ防止国連条約締結は、対象国から高い評価を受けている他、実施に当たって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。また、各種テロ協議においては、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整が行われている。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	11,624	10,991

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

国際的なテロ対策の強化は、様々な枠組みを通じて行われるため、各々の枠組みに参加する各国の立場や国連等の国際機関の対応等に影響され、特に関連安保理決議、G8の決定等で国際的な基準が設定された場合等には、これに従う必要がある。

また、途上国等のテロ対処能力の向上支援や国際的なテロ対策の強化に取り組む際には、関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独で施策を遂行できるわけではない。

これまでの我が国の途上国のテロ対処能力向上支援は、ODAを活用しつつ行われているが、支援を行うために必要な資金、人材等には一定の制約がある。また、支援の対象となる途上国の政策、受入体制、我が国に対する要請の優先度等にも左右される。

目標の達成状況

評価の切り口1：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の繁栄と安全にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODAを活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等の支援を実施した。詳細は、事務事業「途上国のテロ対処能力向上支援」を参照。

評価の切り口2：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力の強化が行われ、国際テロ対策に貢献した。詳細は事務事業「多国間、二国間協議等を通じたテロ対策協力の強化」を参照。

第三者の所見

宮坂直史 防衛大学校総合安全保障研究科准教授

国際テロの件数は近年高い水準で推移し、その手口も、行為主体も一層多様化している。テロリストの日常的な活動は、宣伝、リクルートから、情報収集、資金調達、武器の製造や密輸、訓練に至るまでグローバル化している。そして何よりも、テロ実行犯の大多数はすぐに捕まることはなく（自爆テロは世界全体のテロの10%にも満たない。ほとんどが逃亡する）、全世界のテロの約7割は実行犯（または実行グループ）の特定すら出来ていない。国際社会では、テロ対策の多分野にわたって新たなイニシアチブが次々に発せられ、その枠組みは年々拡充しているものの、国際的に求められている対策の水準に達している国はまだ少ない。

このような状況に鑑み、我が国は、国際テロ対策の推進役でもあるG8の一国として、また国際機関等を通じた国際協力を重視する国として、国際テロ対策に貢献することは当然であり、各国のテロ対処能力向上の支援を継続することも必須である。限られた投入資源の中で優先順位付けが求められる以上、地域的には、東南アジア・太平洋地域の諸国との協力・支援に重点をおき、また分野的には特にCBRNテロ対策や、国際テロ関連条約締結の国際的な促進を目指してきたことは、適切であり戦略的に正しい。

引き続き取り組む二国間協議においては、交渉相手国がテロ多発国であれば、テロの諸原因の理解に努め、それらを軽減するための紛争解決や開発、社会改革の支援と連動させて、より一層きめ細かな対処能力支援向上を目指し、また、多国間協議の場においては、とかくオーバーラップしがちな取り組み

の中で、支援の効率を意識し、可能な範囲で支援国や国際機関の役割分担などを明確化するのが望ましいであろう。

今後、事務事業を「拡充強化」していくことは、国際的なニーズに沿うものであり、我が国の責務をまっとうするためにも、国際社会において国益を確保するためにも疑う余地のない方向である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

平成 19 年度に引き続き、自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。

事務事業の扱い

途上国のテロ対処能力向上支援	拡充強化
多国間、二国間協議を通じたテロ対策強化の働きかけ	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

国連企画調整課長 千葉 明

国連政策課長 滝崎成樹

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進する。また、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること。
施策の位置付け	第 166、168、169 回国会施政方針（所信表明）演説、第 169 回国会外交演説及び平成 19、20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、著しく少ない水準にある邦人職員について、その数の増加と質的向上を目指し、必要な施策を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は、戦後設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、改革の機運を維持することに貢献した。また、平和構築委員会では、平成 19（2007）年 6 月より 2 代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

また、邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標（平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増（671 名））は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。なお、平成 19 年度の具体的な成果は以下のとおり。

（1）「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。

（2）国連等国際機関における邦人職員数（各年 1 月 1 日現在）が増加傾向にあり、平成 20 年には、698 人に達している。

課題

安保理をはじめとする国連の組織改革、また国連事務局の行財政改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け引き続き議論を主導していく。また、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策の必要性

国連は、設立後 60 年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を手当てし、その中で我が国の国益も確保していくためには、環境・気候変動、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

施策の有効性

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第 2 位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 平成 19 年：676 人）今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

施策の効率性

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動するとともに、国連分担率に関する交渉において、我が国は、加盟国中最大の分担率の引き下げ（マイナス 2.844%）を達成した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	62,892	68,376

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	39	41

単位：人（本省職員）

外部要因

安保理改革その他の国連改革の推進については、我が国ばかりでなく、他の国連加盟国の意向により左右される面が大きい。

国連等国際機関における職員の採用については、これら国際機関での空席ポストの出現状況のほか、当該空席ポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた我が国の取組

国連改革の一環として設立された人権理事会及び平和構築委員会が活動を開始し、平和構築委員会では議長国を務める等我が国はこれらに積極的に参加している他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率の引き下げ（マイナス2.844%）が達成された。安保理改革についてはG4（我が国、ドイツ、インド及びブラジル）各国と引き続き協力していくとともに、米国や中国、そして安保理改革に大きな声を持つアフリカ諸国などと検討を進め、国連での議論にも積極的に参加した。詳細は、事務事業「安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること」を参照。

評価の切り口2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成19年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理学界ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者との連携も一層深めた。詳細は、事務事業「安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成」を参照。

評価の切り口3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位：人）

（1）外務省国際機関人事センターHPへのアクセス件数（年平均。単位：件/月）

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
19,289	31,344	41,066	40,364	39,690	41,395

（2）空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月2回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約300～400件の空席情報を提供。）の登録者数

平成16年									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9,509	9,763	10,074	10,399	10,518	10,721	10,949	11,137	11,197	11,260

平成16年	平成17年								
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
11,418	11,668	11,522	11,725	11,919	12,141	11,814	11,862	11,955	12,015

平成17年			平成18年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
12,081	12,279	12,399	12,571	12,730	12,858	12,995	13,219	13,366	13,409

平成18年					平成19年				
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
13,471	13,583	13,776	13,892	14,006	14,174	14,279	14,414	14,533	14,711

平成19年						
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
14,833	14,986	15,131	15,269	15,439	15,365	15,639

(3) ロスター登録(国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム)における登録件数(各月1日現在。単位:人)

平成16年								平成17年	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
248	321	407	600	648	693	717	731	739	748

平成17年									
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
757	766	781	790	796	806	814	821	829	840

平成18年									
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
850	861	856	867	879	885	897	906	915	923

平成18年		平成19年							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
932	942	948	958	968	978	985	989	996	1,008

平成19年				平成20年		
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,018	1,026	1,038	1,046	1,055	1,064	1,070

(4) 国際機関における邦人職員数(国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位:人)の増強

年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
計	521	557	610	642	671	676	698
うち幹部職員	59	51	59	60	58	61	58

第三者の所見

二宮正人 北九州市立大学法学部教授

国連改革の推進を通じ、日本の国益にも、国際社会の共通利益にも資する、望ましい国連の実現に積極的に貢献するという目的・目標の設定は適切である。とくに国連における日本の地位の向上を図ることは、日本にとってはもちろん、国連にとっても、正統性および実効性の確保の点から、必要不可欠である。また国際機関における邦人職員数の増加は、単に日本外交の機動性の確保の点から重要なだけでなく、国際機関の行政効率性の向上の面でも大きな効果が期待できる。

今年度の施策として、安保理改革の機運が停滞する中、他のG4メンバーやアフリカ諸国に積極的に働きかけ、その維持に努めている点や国連改革の一環としての人権理事会や平和構築委員会での活動において主導的役割を果たしている点は高く評価される。ただし安保理改革の実現の鍵を握るのはいわゆる5大国であることから、とくに中国やロシアに対する継続的かつ現実的な働きかけにも留意が必要であろう。また分担金比率の適正化をはかることは、国内事情も踏まえると、ある程度理解できる。ただし国際社会に対しソフトプレッシャーをかけ、日本の存在意義を再認識させるような効果は期待できるものの、直接、国連における日本の地位の向上につながる施策なのかは疑問が残る。加えて、国内財政事情から自発的拠出金の減額が続いており、国連開発計画(UNDP)など自立的補助機関における発言力の低下が危惧されている。この点、真に国連における日本の地位の向上を目指すならば、外部評価意見としては、新たな財政的裏づけに基づく施策・事業の拡充・強化を期待したい。さらに外的要因に大きく左右される問題でありながら、国際機関における邦人職員数が順調に増加している点は大いに評価され、事業の適切性が確認できる。

最後に、安保理常任理事国入りに対する国内の支持が80.2%と高い水準を示していることに注目したい。これまでの国内の理解促進に向けられた地道な外務省の努力に敬意を表するとともに、この国民の期待に応えられるよう、本事業の適切な継続と、そして来るべき次の改革の機運をつかみ損ねないよう、時宜を得た事業の拡充を希望したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。更に、平成20年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明しており、同選挙での当選を目指す。

事務事業の扱い

安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること	今のまま継続
安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成	今のまま継続
国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員数の増強	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 1 - 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

人権人道課長 木村徹也

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説及び外交演説に言及あり。 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 主要人権条約の履行 難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、

(イ) 国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

また、第 4 回民主主義共同体閣僚級会合(平成 19(2007)年 11 月、於：マリ)に我が国より有馬龍夫政府代表が参加したほか、本邦において「日本の人権・民主主義外交の課題と展望」シンポジウム及び「NGO による民主化支援セミナー」(いずれも平成 20(2008)年 2 月、於：東京)を開催した。

(ロ) 人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(2) 国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、国際的なルール作りに積極的に参加するほか、「紛争下の児童」安保理公開討論や国連子ども特別総会フォローアップ記念会合において、児童の権利の保護・促進につき積極的に発言を行った。さらに、平成 19(2007)年 9 月、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動のため、笹川陽平日本財団会長に「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱した。

(3) 主要人権条約の履行については、平成 19(2007)年 5 月、拷問等禁止条約の政府報告審査を初めて受け、また、平成 19(2007)年 9 月の国連総会において、高村外務大臣が、障害者権利条約(仮称)の署名を行った。

(4) 国内における難民認定者及びその定住策の支援状況

(イ) 条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。

(ロ) 平成 19(2007)年9月に、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を立ち上げ、第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会をこれまで4回開催した。

課題

我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進する。

施策の必要性

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住受入れに対する国際的な動向をも踏まえ、我が国における第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続していく必要がある。

施策の有効性

(1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

(2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。

(3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために有効である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携するこ

とが有効である。

(4) 条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、第三国定住受入れの枠組み、定住支援策等を含め様々な角度から十分に議論し、一定の検討結果を導き出すためにも、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を継続していくことが有効である。

施策の効率性

国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として、新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等を含む制度構築の議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	482,355	475,276

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	17	17

単位：人(本省職員)

外部要因

国際社会における各国の文化・歴史・発展段階の違いを反映し、人権分野においては各国の意見や価値観の相違が顕著である。

目標の達成状況

評価の切り口1：国際社会の人権の保護・促進に対する我が国の貢献

(1) 我が国は、国連の人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論への積極的参画を通じ、人権の保護・促進に向けて貢献した。

例えば、新設された人権理事会において、我が国は初代理事国(平成18(2006)年5月選出)として、同理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等を含む同理事会の制度構築に積極的に参加しているほか、平成19(2007)年9月の国連総会において、我が国が積極的に交渉に参加してきた障害者権利条約(仮称)に高村外務大臣が署名し、また、上記国連総会においては、12月に、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議が3年連続採択されるなど、多国籍の間において、国際社会における人権の保護・促進に向けて貢献した。

また、民主主義をテーマとした国際会議への出席やシンポジウム等の開催も行った。

(2) 人権の保護・促進のため、イランとの間で人権対話、ウズベキスタンとの間で、日・ウズベキスタン外務省間実務者協議の下での協議のほか、ハイレベルの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(3) さらに、国連事務局の人権担当部門のほか、社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした各種基

金及び国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲者の軽減に寄与する観点から、国際事実調査委員会（IHFFC）を支援した。

（４）平成 19(2007)年 5 月、拷問等禁止条約の政府報告審査を初めて受け、また、平成 19（2007）年 9 月の国連総会において、高村外務大臣が、障害者権利条約（仮称）の署名を行った。詳細は、事務事業 「国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組」、事務事業 「社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加」、事務事業 「主要人権条約の履行」を参照。

評価の切り口 2：国内における難民の定住・促進に対する支援

（１）条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施から 2 年目を迎える平成19(2007)年度は、25名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

（２）平成 19(2007)年 9 月に、難民施策に関係を有する関係省庁の担当者レベルの勉強会を立ち上げ、第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会をこれまで 4 回開催した。詳細は、事務事業 「難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携」を参照。

第三者の所見

横田洋三 中央大学法科大学院教授

（１）国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関への支援、人権対話等を通じた人権、民主主義の保護、促進に向けた取組

我が国は、2006 年には、人権委員会に替わる人権理事会の創設に寄与するとともに、理事国に選出され、その制度構築に大きく貢献してきた。また、同理事会において北朝鮮人権状況決議の採択やハンセン病に関連する差別問題の議題提起などの積極的な活動を展開してきた。さらに、イラン等との人権対話は、日本独自の効果的な人権促進方式として、国際的にも高く評価されている。今後は、2003 年の改定政府開発援助（ODA）大綱も踏まえ、一層積極的に取り組むことが期待される。

（２）社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

社会的弱者である障害者の権利について、2006 年 12 月の国連総会において、障害者権利条約（仮称）を支持し、その採択に向けて積極的な貢献をした。我が国は、これまでODA大国として、途上国の経済発展に多大の貢献をしてきたが、今後は、ミレニアム開発目標をはじめ、国際社会が一丸となって取り組んでいる貧困撲滅に向けて、リーダーシップを発揮することが望まれる。

（３）主要人権条約の履行

日本は、主要な普遍的な人権条約を批准している。また、批准に際して、関連国内法との整合性を慎重に検討し、国内実施を円滑にするための措置を事前に講じている。その結果多くの人権侵害事例は、裁判所の判決を通して救済される可能性が確保されている。こうした点は高く評価できるが、さらに国内実施を確実なものにするための国際的取組である国内人権機構の創設、および、個人通報に関する選択議定書の批准の実現が、民主的制度のもとの人権尊重国家としての日本には望まれる。なお、主要な普遍的な人権条約には監視機関として専門家委員会が設置されており、そこへの政府報告書の定期的提出が義務付けられている。多くの締約国はこの義務履行に忠実とは言い難いが、我が国の場合も若干の遅延が認められる。この点は、早急に改善されることが望ましい。

（４）難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携

1970～80 年代には、日本は 1 万 1 千人余のインドシナ難民を受け入れた実績があるが、その後、多く

の難民が発生したにもかかわらず、紛争地域から地理的に離れているなどの理由もあり、条約難民の受入数は国際的水準から見て決して多いとは言えない状況にあった。しかし、平成16年の出入国管理難民認定法の改正により難民申請の要件が緩和され、近年は受入数が漸増の傾向にある。現在世界各地の難民キャンプなどで不自由かつ不安な生活を送っている難民を第三国に定住させる計画がUNHCRを中心に国際的に議論されているが、日本も経済大国として、応分の協力を求められている。この協議に日本も参加し、具体的施策について関係省庁の担当者レベルでの勉強会が継続していることは、歓迎される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進するため、人権理事会理事国選挙において再選をめざす（平成20(2008)年5月改選予定）ほか、同理事会において初めて導入される普遍的・定期的レビュー（UPR）を成功させるよう、尽力する。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、引き続き民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種の基金等の活動を引き続き支援していく。また、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して検討を行う。

今後、国連の人権フォーラム等において、ハンセン病差別問題に関する人権啓発活動を積極的に推進していく。

第三国定住プログラム実施の可能性等を検討するための勉強会を継続していく。

事務事業の扱い

国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関の支援、

人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組

拡充強化

社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

内容の見直し・改善

主要人権条約の履行

今のまま継続

難民の本邦定住促進等のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等

との連携

拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 7 国際組織犯罪への取組

国際組織犯罪室長 内川昭彦

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること
施策の位置付け	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	国際的な法的枠組み強化への貢献 国連、G 8、金融活動作業部会（FATF）等における国際的な取組への参加・協力 人身取引撲滅のための国際協力の推進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

多様な国際的枠組みの会合に積極的に参加し議論のとりまとめに貢献したこと、人身取引対策についても政府協議調査団の派遣や国連を通じたプロジェクト支援を実施したこと等は目標の達成に向けて着実な進展があったことを示している。

課題

我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。

施策の必要性

- （１）グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化している。
- （２）国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は、国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。

施策の有効性

- (1) そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。
- (2) 特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、G8等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし国際社会が一致して防止・取締まりに取り組む観点からも有効である。
- (3) 例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連麻薬委員会、金融活動作業部会（FATF）等の取組により、国境を越える組織犯罪の防止措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進し、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。
- (4) また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取り組むことは、この問題に包括的に取り組むため有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、国際的枠組みの会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	5	6

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、各国の刑事・司法当局が自国領域内において排他的な管轄権を有し、かつ独自の刑事・司法制度を有するため、それぞれの法制度及び法執行体制に差異が生じる。
- (2) 各国政府の取組にもかかわらず、グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、今日、国境を越える組織犯罪が一層複雑化・深刻化している。

目標の達成状況

評価の切り口1：国際組織犯罪対策における国際協力の進展

マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組みの設定への参画、多様な国際的枠組みの会合への積極参加、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国連を通じた人身取引被害者保護に関するプロジェクト支援等を通じ、国際組織犯罪対策における国際的な協力を積極的に参加し、協力が強化された。詳細は、事務事業「人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組」を参照。

第三者の所見

玉井桂子 非営利特定活動法人アジア・ファンデーション プログラム・ディレクター

国際的な組織犯罪なかでも、人身取引は日本国内で発生している犯罪であり人権侵害である。人身取引を防止するためには、加害者の訴追のみならず日本国内での被害者保護施策と、被害者の出身国及び関係国における被害者の自立と社会統合を促進する施策を密に連携させる必要がある。国際協力の推進が不可欠だ。ODA による資金供与にとどまらぬ効果的な支援方法を見出すうえで、支援事業の成果評価を見直すこと、事業対象地の現状把握と担い手の能力強化を促進することが重要である。国際的な法的枠組み強化への貢献が増し、各国との二国間協議が重ねられていくなかで、人身取引と組織犯罪防止に向けた国際協力を確実なものとするためには、NGO の知見と経験を活用し、政府機関や国際機関と、NGO との連携強化、そして、日本国内の啓発活動を推進することが必要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力的分野でのより積極的なイニシアティブに努める。

事務事業の扱い

人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組 今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

施策 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 235

具体的施策

- 2-1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散 237
- 2-2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化 244

2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

- 2 - 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散
- 2 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

評価の結果

施策 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 2 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 2 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは、我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。

施策の有効性

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

- (1) 広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。
- (2) 対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。

施策の効率性

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造にお

いて有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

限られた人的資源及び予算の中、出席する国際会議を厳選し各会議で提案・発言するとともに、現場におけるプロジェクトを推進でき、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」について

国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。

2. 「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」について

(1) 国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案が採択され、平成 20 年 7 月の隔年会合の開催・議題につきコンセンサスが形成される等、国際的枠組の強化において進展が見られた。

(2) また、対人地雷及び小型武器に関する現場プロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

- 2 - 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散

軍縮不拡散・科学部

軍備管理軍縮課長 森野 泰成

生物・化学兵器禁止条約室長 青木 健至

不拡散・科学原子力課長 市川 とみ子

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること
施策の位置付け	第 166 回/第 169 回国会の外交演説、平成 19 年度/平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	北朝鮮・イラン等の核問題や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロのおそれが生じている状況の中、我が国及び国際社会の平和と安全の確保のためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性に鑑み、我が国は、核兵器については、NPT 体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、CTBT の早期発効に向けた働きかけ、IAEA の保障措置 の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物兵器、化学兵器については、関連条約の普遍化、国内実施の強化等に貢献している。また、大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際的輸出管理レジームの強化、PSI への貢献、域内の取組強化等を通じてそのための体制の強化に貢献している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。

課題

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

施策の必要性

核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。

施策の有効性

北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。

施策の効率性

施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	307,032	308,228

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	36	40

単位：人（本省職員）

外部要因

本件施策を推進する上では、我が国の施策以外の各種の外部要因が影響を与える。

例えば、

（１）核軍縮及び不拡散の分野では、世界の国々が核兵器国、非核兵器国、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国（インド、パキスタン、イスラエル）といったカテゴリーに分類され、それぞれ異なる立場を強くとり、軍縮・不拡散の推進の停滞の要因となることがある。

（２）北東アジア、中東等における不安定な地域情勢は、NPT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書 等の軍縮・不拡散関連条約の普遍化及び履行を妨げる要因となりうる。

（３）一般に、途上国においては輸出入管理体制が整備されておらず、実施体制が脆弱である場合が多いので、大量破壊兵器・ミサイル及び関連物質の輸出管理政策の適切な履行を阻む要因となる。

（４）軍縮・不拡散の取組は各国の安全保障と密接に関連することから、基本的に、軍縮・不拡散に関する協議・交渉には各国とも慎重となるため、成果をあげることに時間を要する。

目標の達成状況

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献

平成19年度は、例えば以下の通り、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その

実現に際しては、我が国も積極的な貢献を行った。

(1) 毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案(平成19年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成22(2010)年NPT運用検討プロセスの成功裏の始動への我が国の貢献(第1回準備委の議長を我が国の天野大使が務めた)等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

(2) 地域の不拡散上の問題について、我が国より積極的に議論に参加し、かつ他国への働きかけを行った結果、北朝鮮に関しては六者会合成果文書「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、寧辺の核施設の無能力化等が進められているほか、イランに関しては安保理決議第1803号が採択された。また、我が国は、一連の安保理決議を着実に実施してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれら国連安保理の輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、地域内における不拡散体制の強化に努めた。第15回アジア輸出管理セミナーでは、アジアにおける輸出管理に関し、活発な意見交換に参加した。また我が国は、IAEAと協力し追加議定書締結に向けた地域セミナーを支援するなどし、国際的な不拡散体制の基盤強化の進展に貢献してきている。

(3) その他、NSG、PSI、HCOC、BWC、CWC、核燃料サイクルへの取組、G8グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。特に平成19(2007)年10月に我が国はPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を主催し、各国の連携強化に大きく寄与した。

詳細は、事務事業～を参照。

第三者の所見

梅本哲也 静岡県立大学教授

大量破壊兵器及びその運搬手段に係る軍縮、不拡散は国際社会の優先課題であると同時に、我が国の安全にも直接関連する問題となっている。国際的な不拡散体制の強化、個別の拡散懸念への対応の双方に精力が注がれてきたことは評価されて然るべきである。

非国家主体へのそれを含め、大量破壊兵器等の拡散を防ぐには、かかる兵器や運搬手段及び関連物資の廃棄支援(G8グローバル・パートナーシップ等)、輸出管理(NSG等)、移転阻止(PSI等)(BWCやCWCの)国内実施といった方策が実効を上げねばならない。そうした方策に関する積極的な取り組みは注目に値するものであり、今後とも継続していく必要がある。と同時に、そうした施策の中、多国間条約に根拠を有しないものに十全の正統性を付与するよう努めることも大切であろう。CTBTの発効促進、FMCTの交渉開始を含む核軍縮の推進は固よりそれ自体として重要であるがかかる観点からも意義あるものと言えよう。

北朝鮮による「第2段階」以降の措置の実施を確かなものにすべく、またイランに対して濃縮関連活動の停止等を促すべく、引き続き各般の施策を講じていくことが肝要である。両国の核問題はNPTを中心とする核不拡散体制の真価を問う試金石となっており、また我が国の安全にも重大な影響を与えている面があるからである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成状況を踏まえ、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

事務事業の扱い

G 8 先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加	今のまま継続
核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加	今のまま継続
NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ	今のまま継続
軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及	今のまま継続
生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援	今のまま継続
（各論：軍備管理・軍縮への取組）	
ジュネーブ軍縮会議（CD） ^{xi} への積極的参加	今のまま継続
核軍縮決議案の国連総会への提出・採択	今のまま継続
旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」等）の実施	今のまま継続
CTBT 国内運用体制整備・強化	今のまま継続
（各論：不拡散、拡散対抗、輸出管理への取組）	
個別の国・地域における懸念動向への適切な対応	拡充強化
アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組	今のまま継続
国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施	今のまま継続
原子力供給国グループ（NSG） ^{xii} 、ザンガー委員会 ^{xiii} 、オーストラリア・グループ（AG） ^{xiv} 、ミサイル技術管理レジーム（MTCR） ^{xv} 、ワッセナー・アレンジメント（WA） ^{xvi} といった国際的輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施	今のまま継続
原子力供給国グループへの事務局機能の提供	今のまま継続
弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参加国を増やすための努力	今のまま継続
拡散に対する安全保障構想（PSI）への積極的参加	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

i : NPT: 「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の 5 か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。昭和 43 (1968) 年成立し、昭和 45 (1970) 年発効。日本は昭和 51 (1976) 年批准。平成 20 年 3 月現在の締約国は 190 か国。

ii : CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和 38 (1963) 年に作成された部分的核実験禁止条約 (PTBT) が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成 8 年 9 月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関 (CTBTO) が設立されることになっているが (条約第 2 条 1)、平成 8 年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年 2 回ウィーンで開催されている。平成 9 年 3 月、準備委員会第一会期再会会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

iii : IAEA: 「国際原子力機関」。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関 (昭和 32 (1957) 年設立)。保障措置の実施、原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、原子力安全上の基準の作成及び普及、原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

iv : IAEA の保障措置 : IAEA が、各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

v : 拡散に対する安全保障構想 (PSI) : 大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとの構想。平成 15 年 5 月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む 11 か国 (米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル) が参加。第 3 回パリ会合 (平成 15 年 9 月) では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、90 か国以上が PSI の原則を支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。

vi : BWC: 「細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。」開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。昭和 50 (1975) 年発効。平成 20 年 3 月現在の締約国数は 161 か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成 7 年から続けられていたが、平成 13 年に事実上中断した。平成 18 年 11 月には、第 6 回運用検討会議が開催された。

vii : CWC: 「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成 9 年発効。平成 20 年 3 月現在の締約国数は 183 か国。この条約に基づき、OPCW (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons) が平成 9 年 5 月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

viii : IAEA 追加議定書 : IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEA に申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 20 年 1 月現在、86 かが締結。

ix : アジア不拡散協議 (ASTOP) : ASEAN10 各国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第 1 回協議、平成 17 年 2 月に第 2 回、平成 18 年 2 月に第 3 回、平成 19 年 1 月に第 4 回 (カナダ、ニュージーランドが初参加) がいずれも東京で開催された。

x : 弾道ミサイル拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) : 輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 20 年 4 月現在、129 かが参加。

xi : ジュネーブ軍縮会議 (CD) : 国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34 (1959) 年設立された「10 各国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 20 年 3 月現在の加盟国は 65 各国。

xii : 原子力供給国グループ (NSG) : 核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45 かが参加 (平成 20 年 3 月時点)。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート 1 (昭和 53 (1978) 年成立) と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート 2 (平成 4 年成立) が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

xiii : ザンガー委員会 (ZC) : NPT 第 3 条第 2 項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲を協議するために、スイスのザンガー教授の提唱により昭和 45 (1970) 年に設立された合議体。平成 20 年 3 月現在、36 かが参加。

xiv : オーストラリア・グループ (AG) : 化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成 20 年 3 月現在 40 かが参加。昭和 60 (1985) 年設立。

xv : ミサイル技術管理レジーム (MTCR) : 大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段 (宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機) 並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34 かが参加 (平成 20 年 3 月時点)。

xvi : ワッセナー・アレンジメント (WA) : ココムが発展解消し、その後継として平成 8 年に設立された、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通

常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成20年3月現在、40か国が参加。

- 2 - 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

通常兵器室長 平野 隆一

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	地雷や小型武器等に関する国際的枠組を普遍化・強化すること、既に非合法に埋没・流通しているこれらの武器について対応すること
施策の位置付け	平成 20 年度 我が国の重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) 武器の取引や使用を規制する国際的な枠組の普遍化・強化への貢献 (イ) 対人地雷禁止条約（オタワ条約） ¹ の普遍化への取組 (ロ) 小型武器等の非合法取引の防止に関する国連等の取組への貢献 (ハ) 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW） ² への取組 (ニ) 通常兵器一般に関わる取組（含む武器貿易条約（ATT）構想 ³ ） (2) 対人地雷・小型武器等に関する被害国への支援

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

- (1) 国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案が採択され、平成 20 年 7 月の隔年会合の開催・議題につきコンセンサスが形成される等、国際的枠組の強化において進展が見られた。
- (2) また、対人地雷及び小型武器に関する現場プロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

課題

上記評価の結果を踏まえ、国際的枠組の普遍化・強化については引き続き積極的に取り組むとともに、現場支援の実施も一層推進する。

¹ 対人地雷禁止条約（オタワ条約）：1997年9月に採択され、1999年3月に発効。2008年4月現在の加盟国は156か国。我が国は1998年9月30日に批准。対人地雷の使用、開発、生産、保有、移譲等を全面的に禁止すると共に、貯蔵地雷及び埋設地雷の一定期間内の廃棄について義務付けている。

² 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）：過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を規制する条約。枠組条約と5つの議定書で構成されている。2008年4月現在、我が国を含む105か国が枠組条約の締約国となっている。

³ 武器貿易条約（ATT）構想：現在、国際的かつ法的拘束力を有する武器輸出の共通基準が存在しないことから、通常兵器の国際的な移譲を規制するための諸原則を定める条約を作成しようという構想。

施策の必要性

地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは、我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。

施策の有効性

- (1) 広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。
- (2) 対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。

施策の効率性

限られた人的資源及び予算の中、出席する国際会議を厳選し各会議で提案・発言するとともに、現場におけるプロジェクトを推進でき、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	-	-

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	4.5	4.5

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 武器を規制する国際的枠組の普遍化・強化について
国際社会における武器取引等の管理は一国のみでは実施できないため多国間交渉に依らざるを得ず、問題解決に向けた各国の意志と協力が必要である。また、国防上必要な通常兵器に関わる政策は、各国が置かれた安全保障環境・治安情勢等により異なるため、新しい枠組へのコンセンサス形成に影響を与える。
- (2) 現場での支援への取組について
現場での非合法武器の回収等のプロジェクトは紛争後に実施されることが多く、相手国政府の和平合意履行や治安確保への意思・実施能力等により影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1： 通常兵器（含む小型武器）分野における国際的な枠組の普遍化及び強化

以下の取組等を通じて、通常兵器（含む小型武器）分野における国際的な枠組の普遍化及び強化が見られた。

- (1) 対人地雷禁止条約（オタワ条約）に関しては、我が国よりアジア・太平洋地域の未締結国に加入の働きかけを行い、平成19年11月にはパラオが締結した。

- (2) 平成 18 (2006) 年より 3 回にわたり開催された小型武器非合法ブローカリングに関する政府専門家会合に専門家を派遣し、平成 19 (2007) 年 6 月の報告書作成に貢献した。国連総会においては、南ア、コロンビアとともに、平成 20 (2008) 年の国連小型武器隔年會合実施等を含んだ小型武器決議を提出し、圧倒的多数で採択された。
- (3) クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の枠組で議論が行われており、交渉の結果を平成 20 (2008) 年の締約国会議に報告することが決定された。また平成 19 (2007) 年 2 月のオスロ宣言に端を発するオスロ・プロセスの議論等、様々な場における国際的な議論に積極的に参加した。
- (4) 武器貿易条約 (ATT) については、平成 20 年 2 月に開催された政府専門家会合に出席し、円滑な議論の促進に努めた。

詳細は、事務事業 「対人地雷禁止条約 (オタワ条約) の普遍化への取組」、事務事業 「小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献」、事務事業 「特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) への取組」、事務事業 「通常兵器一般に関わる取組 (含む武器貿易条約 (ATT) 構想)」を参照。

評価の切り口 2 : 対人地雷及び小型武器プロジェクトを通じた支援の強化

以下の取組等を通じて、対人地雷及び小型武器プロジェクトを通じた支援が強化された。

- (1) 対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成 20 年 2 月現在、45 件のプロジェクトを支援 (約 63 億円) している。具体的には、例えば地雷による犠牲者数が世界一であるコロンビアに対し、義肢・装具制作施設の整備を支援してきている。
- (2) 小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成 14 年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」(武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト)において、平成 19 年 9 月までに 2 万 8000 以上の小型武器及び 11 万 3000 以上の弾薬・爆発物を回収した。平成 18 年より、シエラレオネ、リベリア、コンゴ (共)、中央アフリカの各国にて小型武器回収プロジェクトを実施しているほか、平成 20 年には、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の小型武器管理計画への支援を開始した。

詳細は事務事業 「対人地雷・小型武器等による被害者支援や武器の回収・除去等現場支援への取組」を参照。

第三者の所見

佐藤 丙午 拓殖大学海外事情研究所 教授

日本は通常兵器の軍備管理・軍縮に積極的に取り組んでおり、特に国際的枠組みの普遍化及び強化に果たした役割は、国際的にも評価されている。その評価は、これまで実施してきた各種施策の実績に支えられている。地雷や小型武器に関する国際的枠組の普遍化・強化は漸進的に進展していく特徴があるため、個別の施策を継続的に実施することが死活的に重要である。これは、現場プロジェクトでも同様である。その観点から考えると、外務省は二つの「評価の切り口」で施策を自己評価しているが、可能な資源で必要な施策を実施しており、施策の方向性及び効果についても問題ないと考える。

もっとも、今後、対人地雷や小型武器問題などを中心とした軍備管理・軍縮を推進し、また現場プロジェクトの進展を図る上で、限定的な人的資源及び予算を効率的に活用するだけでなく、より積極的な政策の推進を考えるべきであろう。平成 19 年度及び 20 年度の予算や人的資源の投入実績 (および予定)

と、それぞれの事務事業の概要、有効性（具体的成果）そして事業の総合的評価を見ると、現時点において、必要で最小限の関与を行っているだけを感じる。軍備管理・軍縮を日本の安全保障政策の一手段としてとらえ直し、国内のコンセンサス形成を図ると共に、国際的枠組みの活用による安全保障環境の構築を目指すための戦略策定と、そのための国内および国際的に向けた働きかけを増やす必要がある。特に、クラスター弾に関するオスロ・プロセスへの政府の対応に向けられた国内の批判を見ていると、対人地雷や小型武器を含めた軍備管理・軍縮において、外務省が進める諸施策が日本の安全保障にどれだけ関係あるか、関係者及び国民に納得してもらう必要があると感じる。

条約調印国を増やすために働きかけることや、国際会議に関係者を派遣することは地道な作業であり、現場プロジェクトなども開発や経済発展の基礎作業である。しかし、これら作業によって現実的には政策目標達成の成果を上げており、今後ともこの作業を継続し、拡大していくことが望ましい。これに加え、戦略策定の作業を実施することを望みたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

武器貿易条約の議論への参加、小型武器及び特定通常兵器使用禁止制限条約の会議への出席、フォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。

事務事業の扱い

対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組	内容の見直し・改善
小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献	内容の見直し・改善
特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組	今のまま継続
通常兵器一般に関わる取組（含む武器貿易条約(ATT)構想）	今のまま継続
対人地雷・小型武器等による被害者支援や武器の回収・除去等現場支援への取組	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	-	-	-

施策 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力・・・251

具体的施策

- 3-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進・・・・・・・・・・ 253
- 3-2 科学技術に係る国際協力の推進・・・・・・・・・・ 257

3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

- 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
- 3 - 2 科学技術に係る国際協力の推進

評価の結果

施策 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 3 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 3 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（3S）を確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要である。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成18年から5年間を対象とする我が国の第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、同計画を策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われており、この面で外務省が果たす役割への期待も高まっている。

施策の有効性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効である。また、沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効である。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、3Sの確保を大前提に原子力発電を国際的に推進する上で効果的である。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業やISS、統合国際深海掘削計画（IODP）など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）等の多国間協力、ISTCなど国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作

りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。また、平成 19 年 6 月の「イノベーション 25」の閣議決定に当施策関連事項（科学技術外交の強化）が含まれるなど、本施策の重要性、有効性が指摘されている。

施策の効率性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

二国間協定の締結交渉、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カンントリーとしての活動及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいため、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内で関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

平成 19 年度は、新たな二国間協定の締結に向けて交渉を開始すると共に、そのための国内調整を実施した。また、原子力の平和利用及び核セキュリティ強化等に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。核テロリズムの行為の防止に関する国際条約締結につき国会で承認を得た。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

- (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、新たにスイスとの間で科学技術協力協定を締結した。
- (2) 核融合分野においては、イーター国際核融合エネルギー機構設立協定（以下、イーター機構設立協定）、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定（以下、プロードー・アプローチ〔「より広範な取組を通じた活動」〕）協定等、関連諸協定の発効と活動開始に至ることができた。
- (3) 国際科学技術センター(ISTC)では米、EU 等他の支援極と協調し、安定的に支援を継続した。
- (4) 宇宙分野においては、宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。
- (5) 国際科学技術研究開発協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。

- 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

国際原子力協力室長 小溝泰義

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際原子力機関（IAEA）等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること。
施策の位置付け	第 168 回国会における高村外務大臣外交演説、及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり
施策の概要	核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。新たな原子力技術の開発への貢献。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。原子力発電の国際的展開への協力。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 19 年度は、新たな二国間協定の締結に向けて交渉を開始すると共に、そのための国内調整を実施した。また、原子力の平和利用及び核セキュリティ強化等に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。核テロリズムの行為の防止に関する国際条約締結につき国会で承認を得た。

課題

平成 19 年度に得られた成果を基に、二国間協定の作成を含む二国間での原子力協力を推進すると共に、原子力安全及び核セキュリティの強化に向けた国際的な取組に引き続き積極的に参画していくこととする。

施策の必要性

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（3S）を確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要である。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約 3 割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必

要がある。

施策の有効性

二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効である。また、沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効である。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、3Sの確保を大前提に原子力発電を国際的に推進する上で効果的である。

施策の効率性

二国間協定の締結交渉、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カンントリー就任及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	4,548	11,506

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

平成19年度における放射性物質の輸送に係る当該沿岸国の国内政治情勢は安定しており円滑な輸送が実施されたが、基本的に放射性物質輸送は、当該沿岸国の国内政治情勢などの影響を受けやすい。また、核物質、原子力関連資機材、技術の移転については、国内外のニーズの影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1：放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施

IAEA等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られている。平成19年に実施された高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施された。詳細は、事務事業「放射性廃棄物輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応」を参照。

評価の切り口2：原子力平和的利用の多国間協力の推進

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結、我が国の働きかけによるG8首脳文書、IAEA総会決議等における3S確保の重要性への言及、国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)の枠組み立ち上げへの貢献、IAEAを通じたアジアにおける核セキュリティ強化のためのプロジェクトの実施、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブの活動への参加等、一定の成果があった。詳細は、事務事業「原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な枠組策定に向けた取組及び協力の推進」を参照。

評価の切り口3：二国間協定締結への取組、右に基づく協力の推進等

ロシア及びカザフスタンとの協定交渉開始、既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な実施等の成果があった。詳細は、事務事業「二国間原子力協力協定締結に向けた取組、二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協力協議の実施」を参照。

評価の切り口4：原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく進展等

RCAに基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施し、一定の成果があった。詳細は、事務事業「『原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定』（RCA）」を参照。

第三者の所見

浅田正彦 京都大学教授

（1）我が国では、総発電量の約3割が原子力によってまかなわれており、原子力の平和利用が支障なく行われることは、まさに国益に直結する重要課題である。この点に関して、ウラン燃料の確保や濃縮役務の多様化などを念頭に開始されたと考えられる日カザフスタン原子力協定締結交渉と日露原子力協定締結交渉は、国内的にも国際的にも大きな関心を集めた。これらの交渉を主導する国際原子力協力室は、原子力の平和利用を確保しつつ諸外国との原子力協力を拡大させるという重要な課題に取り組み、成果を挙げていく必要がある。

（2）また、近年、エネルギー安全保障と地球温暖化問題への対処の観点から原子力発電の新規導入を検討する国が増加しているため、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティのいわゆる「3S」の確保と原子力の国際展開をいかにして両立させるか、検討を深める必要性が高まってきている。我が国には、原子力先進国として原子力平和利用に関する国際世論を主導し、多国間の枠組み造りにおいてリーダーシップを発揮することが求められており、この点においても国際原子力協力室の果たすべき役割は重要である。

（3）今後、原子力の国際展開を睨んで、新たな国との原子力協定の締結を求める意見が国内的にも国際的にも高まるものと考えられるところ、この点にいかなる方針とプライオリティをもって対処すべきか、戦略的な思考が求められることとなる。また、3S確保の必要性をどのように国際的に確立し定着させていくか、その内容と協議の場の双方に関して創造的な取組みが求められることとなろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国原子力を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

事務事業の扱い

放射性核物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応	今のまま継続
原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な枠組策定に向けた取組及び協力の推進	拡充強化
二国間原子力協力協定締結に向けた取組、二国間原子力協定に	

基づく協力等の推進及び二国間原子力協議の実施
「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための
地域協力協定」(RCA)

拡充強化

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 3 - 2 科学技術に係る国際協力の推進

国際科学協力室長 柳 淳

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に「ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成、感染症、地球環境問題、防災等の課題の解決への取組 (科学技術の利用を含む。)」と言及あり。
施策の概要	我が国の科学技術力に対する各国の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進することは、科学技術の発展とともに、我が国の外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、協定等を通じた二国間協力や、宇宙・核融合・大量破壊兵器不拡散、地球規模問題の解決等の分野における二国間・多国間科学技術協力を実施し、国際社会へ貢献するとともに、科学技術外交の強化に取り組む。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、新たにスイスとの間で科学技術協力協定を締結した。
- (2) 核融合分野においては、イーター国際核融合エネルギー機構設立協定 (以下、イーター機構設立協定) 日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定 (以下、ブローダー・アプローチ [「より広範な取組を通じた活動」]) 等、関連諸協定の発効と活動開始に至ることができた。
- (3) 国際科学技術センター (ISTC) では米、EU 等他の支援極と協調し、安定的に支援を継続した。
- (4) 宇宙分野においては、宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地 (ISS) 計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。
- (5) 国際科学技術研究開発協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。

課題

イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動を確保するための外交活動に積極的に取り組む。また宇宙に係るルール作りに関与するとともに、ISS 計画の進展に向け関係国との調整を進める。更に、科学技術外交の強化に取り組み、そのための有効な手段を講じる。

施策の必要性

各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成 18 年から 5 年間を対象とする我が国の第 3 期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、同計画を策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われており、この面で外務省が果たす役割への期待も高まっている。

施策の有効性

上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業や ISS、統合国際深海掘削計画（IODP）など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）等の多国間協力、ISTC など国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。また、平成 19 年 6 月の「イノベーション 25」の閣議決定に当施策関連事項（科学技術外交の強化）が含まれるなど、本施策の重要性、有効性が指摘されている。

施策の効率性

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内で関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	8,202	7,011

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	7	7

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の科学技術政策の策定及び実施は、関係の他府省庁が担っていることから、重要な外部要因であり、国内関係省庁との密接な協議と連携が必要である。また平成 19 年度においては内閣府総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」という提言を発表し、ワーキンググループを設置して年度を通じて議論を継続し、外務省に対しても様々な要望が寄せられるなど、新たな外部要因となっている。

また多国間の協力は、我が国以外の関係国の政策・行動が外部要因となって直接に影響を受けることがある。例えば、一国の宇宙実験が国連における議論に影響を及ぼす場合などがある。イーター事業においても、参加7極間で共通認識を得るための調整・交渉がこれまでの取組の大きな部分を占めていた。ISTCにおいては、国際テロ組織等、不拡散をめぐる新たな脅威が表面化していることから、こうした動向に注意する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：二国間科学技術協力の各種枠組みを通じた対話と協力の強化

平成19年度には、オランダ、米国、カナダ、イタリア等との間で会合を実施して各種分野の協力について議論し、協力関係が強化された。詳細は、事務事業「米、加、伊、蘭等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進」を参照。

評価の切り口2：イーター事業、ブローダー・アプローチ活動実施の推進

イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ協定等が発効し、これらの取組が推進された。詳細は、事務事業「核融合分野における科学プロジェクト(イーター事業及び二極間プロジェクト)等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進」を参照。

評価の切り口3：バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力の強化及び国際宇宙基地(ISS)計画の推進

宇宙に関する法的枠組み形成の議論及びISS計画の実施において我が国の利益を確保するための外交上の取組を続け、科学技術協力が強化された。詳細は、事務事業「バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力及び国際宇宙基地(ISS)計画の推進」を参照。

評価の切り口4：ISTCを通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況

我が国としては、ISTC事務局の諸活動に対し継続的に支援を行い、大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換に貢献した。詳細は、事務事業「国際科学技術センター(ISTC)の活用を通じた科学技術協力の推進」を参照。

評価の切り口5：国際科学技術研究開発協力分野における調査の実施状況と成果

「EUの『研究開発枠組み計画』への外国主体の参加方法・実績と我が国との関係に関する調査」を実施し、科学技術研究開発における課題が明らかになり、我が国の科学技術外交の戦略的实施に寄与した。詳細は、事務事業「国際科学技術研究開発協力分野における調査」を参照。

第三者の所見

小菅敏夫 デジタルハリウッド大学教授

施策の目標である「わが国及び国際社会の科学技術を発展させること」は、相互依存関係の高い地球規模の問題解決に科学技術の開発及び技術の利用を積極的に外交的戦略としてはかる姿勢は、高く評価できる。二国間及び多国間の科学技術協力は、人間の安全保障を高める上で重要な役割を果たすものであることは最近の国際社会の課題解決にわが国が貢献していることでも明らかである。特に宇宙技術開発利用の分野で、大規模災害(地震、津波など)に対する遠隔探査情報ネットワークの利用や、環境情

報の利用システムへの支援は、アジア太平洋地域の安全・安心と地域内における国際協力意識の醸成に大いに寄与していると評価できます。宇宙の開発利用の協力は、わが国の外交戦略としてこの地域の安全保障や、発展に寄与すると思われる。宇宙科学技術の開発や利用は、途上国及び先進国の格差解消の手段として二国間及び多国間の協力を一層推進していくことが望まれる。わが国が国際協力として参加している国際宇宙基地(ISS)計画は、「きぼう」の実験棟の完成へ向けての努力により、わが国はもとより、途上国を含め協力プロジェクト推進へ向けて今後とも努力することが期待されている。同時に宇宙開発利用、特に商業的利用に伴うルール作りに国連宇宙空間平和利用委員会を中心にアジア太平洋地域における協力をわが国は積極的にその役割を果たすように期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動を確保するための外交活動に積極的に取り組む。また宇宙に係るルール作りに関与するとともに、ISS計画の進展に向け関係国との調整を進める。更に、国際科学技術研究開発協力分野における調査や省内関係局課室の効果的連携、その他の手段を活用しつつ、科学技術外交の強化に取り組む。

事務事業の扱い

米、加、伊、蘭等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進	今のまま継続
核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び二極間プロジェクト）等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進	今のまま継続
バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力及び国際宇宙基地(ISS)計画の推進	今のまま継続
国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の推進	今のまま継続
国際科学技術研究開発協力分野における調査	拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

施策 4 国際経済に関する取組 263

具体的施策

-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	271
-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	275
-4-3	重層的な経済関係の強化	280
-4-4	経済安全保障の強化	287
-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	293

4 国際経済に関する取組

具体的施策

- 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- 4 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- 4 - 3 重層的な経済関係の強化
- 4 - 4 経済安全保障の強化
- 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

評価の結果

施策 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 4 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 4 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 4 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 4 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に必要な施策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

G 8 サミットと OECD は、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。

(1) G 8 サミットではその時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、G 8 サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。

(2) (イ) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ね

を通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。

(ロ) このような OECD の機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくる必要がある。このため、OECD の各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。

(ハ) グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD 自身の価値を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

(イ) APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域(エコノミー)が参加し、世界の人口の約 4 割、GDP の約 55%、貿易量の約 45%を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 3 分の 2 を占めており、APEC の域内貿易率は約 7 割に達するなど、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。

(ロ) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

(イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ) 経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(ハ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(3) EU

EU との関係については、平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU 間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその 8 割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率(カロリーベースで約 4 割)は米、英等主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資

源の安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

- (2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。
- (3) 海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1) 近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。
- (2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。
- (3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

施策の有効性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

- (1) ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で必要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。
- (2) 近年、WTO 加盟国数の中で途上国の割合が増加（151 か国のうち約5分の4）しており、途上国の同意なくしてWTOの決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成17年12月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。
- (3) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。
- (4) 我が国と各国のEPA交渉は着実に進展しており、たとえば日・チリEPAは平成19年9月3日に、日・タイEPAは同年11月1日に発効し、それぞれ往復貿易額の約92%及び約95%の関税が10年以内に無税となる。また、日・ブルネイEPAは平成19年6月に、日・インドネシアEPAは同年8月に署名に至り、ASEAN全体とのEPAについては、我が国は平成20年3月に署名した。湾岸協力理事会（GCC）、ベトナム、インド、豪州及びスイスとのEPA/FTA交渉も推進しており、これら

の現在進行中の EPA/FTA 交渉においても、高い水準の自由化と幅広い分野を取扱うことを目指している。平成 16 年 11 月以降、交渉が中断している韓国との EPA については、平成 20 年 2 月の日韓首脳会談において、交渉の再開につき検討していくこととなった。このように、EPA 交渉の着実な進展により、WTO を補完する二国間 / 地域的な経済的枠組みが構築されつつある。

- (5) EPA 交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。
- (6) また、投資章を含む EPA 及び二国間投資協定 (BIT) の締結は、相手国における投資環境の透明性の向上、投資保護などを通じ、投資の自由化及び円滑化が促進され、我が国の利益を確保する上で有効である。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

- (1) G 8 サミットは、その時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、G 8 諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み (ルールメイキング) を強化する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。

(2) (イ) ルールメイキング及び政策協調への参画

OECD におけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源

現在の国際エネルギー・鉱物資源情勢においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、中国、インド等経済新興国のエネルギー需要が増大し、また、原油を始めエネルギー・鉱物資源価格がかつてないほど高騰し、一部の国における資源の国家管理の強化の動きが見られる。このような状況の中、我が国がエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、日本のエネルギー安全保障を強化するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制や天然資源の節約、再生・代替利用を行うことが有効である。また、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大等を推進し、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と協調的備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

(2) 食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

(イ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進

(ロ) 国際捕鯨委員会(IWC)における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則支持への積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(特に米、豪)との対話

(4) 海洋問題等

(イ) 航行の安全

我が国は、エネルギー資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存し、特に石油は大半が東南アジアの海上を通過している。アジアにおける海上の安全確保は、日本の海上輸送にとって重要なだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

(ロ) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び「大陸棚の限界に関する委員会」への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚延長申請作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日EU間の二国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

(2) 日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担するためのガイドラインも策定している。さらに、平成 18 年に一部公館（タイ、インド、チリ）に設置された「日本企業支援センター」を、平成 20 年度中に中国（広州）及びベトナム（ホーチミン）にも設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化する予定である。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成 19 年末の対日直接投資残高は、前年末から 2.3 兆円余伸び、15 兆円となった。

施策の効率性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた資源の中、我が国は主要国の一員として WTO の交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組みだけでは解決が困難なことも多く、G 8、OECD をはじめとしたマルチの枠組みへ参画し、活用することが必要である。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与える地域経済統合に関する報告書が承認されるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「経済安全保障の強化」について

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が目標の達成に向けて進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

平成 19 年 1 月に本格的に再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉において、我が国は、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービスのみならず、ルール、貿易円滑化等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に妥結するよう、積極的な取組を進めた。また、貿易を通じた開発問題に関しては「開発イニシアティブ」ハイレベル・ミッションの派遣を含め、「開発イニシアティブ」を着実に実施するとともに、平成 19 年秋に行われた WTO の下での一連の「貿易のための援助（AFT）」プロセスに積極的に参加した。さらに、我が国は WTO 紛争解決制度の下で多くの紛争案件に関与した。

経済連携協定（EPA）については、日・メキシコ追加議定書が平成 19 年 4 月に、日・チリ EPA が平成 19 年 9 月に、日・タイ EPA 及び日・シンガポール EPA 改正議定書が平成 19 年 11 月に発効し、日・ブルネイ EPA は平成 19 年 6 月に、日・インドネシア EPA は平成 19 年 8 月に署名、ASEAN 全体との EPA については、我が国は平成 20 年 3 月に署名に至る（4 月 14 日までに日 ASEAN 全ての国が署名を完了）など、多数の EPA 交渉において目標の達成に向けて相当な進展があった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) G 8 については、我が国は平成 18 年度に行われたサンクトペテルブルク・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成 19 年度のハイリゲンダム・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に気候変動問題において、日本の提案した内容を軸に議論が行われ、「2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量について少なくとも半減することなどを真剣に検討する」ことで具体的に G 8 首脳の間で合意が得られた。

(2) OECD では我が国は、閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係を強化した。特に、新たに OECD への加盟を検討する候補国の選定につき、現加盟国間で議論が必ずしも一致しなかった中で、ロシア等 5 か国に絞って今後加盟審査を進める決定を得ることができた。

これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け、当初の想定以上に進展した。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力を寄与した。

(2) ASEM の各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。

(3) 日・EU 間の協議及び欧州各国との二国間の協議を通じて民間側の要望を十分に吸い上げつつ、日・EU 経済協力関係を強化し、共通の課題への対応を推進した。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

(1) 二国間対話を通じて生産国との関係強化を図った他、G 8 の枠組みや国際エネルギー機関（IEA）等を通じて消費国間の協力を推進すると共に、国際社会の連携を一層強化することができた。また、エネルギー需要が急増するアジア地域を中心として、東アジア首脳会議（EAS）及び APEC 首脳会議等を通じて、エネルギー効率向上に向けた地域的な取組が進展した。

平成 20 年 3 月に、海外の重要な資源獲得案件を政府全体で支援するための指針として、資源確

保指針を策定し、閣議了解された。

(2) FAO(国際連合食糧農業機関)を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

(3) 平成19年6月に行われた「大陸棚の限界に関する委員会」委員選挙において、我が国が指名した玉木賢策東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成19年10月に日本、米国、EUなどから関係国との集中的な協議開始を発表することができた。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力が強化された。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を強化することができた。

(2) ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で、世界各地において具体的な成果が見られた。

(3) 平成19年末の対日直接投資残高は前年末から2.3兆円余伸び、15兆円となった。

- 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

国際貿易課長 宇山 智哉

サービス貿易室長 齋田 伸一

世界貿易機関紛争処理室長 勝亦 孝彦

経済連携課長 細野 真一

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。 (2) (1) を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説・外交演説、第 168 回国会所信表明演説、第 169 回国会施政方針演説・外交演説、平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、貿易を通じた開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争解決手続の活用等を行う。 経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉をさらに推進するほか、今後の EPA 交渉対象相手国・地域についての検討を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 19 年 1 月に本格的に再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉において、我が国は、農業、非農産品市場アクセス (NAMA)、サービスのみならず、ルール、貿易円滑化等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に妥結するよう、積極的な取組を進めた。また、貿易を通じた開発問題に関しては「開発イニシアティブ」ハイレベル・ミッションの派遣を含め、「開発イニシアティブ」を着実に実施するとともに、平成 19 年秋に行われた WTO の下での一連の「貿易のための援助 (AFT)」プロセスに積極的に参加した。さらに、我が国は WTO 紛争解決制度の下で多くの紛争案件に関与した。

経済連携協定 (EPA) については、日・メキシコ追加議定書が平成 19 年 4 月に、日・チリ EPA が平成 19 年 9 月に、日・タイ EPA 及び日・シンガポール EPA 改正議定書が平成 19 年 11 月に発効し、日・ブルネイ EPA は平成 19 年 6 月に、日・インドネシア EPA は平成 19 年 8 月に署名、ASEAN 全体との EPA については、我が国は平成 20 年 3 月に署名に至る (4 月 14 日までに日 ASEAN 全ての国が署名を完了) など、多数の EPA 交渉において目標の達成に向けて相当な進展があった。

課題

WTO ドーハ・ラウンド交渉については、モダリティ（関税削減等に関する数字の入った各国共通のルール）等につき交渉しているが、関税削減率をはじめとして、多くの重要決定事項が残されており、一層交渉に力を入れる必要がある。

EPA 交渉については、交渉相手国が増加しているが、一層のスピード感をもって各国との交渉を進めていく必要がある。

施策の必要性

我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に必要な施策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

我が国は、我が国の貿易の 4 割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

施策の有効性

(1) ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で必要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。

(2) 近年、WTO 加盟国数の中で途上国の割合が増加（151 か国のうち約 5 分の 4）しており、途上国の同意なくして WTO の決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成 17 年 12 月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。

(3) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

(4) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば日・チリ EPA は平成 19 年 9 月 3 日に、日・タイ EPA は同年 11 月 1 日に発効し、それぞれ往復貿易額の約 92%及び約 95%の関税が 10 年以内に無税となる。また、日・ブルネイ EPA は平成 19 年 6 月に、日・インドネシア EPA は同年 8 月に署名に至り、ASEAN 全体との EPA については、我が国は平成 20 年 3 月に署名した。湾岸協力理事会(GCC)、ベトナム、インド、豪州及びスイスとの EPA/FTA 交渉も推進しており、これらの現在進行中の EPA/FTA 交渉においても、高い水準の自由化と幅広い分野を取扱うことを目指している。平成 16 年 11 月以降、交渉が中断している韓国との EPA については、平成 20 年 2 月の日韓首脳会談において、交渉の再開につき検討していくこととなった。このように、EPA 交渉の着実な進展により、WTO を補完する二国間/地域的な経済的枠組みが構築されつつある。

(5) EPA 交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。

(6) また、投資章を含む EPA 及び二国間投資協定 (BIT) の締結は、相手国における投資環境の透明性の向上、投資保護などを通じ、投資の自由化及び円滑化が促進され、我が国の利益を確保する上で有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、我が国は主要国の一員として WTO の交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	201,184	194,266

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	73	73

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) WTO 交渉は、151 か国のメンバーで交渉を行う多数国間交渉であり、その中でも米国、EU、ブラジル、インドなどの主要国の動向が交渉の進展を大きく左右する。

(2) 交渉相手国の国内事情や国際情勢の変化により、我が国の EPA 交渉一般のあり方や取組のスピード、相手となる国・地域に変更を迫られることもある。

目標の達成状況

評価の切り口 1： ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献

主要国の一員として積極的に交渉に関与。平成 19 年 1 月の交渉の本格的な再開を受け、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指した二国間交渉及び多数国間交渉に積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業 「ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2： 経済連携協定の締結数の増加、交渉の更なる推進、新たな交渉の立上げ

昨年（平成 19 年 3 月現在）3 か国と EPA 協定を発効済み（我が国署名済みの協定を含めると 5 か国）であったのが、平成 20 年 3 月現在では 5 か国と発効済み（我が国署名済みの協定を含めると 9 か国）となった。また、平成 19 年度には新たに豪州、スイスと EPA 交渉を開始し、我が国の EPA 交渉が推進するとともに EPA 交渉相手国の数も増加した。詳細は、事務事業 「経済連携協定 / 自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

福永有夏 早稲田大学社会科学部 准教授

WTO ドーハ・ラウンド交渉は、市場アクセス交渉 3 分野（農業、非農産品、サービス）やルール交渉において議長テキストが発出されるなど、重要な局面を迎えている。我が国は、サービス交渉やアンチ・

ダンピング交渉などにおいて、主導的な役割を果たしている。また、途上国の開発問題がドーハ・ラウンド交渉の主要な議題の一つとなっているところ、我が国が「開発イニシアティブ」の実施や「貿易のための援助（AFT）」への参加に力を入れていることは、非常に意義が大きい。WTO 紛争処理制度においても、多数の事件に第三国として参加している。

経済連携協定（EPA）については、既存の EPA の改正や新たな EPA の署名・発効など、大きな進展があった。とりわけ、新たに署名された ASEAN との包括的 EPA は、我が国企業の ASEAN 地域における貿易・投資構造に合致したものであり、実際的な成果をもたらすと期待される。

以上より、「目標の達成に向けて相当な進展があった」とする自己評価は妥当といえる。

しかし、ドーハ・ラウンド交渉における加盟国の対立は依然として大きく、交渉の行方は予断を許さない状況にある。交渉の決裂を回避するためには、他の加盟国と連携し、妥協点を探ることが不可欠である。また、WTO 紛争処理制度への対応についても、WTO 協定についての専門的な知見を蓄積するとともに、関係省庁との連携を深めることで、制度をより能動的に利用するための体制を構築することが期待される。

EPA については、署名済みの国との貿易額は我が国の貿易総額の 14.8%にとどまっており、目標（2010 年中に 25%）を達成するためには、現在進行中の交渉をさらに加速させる必要がある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 構成国及び日中韓）や、アジア太平洋の自由貿易圏構想（FTAAP）の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は EPA に加え、二国間で機動的に対応できる法的枠組みとして、相手国の実情と我が国の国益に合致した形での経済的な連携の強化を推進していくため、今後 BIT をこれまで以上に戦略的に活用し推進していく。そのため、我が国企業のニーズに応えることを主眼とし、BIT 締結相手国・地域をより戦略的な優先順位をもって検討していく。

事務事業の扱い

ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組	拡充強化
経済連携協定 / 自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

- 4 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組

経済局政策課長 梨田和也
経済協力開発機構室長 堤尚広
平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際経済秩序形成に積極的に参画すること
施策の位置付け	平成 19 年度重点外交政策に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>G 8 サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題を G 8 首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国として、その議論、及び協調行動に積極的に参加し、貢献する。OECD では、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために、積極的に議論に参加及びリードする。</p> <p>これら G 8、OECD 等の国際的な取組を通して、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、また、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) G 8 については、我が国は平成 18 年度に行われたサンクトペテルブルク・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成 19 年度のハイリゲンダム・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に気候変動問題において、日本の提案した内容を軸に議論が行われ、「2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量について少なくとも半減することなどを真剣に検討する」ことで具体的に G 8 首脳の合意が得られた。

(2) OECD では我が国は、閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係を強化した。特に、新たに OECD への加盟を検討する候補国の選定につき、現加盟国間で議論が必ずしも一致しなかった中で、ロシア等 5 か国に絞って今後加盟審査を進める決定を得ることができた。

これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け、当初の想定以上に進展した。

課題

(1) G 8 については、平成 19 年度のフォローアップを確実に行うとともに、平成 20 年度の北

海道洞爺湖サミットの成功に向け、引き続き国際的議論を主導していく。

- (2) OECD については、新たに開始される新規加盟候補国の審査への取組や、ベトナム等新たな非加盟国に普及しつつある投資環境ガイドラインを更に普及させる活動等に取り組む。

施策の必要性

G 8 サミットと OECD は、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。

- (1) G 8 サミットではその時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、G 8 サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。

- (2) (イ) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。

(ロ) このような OECD の機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくる必要がある。このため、OECD の各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。

(ハ) グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD 自身の価値を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

施策の有効性

- (1) G 8 サミットではその時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、G 8 諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み（ルールメイキング）を強化し、非加盟国支援活動を支援する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。

- (2) (イ) ルールメイキング及び政策協調への参画

OECD におけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

- (ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進

OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行

動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。

施策の効率性

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組みだけでは解決が困難なことも多く、G 8、OECD をはじめとしたマルチの枠組みへ参画し、活用することが必要である。ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	69,080	62,533

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	16	17

単位：人（本省職員）

内訳： G 8 6 G 8 7
OECD 10 OECD 10

外部要因

- (1) G 8 サミットで取り扱われる事項、その内容は我が国以外の G 8 諸国の立場、G 8 以外の諸国の動向、国際経済全体の動向に大きく影響を受ける。
- (2) OECD の活動においては、加盟国のコンセンサスを基本として方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECD で取り扱われる事項は多岐にわたっており、途上国を中心とする非加盟国や、産業界、NGO 等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：G 8 によるグローバルな課題に対する我が国の貢献

G 8 ハイリゲンダム・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に、我が国の考え方を反映させた。

大きなテーマとなった気候変動問題においては、安倍総理(当時)から、先に発表した日本提案「クールアース 50」を紹介し、世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減することを全世界の共通の目標とするとともに、次期枠組みを構築するに当たっての「3 原則」を提案した。その結果、こうした内容を軸に議論が行われ、2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することで G 8 首脳の合意が得られた。

また、北朝鮮問題については、安倍総理(当時)より、議論をリードする形で北朝鮮による核兵器開発は容認できず、引き続き国際社会として圧力をかける必要がある、拉致問題は国際的広がりのある人道問題であり、G 8 として連携して強い対応をとる必要がある、これらについて国際社会は北朝鮮に対して明確なメッセージを送るべき旨述べた。その結果、参加首脳の支持を得、議長総括で力強

いメッセージを発出することができた。

詳細は事務事業 「G8 サミットにおける我が国の積極的貢献」を参照。

評価の切り口2：OECDにおけるグローバルな課題に対する我が国の貢献

(1) ルールメイキング及び政策協調への参画

- (イ) OECD 模倣品被害報告書案について、OECD 事務局案を踏まえ、第1フェーズ報告書が公表され、新たに第2フェーズに向けた作業に取り組んでいる。
- (ロ) OECD 贈賄作業部会では締約国間の相互審査(ピア・レビュー)が進展。平成18年度における我が国の書面報告を踏まえ、平成19年度では、そのフォローアップ協議を進めた。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

- (イ) MENA-OECD(中東・北アフリカの18か国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの2つのプログラムより構成)は、平成18年度末から第2フェーズに入り、国別投資政策案が作成され、更に平成20年1月から更に3年間 MENA として延長されることとなった。
- (ロ) NEPAD(我が国が平成17年 OECD 閣僚理において提案、サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている)については、平成18年に第1回ラウンド・テーブル会合が開催され、平成19年に第2回ラウンド・テーブルが開催された。

(3) 平成19年 OECD 閣僚理事会では、それまで長く議論が分かれていた、今後 OECD への新規加盟を検討する候補国の選定につき、ロシア等の5か国を選定し、今後具体的な加盟審査を進めることが決定された。その他、OECD が今後戦略的関係を深めていく対象として、ブラジル等5か国と東南アジア地域を選定し、これら諸国・地域を OECD の活動に一層取り込んでいくこととなった。

詳細は事務事業 「OECD における国際的なルールメイキングおよび政策協調への積極的参画(含む OECD における一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進)」を参照。

第三者の所見

渡邊頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

G8 サミットは現代の国際政治経済体制においてグローバルな諸問題に対し効率的な対応を行う上で必要不可欠な政策協調の枠組みになっている。そこでは地球的規模の重要性を持つ諸問題の特定化が行われると共に優先項目が議論の中で規定され、各国の首脳はその後1年間の具体的な取り組みを翌年のサミットで問われることになる。昨年の場合、平成20年には我が国がサミットを主催することになっていただけで平成19年のハイリゲンダム・サミットはとりわけ重要な意味をもっていた。

そのような状況の中、我が国総理が「クールアース50」提案を紹介し、世界全体のCO2排出量を現状に比して2050年までに半減させることを全世界の共通目標とし、かつポスト京都議定書の枠組みを構築するにあたって「主要排出国の参加」、「柔軟かつ多様な枠組み」、「環境保全と経済発展の両立」の「3原則」を提唱されたことは、環境問題における今後のルール形成への重要な貢献として極めて大きな意義があったと思われる。

北朝鮮問題についてもハイリゲンダム・サミットの「議長総括」において力強いメッセージが発出されたことは評価されよう。北朝鮮問題はともすればイラク問題やパレスチナ問題の陰に隠れてしまい、必ずしもその重要性が国際的に広く共有されていない面があるが、国際的なガバナンスにおいて圧倒的な重要性が認められているサミットにおいて我が国総理の呼びかけが参加首脳の支持を得られたことは本件問題の早期解決に向けて重要な布石となると思量される。

OECD については、加盟各国の経済成長、途上国の発展、世界貿易の拡大などの「定番」 이슈に

加え、平成 19 年には模倣品被害の経済的規模などを分析した報告書が出された。また、「外国公務員贈賄防止条約」の効果的履行を確保するための相互審査（ピア・レビュー）が行われ、我が国も書面報告を実施したことは国際的なルール・セッティングへの貢献という観点からも評価できる。

OECD においては非加盟国を巻き込んだ「アウトリーチ活動」が近年活発化しているが、我が国の提案によりベトナムにおいて OECD と APEC の合同セミナーを開催し、「投資政策枠組み（PFI）」をアジア太平洋地域の投資政策担当者や現地ビジネス界などに普及周知せしめんとしたことは評価されるべきである。このような取り組みは「チャイナ・プラス・ワン」として衆目を集めているベトナムにとって大きなチャンスとなるばかりではなく、東アジアにおける市場統合を「開かれた統合市場」としてさらに発展させていく上でも重要な先駆的役割を果たすものと期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

事務事業の扱い

G 8 サミットにおける我が国の積極的貢献	今のまま継続
OECD における国際的なルールメイキングおよび政策協調への積極的参画（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 4 - 3 重層的な経済関係の強化

アジア太平洋経済協力室長 志野光子

経済統合体課長兼

アジア欧州協力室長 松浦博司

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) APEC 及び ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域 (間) 連帯を強化すること。 (2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること。
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) APEC アジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に寄与。我が国もセミナー開催やイニシアティブの提案等を通じ積極的な役割を果たした。 (2) ASEM アジア欧州会合 (ASEM) 外相会合を含む閣僚会合、専門家会合を通じ、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。第 5 回テロ対策会議開催 (平成 19 年 5 月、東京)、第 7 回関税局長・長官会合開催 (11 月、横浜)、鳥・新型インフルエンザ対策等を通じ、積極的な役割を果たした。 (3) EU 日本企業の利益増進・保護のため、日・EU 間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を実施。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うと共に、欧州各国との二国間経済関係強化を推進。国際貿易 (WTO)、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日 EU 協力を推進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的な協力を寄与した。
- (2) ASEM の各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。

(3) 日・EU 定期首脳協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化、国際社会について協議が進展した。

課題

- (1) ポゴール目標達成に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化。
- (2) ASEM 第7回首脳会合(平成20年10月、於:北京)のほか、各種会合、専門家レベル会合等への効果的な対応、「課題別リーダーシップ」(日本は気候変動及び鳥・新型インフルエンザでリーダーシップを取る用意ある旨表明済)への対応等。
- (3) EUの拡大と深化により、EUの共通政策から我が国が受ける影響がますます大きくなる中で、EU各機関への働きかけ、EUの変化への対応に更にきめ細かく取り組む。

施策の必要性

(1) APEC

- (イ) APECはアジア太平洋地域の21の国・地域(エコノミー)が参加し、世界の人口の約4割、GDPの約55%、貿易量の約45%を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約3分の2、APECの域内貿易率は約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。
- (ロ) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

- (イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。
- (ロ) 経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。
- (ハ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

(3) EU

平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく

必要がある。

施策の有効性

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

施策の効率性

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与える地域経済統合に関する報告書が承認されるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	112,343	112,931

単位：千円

(内訳)

APEC	54,415	52,451
ASEM	23,421	22,814
EU	34,507	37,666

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	27	27

単位：人（本省職員）

(内訳)

APEC	6	6
ASEM	6	6
EU	15	15

外部要因

(1) APEC

- (イ) WTOにおける貿易自由化交渉の進展や域内でのFTAの急増等グローバルな動きを踏まえた取組の必要性。
- (ロ) テロ対策や感染症対策等域内の新たな関心事項に因應する取組の必要性。

(2) ASEM

- (イ) アジアと欧州が国際社会で果たすべき役割と責務の増大、共通のグローバルな課題の増大等に伴う、アジア・欧州間の対話と協力の必要性の増大。
- (ロ) 欧州側でのEUの拡大と深化、またアジア側での将来の共同体形成も視野に入れた動きを踏まえた双方向での理解と関心の増大の必要性。

(3) EU

我が国は対内直接投資誘致に積極的に取り組んでおり、直接投資の重要性が増大している。平成19年1月に27か国に拡大し、更に深化するEUの共通政策が国際的基準・規制形成に及ぼす影響が益々大きくなってきている。特に、日本企業に大きな影響を及ぼすEUの環境政策等を注視しつつ、EU側との調整を図り緊密な協力関係を築きあげていく必要がある。更に、エネルギー、気候変動・環境、知的財産権保護等、日・EUの共通の関心事項への連携した取組の重要性が増している。

目標の達成状況

評価の切り口1：APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力の強化

平成19年9月の首脳会議及び閣僚会議に向けた準備過程において、WTO・DDA（ドーハ開発アジェンダ）の早期妥結を促す独立声明を作成し、これを採択した。また、地域経済統合を促進する方法に

ついでに報告書、今後 2010 年までに貿易取引費用の更なる 5 %削減を目標とする貿易円滑化行動計画 (TFAP 2)、原産地規則など 3 分野における FTA (自由貿易協定) モデル措置、ポリシー・サポート・ユニット (PSU) の設置等事務局機能の強化を柱とする APEC 改革案等、幅広い分野でのイニシアティブ等の採択・承認に貢献した。詳細は、事務事業 「APEC (アジア太平洋) を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進」を参照。

評価の切り口 2 : ASEM における対話と協力の強化

平成 19 年 5 月、日本は ASEM 第 5 回テロ対策会議 (於: 東京) を主催し、テロ対策という国際社会の共通の課題に対するアジアと欧州の協力強化に貢献した。また、同月、ASEM 第 8 回外相会合が行われ、地域情勢、不拡散、国連、気候変動、テロ、WTO、地域協力等につき議論が行われた。同年 11 月には、ASEM 第 7 回関税局長・長官会合 (於: 横浜) を主催し、その結果を横浜宣言として発表した。このような取組を通じて、ASEM における対話と協力が強化された。詳細は、事務事業 「ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進」を参照。

評価の切り口 3 : EU との対話・関係強化

日・EU 規制改革対話等の日・EU 間協議および欧州各国との二国間の枠組みを通して、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題 (気候変動、エネルギー、WTO 等) に協力して取り組んでいくことを確認した。詳細は、事務事業 「日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進」、事務事業 「日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化」を参照。

第三者の所見

渡邊頼純 慶應義塾大学総合政策学部教授

「重層的な経済関係の強化」は、ブレトンウッズ・GATT/WTO 体制を基調とする第二次世界大戦後の国際経済システムがサブプライムローン問題に端を発する金融不安、エネルギーや食糧の価格高騰など様々な問題に直面しその問題対応能力が問われている今日、我が国の経済外交のまさに根幹に据えられるべき課題であり、その意味で「平成 20 年度重点外交政策」において言及されていることは極めて適切であり評価できる。

戦後の国際経済システムは「自由・無差別・多角主義」を旨とする多国間主義 (マルチラテラリズム) に基づいて構築されたが、現在ではその「例外」と位置づけられていた地域主義 (リージョナリズム) が FTA (自由貿易協定) に代表される地域ないしは二国間の特惠的取極の形で拡散し、最恵国待遇原則の浸食が進んでいる。FTA には限られた構成国間での迅速な合意や自由化の「深掘り」などメリットもあるが、他方では地域主義の台頭が 1930 年代の「経済ブロック」間の相互に排他的な対立に至ったという歴史的事実もある。そこで現時点で経済外交を進める上で重要なことは、如何にして地域統合のデメリットを最小化しながら、地域統合のメリットを最大化し WTO などマルチの経済体制を強化できるか、ということであろう。

現在の国際経済は米州には米国を中心に NAFTA (北米自由貿易協定) や CAFTA (中米自由貿易協定) があり、欧州には EU (欧州連合)、そして東アジアには多数の二国間 FTA に加えて ASEAN+3、ないしは ASEAN+6 などの構想がある。1930 年代と異なり、現在はマルチの取極め及び国際機関として WTO が存在する他、米州と東アジアの間に APEC、そして EU と東アジアとの間に ASEM という「地域間協力の枠組み」

がある。米欧間にも「トランス・アトランティック経済評議会」という枠組みがあるが、これら3つの地域間協力のメカニズムが「経済ブロック化」を未然に防ぎ、相互にそれぞれの地域における統合の進捗をモニターし合う格好の場所を提供している。世界経済を牽引する3つのメガ・リージョンである米州、欧州、東アジアがそれぞれ競争的に統合を深化させながら、地域を超えて協力と協調を模索し実現する枠組みがAPECであり、ASEMであると言えよう。個々の具体的な協力案件を通じて達成される「信頼醸成」効果もAPECやASEMの重要な成果である。

我が国の外交当局はこれまでもAPEC、ASEMの中で主導的な役割を演じてきたが、「ボゴール宣言」に言及されている2010年にはAPEC首脳会議を我が国が主催する予定となっており、同首脳会議に向けた周至な準備が不可欠となる。そのための人的資源の確保、予算上の手当などが一層強化されるべきかと思料する。

EUとの関係については、2007年6月のBDRTで「経済統合協定」(EIA)について研究を行うことで日EUのビジネス界が合意したことに見られるように民間レベルで関係強化へ向けた新たな動きがあり、まだ様々な曲折が予想されるものの日EU経済関係の深化にとっては新しいモメンタムが生まれたことになる。中長期的には日EU関係を米EU関係に匹敵する水準の「相互浸透度」にまで高める努力が官民双方に求められているのではないだろうか。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) APEC

平成20年11月の首脳・閣僚会議で、APECの新たな進展・成果を盛り込むべく、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成20年10月に開催される第7回首脳会合(於：北京)に関する取組に重点を置きつつ、アジア欧州財団(ASEF)との協力等具体的な協力を引き続き進展させる。

(3) EU

日・EU間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進等を通じて双方向の貿易・投資の促進を図っていく。

事務事業の扱い

APEC(アジア太平洋経済協力)を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進	拡充強化
ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進	今のまま継続
日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進	拡充強化
日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 4 - 4 経済安全保障の強化

経済安全保障課長 竹内一之
漁業室長（兼海洋室企画官）鈴木亮太郎
平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	エネルギー、食料問題、漁業、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること
施策の位置付け	第 168、169 回国会施政方針（所信表明）演説に言及あり。 平成 19 年度、20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るために、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点を持ちつつ、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献及び我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保へ向けた取組を行っている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

（１）二国間対話を通じて生産国との関係強化を図った他、G 8 の枠組みや国際エネルギー機関（IEA）等を通じて消費国間の協力を推進すると共に、国際社会の連携を一層強化することができた。また、エネルギー需要が急増するアジア地域を中心として、東アジア首脳会議（EAS）及び APEC 首脳会議等を通じて、エネルギー効率向上に向けた地域的な取組が進展した。

平成 20 年 3 月に、海外の重要な資源獲得案件を政府全体で支援するための指針として、資源確保指針を策定し、閣議了解された。

（２）FAO（国際連合食糧農業機関）を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

（３）平成 19 年 6 月に行われた「大陸棚の限界に関する委員会」委員選挙において、我が国が指名した玉木賢策東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。

課題

（１）世界的なエネルギー需要の増大や一部の国における資源の国家管理強化の動きが見られる情勢の中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保すべく、エネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

（２）我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。

（３）マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組を継続する。

施策の必要性

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその8割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率(カロリーベースで約4割)は米、英等主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

(3) 海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。

施策の有効性

(1) エネルギー・鉱物資源

現在の国際エネルギー・鉱物資源情勢においては、急速な人口増加や経済成長に伴い中国、インド等経済新興国のエネルギー需要が増大し、また、原油を始めエネルギー・鉱物資源価格がかつてないほど高騰し、一部の国における資源の国家管理の強化の動きが見られる。このような状況の中、我が国がエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、日本のエネルギー安全保障を強化するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制や天然資源の節約、再生・代替利用を行うことが有効である。また、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大等を推進し、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と協調的備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

(2) 食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

(イ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進

(ロ) 国際捕鯨委員会(IWC)における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則支持への積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」(特に米、豪)との対話

(4) 海洋問題等

(イ) 航行の安全

我が国は、エネルギー資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存し、特に石油は大半が東南アジアの海上を通過している。アジアにおける海上の安全確保は、日本の海上輸送にとって重要なだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

(ロ) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び「大陸棚の限界に関する委員会」への貢献、国連海洋法条

約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚延長作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が目標の達成に向けて進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	1,682	842

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	30	31

単位：人（本省職員）

外部要因

（1）エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、中国、インド等の新興経済国を含む世界経済の成長に伴う需要動向、生産国及び消費国の国内政策、及び、生産国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、我が国のエネルギー事情及び国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

（2）食料問題

食料の安定供給の確保については、干魃等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食料需要の動向、農産物のバイオ燃料の原料としての利用等の影響を受ける。また、食料の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、我が国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

（3）漁業

鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続可能な利用にかかる国際協力については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右される。また、国際世論や各国の国内世論がこれに与える影響も大きい。

（4）海洋問題等

海上の安全の確保のために国際協力を行うにあたっては、各国の主権を尊重するとの大前提があるため、各国の意向を十分踏まえた上での対応となる。また、国連海洋法条約の効果的な運用と発展については、関係国の政策により、我が国の関心が反映されるか否かは左右される。

目標の達成状況

評価の切り口1：世界のエネルギー効率向上に向けた協力の進展

以下の国際会議等において、我が国も積極的に参加・貢献し、世界のエネルギー効率向上に向けた協力が促進された。

（1）平成19年6月、ドイツが議長国を務めたG8ハイリゲンダム・サミットにおいては、主要テーマとして気候変動問題に並んでエネルギー効率が取り上げられ、エネルギー効率向上の重要性について

国際社会において認識を共有した。

(2) 平成 19 年 8 月にシンガポールにおいて第 1 回 EAS エネルギー大臣会合が開催され、エネルギー効率向上及び省エネルギーの推進等が議論され、各国が平成 21 年の第 3 回 EAS エネルギー大臣会合までに自主的な省エネ目標・行動計画を策定(第 2 回 EAS エネルギー大臣会合で中間報告)することで一致し、閣僚共同声明に明記された。また、平成 19 年 11 月の第 3 回 EAS において、第 1 回 EAS エネルギー大臣会合での取組を支持するとともに、平成 21 年までに自主的なエネルギー効率目標を策定することが首脳宣言にも明記された。

(3) 平成 19 年 9 月の第 15 回 APEC 首脳会議では、2030 年までに APEC 域内のエネルギー効率を少なくとも 2005 年比で 25% 向上させるとの数値目標とともに、各国の自主的な国別目標・行動計画の策定及びその実施状況をモニターする等の行動指針を盛り込んだ「気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニー APEC 首脳宣言」が採択された。

詳細は、事務事業 「国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化」を参照。

評価の切り口 2：我が国の食料安全保障の確保等を視野に入れた我が国の取組

以下の取組を通じて我が国の食料安全保障の確保に貢献した。

(1) FAOを通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。

(2) 一次産品については、IGC、ICO等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行うことができた。

詳細は、事務事業 「国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) 等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用」を参照。

評価の切り口 3：海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

我が国、韓国、米国、ロシアの 4 か国は、北西太平洋公海における底魚漁業を対象とした地域漁業管理枠組みを設立することを目的とした政府間協議を開催してきおり、平成 19 年 1 月の第 2 回政府間協議においては、暫定的保存管理措置が採択された。

捕鯨については、第 59 回 IWC 年次会合において、海上を航行する船舶及び船員の安全及び環境保護に関する決議が、我が国及び NZ の共同提案として提出され、無投票で可決された。

詳細は、事務事業 「海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進」を参照。

評価の切り口 4：我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

我が国が作成を主導し、平成 18 年発効したアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) に基づき設立された情報共有センター (ISC) は、アジア地域における海賊情報の共有体制や各国協力網の整備のため積極的な活動を展開中。我が国は、現在 ISC 事務局長を含む 2 名の職員を派遣している他、平成 19 年度は約 3,700 万円の財政支援を行っており、航行安全等への国際協力に貢献した。

詳細は、事務事業 「我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応」を参照。

評価の切り口 5：我が国の海洋における経済的権益 (海洋権益等) の確保の努力

海洋法に関する各種会合への参加を通じた他国との意見交換や、大陸棚限界延長に関する情報収集を

行った。また、「大陸棚の限界に関する委員会」委員選挙において我が国の玉木賢策東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。

詳細は、事務事業 「我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保」を参照。

第三者の所見

山本 尚史 国際教養大学准教授（エネルギー・鉱物資源について）

エネルギー資源の価格が乱高下する状況においては、エネルギーの安定供給を確保することがこれまで以上に重要である。その方法としては二国間対話及び国際エネルギー機関（IEA）や国際エネルギー・フォーラム（IEF）等の多国間の枠組みを通じて、生産国との対話が有効である。さらに、省エネルギーとエネルギー効率向上は中長期的な政策目的として重要であるという認識が広く共有されている。エネルギー消費国における省エネルギーの推進は、エネルギーの安定供給と同じ効果があるほか、気候変動問題の観点からも望ましいものである。従来、省エネルギー政策は国内問題として議論されてきたが、省エネルギーはエネルギーの消費が大きい諸国間に共通する関心事項であるところから、東アジア首脳会議（EAS）及びAPEC首脳会議等において省エネルギー政策の議論が進展している。こうした取り組みに我が国が積極的に関与することは、エネルギー消費国間の協力・協調の強化や生産国との良好な関係の維持・強化につながる。

以上の観点に鑑みれば、本評価期間中の「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当であり、今後も二国間や多国間の対話・協力、国際的機関における活動等を通じて、我が国のエネルギーと鉱物資源に関する安全保障を強化すべきである。

なお、我が国の省エネルギー政策は、技術開発のみならず、エネルギー価格が市場において適切に評価されるメカニズムを確立したことで産業構造転換が促進され、省エネルギー意識が高まったことにより、成功につながったと言える。今後、省エネルギー分野における国際協力を推進するにあたり、ハード面の技術移転支援とともに我が国の経験を生かした法制度や経済システム教育等ソフト面での支援がなされることを期待したい。

河野 真理子 早稲田大学教授（漁業・海洋問題等について）

四面環海の我が国にとって、海洋に関連する政策は非常に重要な意味を持つ。海洋基本法の制定とこれに基づく海洋基本計画の決定を生かして、海洋に関連する政策をより積極的かつ戦略的に展開するのに適した時期を迎えているといえよう。海洋に関連する政策として、漁業資源の保存と管理と、国連海洋法条約の効果的な運用による海洋資源全般に関わる我が国の経済的な権益の確保を区別した施策は妥当なものである。

世界有数の漁業国、かつ水産資源の輸入国である我が国は、漁業資源の保存と管理に積極的に関与していくべきである。漁業資源の保存と管理には、伝統的な海域や魚種を特定した枠組の強化と地球規模での生態系の保存をも視野に入れた普遍的な枠組の両方からのアプローチが必要である。これらの両側面について、我が国の科学的知見や技術的知見を生かし、関係諸国との協力を推進すべきである。これまでの政策が着実な成果につながっていると考えられるので、今後も同様な事業を継続していくことが必要である。

捕鯨については、過激な反捕鯨活動の抑制のためにも、捕鯨国との連携を深め、反捕鯨国の理解を得るための努力が必要である。特に、鯨という水産資源に関する科学的なデータの実証的な提示や、鯨類以外の水産資源を含めた我が国の漁業資源の保存と管理のための努力についての国際社会での広範なアピールなど、広報活動の戦略的な展開が望まれる。

海洋資源全般に関わる我が国の経済的な権益の確保の分野では、まず、大陸棚の限界に関する委員

会での我が国の委員の再選が高く評価される。国連海洋法条約の下で設けられた機関での我が国出身の裁判官や委員の活躍は、彼らを通じた我が国の見解の発信や、彼らが獲得した情報に基づく効果的な政策立案の実現という観点から、この条約の枠組を利用した政策推進に不可欠である。国連海洋法条約の効果的な運用に積極的に関与し、また、近隣諸国との関係の調整を図っていくために、この分野については事業の拡充強化が不可欠であり、定員要求が妥当であると判断する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 世界的なエネルギー・鉱物資源需要の増大や一部の国における資源の国家管理強化の動きが見られる情勢の中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保すべく、二国間や多国間の対話・協力、国際的機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。
- (2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む予定。
- (3) マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。なお、海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から機構要求を行う予定。

事務事業の扱い

国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、	
資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化	今のまま継続
国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じた食料・農業	
開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用	拡充強化
海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進	今のまま継続
我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応	今のまま継続
我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保	拡充強化

平成 2 1 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

経済局政策課長 梨田和也

知的財産室長 相馬弘尚

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日直接投資の促進等を通じた日本経済の構造調整を活性化すること。
施策の位置付け	(1) 知的財産権 (イ) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針(「骨太方針」) 2006、2007 に言及あり。 (ロ) 知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2007」に言及あり。 (2) 対日投資 平成 18 年 3 月 9 日、対日投資会議(議長:総理)において、平成 22 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 %とする目標を策定。
施策の概要	日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すための取組。 (1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けた取組の加速、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。 (2) 日本企業支援 日本企業支援窓口等を通じた相談・支援など日本企業の海外展開への積極的なバックアップ。 (3) 対日直接投資 地域への投資促進、スピード感をもった包括的な投資環境整備、広報活動を通じた一層の理解促進、を柱とした「対日直接投資加速プログラム」(平成 18 年 6 月 20 日策定)に基づき、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定の締結や交渉等を行うことを通じた対日直接投資の更なる促進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成 19 年 10 月に日本、米国、EU などから関係国との集中的な協議開始を発表した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行っている。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行っている。

(2) ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。

(3) 平成 19 年末の対日直接投資残高が 15.4 兆円 (一次推計) まで伸びた。

課題

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の早期実現に向けた協議の進展。知的財産担当官会議の開催、関係機関との連携等を通じた知的財産担当官のさらなる対応力強化。

(2) 在外公館と本省との情報共有と双方向の意思疎通を一層強化するため、ベスト・プラクティスの蓄積及び関連情報の整備。

(3) 平成 22 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 % とする目標の達成に向けた取組強化。

施策の必要性

(1) 近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

施策の有効性

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日EU間の二国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

(2) 日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成11年に策定した「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を平成17年12月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担するためのガイドラインも策定している。さらに、平成18年に一部公館（タイ、インド、チリ）に設置された「日本企業支援センター」を、平成20年度中に中国（広州）及びベトナム（ホーチミン）にも設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化する予定である。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成19年末の対日直接投資残高は、15.4兆円（一次推計値）まで伸びた。

施策の効率性

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	16,017	15,980

位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	15	15

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の経済動向など外部的要因に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口1：海外における知的財産権保護の強化

「知的財産推進計画2007」に沿って、外交ルートを通じて、模倣品・海賊版拡散条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけ、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関WIPO等における議論への参画を行ってきた。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国に対して一定の理解が浸透しつつあること等の

効果があり、目標の達成に向けて進展があった。詳細は、事務事業「海外における知的財産権保護強化に向けた取組」を参照。

評価の切り口2：日本企業支援の強化

各国にある日本大使館・総領事館からの報告から明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。また、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの一層の対応や官民共催での在外公館施設の活用等の面で、外務省の取組を評価する実績報告が多くあるなど、当省の取組は海外で活躍する日本企業の活動推進に貢献している。

このような活動は、各国との租税条約、社会保障協定の締結及び交渉と相まって、海外で活躍する日本企業の活動を支援することとなっている。詳細は、事務事業「日本企業支援窓口等を通じた相談・支援など日本企業による海外展開の積極的なバックアップ」を参照。

評価の切り口3：経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進

- (1) 在外公館のネットワークの活用：在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施。また、ジェット口等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開いている。また、主要在外公館長には「我が国経済の一層の活性化・強化のため、対日直接投資に関する広報および有望案件の発掘等に努める」よう訓達している。これら活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させる効果が見られている。
- (2) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：「日米投資イニシアティブ」や「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」、またその他国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールした結果、諸外国政府が我が国の投資環境整備に関する取組に対する理解を深める効果を生んでいる。詳細は、事務事業「2010年未までに対日投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組」を参照。

第三者の所見

石戸 光 千葉大学法経学部准教授

海外の日本企業支援については、日本企業の持つ高品質という「ブランド」にただ乗りする誘因を持った海外企業が多い現状では、必要な施策であることはいうまでもなく、地道な政策取り組みを評価したい。ここで視点をやや転じて、IT分野においては「ハッカー対策には元ハッカーの雇用が有効」という事情を敷衍すると、模倣品の法的取締りという視点と同時に、少なくとも外面上は模倣品を製造できるほどの海外企業の「技術水準」を将来の潜在的取引相手へと転化できるような、なんらかの経済的な誘因を政策的に付与することはできないものであろうか。日系製造企業の側でも、ITにおける「オープンリソース」に似た製品設計の可能性に関して、政策的観点から研究してみる価値は十分にあるものと考ええる。

次に対日投資の促進に関してコメントすると、平成19年度末時点での15.4兆円という対日投資規模は、同年度GDPの516兆円の約3.0%であり、この数値は2000年に約1.1%、対日直接投資倍増計画当初の2003年での1.9%に比して改善してきている。ただしこの水準はもちろん5%という目標に達したものではない。このことの要因としては、やはり従来より指摘されている、日本市場のなんらかの「閉鎖性」が

介在していよう。それが意図された閉鎖性でないことと拝察しているが、民間主体の行い得ない政策的な取り組みが今後も望まれる。具体的には、在外公館・JETROの海外ネットワークを用いた対日投資のアピール、とりわけ「インベスト・ジャパン」の施策は、投資に関わる書類手続きの一元化（ワンストップ・ショップ化）を見据えた必要不可欠の取り組みである。当該サイト（<http://www.investment-japan.go.jp/>）の関連諸団体間のますますの連携を図っていくべきと考える。

標記の施策を引き続き推進していくために、予算規模および人的投入資源は、必要最小限のものであると思われ、現有のリソースを活用して創意工夫に満ちた政策努力を継続していただきたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 更なる日本企業支援体制充実のため、「日本企業支援センター」を拡充する。
- (3) 平成18年6月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010年末までに対日直接投資残高をGDP比約5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

事務事業の扱い

海外における知的財産権保護強化に向けた取組の現状	拡充強化
日本企業支援窓口等を通じた相談・支援など日本企業による海外展開の積極的なバックアップ	今のまま継続
2010年末までに対日投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

施策 5 国際法の形成・発展に向けた取組 301

具体的施策

- 5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 305
- 5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 309
- 5-3 経済分野における国際約束の締結・実施 313
- 5-4 社会分野における国際約束の締結・実施 318

5 国際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

- 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- 5 - 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- 5 - 3 経済分野における国際約束の締結・実施
- 5 - 4 社会分野における国際約束の締結・実施

評価の結果

施策 - 5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 5 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 5 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 5 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 5 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映しつつ、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国際法の発展に主体的に関与していくことは、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要である。

この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、国際法の最新の動向を踏まえることが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにするのが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、WTO の紛争解決手続に付される事案は増加の一途であり、「WTO の司法化現象」とも言える状況で法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。

(2) EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(3) 経済分野の多数国間条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、投資協定や租税条約、社会保障協定などの二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、我が国はこれまで気候変動問題に関して京都議定書の作成においてリーダーシップをとる等国際的ルール作りに積極的に関わってきたが、2013年以降の枠組みの在り方など国民生活に強い影響を与える国際的な規範

形成の場面において我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱い外交実務上の必要に直接応えるように配慮しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

六者会合や日朝協議の開催、APEC の際の日露首脳会談等の開催、「日米軍事情報包括保護協定」、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

EPA/FTA の分野、その他の経済分野での国際約束ともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

(1) 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程及び関連国内法が平成 19 年の 4 月に国会において承認・可決され、10 月から我が国が正式に ICC の加盟国となった。さらに、11 月の裁判官補欠選挙において齋賀富美子候補が第 1 位で選出されるなど、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを確保でき、新たな国際法規形成への寄与に対して当初の想定と比べて相当な進展があった。

(2) 平成 19 年 7 月、我が国はロシアによる日本漁船拿捕事案計 2 件を国際海洋法裁判所 (ITLOS) に提訴し、本件紛争を国際法に従って平和的に解決した。また、こうした国際裁判所の積極的利用により、海洋に関する国際法の発展と国際裁判制度への信頼性向上に寄与し、目標の達成に向けて当初想定した以上の進展があった。

(3) 国際物品売買契約条約 (ウィーン売買条約) を平成 20 年 2 月の閣議決定により国会に提出し、同条約の締結に向けて着実な進展が得られた。

(4) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題につき国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

第6回六者会合において第二段階における措置について議論が行われ、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第二段階の措置」が発表されたこと、APECの際の日露首脳会談等において平和条約交渉について具体的な進展が得られるよう一層努力していくことで一致したこと、日米間で相互に提供される防衛関連情報を適切に保護するための手続等について定めた「日米軍事情報包括保護協定」を締結したこと、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を国会に提出したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け当初の想定以上の成果があった。

3. 「経済分野における国際約束の締結・実施」について

平成19年度においては、各国とのEPA(経済連携協定)締結を始め、経済分野における国際約束の締結・実施面で、想定したとおりの進展があった。

(1)平成19年度においては、各国とのEPA締結に向けた動きが更に加速され、計3本の協定及び改正議定書が発効に至り、2本の協定が国会承認手続に入った。また、我が国として初めて多国間で締結することとなるASEAN全体とのEPAについても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。

(2)国民に影響を与える経済分野でのその他の国際約束や、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定についても、平成19年通常国会での承認(計5本)や平成19年臨時国会及び平成20年通常国会への提出(計8本)を円滑に進めることができた。

4. 「社会分野における国際約束の締結・実施」について

国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成19年度には3本の条約が国会で承認され、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進する「ロンドン条約1996年議定書」等が締結された。また、平成20年通常国会には、マグロ類資源の保存及び利用のための国際協力を増進し、我が国のカツオ・マグロ漁業の安定的な発展に寄与する「全米熱帯まぐろ類委員会強化条約」等3本の条約を提出するなどの進展が見られた。

- 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際法局国際法課長 岡野 正敬

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等 (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること
施策の位置付け	第 166 回国会外交演説及び第 169 回国会外交演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献すること。 (2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用すること。 (3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程及び関連国内法が平成 19 年の 4 月に国会において承認・可決され、10 月から我が国が正式に ICC の加盟国となった。さらに、11 月の裁判官補欠選挙において齋賀富美子候補が第 1 位で選出されるなど、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを確保でき、新たな国際法規形成への寄与に対して当初の想定と比べて相当な進展があった。
- (2) 平成 19 年 7 月、我が国はロシアによる日本漁船拿捕事案計 2 件を国際海洋法裁判所(ITLOS)に提訴し、本件紛争を国際法に従って平和的に解決した。また、こうした国際裁判所の積極的利用により、海洋に関する国際法の発展と国際裁判制度への信頼性向上に寄与し、目標の達成に向けて当初想定した以上の進展があった。
- (3) 国際物品売買契約条約(ウィーン売買条約)を平成 20 年 2 月の閣議決定により国会に提出し、同条約の締結に向けて着実な進展が得られた。
- (4) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題につき国際法に基づく外交政策を展開することができた。

課題

平成 20 年度においても、引き続き積極的な取組が求められるが、特に近年新たな国際ルール
の形成が見られる海洋法分野及び国際私法分野における取組を一層強化する必要がある。

施策の必要性

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のため
に国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積
極的に参画し、我が国の立場を主張・反映しつつ、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、
国際法の発展に主体的に関与していくことは、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

施策の有効性

我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、
新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件
を処理するに当たっては、国際法の最新の動向を踏まえることが重要であり、そのためには学界や各国
関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法
の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際
法分野の更なる発展に大きく寄与する。

施策の効率性

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜
を得たテーマを取り扱い外交実務上の必要に直接応えるように配慮しており、とられた手段は適切かつ
効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	88,902	86,476

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	24	24

単位：人（本省職員）

外部要因

国際法規の解釈・発展は、各国の実行や国際情勢の変化等によって大きく影響を受けるものであり、
これらの外部要因のために、短期的にその「達成度」を計ることは困難である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規の形成及び発展に対する我
が国の貢献

ICC ローマ規程の締結、ロシアによる日本漁船拿捕事案の ITLOS への提訴、国際物品売買契約条約の
締結に向けた進展、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の維持・
強化に貢献した。

詳細は、事務事業 「国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進」を参照。

評価の切り口2：国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会（計30回以上）を開催した。我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見を直面する外交課題や国際会議の対処方針に反映させた。

詳細は、事務事業 「国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用」を参照。

評価の切り口3：国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めた。また、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

詳細は、事務事業 「要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表。」を参照。

第三者の所見

奥脇直也 東京大学教授

(1) 国際社会における「法の支配」の推進は、国家間関係の安定に寄与し、日本の中・長期的な国益の確保にとって極めて重要な基礎となるものと考えられる。このような観点から、日本が正式に国際刑事裁判所（ICC）の加盟国となったことは、日本が国際刑事法・人道法の分野においても主導的な役割を果たしていこうとする決意を国際社会に対して表明したものであるとして大いに評価できる。しかも加盟直後の裁判官補欠選挙において、日本が推薦した齋賀富美子候補が第1位で当選を果たしたことは、ICCへの財政的貢献のみならず、日本の人的貢献についても各国から強い期待を寄せていることを示すものである。また、ロシアによる我が国の漁船拿捕事案に関し国際海洋法裁判所を通じ紛争の平和的解決が達成されたことは、国際裁判制度の活用によって国益が確保されただけでなく、海洋に関する国際法の発展へも寄与したという側面から高く評価できる。これらは国際法を日本の外交の基盤に位置づける努力として重要な発展である。

以上のような国際公法分野のみならず、今後は、国民生活に直結する国際私法分野においても、国際法規の形成・法統一に一層積極的に貢献していくことが望まれる。国際物品売買契約条約の締結をめぐる国会で審議が進められていることは、そのような取組の一環として評価できる。

(2) 今日、日本が直面しているあらゆる外交課題は、国際法に関わる側面を含んでいる。しかもそれは、日本の国益を擁護するために国際法の適切な解釈・適用を確保するというだけにとどまらず、新しい問題に時宜を得て対応していくために、新たなルール作りの場に積極的に参画していくことがとりわけ重要になってきている。とくに海洋基本法が制定されたことを受けて、日本の海洋先進技術を通じて国際貢献を行うことが一層求められることになっており、とりわけ従来から日本が継続してきているIMOなどの国際機関を通じての海上の安全、海洋環境の保全といった分野における適正な国際基準の設定に一層貢献し、海洋国家として国際社会の期待を担っていく必要がある。これまでの国際法実務の経験の蓄積の上に立ってこれら作業に取り組んでいくために、外務省国際法

局は、国際法研究者及び各国関係者との交流を積極的に実施し、専門性を向上させるための努力を継続してきており、今後も、国際法学界と外務省国際法局の連携をより緊密化し、国際法を最大限活用しつつ外交政策が立案されていくことを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

事務事業の扱い

国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進。

拡充強化

国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用。要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表。

今のまま継続

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 5 - 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

国際法局条約課長 島田 順二

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること
施策の位置付け	・ 第 166 回国会施政方針演説及び外交演説、第 168 回国会所信表明演説、第 169 回国会施政方針演説及び外交演説において言及あり。 ・ 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。） (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

第 6 回六者会合において第二段階における措置について議論が行われ、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第二段階の措置」が発表されたこと、APEC の際の日露首脳会談等において平和条約交渉について具体的な進展が得られるよう一層努力していくことで一致したこと、日米間で相互に提供される防衛関連情報を適切に保護するための手続等について定めた「日米軍事情報包括保護協定」を締結したこと、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を国会に提出したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け当初の想定以上の成果があった。

課題

引き続き日朝間の諸問題及び日露平和条約交渉への積極的な取組や日米安保体制の信頼性向上に向けた主体的な関与が求められる。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約については、「国際組織犯罪防止条約」、「包括テロ防止条約」、「核物質防護条約改正」、

「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」、香港及びロシアとの刑事共助条約等につき締結に向けた準備を進めていくことが課題となる。

施策の必要性

(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

施策の有効性

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにするのが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

施策の効率性

六者会合や日朝協議の開催、APEC の際の日露首脳会談等の開催、「日米軍事情報包括保護協定」、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	8,216	11,418

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	29	29

単位：人（本省職員）

外部要因

これらの施策は、いずれも、条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが、その際、関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また、国際約束の作成交渉については、その時点における相手国政府の政策や国際情勢全般によりその進捗いかに大きく左右され、その結果、年によって締結まで

至る国際約束の本数も変動することとなる。

目標の達成状況

評価の切り口1：我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りの進展

日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与するものである。

日朝関係においては、核問題について平成19年9月に開催された第6回六者会合第2セッションにおいて、第二段階における措置について議論が行われ、会合の成果文書として「共同声明の実施のための第二段階の措置」が発表された。日露関係においては、平成19年9月のAPECの際の日露首脳会談等において、平和条約交渉について具体的な進展が得られるよう一層努力していくことで一致した。日米安保体制関連では、平成19年8月に、日米間で相互に提供される防衛関連情報を適切に保護するための手続等について定めた「日米軍事情報包括保護協定」を締結したほか、平成20年2月に、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を国会に提出した。詳細は、事務事業「日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

評価の切り口2：テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。

「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロリズム防止条約」の締結、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結に向けた作業の継続、「日・中刑事共助条約」の国会提出並びに香港及びロシアとの刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は、事務事業「テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

第三者の所見

奥脇直也 東京大学教授

- (1) 平成18年度の北朝鮮によるミサイル・核実験の実施等、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として不透明かつ不確実な状況が継続している。このような状況のなかであって、六者会合等において朝鮮半島の非核化に向けた議論に一定の進展が見られたことは評価できる。こうした安全保障環境にかんがみれば、米軍の抑止力を確保することは依然として日本の安全保障にとって必要不可欠であり、我が国が在日米軍の駐留に係る経費につき相応の負担を行うべく、そのための在日米軍駐留経費負担特別協定を国会に提出したことは高く評価できる。
- (2) また、国際社会がテロ犯罪や国境を越える組織的犯罪に効果的に対処するため、日本がこれら問題に関する国際的なルール・メイキングに主体的かつ積極的に取り組み、国際社会における法の支配と紛争の平和的解決に貢献していくことがますます求められてきている。このような状況の中で、中国等との刑事共助条約の締結に向けた進展が見られたことは高く評価できる。今後も、テロ防止を目的とした関連の多国間条約の締結を通じて国際協力を推進し、また刑事司法分野における二国間条約の締結等を通じて、国際社会の共通の利益を侵害する犯罪を適時適切に取り締まるための国際的な法的枠組みの形成に向け、日本が具体的な貢献を積み重ねていくことを期待する。とくに SUA

条約 2005 年議定書の締結、PSI への国際法に従った協力を積み重ねていくことが重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

事務事業の扱い

日朝間の諸問題、日露平和条約への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）

拡充強化

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）

拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 5 - 3 経済分野における国際約束の締結・実施

経済条約課長 道井緑一郎

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること (2) 国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説に言及あり (WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携協定、投資協定関連) 第 169 回国会施政方針演説に言及あり (WTO 交渉及び経済連携協定、対日投資関連) 平成 19 年度重点外交政策に言及あり (WTO・EPA/FTA 関連) 平成 20 年度重点外交政策に言及あり (WTO・EPA/FTA 関連) 経済財政改革の基本方針 2007 に言及あり (WTO・EPA 関連、模倣品・海賊版拡散防止条約 (仮称) 関連) 資源確保指針 (平成 20 年 3 月閣議了解) に言及あり (資源獲得支援のためのルールの構築、貿易・投資促進 (EPA 等の締結を含む))
施策の概要	(1) 多角的自由貿易体制の強化 (WTO ドーハ・ラウンド交渉での合意を目指す) と自由貿易協定・経済連携協定の推進 (FTA/EPA の交渉・締結・実施) の双方により、自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。 (2) その他の経済条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) について、我が国の企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、その交渉・締結・実施を行い、日本企業の国際的な展開の支援・各国との連携強化等を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 19 年度においては、各国との EPA (経済連携協定) 締結を始め、経済分野における国際約束の締結・実施面で、想定したとおりの進展があった。

(1) 平成 19 年度においては、各国との EPA 締結に向けた動きが更に加速され、計 3 本の協定及び改正議定書が発効に至り、2 本の協定が国会承認手続に入った。また、我が国として初めて多国間で締結することとなる ASEAN 全体との EPA についても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。

(2) 国民に影響を与える経済分野でのその他の国際約束や、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定についても、平成 19 年通常国会での承認（計 5 本）や平成 19 年臨時国会及び平成 20 年通常国会への提出（計 8 本）を円滑に進めることができた。

課題

(1) FTA/EPA は分量的に膨大であり、締結のための作業量も甚大なものであるため、取組方法について更なる工夫が必要。WTO ドーハ・ラウンド交渉についても、交渉結果を条約化する最終局面に向け、法的な検討を強化し、外務省他課や他省庁との連携に留意する必要がある。

(2) FTA/EPA 以外の条約についても、これまでの各国との交渉における知見が蓄積された形で新たな国との交渉に臨めるよう、また、より戦略的かつ迅速な締結に至れるよう、課内及び省内の体制について更なる工夫が必要。

施策の必要性

(1) WTO ドーハ・ラウンド及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

施策の有効性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、WTO の紛争解決手続に付される事案は増加の一途であり、「WTO の司法化現象」とも言える状況で法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。

(2) EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(3) 経済分野の多数国間条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、投資協定や租税条約、社会保障協定などの二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

施策の効率性

EPA/FTA の分野、その他の経済分野での国際約束とともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に

向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	31,621	27,070

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	26	25

単位：人（本省職員）

外部要因

（1）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に言って、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（2）紛争解決手続における不確実性

司法化が進む WTO 紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるため、我が国が当事者となる紛争においても、最終的に我が国に有利な裁定が下されるかは予断を許さない。

（3）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家である以上、互いの主張が完全に一致することはほとんどあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。互いに妥協できない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。また、特に FTA/EPA 等について、近時スピードと質の双方を求められることが少なくないが、上記のとおり交渉ごとである以上、これらの両立が必ずしも可能でない場合もあり得る。

目標の達成状況

評価の切り口1： 多角的自由貿易体制の強化への貢献及び FTA/EPA の推進の強化

（1）平成18年に一旦中断していた WTO ドーハ・ラウンド交渉が平成19年1月以降本格的に再開し、7月には農業・NAMA（非農産品市場アクセス）のモダリティに関する議長テキストが、また11月にはルール交渉議長テキストが発出された。平成20年2月には農業・NAMA 改訂議長テキストが発出された。国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていないものの、我が国も交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

詳細は、事務事業「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。」を参照。

（2）平成19年3月にシンガポールとの間で署名していた EPA 改正議定書及びチリとの間で署名していた EPA は、6月に国会承認を得るとともに9月に発効に至った。また、平成19年4月にタイとの間で EPA に署名し、同 EPA は6月に国会承認を得て11月に発効に至った。さらに、ブルネイとの間の EPA 及びインドネシアとの間の EPA に関しては、それぞれ6月及び8月に署名し、平成19年臨時国会に提出

した。加えて、ASEAN 全体との EPA は平成 19 年 11 月に交渉妥結（平成 20 年 4 月に署名。その後 4 月 25 日に国会に提出）し、ベトナム、GCC、インドとの交渉も継続しつつ、豪州、スイスとの交渉を開始し、韓国との間では平成 12 年 11 月以来中断していた交渉の再開について検討することとなった。このように、FTA/EPA に係る取組が大きく進展した。

詳細は、事務事業「東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）」を参照。

評価の切り口 2：国民に影響を与える経済分野でのルール作りへの参画の強化及び日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の強化

国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成 19 年度には 5 本の条約が国会で承認され、1 本の条約が継続審議となった。また、平成 20 年通常国会には 7 本の条約を提出した。このような取組により、国民に影響を与える経済分野での国際的ルール作り及び日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進が強化された。

詳細は、事務事業「投資・租税・社会保障関係の協定等海外における国民の利益を守る法的枠組み及び国民生活に影響を与えるその他の経済分野の法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）」を参照。

第三者の所見

岩沢雄司 東京大学教授

本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は、下記に述べる理由で妥当である。また、本施策目標における 3 つの事務事業の総合的評価も、下記に述べる理由で妥当である。

「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO 紛争解決手続において日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言」。WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功は日本にとってきわめて重要な政策目標である。本交渉はきわめて困難な交渉であり、妥結に時間がかかっている。交渉は様々な法的問題を惹起するので、それに対して適切に対応する必要がある。WTO 紛争解決手続において日本が関係する案件も少なくない。そして日本は今後も一定数の紛争に関係することが見込まれる。それに関し法的な助言を与えることは本課の重要な責務である。法的な詰めをきちんと行うことは大切だが、杓子定規的な対応にならないように気をつけたい。「今のまま継続」という本事業の総合的評価は妥当である。

「自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施」。FTA/EPA の交渉・締結は、本課の主要な業務となっている。平成 19 年度は、3 本の FTA/EPA が発効、2 本を国会に提出、1 本の交渉妥結（平成 20 年に国会提出）という成果があった。平成 20 年度も多くの FTA/EPA について交渉を行う必要がある。本課の人的財政的資源はこの事業に多く投入されている。作業量が龐大なので、体制をさらに工夫しながら対応する必要がある。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

「投資・租税・社会保障関係の協定等海外における国民の利益を守る法的枠組み及び国民生活に影響を与えるその他の経済分野の法的枠組みの構築及びその適切な実施」。投資・租税・社会保障に関する協定は、国民が海外において経済活動を行うために重要な枠組みを提供する。平成 19 年度は 3 本の条約につき国会の承認が得られ、平成 20 年通常国会では 8 本の条約につき国会承認を求めている。その中には、ウィーン売買条約という国際取引に大きな影響を及ぼす重要な条約が含まれている。このようにこの分野では顕著な進展が見られた。そして、この分野で引き続き交渉が続けられている二国間

協定は数多い。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

施策の目標（１）及び（２）につき、引き続き対応していく必要がある。FTA/EPA のみならず、その他の国際約束についても、交渉段階から十分な体制で関与していく必要がある。

事務事業の扱い

WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。
東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）

今のまま継続

拡充強化

投資・租税・社会保障関係の協定等海外における国民の利益を守る法的枠組み及び国民生活に影響を与えるその他の経済分野の法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）

拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 5 - 4 社会分野における国際約束の締結・実施

社会条約官 道井緑一郎

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国民生活に影響を与える様々な社会分野での国際的ルール作りへ参画すること
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説に言及あり（海洋及び宇宙分野、省エネ・環境面でのアジアとの協力や今後の世界の枠組み作りへの貢献） 第 168 回国会所信表明演説に言及あり（環境で世界を主導、「美しい星 50」、サミットでのリーダーシップ） 第 169 回国会施政方針演説に言及あり（省エネ・環境技術協力、北海道洞爺湖サミットで実効性のある新たな枠組み作りを主導） 平成 19 年度重点外交政策に言及あり（国際的な規範形成を含む多数国間の枠組みでの積極的貢献） 平成 20 年度重点外交政策に言及あり（環境・気候変動に対する積極的取組） 経済財政改革の基本方針 2007 に言及あり（航空自由化、京都議定書の目標達成、2013 年以降の国際枠組みづくり）
施策の概要	近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健等社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっている。我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成 19 年度には 3 本の条約が国会で承認され、我が国周辺海域の海洋汚染を防止し、及び世界の海洋環境を保全するための国際協力を増進する「ロンドン条約 1996 年議定書」等が締結された。また、平成 20 年通常国会には、マグロ類資源の保存及び利用のための国際協力を増進し、我が国のカツオ・マグロ漁業の安定的な発展に寄与する「全米熱帯まぐろ類委員会強化条約」等 3 本の条約を提出するなどの進展が見られた。

課題

国際約束作成にあたって、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを強めることが求められる。

施策の必要性

環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要である。

この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、我が国はこれまで気候変動問題に関して京都議定書の作成においてリーダーシップをとる等国際的ルール作りに積極的に関わってきたが、2013年以降の枠組みの在り方など国民生活に強い影響を与える国際的な規範形成の場面において我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	0	528

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	13	14

単位：人（本省職員）

外部要因

（1）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に言って、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

(2) 二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家である以上、互いの主張が完全に一致することはほとんどあり得ず、必然的に双方が違いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。互いに妥協できない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。

目標の達成状況

評価の切り口：国民に影響を与える社会分野でのルール作りへの参画の強化

我が国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。本件施策が対象とする分野での国際約束につき、平成 19 年度には 3 本の条約が国会で承認された。また、平成 20 年通常国会には 3 本の条約を提出している。このような取組により、国民に影響を与える分野での国際的ルール作りに貢献した。

詳細は、事務事業 「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

第三者の所見

岩沢雄司 東京大学教授

環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健など、社会分野の対象事項はきわめて広範である。日本は国民の生活に影響を与えるこの分野でのルール作りに積極的に取り組むことが求められる。平成 19 年度には 3 本の条約が国会で承認され、平成 20 年通常国会に 3 本の条約を提出した。いずれもどちらかといえば地味な条約だが、本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は、おおむね妥当といえよう。

今後、環境分野では、気候変動問題に関する京都議定書以降の枠組み作りという重要な課題が控えている。人権分野では、日本が作成に積極的に関わった強制失踪条約や障害者権利条約の批准及び国内実施が喫緊の課題となろう。日本は本施策目標に対し、引き続き積極的に取り組むことが強く望まれる。

本施策下での事務事業として、特に、「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施への取組」があげられている。「今のまま継続」という本事業の総合的な評価は、上記の観点からみて妥当である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

上記施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

事務事業の扱い

環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り
及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

**施策 6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

具体的施策

-6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの 提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	325
----	---	-----

- 6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の 政策決定ラインへの提供

第一国際情報官 水越 英明

第二国際情報官 進藤 雄介

第三国際情報官 植野 篤志

第四国際情報官 加賀美正人

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説及び外交演説、第 168 回国会安倍総理（当時）の所信表明演説、第 169 回国会外交演説、平成 19 年度及び平成 20 年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 在外公館に対する情報収集指示と情報収集活動強化のための措置。 (2) 情報収集手法の開拓及び整備。 (3) 情報分析能力強化のための諸措置の実施。 (4) 分析要員のための研修等の実施。 (5) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 在外公館に対する情報収集重点の指示、在外公館職員による任国内外への出張、新たな情報源の開拓等により、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。
- (2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力等により、情勢分析ペーパーの質・量の向上を図ることができた。
- (3) 官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

課題

より組織的な情報収集活動の実施、衛星画像や公開情報の収集・分析活動の強化、及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤整備が課題。

施策の必要性

- (1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を展開するためには、外交政策の決定者が国際情勢に関する正確な情報を適時に把握することが不可欠。
- (2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備し、効率的に運用することにより、外交政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要。

施策の有効性

- (1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の問題意識を的確に伝えとともに、在外公館職員の任国内外への出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要。また、外部有識者等の知見の一層の活用、諸外国との協力強化等を実施することにより、情報分析能力を強化することが有効である。また、収集・分析のいずれにおいても、職員に対する研修を通じ、専門性の向上を図ることが有効である。
- (2) また、情報及び分析結果の政策決定ラインへの適時の提供を行うためには、官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフの実施や、これらブリーフィングへの政策部局の参加が有効である。

施策の効率性

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸首脳や大臣をはじめ省内幹部に対する適時適切な情報提供を行っており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	608,839	594,092

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	73	77

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 本省及び在外公館における対外情報の収集は、我が国と対象国・地域の外交関係、対象国・地域の政治・治安事情等の外部的要因により制限される。また、衛星画像情報については撮像周期や天候に左右される等の外部要因が存在。
- (2) 情報分析には、その前提として、正確な情報が適時に存在していることが必要であるが、材料となる情報が存在しない、或いは入手されていない場合には、情報分析の範囲は限られる。また、材料となる情報の信頼性が明らかでない場合には分析結果の確度は低くなる。

目標の達成状況

評価の切り口1：情報収集及び情報分析能力の強化

- (1) 情報収集能力については、在外公館に対する特定重要テーマに関する本省側問題意識を提示する

ことや、本省及び参加公館との情報の共有を通じて在外公館の情報収集活動を活発化した。また、在外公館において情報源を追加し、既存の情報源との比較・対象を可能とした。詳細は、事務事業「在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施」及び事務事業「情報収集手法の開拓及び整備」を参照。

(2) 情報分析能力については、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置を講じた。詳細は、事務事業「情報分析能力強化のための諸措置の実施」及び事務事業「分析要員のための研修の実施」を参照。

評価の切り口2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大

政策決定ライン（総理官邸を含む）への定期的なブリーフ機会を拡大し、またブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。詳細は、事務事業「政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）」を参照。

第三者の所見

片岡貞治 早稲田大学国際教養学術院准教授

的確な「情報」（インテリジェンス）の収集とその整理・分析、更にその処理された情報を各関係地域局や他機能局などの政策部局に提供していくことは、外交活動の要諦である。したがって、情報収集能力を高める為にたゆまない努力は惜しみなく払うべきである。

今日、インターネットや書籍などの公開情報を通じて夥しい数の情報に接することが可能である。しかしながら、人間を介したヒューミント情報は、重大な政策決定過程においては、依然として大きな重要性を有している。在外公館の職員が有益且つ政策に資するヒューミント情報を獲得していくためには、その体制は常に整備・拡充されていなければならない。

こうした観点から、国際情報統括官組織が、在外公館職員の情報活動能力を強化すべく、任国内外への出張、新たな情報源の開拓等を行わせ、提起的に本省の問題意識、「目的」や優先分野等を伝えたりすることは極めて有意義なことであり、それに一定の成果が見られたということは評価に値する。

他方で、国際情報統括官組織が自らの作る分析ペーパーに評価シートを添付して、関連する政策部局等の意見を聴取し、政策部局のニーズを把握するよう努めたことは、適時性のある的確な分析課題の設定に極めて効果的であった。

また、国際情報統括官組織が、ある国の情勢を定点観測として長年追いつけている有識者との意見交換をこれまで以上に増やし、彼らの分析や知見を活用した事、また専門分析員数を増加させた事は、外部有識者の知見の積極活用という観点、更に「点」の情報を「線」の情報として体系的に捉えていくという観点からも、極めて有益であった。こうした努力により、国際情報統括官組織における分析能力が質的に高まるからである。

情報は外交政策立案上の基礎であり、その収集能力及び分析能力を定期的にレビューし、且つその向上や強化に予算や人員を今まで以上に配分し、体制の拡充を図っていくことが今後も期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

事務事業の扱い

在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施	拡充強化
情報収集手法の開拓及び整備	拡充強化
情報分析能力強化のための諸措置の実施	拡充強化
分析要員のための研修の実施	拡充強化
政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

基本目標 広報、文化交流及び報道対策

施策 1 海外広報、文化交流 331

具体的施策

- 1-1 海外広報 334
- 1-2 国際文化交流の促進 338
- 1-3 文化の分野における国際協力 342

1 海外広報、文化交流

具体的施策

- 1 - 1 海外広報
- 1 - 2 国際文化交流の促進
- 1 - 3 文化の分野における国際協力

評価の結果

施策 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 1 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「海外広報」について

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

2. 「国際文化交流の促進」について

国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し、日本国民との間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、伝統文化に加え、多くの諸国において広く受け入れられている我が国による文化交流が効果的であり、ポップカルチャーに対する理解が不可欠となっている。そのような我が国の新しい文化を紹介する施策を行うことが必要になっている。

3. 「文化の分野における国際協力」について

国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成するために、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、日本に対する良いイメージを形成する文化外交を展開する必要がある。

また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置の推進等が必要である。

施策の有効性

1. 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する機会を作ることも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。

施策の効率性

1. 「海外広報」について

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際文化交流の促進」について

限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数の案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の運用の具体化など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「海外広報」について

- (1) 事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。
- (2) 英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 56% で、評価対象の 14 か国・地域中、ドイツと同率で最も高いなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 20 年 2～3 月にかけて委託して実施した米国、ASEAN、ブラジルにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第一回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」任命式を実施し、日本への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であり、周辺的なデータにより判断せざるを得ないが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。

- 1 - 1 海外広報

広報文化交流部総合計画課長 福島秀夫

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること。
施策の位置付け	第 166 回国会における施政方針演説に言及あり。 第 166 回国会及び第 169 回国会における外交演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」と、我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館における広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等）、オピニオン・リーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料の作成、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施してきている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。

（２）英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 56%で、評価対象の 14 か国・地域中、ドイツと同率で最も高いなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 20 年 2 ～ 3 月にかけて委託して実施した米国、ASEAN、ブラジルにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

課題

外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申（平成 20 年 2 月）においても指摘されているように、ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」が生じており、これに効果的に対処する必要がある。

施策の必要性

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

施策の有効性

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

施策の効率性

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	1,231,400	1,189,229

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

海外広報は、究極的には外国国民・政府の行動を変化させるために実施しているものであるが、当方の発するメッセージが外国国民に如何に受け止められ、行動に反映されるかは、個々人の精神活動として行われるものであり、直接的に制御することはできない。また、国際情勢の変化、相手国との間の政治的課題や経済摩擦等の発生や解決により、対日親近感は大きく変化し得るものである。更に、世界の広報環境の多様性（言語の違いから、通信手段の発達度合、外国政府による統制に至るまで）が著しい。

目標の達成状況

評価の切り口1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数等、対象者の反応）

- （1）在外公館においては、平成19年度に、講演会約1,200件や、教育広報約1,300件を含む広報事業を実施。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約3割について、派遣国のメディアで報道がなされている。
- （2）本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っている。また、招待したTV取材チームによる日本特集番組が放送されている。

- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けているが、例えば「にっぽにあ」誌について約90%以上の在外公館が現地において好評であると評価するなど、配布先の反応はおおむね好意的である。また、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界100か国以上、200を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。
- (4) インターネットホームページに対するアクセス(ページビュー)は、外務省ホームページ(英語版)で対前年比12.8%、Web Japanで対前年比8.4%増加している。
詳細は、事務事業「政策広報」、事務事業「一般広報」及び事務事業「教育広報」を参照。

評価の切り口2：外国における対日論調、対日意識の向上(報道ぶり、世論調査の結果等)

- (1) 平成19(2007)年10月から平成20(2008)年1月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界34か国で行った世論調査では、中国及び韓国を除く32か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で56%であり、評価対象となった14か国・地域中、ドイツと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。
- (2) 外務省が実施した対日世論調査では、米国においては有識者の92%、一般回答者の67%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、ASEAN地域6か国(インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン及びベトナム)においては調査対象6か国すべてにおいて、9割以上が日本との二国間関係を友好的、日本は信頼出来ると回答し、ブラジルにおいては一般市民の74%が日本とブラジルの関係は友好的であると回答し、約9割が今後両国関係は維持・強化されると認識しているなど、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着、対日意識の向上が見られた。
詳細は、事務事業「広報環境調査」を参照。

第三者の所見

細谷 雄一 慶應義塾大学法学部准教授

現在、外交において世論の影響が極めて大きくなり、相手国の対日世論や対日感情が効率的な外交を進める上で重要となっている。そのような観点から「パブリック・ディプロマシー」が重視され、外務省広報文化交流部も英語名が「Public Diplomacy Department」と称されるようになった。評価結果に見られるとおり、英国BBCワールド・サービスの世論調査では昨年に引き続き「世界によい影響を及ぼす」上で対日評価が最も高かったことは、外務省HP訪問者の増加と総合して考慮すれば、外務省の海外広報事業がおおよそ成功していることの証左と評価できる。また最近の日中関係及び日韓関係の好転化も、政府指導者の交代や政府首脳の意向が大きな位置を占めているとはいえ、外務省の海外広報及び海外交流活動もそれを下支えするものとして評価すべきであろう。そのような評価を前提に、以下、課題として二点を指摘したい。

第一に、「施策の評価」の「課題」にも指摘されるとおり、ポップカルチャーの関心増加と各国の有識者層の対日関心低下という、「二極化現象」について、継続的で効果的な対処が不可欠とされている。中国政府が世界各国で「孔子学院」設立に力を注ぎ、中国への国際的な関心の高まりを巧妙に利用していることを考えると、日本政府の場合は相手国の好感情に依拠するような受動的な施策が中心であるよ

うに思える。今後は海外広報を、より戦略的かつ能動的な「政策広報」基軸の姿勢へと転換することが不可欠である。そのためには、広報文化交流部の活動に対して、外務省全体としてその意義を再確認する必要がある。近年の「パブリック・ディプロマシー」の重要性の高まりと、中国など世界各国のそれへの重点の置き方を考慮すれば、減少し続ける予算について再考を求めたい。

第二に、真の意味で「パブリック・ディプロマシー」を拡充することが必要となっている。そのためには、日本のイメージをどのように設定するか、政策的な議論の活発化が必要であろう。ポップカルチャーを軸とした対日イメージは、一定の層にしか広がり得ない。むしろ有識者や海外メディア、議員などを対象にして、「自由と繁栄の孤」にせよ「平和協力国家」にせよ、ある特定のイメージを定着させるための一貫性のある努力をせねばならない。そのためには「パブリック・ディプロマシー」の、「コンテンツ」と「ブランディング」と両側面から、長期的な指針を設定することが必要だ。投入資源の拡充と、政策の一貫性の確保など、現在の好意的な対日イメージを定着させさらに促進するためのよりいっそうの努力を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処する必要がある。このため、有識者間での国際的な政策論議を我が国が主導するための各種取組を推進するため、政策発信力強化のための体制整備、有識者の派遣・招へいの拡充等に取り組む。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく広報活動を強化するとともに、「日本文化発信プログラム」「現代日本文化発信拠点(ジャパン・クリエイティブ・センター)」を新たに開始する。

事務事業の扱い

政策広報	拡充強化
一般広報	拡充強化
教育広報	今のまま継続
広報環境調査	内容の見直し・改善

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 2 国際文化交流の促進

文化交流課長 中川 勉

人物交流室長 津川貴久

平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日観の醸成を図ること。
施策の位置付け	第 166 回施政方針演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1)文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2)人物交流事業の実施、(3)日本語の普及、海外日本研究の促進、(4)大型文化事業(周年事業)を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第一回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」任命式を実施し、日本への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

課題

日本語の学習者は、平成 18 (2006) 年の調査で全世界において約 300 万人に達しており、日本語を学習する需要が急速に増大している中で、どのように需要を満たしていくかが課題となっている。また、ポップカルチャーを活用した施策については、日本に対する理解の促進や、親日感の醸成にいかに関係していくかについての工夫が求められる。

施策の必要性

国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、日本文化の紹介や日本語の普及等の国際文化交流を展開し、日本国民との間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、伝統文化に加え、多くの諸国において広く受け入れられている我が国による文化交流が効果的であり、ポップカルチャーに対する理解が不可欠となっている。そのような我が国の新しい文化を紹介する施策を行うことが必要になっている。

施策の有効性

各国国民の対日理解を促進し、親日感を醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する機会を作ることも極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	14,275,413	14,094,155

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	25.3	27.3

単位：人（本省職員）

外部要因

文化交流の施策目標は、対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口1：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む））

各種事業は、裨益者等からは高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。詳細は、事務事業「文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信」を参照。

評価の切り口2：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

平成19年12月に発表された海外の日本語学習者数（平成18年度（独）国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している）は、前回調査（平成15年度）よりも約12%多い約298万人にのぼり、着実に増加している。詳細は、事務事業「人物交流事業の実施」、事務事業「日本語の普及、海外日本研究の促進」を参照。

評価の切り口3：より効果的な事業の実施に向けた努力

（1）外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成19年度は以下の措置を実施した。

（イ）（独）国際交流基金事業については、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国との外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。

（ロ）また、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させる企画として、外交関係樹立50周年といった外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で、文化交流事業の集中的な展開を図るため、「周年事業」を実施することとした。周年事業は、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。

（2）地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組

また、外務本省及び（独）国際交流基金本部ベースでは必ずしも把握できない各国でのニーズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成19年度も引き続き、（独）国際交流基金事業の採否確定プロセスにおいて、在外公館が特に強く要望する事業を取り纏めたものを「外交上の必要性」として各在外公館より提出させ、このうち外務本省として優先度が高いと思われる事業につき、（独）国際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。詳細は、事務事業「大型文化事業（周年事業）の実施」を参照。

第三者の所見

阿曾村 智子 学習院女子大学教授

限られた予算の中で、対象となる裨益者の範囲（質・量ともに）や中・長期的な影響への配慮があり、日本の外交政策の全体像によく対応した、戦略的で密度の高い事業運営となっている。

平成19年に引き続き、新たな試みが次々と打ち出されており、これらの中にはすでに成果を示して事業も少なくない。こうした姿勢を今後も続けて欲しい。

具体的には、「国際漫画賞」の創設に続き、「アニメ文化大使」就任式を実施したことや、市民参加型・地方展開型事業の拡充は、時代に即した方向性と考えられる。他方、日本のポップカルチャーを現代日本文化の重要な部分として紹介するにあたっては、いまだ評価の固まっていない分野であるだけに、企画立案段階での質の吟味が重要になってくるだろう。

JETプログラムをはじめ、人物交流事業は既に着実な効果をあげているが、加えて各国の元日本留學生の組織化の促進や、帰国留学会の活動支援等を積極的に組織化したこと、帰国後のフォローアップも行いメルマガの発行も開始したことは、既存の人脈財をさらに有効活用する、時宜にかなった効果的な施策である。私的な留学受け入れ団体に比べて、日本国政府留學生の方が概して質が高いことを考慮しても、このようなネットワーク造りは外務省が中心となって推進したい事業である。

増大する日本語学習の需要に応ずるためには、既存の海外の日本語学習組織（日本語学校や大学の関

連学部等)とのネットワークを構築し、それらとの、およびそれらの組織間の協力強化を支援する施策が望ましい。

日本に関するテレビ放映については、その影響力の大きさを考慮し、多くの国(とくに他の娯楽の少ない発展途上国)での、より一層の放映が可能となるようさらに創意工夫されたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。

事務事業の扱い

文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信	拡充強化
人物交流事業の実施	今のまま継続
日本語の普及、海外日本研究の促進	拡充強化
大型文化事業(周年事業)の実施	内容の見直し・改善

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 1 - 3 文化の分野における国際協力

文化交流課長 中川 勉
国際文化協力室長 齊藤 純
平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。
施策の位置付け	平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコ等を通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であり、周辺的なデータにより判断せざるを得ないが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。

課題

新たに発生したニーズに応じて、文化協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、各「事務事業」の事業の総合的評価の「今後の方針について」等において記載されているとおり。

施策の必要性

国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、対日理解を促進し、親日感を醸成するために、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、日本に対する良いイメージを形成する文化外交を展開する必要がある。

また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置の推進等が必要である。

施策の有効性

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数の案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の運用の具体化など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	2,180,696	2,162,554

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	13.7	14.7

単位：人（本省職員）

外部要因

文化協力施策の目標の一つは、開発途上国の対日好感度の向上であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口1：文化、知的交流の分野における国際貢献の度合（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価（自己評価を含む））

ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議（総会、執行委員会、世界遺産委員会等）に積極的に参加し、交渉に積極的に関与、貢献した。また、我が国が条約の作成段階から議論を主導した無形文化遺産条約の第2回政府間委員会を東京で開催し、条約運用に関する議論をとりまとめた。

さらに信託基金事業を通じて有形・無形の文化遺産の保存・振興を推進し、教育分野等でも人材育成事業に積極的支援を行った。詳細は、事務事業「ユネスコ、国連大学を通じた協力」を参照。

評価の切り口2：文化無償資金協力に関する事業実施件数、裨益者の反応、報道ぶり、事業に関する評価

文化無償資金協力については、政府ハイレベルの会談等の中で実施に対する謝意が述べられたり、案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、実施機関関係者よりも活動の著しい改善など高い評価が得られている。平成19年度は一般文化無償資金協力については選択と集中をはかり14件実施した。また平成19年度には過去の実施案件に対するきめ細かい対応を図るべく、フォローアップ事業を充実させ、フォローアップ案件を含めた草の根文化無償を35件実施した。詳細は、事務事業「文化無償資金協力」を参照。

第三者の所見

阿曾村 智子 学習院女子大学教授

ユネスコ総会、同執行委員会および関連専門会議の決議や条約の交渉・採択の場において積極的な役割を果たしてきたこと、また、それらの会議での発言内容に即して、実際に文化遺産保存信託基金等を通じて発展途上国の文化財保護および人材育成を推進して来ていることは、日本国への国際的な信頼醸成において、極めて有効な方途となっている。

平成19年9月の第2回政府間委員会の成果を踏まえて無形文化遺産に力をいれながらも、文化遺産国際協力コンソーシアム事業の枠組みの中で途上国の文化遺産保存・修復協力の一層の推進を図ったり、国連・ユネスコ事業としてのミレニアム開発目標（MDGs）や万人のための教育（EFA）にも目配りが行き届いており、全体としてバランスの取れた文化における多国間協力となっている。

文化無償資金協力、とくに「一般文化無償資金協力」は外交手段として極めて有効な切り札であるが、その点を配慮した事業運営となっている。享受国の日本国への好感度の推進については、直ぐには数値に現われなくとも、時間とともに効果が定着することが多くの前例に示されている。

国連大学については、そこに勤務する国連スタッフ、とりわけ学長は、国際社会（とりわけ国連内）で日本について発言する機会の多い、極めて強力な知的リーダーであると思われ得ることから、国連大学における諸主要会議への参加等に加えて、積極的に国連大学学長および関係者と緊密な友好関係を構築することが、日本への国際社会の好感度の向上に大いに影響すると考えられる。従来の視点からの協力関係に加えて、「人物交流」の視点を加味して国連大学政策を再考・推進してもらいたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関して、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭におきつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。加えてきめ細かい対応を行うために、草の根文化無償やフォローアップ事業を積極的に実施する。

事務事業の扱い

ユネスコ、国連大学を通じた協力
文化無償資金協力

拡充強化
今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

施策 2 報道対策、国内広報、IT 広報 349

具体的施策

-2-1	効果的な外国報道機関対策の実施	352
-2-2	適切な報道機関対策・国内広報の実施	357
-2-3	効果的な IT 広報の実施	361

2 報道対策、国内広報、IT広報

具体的施策

- 2 - 1 効果的な外国報道機関対策の実施
- 2 - 2 適切な報道機関対策・国内広報の実施
- 2 - 3 効果的なIT広報の実施

評価の結果

施策 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	
- 2 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	

施策の必要性

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。そのために、外国メディアや報道振りについて情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、更にきめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

インターネットの普及等により、様々な情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。

施策の有効性

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外国報道機関の我が国に対する理解を深め、ひいては海外における対日理解・親近感を醸成するために、外国報道機関に対し、我が国政府関係者により、様々な機会や形式を活用した情報発信（例えば、記者会見、インタビュー、プレスリリース等）が不可欠である。また、効果的に情報発信するためには、正確かつタイムリーな対日論調分析や、質の高い情報提供が効果的かつ有効であった。更に、記者招聘により、掘り下げた日本理解を促し、有力な外国人記者との関係の構築や維持が可能となった。

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

- (1) 多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会見及び記

者ブリーフを実施し、報道発表を発出している。更にメディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことが重要である。

- (2) 一方、メディアはその時々動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の外交政策を直接国民に対して、その背景・経緯も含めて丁寧な説明を行うことが不可欠である。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

外務省ホームページを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を提供し、外交政策への理解を促進することが可能となる。

施策の効率性

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

記者会見、プレスリリースの発出等による情報発信は、特別な予算措置を伴わない少額の広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、大多数の記者が帰国後に対日報道を行っていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

限られた予算の中で、外務省ホームページのトップページを改訂する等ユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い動画等も用いて分かりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均48万件以上(ページビュー:日本語、英語、携帯版合計)のアクセス数を確保したことから、取られた手段は適切かつ効果的であった。

施策目標の達成状況

1. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

以下に示すとおり、平成19年度においては、対日論調分析業務の抜本的強化、外国報道機関への積極的な情報発信、戦略的な記者招聘等を通じ、諸外国における対日理解の増進において大きな進展が見られた。

- (1) 海外論調分析員2名を中心とする分析班の創設。週間論調(50件)に加えて、個別案件に関する対日論調分析の拡充(50件)。
- (2) 我が国政府関係者によるインタビュー(本邦:512件、在外:28件)、英文プレスリリース:630本発出、英語による記者会見(57回)、メディアFQ(外国プレスからのよくある質問)の配信(平成19(2007)年10月より開始:19回)
- (3) 我が国政府関係者による寄稿(気候変動に関する英フィナンシャル・タイムズ紙への総理の寄稿)

(平成20年1月)及びアフリカ開発に関する大臣の寄稿(平成20年3月))

- (4) TICAD の事前イベントとしてジャーナリスト会議を開催、200名以上が参加し、日本及びアフリカ地域の6か国10メディア(テレビ、新聞及び雑誌他)に掲載・報道。
- (5) 積極的な反論投稿の実施(内政状況や慰安婦問題、南京事件、調査捕鯨等)
- (6) 外国記者招聘 131名

2. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

国民へのメディアを通じた間接的情報提供(報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出(特に平成19年度は地方新聞に対する情報発信を強化)、発信力のある有識者への情報提供)及び直接説明(各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布)を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。

3. 「効果的なIT広報の実施」について

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだことから、目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

- 2 - 1 効果的な外国報道機関対策の実施

大臣官房 国際報道官 鈴木 浩
平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説及び外交演説に言及あり。 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 「自民党外交力強化に関する特命委員会」により発表された外交力強化アクション・プラン 10 報告書（平成 19 年）に言及あり。 海外交流審議会「日本の発信力強化のための 5 つの提言」（平成 19 年）に言及あり。
施策の概要	外国報道機関による対日報道の質的・量的向上を促す戦略的な対外発信として、1）外国報道機関に対する情報発信、2）きめ細やかな取材協力、3）対日報道に関する情報収集・分析、及び4）報道関係者招聘を通じ、我が国の立場及び政策に関する情報を迅速かつ正確に提供する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、平成 19 年度においては、対日論調分析業務の抜本的強化、外国報道機関への積極的な情報発信、戦略的な記者招聘等を通じ、諸外国における対日理解の増進において大きな進展が見られた。

- （1）海外論調分析員 2 名を中心とする分析班の創設。週間論調（50 件）に加えて、個別案件に関する対日論調分析の拡充（50 件）。
- （2）我が国政府関係者によるインタビュー（本邦：512 件、在外：28 件） 英文プレスリリース：630 本発出、英語による記者会見（57 回）、メディア FQ（外国プレスからのよくある質問）の配信（平成 19（2007）年 10 月より開始：19 回）
- （3）我が国政府関係者による寄稿（気候変動に関する英フィナンシャル・タイムズ紙への総理の寄稿（平成 20 年 1 月）及びアフリカ開発に関する大臣の寄稿（平成 20 年 3 月））
- （4）TICAD の事前イベントとしてジャーナリスト会議を開催、200 名以上が参加し、日本及びアフリカ地域の 6 か国 10 メディア（テレビ、新聞及び雑誌他）に掲載・報道。
- （5）積極的な反論投稿の実施（内政状況や慰安婦問題、南京事件、調査捕鯨等）
- （6）外国記者招聘 131 名

課題

今後とも、効果的かつ効率的な外国報道機関対策の実施に取り組んでいく。特に、平成 20 年度は、TICAD 及び北海道洞爺湖サミットが開催され、国際社会に対し日本の立場を周知せしめる格好の機会であり、これを戦略的に活用する。

施策の必要性

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。そのために、外国メディアや報道振りについて情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、更にきめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。

施策の有効性

外国報道機関の我が国に対する理解を深め、ひいては海外における対日理解・親近感を醸成するために、外国報道機関に対し、我が国政府関係者により、様々な機会や形式を活用した情報発信（例えば、記者会見、インタビュー、プレスリリース等）が不可欠である。また、効果的に情報発信するためには、正確かつタイムリーな対日論調分析や、質の高い情報提供が効果的かつ有効であった。更に、記者招聘により、掘り下げた日本理解を促し、有力な外国人記者との関係の構築や維持が可能となった。

施策の効率性

記者会見、プレスリリースの発出等による情報発信は、特別な予算措置を伴わない少額の広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、大多数の記者が帰国後に対日報道を行っていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	615,287	666,368

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	9	9

単位：人（本省職員）

目標の達成状況

評価の切り口 1：戦略的対外発信のための機能の強化

戦略的な対外発信のために分析機能を強化し、分析班を設置して対日報道に関する情報収集・論調分析を拡充し（地域、テーマ、経時的、メディア別）、委託調査を通じて効果的な外プレ対策立案の基礎とした。また、メディア FQ（外国プレスからのよくある質問）を開始し、外国報道機関に対して能動的に発信した。

詳細は、事務事業 「広報戦略の企画・立案」を参照。

評価の切り口2：外国報道機関に対する情報発信の量的拡大

記者会見や英文プレスリリースの発出、我が国政府関係者に対するインタビューなどを通じて、外国報道機関の対日報道の量的拡大については対日理解を促進した。また、事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対して、積極的に反論投稿を実施し紙面等に掲載させることにより、諸外国における対日理解の深化につながった。

詳細は、事務事業「外国報道機関に対する情報発信」を参照。

評価の切り口3：外国記者招聘の戦略的实施

外国記者に日本を体験する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招聘を戦略的に実施するために、記事掲載や訪問先等の観点から費用対効果の評価を行い、その結果も踏まえつつ、記者招聘マニュアルを改訂した。

詳細は、事務事業「報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催」を参照。

第三者の所見

神保 謙 慶應義塾大学准教授

外国報道機関による日本関連報道は、諸外国のオピニオンリーダーや国民が、現代日本の政治・経済・社会・文化の状況を認識するプリズムとなる。このプリズムこそは、諸外国に住む人々が、日本を支持したい、日本の政策を理解できる、日本で働きたい・勉強したい・観光したいと思う諸理解の源泉となり、日本外交の底力として転化する。ふとしたきっかけで目にする報道・記事・テレビ番組などが、対日理解に大きな影響を与えることを考えれば、外務省による外国報道機関に対する諸施策が強化されていることは、きわめて重要であるといわなければならない。

戦略的対外発信のための機能強化の施策として、分析班を新たに設置して対日報道に関する論調分析の体制を拡充したことは、外国報道の現状を分析し、質の高い情報発信をする基礎づくりのために、きわめて重要な施策であったと評価できよう。他方で、日々の対日報道を単に収集するばかりでなく、報道の量（掲載回数・字数）と質（何が、なぜ、どのように）がどのように推移し、いかなる傾向を有しているのかといった国際報道のマクロ分析についても、より積極的に取り組む必要があるだろう。

外国報道機関に対する情報発信が、記者会見、在京報道関係者へのブリーフィング、多数の英文プレスリリース、反論投稿等、外務省ウェブサイトにおける広報等を通じて、本年度も引き続き積極的に展開されたことは、高く評価できる。また報道関係者の招聘や、ジャーナリスト会議の開催についても、近年在京特派員の数が減るなかで、知日派を醸成し、日本の土地勘をもった外国報道の質を向上させるためにも、引き続き重視されるべきであろう。

他方で、国際情勢や報道に関する情報技術のダイナミックな変化に、国際報道室の体制も日々対応する必要がある。例えば、台頭する中国やインドにおける報道（現地語、英文共）、CCTV、アリラン、アルジャジーラなどの国際放送など、新興国メディアの動向にはより多くの注意が払われなければならない。また、テレビ、ウェブサイト（ブログ・掲示板）など、新聞・雑誌報道以外の多様化したメディアの影響力についても、より分析の力点が置かれなければならないだろう。また、欧米の主要メディア、新興国のメディア（新聞コラム・雑誌掲載、報道番組、バラエティ番組出演など）における日本の政治家・有識者の発言機会を増やし、またこうした人材を育成することもきわめて重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

グローバル化乃至情報化時代と言われる今日、外国メディアが国際世論に与える影響は甚大である。特に、在京特派員の数が減少し続ける中で、対日論調の偏向が懸念されており、対外発信の一層の強化の必要性が叫ばれている。また平成 19 年度の政策評価結果をふまえ、引き続き効果的な外国報道機関対策の実施が不可欠であるとの考えに基づき、平成 20 年度には、メディア対応能力強化のためのメディアトレーニング実施、戦略的対外発信を実現するための本省・在外間の連携を強化するための出張経費、論調分析員雇用費を予算化して対応している。

平成 20 年度の基本方針（重点外交政策）

1. 戦略的対外発信のための抜本的体制強化
 - 本省・在外公館幹部のメディア対応能力強化
 - 本省と在外間との連携強化
 - 各国・地域における対日論調分析の強化
2. 戦略的な対外発信のためのツールの多様化
 - 分析データに基づくメディア対策の推進
 - 記者招聘外交の強化
 - 取材協力の強化

事務事業の扱い

広報戦略の企画・立案	拡充強化
外国報道機関に対する情報発信	今のまま継続
報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

報告書

Japan-Africa Journalists Symposium on African Development

アフリカ
の発展に
関する
日本
アフリカ
ジャーナ
リスト

TICAD IVを
成功させよう!

会議



日 時：2008年3月4日(火) 13:30~17:40 (開場13:00)

会 場：千代田放送会館ホールスタジオ
東京都千代田区紀尾井町1-1

主 催：外務省

後 援：日本放送協会 (NHK) / 朝日新聞社 / 国際協力機構 (JICA)

WEB：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ja_jsad/hokoku.html

開催趣旨

2008年3月4日(火)、東京・千代田放送会館で、「アフリカの発展に関する日本・アフリカ・ジャーナリスト会議」が開催された。2008年5月28～30日に、横浜で開催される第4回アフリカ開発会議(TICADIV)、さらに7月7日～9日に予定される北海道洞爺湖サミットでは、アフリカにおける貧困削減及びアフリカ支援が主要議題の一つとなることが見込まれる。これらの事前イベントとして、アフリカと日本のジャーナリスト、さらに日本の有識者やアフリカ関係者も交えて、アフリカが直面している現状や課題に対しどう取り組んでいくべきかについて議論した。

プログラム

- 13:30 主催者挨拶** 児玉 和夫氏 (外務省 外務報道官)
- 13:45 基調講演** 河野 雅治氏 (外務省 外務審議官)
- 14:20 パネルディスカッション1**
- | | |
|--------|-------------------------------------|
| モデレーター | 道傳 愛子氏 (日本放送協会(NHK)解説委員) |
| パネリスト | [ザンビア] ローズ・チュンブカ氏 (ザンビア国営放送 編集デスク) |
| | [タンザニア] ジョセフ・クベベカ・クラングワ氏 (マジラ紙 編集長) |
| | [セネガル] ママドゥ・カセ氏 (元ル・ソレイユ紙 編集長) |
| | [日 本] 松本 仁一氏 (元朝日新聞社 編集委員) |
- 15:30 コーヒーブレイク**
- 15:50 パネルディスカッション2** *パネルディスカッション1のモデレーター、パネリストにリソースパーソンが加わりました
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| リソースパーソン | [民 間] 宮司 正毅氏 (三菱商事株式会社 顧問) |
| | [援助機関] 黒川 恒男氏 (国際協力機構<JICA> アフリカ部長) |
| | [政 府] 木寺 昌人氏 (外務省 アフリカ審議官) |
- 17:30 閉会挨拶** 児玉 和夫氏 (外務省 外務報道官)

基調講演

外務省 河野雅治 外務審議官

1973年外務省入省。内閣官房長官秘書官、アジア局参事官、北米局審議官、在ロサンゼルス日本国総領事館総領事、中東アフリカ局アフリカ審議官、総合外交政策局長を経て、2007年1月より外務審議官。

基調講演では外務省外務審議官の河野雅治氏が「なぜアフリカを議論するのか」、「日本人にとってアフリカとは何か」について様々な視点から考えを述べた。

昨今、アフリカに世界の注目が集まっており、洞爺湖のG8サミットでもアフリカが議論される。その理由としてまず、アフリカの貧困や感染症、食糧問題は、グローバル化の影の部分といわれ、アフリカ単独の問題ではなく地球規模的課題であること。またアフリカは、気候変動問題、さらにテロリズムやエネルギー安全保障といった今日的な課題においても、除外して考えることができない地域であること。更に、NEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ) に代表されるような、アフリカ人が自助努力により未来を築き上げようとする思想が定着しつつあり、G8諸国もパートナーとしてそれに応えるべきとの強い意志がある、といったことが挙げられるだろう。

しかし今、果たして我々のアフリカに対する理解は本当に深まっているのだろうか。また、メディアの報道姿勢に問題はないのだろうか。現在のアフリカ報道の切り口は、厳しい状況をかかえる「可哀相なアフリカ」、芸術など教養面での「楽しいアフリカ」、ビジネス機会という「儲かるアフリカ」に大別される。しかし、こうした切り口だけからアフリカを見ることが果たして十分であろうか。アフリカに関する報道は、非常に増えたとはいえ未だ断片的であり、私たち日本人の知識も偏らざるを得ない実情にある。

こうした意味で、日本にとってまだ遠い存在であるアフリカに焦点を当てたのが、アフリカ開発会議(TICAD)だ。1993年の会議は東西冷戦の終結後、アフリカと日本の関係を強化するための能動的な外交手段として企画

された。国際社会に「援助疲れ」が広がった時代に、日本は、アフリカに対する世界の関心を取り戻すためにイニシアティブをとり、その後15年にわたり、国際社会の支援を結集し、アフリカ諸国自身によるオーナーシップと、パートナーシップの実現を目指してきた。

今、アフリカと日本は接近の途上にある。日本は、アフリカが我々に寄せる大きな期待に応えなければならない。今、日本に求められているのは、「なぜアフリカなのか」を考え、お互いの距離を縮め埋め、我々もアフリカから学び、共存の関係を築き上げていくことだと思ふ。そのためにも、メディアの発信するアフリカの情報ますます重要になっている。

パネル・ディスカッション(セッション1)

このセッションでは、アフリカ・日本で活躍する4名のジャーナリストが、自身の新聞記事やテレビニュースを紹介し、アフリカが直面する課題に対し、どのような視点から何に注目して問題提起してきたかを発表した。

モデレーター 日本放送協会(NHK) 解説委員 道傳愛子氏

これまでの担当番組は、「NHKニュース9」「NHK海外ネットワーク」など。東南アジアおよびアフリカなど国際情勢担当の解説委員。2002年までバンコク特派員。2005年「国連世界情報社会サミット」日本政府親善大使。コロンビア大学大学院、国際政治学修士号取得。

今日のシンポジウムは、ジャーナリズムとアフリカの発展の両方について考えていきます。ジャーナリストは、取材の中で現場を訪ねて人に会い、問題の本質を見極めて、言葉や映像を通してメッセージを発信するという仕事です。パネリストの皆様は、それぞれの視点を通してアフリカが直面する課題を見つめて問題提起をしてこられたのではないかと思いますので、今日はその成果をお持ち頂きました。まずそれをご紹介頂きながら議論を始めていきたいと思ひます。

ザンビア 国営放送 編集デスク ローズ・チュンブカ氏

ザンビア国営放送でジャーナリストとして15年間、ローカル記事から国際記事まで幅広く担当。コミュニケーション・メディアの修士とマスコミ・行政学の学士を取得。様々なメディア研修でも紹介されている実力派。

ザンビアへの援助が現地でどのように使われているかに関する報道番組のニュース(約4分30秒)を紹介。援助は農村の持続的開発を目標に、保健や水などの社会のニーズを満たすべくコミュニティに届けられねばならない。また、相手国の目標を正確に理解し、自主性を尊重し、マイクロ・エコノミーに焦点を合わせてローカルなイニシアティブに対応し、コミュニティの経済力を増やすことが重要である。

支援プロジェクトの成功例として、ワンストップ・ボーダー・コンセプトを紹介する。ザンビアの開発ニーズは、ビジネス環境を整え、貿易を促進すること、国際市場において競争力のある製品を製造することである。他の国々との通商障壁を取り除くため、このプロジェクトではJICA(国際協力機構)の協力のもと、二国間の通関検査を共同施設で実施している。このように、通関所要時間を短縮する仕組みを推進することにより、コスト軽減と物流効率の大幅な改善が実現される。プロジェクトの実施にあたっては、政治・行政・民間企業という3つのファクター(トライアングル・オブ・ホープ(希望の3つの力))の統合が重要である。またいうまでもなく、地元の零細企業の育成や社会開発、公衆衛生、感染症、貧困対策といった社会的な課題に取り組んでいくことが、引き続き不可欠である。

タンザニア マジラ紙 編集長 ジョセフ・クベベカ・クラングワ氏

数年間中学校の教諭を勤めた後、ウフル紙記者を経て、マジラ紙特派員編集担当、日曜版編集担当、ニュース編集担当(副編集長)、2003年より編集長。経済、環境問題に関する国内外多数のセミナーに出席。

ルブマ州女性開発基金(RUWODEF)に関する新聞記事を紹介する。女性のエンパワーメントは、コミュニティを変革し、貧困の悪循環を断ち切ることに繋がる。この基金は、タンザニアのルブマ州で女性達が資金を出し合って立ち上げたものだ。銀行から融資を受けることができない貧しい人々が基金からお金を借りて、



アフリカの発展に関する 日本・アフリカ・ジャーナリスト会議

かごを売るなどして収入を得て、稼いだお金の一部を基金に納めるというしくみで、JICAが、基金運営上のアドバイスや人材育成を行っている。2002年の調査では、ルブマ州の女性の76%が小規模な商売で生計を立てており、大変困難な状況にあった。海外からの支援は、女性たちが貧困から脱し、力をつけるための唯一の手段である。

最近では、マラリア対策として、アルーシャ州で「住友ベッドネット」が立ち上げられた。アメリカ大統領がここを訪問した際には、520万枚の蚊帳を、タンザニアの5歳未満の子どもたちに配布すると約束した。病気の克服や、貧困軽減、人々のエンパワーメントが実現されれば、タンザニアも繁栄を享受し、援助依存を低めることができるようになる。

セネガル 元ル・ソレイユ紙 編集長 ママドゥ・カセ氏

ジャーナリスト。専門は、環境問題、国土開発計画問題、統合問題。環境問題に関するアフリカ記者ネットワーク、水問題パートナーシップ、国土開発問題活動委員会などの複数のアフリカ組織のメンバー。現在は情報省技術顧問。

NEPADについて説明した記事を紹介する。今や世界の国々は経済面でも、環境面でも相互関係が強まり、世界は一つの村ようだ。アフリカ諸国は世界の国々とパートナーを組み、グローバル化への答えを出すことが大切である。その意味で、NEPADのような相互信頼に基づく枠組みは、アフリカが外国とパートナーシップを結ぶための、非常に重要な鍵である。

アフリカは、3つの悲劇を経験している。1つ目は奴隷制、2つ目は外国による植民地支配、3つ目は、不法移民としての人口の海外流出だ。アフリカの統合は、この、現在私たちが抱える3つ目の問題の解決策でもあると思う。また、現在も、外国人がアフリカから資源を持ち出し、その加工品を高い価格でアフリカに売りつけるという不公平な貿易関係が存在する。この状況の是正も必要である。アフリカは今後、53カ国の多様性と各々の事情を考慮した上で、協力や団結を強めていかなければならず、そのためには、コミュニケーションが重要である。テレビやラジオといったメディアを通して、知識、情報、ノウハウを共有すべきである。また、鉄道やダム、水力発電所など、複数の国々が参加する大規模プロジェクトの実施や通商障壁の見直し、継続的な投資のための環境整備、政治的・制度的な安定の確立などが求められている。

日本 元朝日新聞 編集委員 松本仁一氏

1968年朝日新聞入社。ナイロビ支局長、中東アフリカ総局長を経て、1993年より編集委員。
1994年、中東和平報道でポーネ上田国際記者賞。1998年、「アフリカで寝る」で日本エッセイストクラブ賞。
2002年、「テロリストの軌跡」で日本新聞協会賞。2007年、「カラシニコフ」で日本記者クラブ賞。

「カラシニコフ銃・国家・ひとびと」と題する11回の連載記事を、写真を示しながら紹介。ソマリアでは、内戦が続き、子どもがカラシニコフ銃を持ち歩き、人々が利権を争って銃で撃ち合うという状況で、治安が完全に崩壊していた。こうした中、1993年に氏族の長老達が集まり、銃を回収して軍隊と警察をつくり、銃のないソマリランドという国をつくると合意して立ち上がった。これに対し、国際社会はソマリランドを国家としては認めなかったものの、国連機関は社会の仕組みづくりを支援し、日本政府はユニセフ経由の支援で、それまでひとつもなかった学校を10校建設し、管理委員会を設立した。子どもや地域社会は学校を歓迎し、学校を核にして地域社会が機能していった。建設支援金はわずか700万円。しかしこのごく僅かな資金援助が新たな地域社会の創生につながった。援助を行うときに重要なのは、対象地域がどのような状態にあるかを熟知し、人々が欲しがっているもの、役立つものをどう提供して機能させるかを考えることだ。支援額が問題なのでなく、貧困から立ち上がろうと努力している地域の人々に直接届くことが重要なのだ。

4名のパネリストの報道の紹介に続く議論では、ジャーナリストがアフリカのどの側面を報道したらよいかについて、プラス面・マイナス面のバランスが重要であること、アフリカが「人の住む大陸」として、「国際的なコミュニティ」として世界から認知されるようにする報道が重要である、との意見が述べられた。

パネルディスカッション(セッション2)

セッション2では、3人のリソースパーソンが加わり、アフリカ開発に関しこれまで取り組んできた事例を交えて、アフリカの開発のためにどのような取組が重要か、さらに議論が深められた。

三菱商事 顧問 宮司正毅氏

1985年三菱商事に入社後、1991年ヨハネスブルグ支店長、英国三菱商事会社社長等を経て、三菱商事常務執行役員。2004年より現職。南アフリカ共和国北海道名誉領事、国際協力機構客員専門員。

貧困削減のためには経済発展が重要で、そのためには民間投資が必須となる。今後日本は、政府と民間が一体になって、政府援助と民間投資が相乗効果を生み出すようなプロジェクトを実現するために、戦略を検討すべきである。私は、世界最大級の生産規模、モザンビーク総輸出量の約55%を占め、一万人の雇用を創設したモザンビークのモザール・プロジェクト（アルミ製錬事業）に携わった。このプロジェクトは、地元コミュニティとの関係として、相互理解と利益還元を基本としている。この時の経験から、民間投資には、①国際市場でのコスト競争力、②優良なパートナーの選択、③環境の優位性、④政府の長期的なコミットメント という4点が重要だと思う。なかでも、政府の長期的なコミットメントは最も重要だ。たとえばモザールは、モザンビーク政府が出資し、国家事業として位置づけていたのだが、政府が経済政策戦略を定め国民に知らせ、主導していく姿勢、つまりTICADの理念でもある「オーナーシップ」の姿勢が必要である。

アフリカの開発に欠かせないもの、それは人的資源である。アフリカは援助漬けになることを全く望んでいない。開発に対するアフリカ人の情熱や向上心を積み重ねてこそ、成長が進むのであり、アフリカの人に、「明日は今日より良くなるぞ」という希望と確信を持ってもらうことが重要だ。ジャーナリズムには、このようなポジティブな情報を発信することを切望する。

国際協力機構(JICA) アフリカ部長 黒川恒男氏

ジュネーブ大学開発研究所(旧アフリカ研究所)修士課程修了。1999年から2002年まで国際協力機構(JICA)セネガル事務所長。帰国後、安全情報室長を経て、2004年からアフリカ部長。サブサハラアフリカ48カ国における資金協力、技術協力、ボランティア事業を担当。

日本政府援助の実施機関であるJICAの支援方針として、1)人々の自立支援、2)平和の定着、3)経済成長支援、の3つの柱について、具体的なプロジェクトの事例を交えながら説明する。

自立支援、つまりエンパワーメントとは、地域の人々が本来持っている力を引き出すことで、「人間の安全保障」の理念を具現化する支援方針である。実際、アフリカの人々は、援助機関やNGOがやってきて何かしてくれるのをただ待っているわけではない。たとえば、マラウイで進行中の小規模灌漑の建設支援プロジェクトでは、現地の人々が、身の回りにある入手可能な材料を活用して、主体的な労働で灌漑施設をつくっており、JICAはそれを側面支援する専門家を配置している。

現地政府と同時に人々やコミュニティにも働きかけて、トップダウンとボトムアップの両方を同時進行させることも重要である。たとえば、エチオピアの学校建設を核にしたコミュニティ開発プロジェクトでは、住民自身が学校建設委員会をつくって建設し、そのプロセスに行政(教育省)を巻き込むことによって、学校ができた際に、行政が教師をスムーズに配置することができた。

平和の定着については、アフリカの平和と安全は確実に前進していて、シエラレオネ、リベリア、アンゴラ、ルワンダ、ブルンジなどで、職業訓練などを通じて支援している。

経済成長支援のためのインフラの必要性はいうまでもない。アフリカの広域インフラ整備計画、具体的には国境を越える国際幹線道路を構想しており、また、そのインフラが周辺の人々に貢献するよう、たとえば道の駅を建設して農作物を売れるようにしたり、周辺住民にエイズ対策を実施するなどの社会開発の取組を総合的に行っている。

最後に、開発と援助は同じもののように議論されるが、違うのではないか。開発は、援助よりはるかに大きな姿をしている。アフリカの開発の鍵は、平和と安全、貿易と投資、公正な政府、人材で、これらを「下支え」する「スパイス」の役割が援助であり、JICAの役割である。



外務省 木寺昌人 アフリカ審議官

1976年外務省入省。経済協力局無償資金協力課長、大臣官房会計課長、在フランス日本国大使館公使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使、経済局審議官、総合外交政策局（国連担当）を経て、2008年1月より中東アフリカ局アフリカ審議官。

アフリカでは今、年平均5%を超える経済成長率が達成され、和平の定着・民主化が実現されており、さらにアフリカ連合(AU)を例とするアフリカ諸国の統合・相互協力といった、良い兆しがいくつもあつた。日本はこういった現状を後押ししていきたい。

TICAD IVは、「元気なアフリカを目指して」をメッセージとして、40ヶ国を超えるアフリカの首脳や国際機関、ドナー国の参加のもとに、3つの重点事項である、1)成長の加速化、2)人間の安全保障の確立、3)環境気候変動への対処を議論する。たとえば、貧困削減には経済成長が必要となるが、そのために、投資環境を改善して貿易を活発化させ、ODAと民間の連携を強めることでアフリカに投資する際のリスクを減らすことができると考えている。

TICADは、93年の第1回TICAD 1の開催時から、そして今回の会議準備に至るまで、一貫して「アフリカの方々の問題意識、優先分野、悩みといったものを十分に伺って、アフリカの方々の目線に立ってどうすれば良いか考える」ようにしてきた。これは他のアフリカ会議にはみられない、日本独自のアプローチだと思う。

また、アフリカ審議官としての重要な仕事は、在京大使の話をよく伺うことだと考えている。アフリカには、厳しい状況におかれてきた歴史がある。我々がアフリカに知的レベルで同情、共感し、人間的な連帯感を持つのは、自然な流れだと思う。そして、こうした「知的な連帯感」から「アクションを伴う連帯感」、さらに「実を生む連帯感」へと発展させてゆくことが必要であり、TICADはそういう気持ちが表現される場ではないかと思う。

リソースパーソンによる意見発表の後、議論が展開された。

● ODA総額削減の中、日本に求められるアフリカ支援のあり方は？

外務省・木寺氏

総額削減という制約はあるが、草の根運動に対する無償資金協力などにより、確実に人々に届く援助を心がけている。アフリカの経済状況がよくなれば円借款もあり得るため、支援規模拡大の潜在性はある。

セネガル・カセ氏

日本のODA額が下がっても、アフリカに対して日本の意志が弱くなってきたとは思えない。むしろアフリカには、投資が必要な国、緊急援助が必要な国、統合によって国境を越えた大規模インフラが必要な国など様々な状況の国があるため、それぞれのニーズに合ったアプローチにより、実質的にアフリカ開発のためになる援助を期待する。

ザンビア・チュンブカ氏

ODA額が減っても、日本はその他の手段により、アフリカを支援することができると思う。たとえば、日本政府と民間企業がアフリカをより理解し、投資することにより開発課題が解決できると思う。

● アフリカ開発に対する投資の重要性、支援のあり方について

三菱商事・宮司氏

アフリカにしかない鉱物資源や将来性の高いプロジェクトに投資するなどして、アフリカを地元の人々と一緒に開発し、世界のマーケットに付加価値の高い製品やサービスを供給するようなプロジェクトを進めないとアフリカのためにも日本のためにもならない。既に中国やインドはそうしている。

外務省・木寺氏

アフリカ各国からは投資を期待する声が聞こえる。日本企業が投資できるためのインフラや治安など、投資環境整備をしていかなければならない。

JICA・黒川氏

日本はTICADⅢの2003年に、既に「経済成長を通じた貧困削減」を打ち出している。具体的な取組としては、たとえば、マレーシアの投資環境整備の経験をザンビアに南南協力する試みが効果をあげている。今後のアフリカ支援の鍵は、経済成長に向けた支援と社会セクター支援のバランスをどうとるか、対象国に応じて一番必要な支援を考えることである。そして、そもそも、日本とアフリカが援助のコンテキストからだけ結ばれているのは不幸な姿だと思う。企業などの繋がりがもっと強化されるべきではないか。

● 援助や投資を受ける側のアフリカ側の役割について

タンザニア・クラングワ氏

アフリカは開発を達成しようとしているが、治安の悪さや貧困が障害となっている。開発には、貧困削減と教育が不可欠である。

ザンビア・チュンプカ氏

日本人は、アフリカが日本の援助を歓迎していないと勘違いしているように見受けられるが、アフリカの人々は日本を大変素晴らしい国と考えており、日本が発展を遂げた経験から学びたいと考えている。

セネガル・カセ氏

汚職や腐敗に対する取り組みとして、NEPADで取り入れている「ガバナンスのピア・レビュー」と呼ばれるシステムがある。これは、アフリカ各国のガバナンスを評価し、競争力を分析し、結果をドナーに提案することを通じて、良い統治、民主主義、自由を実現しようとする仕組みである。

● ジャーナリストがアフリカ開発に対して果たすべき役割

元朝日新聞・松本氏

援助というものが何なのかを考える必要がある。日本の援助には、現地の人々の受益、外交戦略、日本企業の受益といった3つの側面があると思うが、日本から多額のお金が出ていって、結局どの成果も出てこないという援助ではいけない。ジャーナリストには、治安の確保や公平な政府をよく見極め、援助の行方をウォッチして欲しい。

タンザニア・クラングワ氏

記者の活動の一環として、いろいろな人と会って話をするが、人々がどのような問題やニーズを持っているかを理解し、その解決策となるような情報を発信している。人々の生活水準を上げ、豊かにすることが自分の活動であり使命である。

外務省・木寺氏

現職に就いて在京アフリカ大使と議論して認識したことは、アフリカは日本と中長期的な戦略的関係を築きたいと考えていることだ。アフリカのジャーナリストには、そうした関係において、日本に何を期待するかについて意見を出していただきたい。

三菱商事・宮司氏

アフリカについて、非常に大変なところから自立してやってきた、という良い例をもっと報道してほしい。アフリカに対する協力ということが話されているが、日本にとっては、たとえばクロムのように、アフリカがなければ経済的に産業的に成り立たないものがたくさんある。アフリカの重要性を日本人もよく認識して、支援というよりも共に生きなければならぬと認識する必要があることを、報道してほしい。



アフリカの発展に関する 日本・アフリカジャーナリスト会議

JICA・黒川氏

TICAD IVのテーマは「元気なアフリカ」だが、アフリカ人は昔から日本人以上に元気だったと思う。そういうアフリカを報道してほしい。青年海外協力隊でアフリカに派遣された若者達は元気をもらっていると思う。それは、アフリカの持つ家族愛、社会的セーフティーネット、相互扶助に学んでいるのだと思う。たとえば、セネガルを発つ協力隊員がこう言っていた。「セネガルの人達は自分達にボランティアに来てくれてありがとうと言うけれども、ありがとうと言わなければいけないのは僕達のほうだ。僕達は農業を教えようと思ってやって来たけど、セネガルの人達のほうがよっぽどサヘル農業には通じている。そんな自分達をよく2年間、貧しいのに毎晩飯に來いと言って、限られた食物を差し出してくれた。

セネガル・カセ氏

アフリカで起こったことで日本にも関係してくること、人と人との感情面でのつながりも重要で、そのつながりが、アフリカの未来に貢献する。そういったことを報じていく必要がある。

会場からの発言

- * 日本に住むアフリカ人は、アフリカに対する偏見を指摘し、多様性あるアフリカをもっと伝えてほしい。
- * 第4の権力でもあるメディアには、政府の汚職や腐敗をモニターする役割がある。そのためには、ジャーナリスト教育が重要であり、この分野での支援を求める。(これに対して、取材力は、座学ではなく、それぞれの記者が現場で開発してゆくものだという指摘があった。)
- * 日本とアフリカの関係強化や、日本からの支援によって、アフリカに自立性やオーナーシップが築けている。

モデレーター 道傳氏

今年はTICADやG8が開催されるが、アフリカへの関心の高まりが今年限りにならないよう、会議の成果がその後アフリカにどのような変化をもたらすか、アフリカの多様性を認識し、見守っていきたい。

閉会挨拶

外務省 兒玉和夫 外務報道官

アフリカが直面する現状と課題は何か、私たち一人一人が改めて見つめ直す機会になったことと思う。このアフリカの発展に関する日本・アフリカ・ジャーナリスト会議から生まれる様々な想いが、より多くの方々の心に届いて行くことを願う。



TICAD IVを成功させよう!

第4回アフリカ開発会議 (2008年5月28～30日、横浜)

The Fourth Tokyo International Conference on African Development

『元気なアフリカを目指して (Towards a Vibrant Africa)』

WEB : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/index.html>

- 2 - 2 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道課長 水嶋光一

国内広報課長 弦本英一

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説、外交演説、第 169 回国会外交演説及び平成 19、20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を的確に把握し外交政策の企画立案・実施の参考とする。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

国民へのメディアを通じた間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出（特に平成 19 年度は地方新聞に対する情報発信を強化）発信力のある有識者への情報提供）及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。

課題

外交政策に関する情報提供や説明責任は常に継続すべき取組であり、引き続き適切な報道機関対策・国内広報の実施に努める。その際、インターネット利用者の増加やフリーペーパーといった新たな媒体の出現等、国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応した報道機関対策・国内広報を実施することが今後の課題。

施策の必要性

国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

施策の有効性

- (1) 多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出している。更にメディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことが重要である。
- (2) 一方、メディアはその時々動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の外交政策を直接国民に対して、その背景・経緯も含めて丁寧な説明を行うことが不可欠である。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

施策の効率性

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	832,314	827,787

内訳：		内訳：	
国内広報	237,914	国内広報	231,288
報道機関対策	594,400	報道機関対策	596,499

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	41	41

内訳：		内訳：	
国内広報	14	国内広報	14
報道機関対策	27	報道機関対策	27

単位：人（本省職員）

外部要因

その時々の内政案件等の多寡・軽重により、我が国外交政策の報道機関による取り上げられ方も左右され、それによって、国民の我が国の外交政策に対する関心や理解にも影響を与えることとなる。

目標の達成状況

評価の切り口：情報発信量と我が国外交政策に対する国民の反応

(1) 平成 19 年度は、口頭による情報発信として、国民の関心の高い重要外交案件につき、政府のメッセージを外務大臣自らが迅速に伝えるべく臨時の記者会見の開催による情報発信を強化したことにより、記者会見数は計 307 回（前年比 70 回増）に上った。また、各種外交案件については、主管局課長による外務省詰め記者、各社論説委員・解説委員に対する説明等を計 198 回実施した。文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」「外務大臣コメント」「外務報道官談話」を 85 件、事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を 1376 件発出した。特に平成 19 年度は地方新聞に対する情報発信を強化した。発信力のある有識者に対しては、郵送・メール・面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。口頭・文書による情報発信の取組の詳細については、事務事業「外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出」を参照。

(2) また、IT を使った広報にも力を入れており、たとえば総理・大臣の外国訪問に際し、訪問時に行われた会議、会談等の概要を平成 19 年度以降外務省ホームページに迅速に掲載し、国民に対する直接的かつ迅速な広報に努めた。

(3) 平成 19 年度に実施した「外交フォーラム 外務大臣と語る」(2 回)、講演会等(259 回)については、開催後参加者アンケートを実施・集計しており、大多数の参加者が「外交政策に対する理解が深まった」「今後も継続を希望する」と回答した。詳細は、事務事業「講演会・シンポジウム等の開催」を参照。

(4) 外務省ホームページに寄せられたメールの意見、電話・FAX・書簡で寄せられた意見は約 13,200 件に上り、報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見・関心を的確に把握・共有している。また平成 19 年度は「日本の軍縮・不拡散外交」「海外安全」の 2 テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握しており、その調査結果は政策立案等の参考として活用されている。詳細は、事務事業「外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握」を参照。

(5) 我が国の外交政策及び外務省の役割を幅広く丁寧に国民に発信するため、定期刊行物、放送番組の編集・制作協力やパンフレットを作成した。詳細は、事務事業「定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成」を参照。

(6) こうした広報政策の実施により、例えば、国連安保理の我が国の常任理事国入りについて、国民が賛成する割合は前年 75.2%から 80.2%となり過去最高を更新した(内閣府「外交に関する世論調査、平成 19 年 11 月」)。

第三者の所見

花岡信昭 ジャーナリスト、産経新聞客員編集委員

外交政策に対する国民の理解を得るため、日常の情報提供、説明責任への取り組み努力を基本的には評価したい。とくに、地方紙への情報発信の強化は、多角的取り組みの一環として重要な意味を持つ。今後とも、きめの細かい対応に期待したい。

国民との間に立つ「媒介役」は、新聞、テレビなどのメディアであり、外交政策もまずは既存メディアへの対応が重要であることはいうまでもない。だが、新聞、テレビなどの現状は、とりわけ外交・安保政策については微妙な差異がある。「日米基軸」という外交政策の基本課題をめぐっても、メディアによって認識に濃淡があり、それが沖縄米軍基地問題などではときに情緒的、感情的反応を引き起こす。

国益を踏まえた理性的対応をメディア側に求めるためには、外務省担当記者をはじめ、論説・解説委員、さらには影響力のある評論家、識者などとの日常的な接触が重要である。そのうえで、特別の問題が起きたとき、迅速に外務省の基本姿勢、国益の所在、国際政治の冷徹さなどを伝える機動力が必要になる。広報担当の現場は大変な苦勞を要することになるが、担当セクションとの密接な連携のもと、スピーディーな対応をこころがけてほしい。

さらに、ネット社会においては、既存メディアを飛び越して、ネット内部で外交政策の基本を直接訴えることも必要になる。ネット社会は既存メディアよりもさらに反応が早いのであり、対応の迅速さ、簡潔な表現で核心をつく伝達手法が一段と求められよう。大臣をはじめとする外務省要人の会見記録、重要なブリーフ内容などは、瞬時にサイトに掲載するようなことも検討課題かと思われる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を図るべく、引き続き適時・適切な報道機関対策・国内広報に努める。その際、インターネット利用者の増加やフリーペーパーといった新たな媒体の出現等、国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応した報道機関対策・国内広報を実施する。

事務事業の扱い

外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出	拡充強化
講演会・シンポジウム等の開催	今のまま継続
外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握	今のまま継続
定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成	内容の見直し・改善

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 2 - 3 効果的なIT広報の実施

IT広報室長 上村恵洋
平成20年4月

施策の概要

施策の目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国内外の理解を促進すること。
施策の位置付け	平成19年度及び平成20年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	国内外の幅広い利用者層を対象とし、外務省ホームページを通じて、我が国の外交政策に関する分かりやすい情報を提供する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだことから、目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

課題

外務省ホームページのユーザビリティ(使いやすさ)向上、バリアフリー化の更なる推進と掲載コンテンツの充実により、利用者の満足度を高める。

施策の必要性

インターネットの普及等により、様々な情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。

施策の有効性

外務省ホームページを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を提供し、外交政策への理解を促進することが可能となる。

施策の効率性

限られた予算の中で、外務省ホームページのトップページを改訂する等ユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い動画等も用いて分かりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均48万件以上(ページビュー:日本語、英語、携帯版合計)のアクセス数を確保したことから、取られた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	201,657	262,855

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	2	3

単位：人（本省職員）

外部要因

国民の関心を引きやすい外交問題や事件、災害等が発生するとその件に関するページへのアクセスが急増する傾向がある。

目標の達成状況

評価の切り口1： ホームページへのアクセス数の増加

コンテンツの拡充を行うとともに、より使いやすいホームページを目指した結果、平成18年度に比べ、平成19年度は、外務省ホームページ（日本語）は2%、外務省ホームページ（英語）は11%、携帯日本語版は78%、Web Japan ホームページは3%アクセス数がそれぞれ増加した。詳細は、事務事業「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」及び事務事業「在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営」を参照。

評価の切り口2： ユーザビリティ・アクセシビリティの改善及びコンテンツの充実

（1）ユーザビリティの改善

外務省ホームページ（日本語版・英語版）及びODAページ（英語版）のトップページを改訂した結果、目的とするコンテンツへの到達が容易になった。

（2）アクセシビリティの改善

引き続き、既存ページのバリアフリー化を行った。また、携帯日本語版ホームページについては、携帯電話に加え、PHSでも閲覧が可能となるよう対応を行った。

（3）コンテンツの充実

コンテンツ掲載件数は昨年度比約1.5倍増加した。（平成18年度 約8,000件、平成19年度 約12,000件）

第三者の所見

篠原稔和 ソシオメディア株式会社 代表取締役

（1）平成19年度の各種施策の実施により、外務省ウェブサイト（日本語、英語）、外務省携帯日本語版、在外公館ウェブサイト、Web Japanウェブサイトとともに、ターゲットユーザーを意識したサイト情報の整理、これまでの諸改良の統合、継続的なアクセシビリティ上の配慮などによって、ユーザビリティの向上が図られ、利用者数の拡大につながっている。

（2）ユーザビリティ上の配慮については、従来からの情報カテゴリーの分類や利用者の目的別の入り口に加え、利用者そのものに焦点をあてた入り口（「日本外交を知るためのご案内」「海外に行かれる方のためのご案内」など）を上位に配置すること、検索上位ワードからの入り口をトップページに配置

してきた策などが相乗的により効果をもたらしている。

(3) アクセシビリティにおける改善については、平成17年度からの「アクセシビリティ」に関するポリシーを基本とした実践がなされてきており、「構造と表示スタイル」「操作と入力」「テキスト以外の情報」などが、メンテナンス段階においても継続運用されていることがうかがえる。また、アクセシビリティの基本である、さまざまな環境や機器に対応する試みが携帯日本語版のヒット数の急増につながっている。

(4) 今後は、外務省が管轄する全てのサイトに対して、個別のユーザーがどのような目的を持って、どのような利用シーンの下に具体的なタスクを実行するか、など、個別のユーザー像(ペルソナ)の設定やシナリオ分析などを試みることが、より一層ユーザビリティを向上させる上で有効となるであろう。また、管理・更新すべき全てのページに対して、一貫したユーザビリティやアクセシビリティ上の配慮が浸透するよう、継続的な運用体制と運用ルールをふまえた情報管理の実践が求められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

さらに使いやすく分かりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、我が国の外交政策に対する国内外の理解促進に努める。

事務事業の扱い

外務省ホームページ(日本語、英語)の運営

今のまま継続

在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			-

基本目標 領事政策

施策（具体的施策）

- 1 領事サービスの改善・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 367
- 2 海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 373
- 3 外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 379

- 1 領事サービスの改善・強化

領事局政策課長 橋本 尚文

領事局旅券課長 福山 宏

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること
施策の位置付け	平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化の推進、福利厚生面での支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上等のための取組を進めた。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関 (ICAO) の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

領事業務の IT 化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、医療等福利厚生面での邦人に対する支援、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

課題

技術革新に対応した更なる IT 化推進や次世代旅券の開発、申請・届出等手続の一層の簡素化、在外選挙人名簿登録者数の更なる向上、今後の邦人のニーズの増加・多様化への対応、領事担当官の更なる能力の向上、他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かい研修の実施、人的資源の適正な配置、業務の合理化等に的確に対応する必要がある。

施策の必要性

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっている。更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

施策の有効性

- (1) IT化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上の取組は、サービスの向上・利便性の向上・権利の確保につながり有効である。
- (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAOの国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使したIC旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

施策の効率性

- (1) 限られた資源の中、IT化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	9,123,347	13,522,824

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	66	67

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) ICAOが定める渡航文書の国際標準や諸外国の出入国管理政策により、我が国旅券政策が影響を受けることがある。
- (2) 在外選挙人名簿登録者数が伸び悩んでいることには登録申請手続の煩雑さが一つの大きな要因に挙げられる（平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続の利便性の向上が図られたが、引き続き手続の簡素化に向けた検討が必要。）。

目標の達成状況

評価の切り口1：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

- (1) 在留届電子届出件数

平成 16 年度：18981 件、平成 17 年度：19867 件、平成 18 年度：24596 件、平成 19 年度：38677 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度：43 公館、平成 17 年度：65 公館、平成 18 年度：88 公館、平成 19 年度：89 公館
詳細は、事務事業 「領事事務の IT・システム強化」を参照。

評価の切り口 2：領事出張サービスの充実

平成 16 年度：497 回、平成 17 年度：746 回、平成 18 年度：711 回、平成 19 年度：654 回
詳細は、事務事業 「領事出張サービスの拡充強化」を参照。

評価の切り口 3：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 16 年度：15,729 人、平成 17 年度：20,839 人、平成 18 年度：21,635 人、平成 19 年度 23,621 人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成 16 年度：82,556 人、平成 17 年度：91,815 人、平成 18 年度：99,173 人、平成 19 年度：108,887 人

(外務省調べ)

詳細は、事務事業 「在外選挙人登録推進」を参照。

評価の切り口 4：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 16 年度：83 校、平成 17 年度：85 校、平成 18 年度：85 校、平成 19 年度：85 校

(2) 補習授業校

平成 16 年度：189 校、平成 17 年度：185 校、平成 18 年度：187 校、平成 19 年度：195 校

詳細は、事務事業 「海外子女教育体制の強化」を参照。

評価の切り口 5：医療情報の積極的な提供及び海外巡回医師団の派遣

(1) 医療情報の提供

鳥インフルエンザを始めとする世界各地の感染症につき、海外安全ホームページ等を通じて情報提供を行い(平成 19 年度の感染症関連渡航情報発出件数：49 件)、国民の海外渡航の際の健康面での啓発に寄与した。

(2) 海外巡回医師団派遣

平成 19 年度は、医療事情の悪い 39 か国・58 都市に 12 チームの医師団を派遣し、約 1400 人の在留邦人を対象として健康相談を実施し、日本とは違う環境の下で生活する邦人の身体・精神両面での健康・衛生管理に寄与した。

詳細は、事務事業 「在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化」を参照。

評価の切り口6：領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修(年2回)、領事中堅研修(年1回)、在外公館警備対策官研修(年1回)を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったとの評価があった。特に領事中堅研修においては、講義形式に改善を加え、事前に検討テーマを与えたほか、受講者参加型・発言型の講義としたこと等により、受講者自身が積極的に検討・発言を行う結果となり、効果的であったとの声が多かった。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師(大学教授等)よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

詳細は、事務事業「領事担当官に対する研修の強化」を参照。

評価の切り口7：IC旅券の発給状況

平成19年度においては約412万冊のIC旅券(一般旅券)を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

詳細は、事務事業「国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理」を参照。

評価の切り口8：領事業務の業務・システムの最適化事業の進展

在留邦人数実態調査のシステムによる自動化に係る開発、戸籍・国籍事務のシステム上の管理に係る開発及び印影照合システムの導入について、予定どおり作業を完了した。また、司法共助事務、管海事務及び邦人援護事務支援システムの機能設計並びに査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

詳細は、事務事業「領事業務の業務・システムの最適化事業」を参照。

第三者の所見

前田陽一 立教大学大学院法務研究科教授

海外渡航者や海外在留者が増大し、その活動や生活のあり方が多様化する中で、それを支援する領事サービスは益々その重要性を増している。領事サービス・邦人支援策の向上・強化、領事業務実施体制の整備、日本旅券に対する国際的信頼性の確保、という施策の目標について、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は、以下に述べるところにより、総合的にみて妥当であったと考える。

については、在留届の電子届出件数が大幅に増大していることが特筆される。領事出張サービスの回数は、前年度に比べればやや減少したものの、数年前の水準に比べれば大幅に増えており、IT化によって必ずしもカバーされない部分の利便性に寄与するものといえる。在外選挙人名簿登録者数は、確実に増加しており、一定の進展が認められるが、有権者総数に占める割合はなお低く、引き続き拡充に努めるべき重要課題といえる。そのほか、教育や医療の側面での支援も着実に行われている。については、研修に工夫を加えながら領事能力向上が図られているが、2007年で約1万6000件という邦人援護件数の中で、緊急の対応が迫られることも少なくない領事個人に過重な負担がかかることなく円滑に業務が遂行されるようなサポート体制の拡充も必要であろう。については、前年度に続き、400万冊を超えるIC旅券が発給されており、施策の着実な進展がみてとれる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

領事サービスの改善・強化については、終わりのない目標と位置付けており、平成 20 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

事務事業の扱い

領事事務の IT・システム強化	内容の見直し・改善
領事出張サービスの拡充強化	今のまま継続
在外選挙人登録推進	拡充強化
海外子女教育体制の強化	拡充強化
在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化	内容の見直し・改善
領事担当官に対する研修の強化	内容の見直し・改善
国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理	今のまま継続
領事業務の業務・システムの最適化事業	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

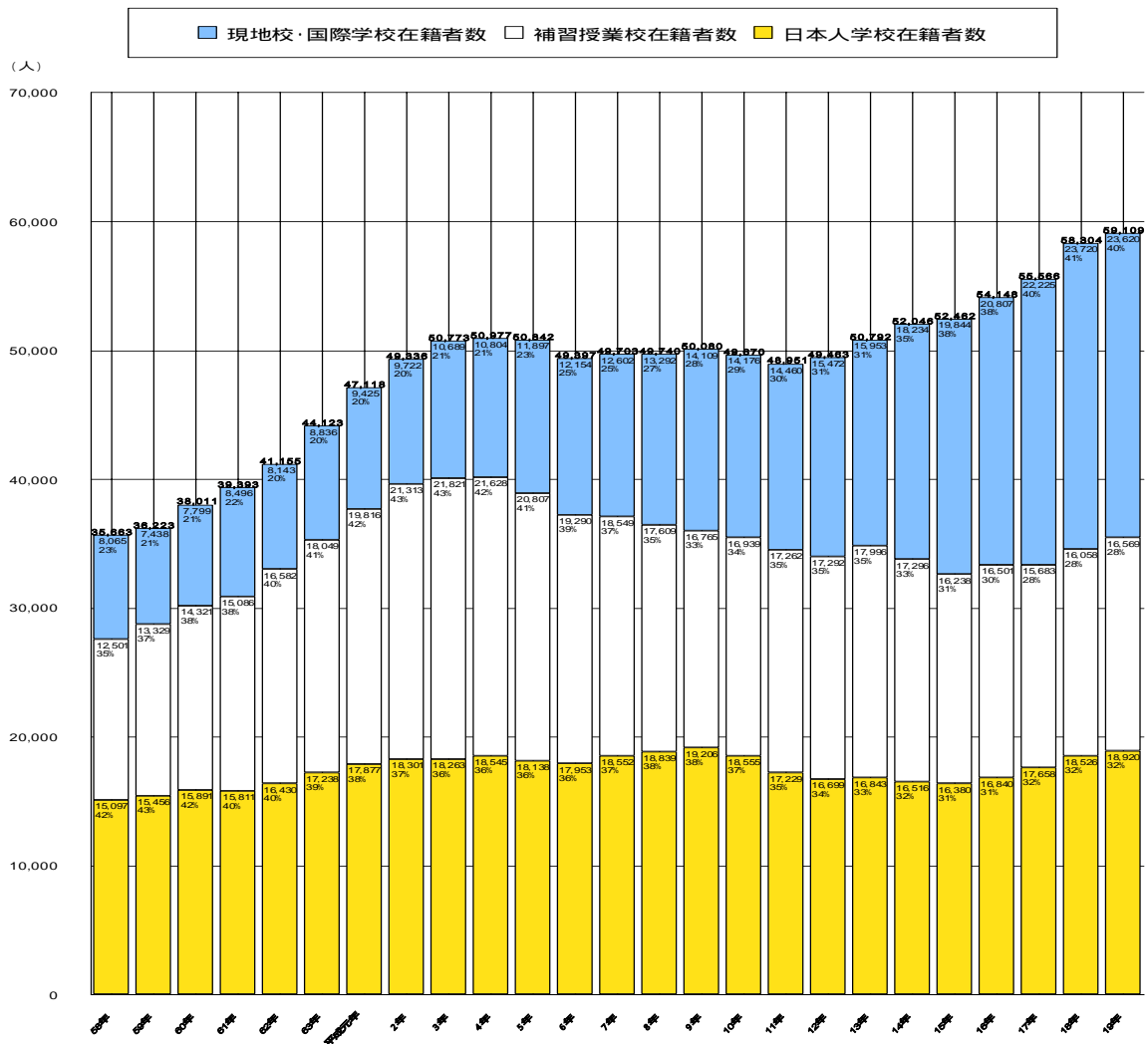
日本人学校・補習授業校に対する支援



大連日本人学校運動会で元気にソーラン節を踊る生徒たち（小学部1・2年生）

(参考)

在外における子女の就学形態の推移(長期滞在者)



IC旅券の導入について

IC旅券導入の背景

近年、旅券の偽変造や成りすましによる不正使用が増加し、国際的な組織犯罪や不法な出入国に利用されています。それを防止するため、偽変造が困難で、安全性の高い旅券として生体情報認証技術（バイオメトリクス）の応用が国際的な動きとなっています。特に2001年の米国同時多発テロ以降は、テロリストによる旅券の不正使用を防止する観点から国際会議でも活発に議論され、また、米国がビザ免除継続の要件として各国にバイオメトリクスを採用した旅券の導入を求めています。

ICAO（国際民間航空機関）において策定されたIC旅券の国際標準では、記録する必須の生体情報として「顔画像」を採用しています（各国の判断で指紋、虹彩を追加的に採用することを認めています、我が国は「顔画像」のみを採用しています）。

IC旅券になって何が変わる？

IC旅券の導入により、旅券の顔写真を貼り替えるなどの偽変造にしてもICチップの情報と照合することにより見破ることができ、偽変造対策が強化されます。また、今後、ICチップに記録された顔画像とその旅券を提示した人物の顔を照合することができる電子機器が各国の出入国審査場に配備されれば、他人による成りすましに対しても効果が期待されます。これにより、旅券の不正使用が抑制され、日本旅券の信頼性が維持・向上することで外国での出入国審査が円滑に行われることが期待されます。



IC旅券の取扱い上の注意点

IC旅券は電子製品を内蔵していますので、強い衝撃を加えたり、高温の場所や磁気の強い場所に保管したりすると、ICチップに異常を来すおそれがありますので取扱いには注意してください。詳細な注意事項は、IC旅券中央のカード部分に記載されています。

IC旅券の安全対策

ICチップに記録された情報が、ご本人の気付かない間（バッグに入れているときなど）に読み取られることのないように安全対策を施しています。

もしもICチップが壊れたら？

何かの理由により、IC旅券のICチップが破損しても、所持人の身分事項や顔写真などは券面に表示されていますので、出入国審査等はこれまでと同じように処理することができます。したがって、ICチップが作動しなくても旅券は有効なものとして扱うことが国際的な共通認識となっています（また、ICチップの情報を読むかどうかは各国の判断になります）が、もし、旅券のICチップが壊れていると指摘された場合は、お近くの旅券事務所で確認してください。その結果、ICチップが作動しないことが判明した場合は、現行旅券を返納し新たな旅券を申請することもできます（通常の旅券発給手数料が必要です）。

- 2 海外邦人の安全確保に向けた取組

海外邦人安全課長 齋藤法雄

邦人テロ対策室長 山内弘志

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	(1) 海外邦人の安全対策を強化すること (広報・啓発) (2) 海外邦人の援護体制を強化 (基盤・体制) すること
施策の位置付け	第 169 回通常国会における外交演説に言及あり。平成 19 年度、20 年度共に重点外交政策に記載あり。
施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めると共に、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療等の専門家との連携等を通じ、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 19 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。

海外安全に対する情報発信機能の強化を図った。

緊急事態に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害への取組に加え、新型インフルエンザ等の新たな脅威に対しては、専門家及び関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。

一般援護関係では、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組において、在外公館の対応体制の改善、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。

課題

海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化する中で、海外における国民の安全と安心を確保するためには、これまでの施策の強化に加え、業務・予算の効率化を図りつつ、可能な業務のアウトソーシング化を進める必要がある。また、現地における在外公館と在留邦人とのネットワークを強化すると同時に、国内携帯電話の国際ローミング化の動向にも留意した IT 化等を通じた短期渡航者への緊急情報発信システムの構築など、既存の海外安全対策のための施策の効率化を図りつつ、漏れのない邦人援護体制及びシステムの整備・強化が早急に必要である。特に、感染力が強く、また、いつ出現するか予測困難な新型インフルエンザについては、感染地からの邦人の避難など援護のために万全の準備と計画が必要である。さらに、在外公館休館時の緊急電話対応への体制の拡充、及び高年齢層の海外長期滞在を始めとする短期渡航者の安全対策及び安否確認体制の強化は喫緊の課題である。

施策の必要性

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、限られた予算・人員の効率化に常に心がけ、効果の最大化を図る必要がある。

施策の有効性

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。このためには、外務省が、渡航先の治安やテロに関する情報に加え、感染症等海外で活躍する国民の安全に関連する最新の情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠であり、そのためには正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行う体制を整備・強化することが有効である。第二に、海外において不測の事件・事故あるいは災害等のトラブルに遭遇した国民に対して、在外公館閉館時や遠隔地であっても、可能な限り迅速かつ確実に、必要かつ十分な支援を行うために、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、平成16年末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波以降、世界中で大規模自然災害が続発している中で、こうした大規模緊急事態への的確な対応を図るため、特に在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

施策の効率性

多様化する海外における危険に応じて、正確かつ的確な情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、アウトソーシング化を進め、また専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務について、内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化を図ったことは施策の目標及び時代の要請に合致しており、これらの手段を通じた海外邦人の安全対策は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	937,886	851,406

(注)内訳	海外邦人安全課	751,875	681,082	単位：千円
	邦人テロ対策室	186,011	170,324	

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	57	57

(注)内訳	海外邦人安全課	42	42	単位：人(本省職員)
	邦人テロ対策室	15	15	

外部要因

(1)平成19年における日本人海外渡航者数は年間約1,730万人と前年比で微減となったものの、依然高い渡航率(国民の約8人に1人)を維持している。また、在留邦人は平成17年以降100万人を超えたほか、平成19年以降は団塊の世代の多くが定年を迎え、海外旅行あるいはロングステイ等の長期滞在をしており、海外渡航・在留邦人数の増加傾向は今後も継続していくものと見られている。

(2)一方、このように海外渡航・在留邦人数が増加する中、海外での危険と危機は、犯罪の凶悪化、テロの広域化に加え、大規模自然災害、新種の感染症等の新たな脅威の出現等多様化、深刻化している。特に、近年の鳥インフルエンザ感染者数の増大及び感染地域の拡大は、新型インフルエンザ出現の可能性が高まっていることを暗示しており、早急な対策が求められている。また、大地震、津波そしてハリケーン等の気象災害など自然災害の発生は予見しがたく、また、大規模化する傾向にあることから、右に備えた大型の体制整備が必要となっている。

(3)こうした中、海外における事件・事故等のトラブルに遭遇する邦人は渡航・在留人口の増加に伴い増加傾向にあり、平成19年に外務省が行った海外安全に関する意識調査においては、海外旅行経験者の約7人に1人が何等かのトラブルに遭遇しているとの結果となっている。このような状況の下、在外公館の対応はますます困難になってきており、在外邦人からの緊急連絡を確実に受け、それぞれのケースの背景・環境に応じて迅速かつ的確に対応し得る体制の整備が必要となっている。

目標の達成状況

評価の切り口1：情報発信基盤の強化に向けた取組

平成19年度には、安全情報収集業務委託を見直し、より効率的な事業に振りかえる等予算の効果的な活用を図るとともに、外国政府安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報収集と邦人安全対策における現地当局との協力関係を強化した。また、情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上によるアクセス数の増加を図ったことに加え、年末年始の海外旅行シーズンを前にして行った海外安全キャンペーンにおいては国民の幅広い層に人気のある鉄腕アトムをイメージキャラクターに起用し、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。また、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料(海外事件簿等)をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。さらに、こうした国民のための情報を外務省ホームページのみならず、政府全体の広報の取組との連携を図り、政府広報の手段を活用し、海外安全

対策に関する広報・啓発を広く実施した。詳細は、事務事業 「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口2：海外邦人の危機管理意識強化に向けた取組

平成19年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また、本邦においては海外進出企業代表との海外安全官民協力会議において、在外にあっては在留邦人社会との安全対策連絡協議会において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。詳細は、事務事業 「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口3：多様化する危機・ニーズへの対応強化

(1) 休館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などに時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成19年度には導入公館を平成18年度の41公館から27公館追加し、68公館に拡充したが、これを南西アジア地域及び邦人渡航者の多い欧州公館において更に拡充すべく努めた。

(2) 遠隔地等における即応体制強化の進捗

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。

(3) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官に対しては国内外における研修を通じて知見を深めさせつつ、また、精神障害については拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）、鳥・新型インフルエンザ対策に関しては関係府省庁との連携・協力、感染症専門医による講演、研修を開催する等専門的知見を活用し得る体制をとっている。

詳細は、事務事業 「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

評価の切り口4：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外において邦人が遭遇する危険が多様化し、増加するとともに、その対応には迅速性、専門性、確実性が求められる中、海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うためには、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化するため、外務本省あるいは在外公館において現地での官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務省本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体との意見交換を行った。詳細は、事務事業 「海外邦人の安全対策に向けた多様な取組」を参照。

評価の切り口5：大規模緊急事態対応能力強化の進捗

平成19年度においては、テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態が、いかなる時間・場所において発生した場合にも、迅速かつ的確に対応しうるよう、研修を通じた緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施するとともに、安否確認システムの改善を行ったほか、緊急展開

用備品・人的派遣について措置した。詳細は、事務事業「緊急事態対応の強化」を参照。

第三者の所見

河野 毅 政策研究大学院大学政策研究科准教授

1. 海外にいる日本人旅行者・長期滞在者を不測の事態から守る外務省の体制は、着実に整っている。ただ、不測の事態を乗り越えるためには、一人一人が高い自覚を持つことはもとより、危機状況においても日本国民が最良の選択肢を選べるよう、外務省は正確な情報を的確に提供し、低コストで機能的な情報発信能力を持ち、かつ国民にとって情報アクセスが容易となるよう一層努力をすることが必要だ。例えば、啓発活動の充実、在外公館における緊急連絡24時間体制サービスの拡充(業者委託の推進)の努力は高く評価できるが、今後もこうしたサービスの拡充を一層進めるべきである。
2. 昨年度の外務省の努力の結果、海外安全ホームページの充実と携帯電話版サイトの拡充が行われ、国民が容易に安全情報を知ることができるようになった。しかしながら、自己の携帯が海外で使える国民が急増している現状を考えると、在外の国民の携帯から海外の緊急連絡先が瞬時に分かるような工夫や、さらにこれら携帯に対し身元確認などの緊急情報を発信できる工夫も必要である。
3. 大規模緊急事態のうち、新型インフルエンザについては、特に海外での発生において、日本国民の不安は非常に高まり深刻な混乱が想定される。こうした状況では、国民の安心の確保が極めて重要となる。このため、新型インフルエンザ対策には更に一層取り組み、迅速で正確な情報の提供はもとより、抗インフルエンザ薬の十分な備蓄、退避や安全対策への支援を充実させる必要がある。さらに、斑のない在外公館の対応を徹底することも不可欠であり、特に、海外において、不幸にも在留邦人に感染者が出た場合や航空機など感染者が発症した公共交通機関に日本国民が閉じこめられた場合など、対応が極めて困難な発生状況をも念頭においたきめ細かいガイドラインを作成し、在外公館に徹底しておくことが必要であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

海外における邦人保護については、在留邦人の増加傾向が継続し、これに加えて、(1)「2007年問題」で示される如く平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流することに伴う在外邦人の高齢化及び(2)テロの広域化、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、また、新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化する中、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待は益々高くなっている(外交に関する世論調査)。このような状況に対応するためには、国民の危機回避意識を醸成・増進すると共に、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

事務事業の扱い

海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化

今のまま継続

在外公館援護体制の更なる強化

拡充強化

海外邦人の安全対策に向けた多様な取組

拡充強化

緊急事態対応の強化

今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

- 3 外国人問題への対応強化

領事局外国人課長 松永一義

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと
施策の位置付け	平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	中国人に対する団体観光査証受付公館の拡大及び家族観光査証の開始等の査証発給緩和措置をとる一方で、不法就労を企図する者や、犯罪歴のある者等の入国を防止するため、査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査体制の整備のため、査証 WAN の拡充を進めた。また、外国人問題については、領事当局間協議、海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウム開催を実施し、関係国政府、地方自治体等と問題解決に向けた協力体制を強化した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 我が国への外国人入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員は減少し、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。
- (2) 二国間の領事当局間協議を通じ、相手国政府に問題を認識させ、解決に向けての連携強化を図ることができた。
- (3) 海外交流審議会答申のフォローアップ、日系ブラジル人住民が多い静岡県での国際シンポジウム開催を通じ、外国人問題に関する国内関係省庁・地方自治体との議論の活発化、世論啓発に寄与した。

課題

適正な査証審査を実施する体制の整備を継続するとともに、出入国管理・外国人犯罪の問題、在日外国人の在留管理への取組を、関係省庁及び地方自治体、相手国政府等とも協力しつつ、促進させる必要がある。

施策の必要性

(1) 我が国と諸外国との間の人的往来が急速に拡大している中で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた外国人観光客の誘致促進、規制改革会議等を通じた外国人ビジネスマンや研究者に対する査証簡素化の要望を踏まえ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施し、人的交流の一層の促進を図る。一方、治安問題に対する国民の関心の高まりを受け、査証審査を厳格に行い、好ましがらざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化する必要がある。

(2) 関係各国との領事当局間協議を通じ、外国人の不法滞在、犯罪等に対する対策強化、各国との連携強化を行う。また、我が国における外国人在留者数が約 208 万人に達し、教育、社会保障、労働環境等の問題への総合的な対応を検討するとともに、地方自治体とも連携して、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。

施策の有効性

(1) 問題のない外国人に対する査証発給緩和措置を実施するとともに、好ましがらざる外国人に対する査証審査を厳格化し入国を未然に阻止するという両面の要請に応えるため、適正な査証発給のための体制を整備することが有効である。

(2) 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策等を踏まえ、海外交流審議会のフォローアップ、国際シンポジウム、領事当局間協議等を実施し、政府における検討の加速化に寄与することが有効である。

施策の効率性

限られた資源を有効活用し、査証の面では、人的交流促進と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えることができた。外国人問題についても、領事当局間協議、他国の外国人政策についての調査、国際シンポジウム等により、国民の理解増進、政府部内での検討の加速化に寄与し、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	714,614	780,314

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	27	28

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 国民から観光促進・ビジネス交流拡大の観点より査証発給緩和についての要望がある一方、国民の治安に対する意識の高まりに伴い、来日外国人による犯罪について懸念もある。

(2) 在日外国人問題については、政府で省庁横断的な対応をとる必要があるものの、現状では地方自治体における負担が重くなっている。

目標の達成状況

評価の切り口1：来日外国人の増加と不法残留、刑法犯検挙人員数の減少

査証発給緩和措置（中国人に対する団体観光査証受付公館の拡大及び家族観光査証の開始、それぞれの国・地域の事情に合わせた査証要件の緩和等）の効果もあり、外国人入国者数が平成19年も引き続き増加している（短期滞在新規入国者数：平成18年641万人 平成19年738万人）。一方、不法残留者数や刑法犯検挙人員数は減少しており（不法残留者数：平成18年17万人 平成19年15万人、刑法犯検挙人員数：平成18年8,148人 平成19年7,542人）双方からの要請に十分応えることができた。詳細は、事務事業「査証審査の適正化」、事務事業「査証WANシステムの拡充」を参照。

評価の切り口2：在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の推進

平成19年度には、4か国との間で領事当局間協議を開催し、相手国政府に問題点を指摘し、問題解決に向けた協力を強化することができた。在日外国人問題については、第4回国際シンポジウムの開催及び諸外国の事例としてイタリア及び韓国における外国人の社会統合政策についての調査を通じ、関係省庁、外国人集住都市等へ情報提供を行った。詳細は、事務事業「領事当局間協議の拡充」、事務事業「在日外国人・日系人問題対策への対応」を参照。

第三者の所見

山脇啓造 明治大学国際日本学部教授

外国人問題への対応強化に関する施策について、2つの目標が設置されている。一つは「人的交流の促進及び出入国管理等厳格化の要請に応えること」であり、もう一つは「在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと」である。前者の意味は明確であるが、後者は漠然としていて、施策の評価が困難であることをまず指摘しておきたい。問題が何を指しているかが不明確であるし、問題に取り組むことよりも、問題を解決することこそが目標にふさわしいと思われる。

第2の目標に関して、外務省では、海外交流審議会がまとめた答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（2004年10月）の提言内容がどのくらい実現されているかについて、2007年度、外国人問題作業部会でフォローアップを行っている。フォローアップの内容は、今のところ現実の政策決定に必ずしも大きな影響力を及ぼしていないのが残念であるが、これも外務省には、他省庁が権限を有する政策に関し強く関与できる権限がないことによる。今後は、省庁横断的な取組を更に発展させ、政府として推進していくべきと考える。

一方、作業部会委員によるイタリア及び韓国における外国人政策の調査報告（2007年10月）は、関係省庁、自治体等に配布され、特に、統合政策の体制整備が急速に進みつつある韓国の動向は大きな関心を集め、日本の統合政策の議論にも寄与している。また、IOM、静岡県と共催した国際シンポジウム（2008年3月）は、統合政策に関するヨーロッパの最新動向を紹介し、日本の今後の統合政策のあり方に大きな示唆を与えるものであった。外国人政策は国際的な観点からのアプローチが不可欠であるが、こうした取り組みは外務省ならではのものであり、高く評価できよう。また、国際シンポジウムは2004年以来、毎年開催しているが、今回初めて地方都市で開催し、地域におけるこの問題への関心を高めることに大きく貢献している。

グローバル化の進展する今日、国内に暮らす外国人は増加し、外国人受け入れにかかわる課題は、日本外交の動向にも次第に大きな影響を及ぼしつつある。今後も、外務省が日本における総合的な外国人政策の構築に向けてリーダーシップを発揮することを期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

適正な査証発給の体制整備を更に強化するとともに、出入国管理などの問題、在日外国人の在留管理への取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携を深めていく。

事務事業の扱い

査証審査の適正化	今のまま継続
査証 WAN システムの拡充	今のまま継続
領事当局間協議の拡充	内容の見直し・改善
在日外国人・日系人問題対策への対応	内容の見直し・改善

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

基本目標 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

- 1 外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
- 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・・・ 389

- 1 外交実施体制の整備・強化

総務課長 山崎和之
人事課長 金杉憲治
警備対策室長 松井貞夫
情報防護対策室長 野田 仁

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること
施策の位置付け	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 (2) 在外公館の警備体制の一層の強化 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化 平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から在外公館及び館員の生命・身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の増強、定員の純増、組織改変等で進展があった。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の人的及び物的な警備強化措置、警備体制の強化、各種研修や警備訓練を実施したなどの進展があった。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に、情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修、電子情報漏洩対策等の取組の実施などの進展があった。

課題

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制に関して更に体制を整備・強化する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、適切な措置を施す必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出は現在も続いており、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を整備・強化する必要がある。

施策の必要性

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。

外務省は、平成 19 年度重点外交政策において、日本外交の基礎体力の強化、国民の安全の確保と繁栄の促進、アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保、日本の魅力とメッセージの積極発信を展開するための体制の強化に取り組んでいく旨決定している。

これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制基盤の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。

施策の有効性

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

現在の外務省は、定員・機構の増強に努めているが、世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等不可欠な定員を確保し、在外公館を整備することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効である。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義を行うこと、各在外公館において、所在国の脅威度を勘案した警備訓練を実施すること、大規模行事の実施に際しては安全な実施に万全を期すことは、在外公館に各種の人的及び物的な警備強化措置を講じ、安全確保のための体制を一層強化する上で有効である。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

平成 19 年度に、意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に情報防護対策室を設置した。本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

施策の効率性

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充し、現下の状況を踏まえ情報防護対策室の設置を行ったが、とられた手段は適切であり効率性の観点からも適当であった。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を設置し、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

(注) 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下の予算は計上されていない。

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	106	111

単位：人（本省職員）

(注) 人的投入資源は、本省の官房総務課、警備対策室、情報防護対策室の定員を計上。

外部要因

政府の人的資源の制約、我が国在外公館が所在する国の治安状況、国際的なテロ組織による攻撃の発生、及び在留邦人が巻き込まれる事件・災害等の発生回数・規模等、相手国の対日政策の変化に伴う我が国に対する情報工作活動の状況など外部要因の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1：外務省の人員、機構の更なる整備

平成19年度には、定員51人純増、6大使館、2駐在官事務所の新設及び1総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。詳細は、事務事業「国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備」を参照。

評価の切り口2：在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施を行い、在外公館の警備体制を強化した。詳細は、事務事業「在外公館の警備体制の一層の強化」を参照。

評価の切り口3：外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を設置し、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。詳細は、事務事業「外交を支える警備体制の一層の強化」を参照。

第三者の所見

高島 肇久 学習院大学法学部特別客員教授

資源が乏しく、少子高齢化が急速に進むわが国が、国民の安全・安心を確保しつつ繁栄を維持・促進するには、外交の力に頼るところが他のどの国よりも多いことは言を俟たない。外交を実施する上で最も大切なものは「人と体制」であり、その意味で平成 19 年度に外務省定員が 51 人の純増となり、大使館が 6 箇所、駐在官事務所が 2 箇所新設されたことは高く評価できる。しかし、外務省の体制を他の主要国と比較すると、本省・在外の双方で依然として立ち遅れていることは明らかで、グローバル化の進展、日本人の海外渡航・在住の増加、諸外国による外交攻勢の高まり等を考えると、ここで手を緩めることは許されない。世界の主要国は近年、パブリック・ディプロマシー（戦略的広報外交）に一段と力を入れているが、わが国の体制は大きく見劣りし、このことが国連安保理の常任理事国入り問題や近隣諸国との関係など様々な分野に影響を及ぼしていることは否めない。厳しい財政事情や行政改革の推進といった全体状況はあるが、外交実施体制の更なる強化は、わが国にとって死活的重要性を持つことを説いて行かなければならない。在外公館の警備強化と本省・在外双方での情報防護体制の強化は当然のことで、引き続きの努力が必要である。警備と防諜の最大の敵は「気の緩み」であり、職種を超えた全省員と在外公館の全現地雇員に対する意識高揚のための徹底した教育を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構は今後とも更に整備・強化する必要がある。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化
我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の整備・強化を推進する必要がある。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化
政府機関からの情報流出は現在も続いており、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する必要がある。

事務事業の扱い

国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備	今のまま継続
在外公館の警備体制の一層の強化	拡充強化
外交を支える情報防護体制の多面的な強化	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	(注)		

(注) 特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

- 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

情報通信課長 菊田 豊

在外公館課長 正木 靖

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。
施策の位置付け	平成 19 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	通信機能強化システム、各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運用経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下のとおり、本件施策の下で各種関連事業が当初の想定どおりに進展した。

1. 「通信機能強化システムの整備」においては、外務本省の運用経費削減が達成されたとともに、在外公館 217 公館において自席パソコンでの電信の運用が可能となった。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち「外務省人給システム」以外は 97%の再構築を完了し、「外務省人給システム」は予定どおり 25%の再構築を完了した。
3. 「外務省情報ネットワークの整備」においては、最適化計画の基本要件である基幹通信網の整備及び秘匿 IP 電話を 216 公館に設置した。
4. 「在外経理システムの整備」においては、各在外公館の在外経理サーバの入れ替えを実施し、経費削減を図るとともに、以下のとおり機能拡張を実施した。
 - (1) 本省から各在外公館へ送付する経費配賦データについて、商用 FAX でやりとりしていたものを電子化し、在外経理システムへの取込みを可能とするべく改修を行った。
 - (2) これまで手書きで作成していた「現金払込書・領収証書」等の歳入関係書類を在外経理システムから作成できるよう改修を行った。
 - (3) 予算書見直し(新予算書体系)に対応するため、画面構成等を見直し、そのための改修を行った。
 - (4) 在外公館の会計担当者による銀行口座との照合を容易にするために、帳簿の書式の見直しを行い、そのための改修を行った。
5. 「情報セキュリティの強化を含む省内の IT 化推進への支援」においては、情報セキュリティに関する物理的な対策の研究を進めるとともに、外務省情報セキュリティポリシーに基づき外務本省及び在外公館で自己点検を実施する等、職員の意識向上を図った。また、省

内の IT 化推進のため在外公館保有の情報システム資産調査を実施するとともに、IT 人材育成・確保実行計画策定等の活動を行い、IT 化推進のための基盤を整備した。

課題

1. 「通信機能強化システムの整備」においては、自席パソコンでの電信の運用未整備の 10 公館及び新設公館に対して平成 20 年度中の運用開始を目指して引き続き整備を継続していく。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、外務省人給システムを一旦ホストコンピュータから脱却してオープン環境への再構築を完了することにより、平成 22 年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
3. 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 20 年度は外務本省の最適化を実施する。
4. 「在外経理システムの整備」においては、平成 20 年度予算要求した、「物品管理システム」や「現地職員管理システム」の開発を実現する。

施策の必要性

1. 「通信機能強化システム」は、外交における通信システムの根幹をなすものであり、引き続き情報セキュリティを確保しつつ、利便性の向上を図るとともに在外公館への展開を進める必要がある。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステム」は、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。
3. 「外務省情報ネットワーク」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し外交通信を強化する必要がある。
4. 「在外経理システムの整備」は、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。
5. 「情報セキュリティを含む省内の IT 化推進への支援」は、情報の安全な取り扱いに対する省員の意識を向上させ、また、省内のより一層の IT 化を進め、業務の効率化を図るために必要である。

施策の有効性

1. 「通信機能強化システムの整備」では、227 の在外公館で自席パソコンでの電信の運用を可能となるよう整備を行い、本省においては機器の統合・集約を実施することで、運用経費を年間 7000 万円削減することが見込まれる。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間 3 億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながり、効果的である。
3. 「外務省情報ネットワークの最適化」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時には年間 1 億 7000 万円の経費削減、及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。
4. 「在外経理システムの整備」では、平成 18 年 3 月に策定した「在外経理システムの業務・システ

ム最適化計画」の完了後は、在外公館の会計担当者の業務量において年間約6万6700時間（目標試算値）の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成18年度から平成20年度まで、年平均2082万4000円の経費低減に相当する効果が見込まれる。

5. 「情報セキュリティの強化を含む省内のIT化推進への支援」では、情報の取り扱いに対する自己点検の実施により、職員の意識向上が図られる。また、省内のIT化推進のため、基盤を整備することにより、業務の一層の効率化が図られる。

施策の効率性

ホストコンピュータ、基幹通信網、秘匿IP電話及び電信システム、本省サーバの調達時に入札を実施したことにより経費が削減されたことは19年度においても引き続き効果的であったこと、在外経理サーバの入替を実施したことで経費を削減することができたこと、種々の在外経理システムの機能拡張によって施策が進展し、在外経理業務の円滑化が見込まれること、また、情報の安全な取り扱いに向けた自己点検により省員の意識が向上し、省内のIT化のための基盤整備が進み業務の一層の効率化に役立ったことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

（注）本件施策は、外務省全体の予算に係わっており、特定の項の下の予算は計上されていない。

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	29	34

（内訳）

通信機能強化システムの整備	6	6
内部管理ホストコンピュータ システムの再構築	10	10
外務省情報ネットワークの整備	8	12
在外経理システムの整備	5	6
情報セキュリティの強化	5	5
その他省内のIT化推進への支援	5	5

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

評価の切り口1：電信システムサーバ更新及び統合による施策目標の推進状況

外務本省において機器統合・集約を行い、運用経費を年間33,043千円削減した。

96%の在外公館において自席パソコンでのシステム運用が可能となった。詳細は、事務事業「通信機能強化システムの整備（最適化計画を含む）」を参照。

評価の切り口2：業務・システム最適化計画の目標推進状況

再構築完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業は目標を概ね達成した。詳細は、事務事業「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照。

評価の切り口3：基幹通信網整備による施策目標の推進状況

99%の在外公館に基幹通信網、秘匿 IP 電話の配備を完了した。詳細は、事務事業「外務省情報ネットワーク最適化事業」を参照。

評価の切り口4：業務・システム最適化計画の完了比率及び業務・システム維持・運用経費の削減額

平成 18 年 3 月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」目標の達成に向け事業を実施中である。また、在外経理サーバを入れ替えることにより、業務・システムの維持・運用経費を削減することが見込まれている。詳細は、事務事業「在外経理システムの整備（最適化計画を含む）」を参照。

評価の切り口5：情報セキュリティ強化を含む省内の IT 化推進への支援実施

外務省情報セキュリティポリシーに基づき、外務本省及び在外公館において自己点検を実施したことにより、職員及び勤務者の情報セキュリティに対する意識向上、情報のより適正な取り扱いが行われるようになった。また、在外公館保有の情報システム資産調査、外務本省での IT 人材育成・確保計画策定等の活動が行われ、IT 化推進に向けての基盤を整備した。詳細は、事務事業「情報セキュリティの強化を含む省内の IT 化推進への支援」を参照。

第三者の所見

川合 浩司 川合経営システム研究所代表

外務省においては、活動領域が地域的、時間的にますます広がる中で、迅速な情報収集、的確な意思決定がこれまで以上に重要となってきた。また、業務内容も多様化を増しており一定の体制及び予算の中で従来以上の成果を挙げるためには、業務の見直し、効率化が必須である。今回の評価対象の施策は、まさにそのための IT 面での施策であり確実な実施が望まれるところである。

平成 19 年度においては、本施策として展開されている、「在外公館における通信機能強化システム及び在外経理システムの整備」、「本省におけるホストコンピュータシステムの再構築」、「情報ネットワークの整備」が概ね予定どおり進捗している。IT 化の根底となる情報セキュリティの強化も着実に進められており、更に IT 人材育成・確保に向けての活動が展開されている。以上の状況を踏まえて、自己評価は妥当であると思料する。

今後、引続き本施策を着実に進めると共に、在外公館におけるその他のシステムの整備・強化、本省ホストコンピュータのオープン環境への移行後のシステム見直し等、業務効率向上・業務処理迅速化に向けて積極的に取組み、複雑化する国際事情の中で外務省が的確、適宜な活動を展開することを可能とする基盤を確立・拡充することを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

1. 「通信機能強化システムの整備」については、自席パソコンで電信の運用ができていない10 公館及び新設公館に対して電信の運用に向けた整備を行う。
2. 「内部管理業務用ホストコンピュータの再構築事業」については、オープン環境への再構築完了を目指し、平成 22 年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
3. 「外務省情報ネットワーク最適化事業」については、平成 20 年度に外務本省の最適化を実施し、平成 21 年度以降は在外公館に対し順次最適化を実施する。
4. 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画」に則り、IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者の業務負担軽減を図る。
また、外務省情報ネットワーク最適化の進捗状況に伴い、在外経理システムにおいてもサーバの本省集約のための最適化計画の見直しを検討する。
5. 「情報セキュリティの強化を含む省内 IT 化推進への支援」については、今後とも継続的に推進し、情報の安全な取り扱いに関する職員の意識向上に努める。

事務事業の扱い

通信機能強化システムの整備（最適化計画を含む）	今のまま継続
内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築	今のまま継続
外務省情報ネットワーク最適化事業	今のまま継続
在外経理システムの整備（最適化計画を含む）	今のまま継続
情報セキュリティの強化を含む省内の IT 化推進への支援	内容の見直し・改善

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	-（注）	-	

（注）特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

基本目標 經濟協力

施策 1 經濟協力

具体的施策

-1	經濟協力	397
----	----------------	-----

- 1 経済協力

国際協力局政策課長 伊藤直樹
総合計画課長 前田 徹
多国間協力課長 大菅岳史
国別開発協力第一課長 本清耕造
国別開発協力第二課長 阿部康次
平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。
施策の位置付け	平成 19 年度及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

上記目標に沿った下記取組を推進することで、ODA 実績、予算とも削減傾向が続く中、質・量ともに ODA の充実を図った。

(1) 戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案

(イ) 「選択と集中」の推進と国別援助計画の整備

「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定

海外経済協力会議の結果や ODA 大綱・中期政策と国別援助計画を踏まえつつ、外交政策を踏まえた国際協力を推進するために、平成 19 年度より「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定を開始した。これを関係省庁、実施機関と共有するとともにこれを在外公館に指示し、政策と実施の一貫性の担保を図った。また、国民がアクセスできるようホームページで公表した。

国別援助計画の整備

向こう 5 年間の新規計画策定及び改定作業に関する工程表を平成 19 年 7 月に改定し、外務省 ODA ホームページ上で公開した。

(ロ) 気候変動分野での途上国支援に関する「クールアース・パートナーシップ」の構築

平成 20 年 1 月のダボス会議において福田総理が、気候変動における途上国支援のための「クールアース・パートナーシップ」の構築を公表し、気候変動問題、就中 2013 年以降の次期枠組みに係る交渉を推進する観点から、途上国支援を戦略的に展開していくための枠組みの運用を開始した。

(ハ) 分野別の政策の発進力強化

国際協力局の下で、分野別戦略を拡充すべく、保健及び気候変動に関するタスクフォースを設置した。このうち保健分野においては、平成 19 年 11 月 25 日に高村外務大臣が「国際保健協力と日本外交 - 沖縄から洞爺湖へ - 」と題する政策演説を行い、G 8 北海道洞爺湖サミットでの国際保健に関する行動指針策定方針を打ち出した。また水と衛生の分野についても同様に、平成 20 年 2 月 22 日に高村大臣が「貴重な水の有効利用のために - 安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて」と題する政策演説を行った。教育分野においては平成 20 年 4 月 23 日に高村大臣が「万人の教育 - 自立と成長を支える人材育成のために - 」と題する演説を行い、今後 5 年間の具体的な取組を表明した。

(2) コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化

技術協力における随意契約の見直しを実施し、競争性のない随意契約 277 億円のうち、131 億円 (約 47%) を一般競争入札等による契約に移行することとした。円借款については迅速化を図るとともに、本邦技術活用条件 (STEP) を含む金利の引き下げ (0.1 ~ 0.2% ポイント)、中進国向け金利の引き下げ (0.6% ポイント) 等を含む制度改善を実施した。また、無償資金協力については現地仕様の設計・施工段階による現地業者の積極的な活用によるコスト削減効果を見込んだコミュニティ開発支援無償の積極的実施を図っている。

(3) オールジャパンとしての国際協力の取組の推進

経済団体との連携推進

ODA に関する日本経団連や日本貿易会等の提言も踏まえ、これら経済団体との意見交換会を定期的実施し、ODA に関する経済界の問題意識の吸収に努めた。こうした問題意識は、円借款の迅速化等の施策に反映された。

TICAD IV も念頭に置きつつ、経済状況、援助需要及び日本企業からの投資需要等の調査を目的とした日本経団連との官民合同ミッションがアフリカ (アンゴラ及び南アフリカ共和国) に派遣された。

NGO との連携強化

外務省・NGO 定期協議会 (全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年 7 回) を開催し、NGO との意見・情報の共有を進めた。「国際協力に関する有識者会議」中間報告作成にあたっては市民社会との意見交換会を実施するとともに、外務省ホームページを通じて骨子案に意見を募集した。さらに、NGO 側からの意見を参考に、NGO・市民社会等が国別援助計画に対し意見を提出しやすくなるよう、パブリック・コメント及び意見交換会の実施、並びに各国別援助計画の策定現況の周知方法につき、外務省 ODA ホームページ上に明記した。

また、保健分野では、サミットでの行動指針策定 (上記 (1) (八)) にあたり、種々の機会を捉えて意見交換・勉強会を行った。

教育分野においては、教育関連の国際会議等種々の機会を捉えて NGO を含む関係者と意見交換・勉強会を行った。また、平成 20 年 4 月末のファスト・トラック・イニシアティブ (FTI) 実務者会合及び関連会合においては NGO のイベントとも連携して準備・開催した。

課題

「国際協力重点方針」の早期策定を図るとともに、新 JICA の体制整備を進めるなど、戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案を推進する。また、コスト縮減等を通じた事業の効率化を引き続き図る。

施策の必要性

ミレニアム開発目標（MDGs）の達成が危ぶまれる等、開発途上国における開発課題は山積しており、国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは先進国の1つである日本の責務である。また、国際テロリズムとの闘いは恒常化する危険性が高い。中国やインドなどの経済力の増大が、石油を中心とした資源の国際的争奪戦を招来する可能性は一段と大きい。海外での武力行使を禁じ、エネルギーや食糧を開発途上国に圧倒的に依存する日本が、自国の生存をまっとうするための手段は「外交力」以外にはなく、ODAは日本の外交力の重要な源泉であることは疑いない。

施策の有効性

開発途上国が抱える人道的ならびに地球的規模の問題の解決に必要とされる資金は膨大であり、日本がそれらすべてに対応することはもとより不可能である。従って、ODAにおける日本の比較優位を正しく認識し、関係国及び関係国際機関と連携を図りつつ、いかなる対象分野で展開するかを深く考慮する「戦略性」と「メッセージ性」をもったODAは有効である。

施策の効率性

投入資源が制約されている中、戦略性とコスト縮減を用いたODA実施は、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	341,633,103	329,346,971

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	171	166

単位：人（本省職員）

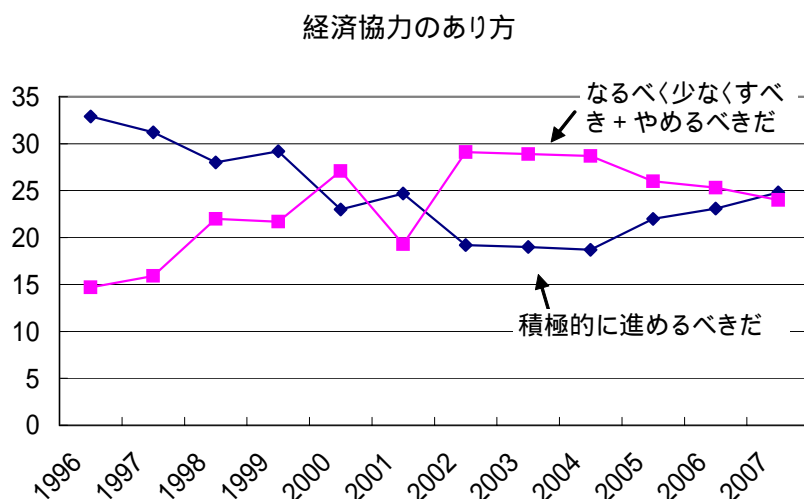
外部要因

- (1) 紛争やテロ、災害等、不測の事態の発生
- (2) 被援助国政府や国際機関からの要請の拡大

目標の達成状況

評価の切り口1：世論調査の変化

世論調査のうち毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識でも、経済協力を積極的に進めるべきとした割合がなるべく少なくするべきとやめるべきとした割合を6年振りに上回った。



出典：「外交に関する世論調査」(内閣府実施)

評価の切り口2：参議院及び自民党における論調の変化

以下の3つの提言に見られるように、国会や与党において、ODAを外交力の重要な源泉として見直す論調が強くなってきており、ODAの役割への期待が高まっている。

- (1) 参議院政府開発援助等に関する特別委員会提言 - 新たな国際援助の在り方に向けて -
(平成19年6月)

適正な援助水準に向けた事業量の確保

ODAは外交の基盤である。我が国の国益のためにも、ODA削減に歯止めをかけ、純増による量的確保を行うべき。

- (2) 自由民主党政務調査会対外経済協力特別委員会提言 - 国際協力を通じた日本の信頼、外交力向上のために - (平成19年6月)

日本が経済協力を通じて培ってきた信頼感と存在感を今後も維持し、世界の平和と安定の秩序作りを主導するための改革とODA拡充が必要だ。明年の日本サミット、アフリカ開発会議(TICAD)を成功させ、日本が世界の課題にリーダーシップを発揮する国であるというメッセージを国際社会に発信しなければならない。

- (3) 自由民主党政務調査会提言 TICAD に向けた対アフリカ支援策 ~ アフリカ支援の飛躍へのターニングポイントの年に ~

TICAD 及びG8を成功させるため、諸外国や民間とも連携しつつ対アフリカ支援の飛躍的転換を図ることが必要と考える。そのため、まず日本政府自らが減少傾向にあるODA予算を反転させ、アフリカの持続的成長に結びつく新たなプログラムを策定するとともに、日本とアフリカ諸国との関係発展に向けて外交実施体制を強化することが要請されている。

評価の切り口3：政策レベルでの ODA 評価の着実な実施

外務省は、被援助国の実情に沿った、質の高い ODA を実施するために、各国の国別援助計画や援助の重点課題について評価を実施している。これらの評価の結果を踏まえ、より一層充実した ODA の実施につなげられるよう努めている。平成 19 年度には、6 つの国別評価と 2 つの重点課題別評価を実施した。詳細は、事務事業 ～ を参照。

第三者の所見

今里 義和 東京新聞前論説委員

国際社会の安定と繁栄のため国力にふさわしい役割を果たすうえで、平和憲法の理念の下、ODA はかけがえのない外交基盤である。とりわけ平成 19 年度は、TICAD や北海道洞爺湖サミットの開催年度を目前に控え、途上国の自立支援にける日本の決意を示すべき局面だった。

加えて食糧や資源の国際価格高騰、供給不安といった新しい問題が浮上した今日、我が国の安全と繁栄を確保する外交、ODA の役割はいっそう高まっている。

厳しい財政状況の中、ODA の実効を保つため「選択と集中」の手法を推し進めた姿勢は妥当としてよい。ODA に経済界の視点を取り込もうという問題意識も、新たな国際潮流に沿っている。競争入札の拡大などコスト縮減の試みにも進展はあった。

半面、内閣府の遺棄化学兵器処理業務や ODA に絡み、一部のコンサルタント会社の特別背任や不正請求などの疑いが表面化した経緯は、外交予算が公正、効率的に支出されているのかという疑問を招きかねない。

日本の ODA 予算は、対 GNI 比などの基準に照らせば、多くの先進国に後れている。効率化と「顔の見える援助」との調和も難しい問題だ。

今後、国力にふさわしい ODA の展開と、その裏づけの確保に広く理解を得るためにも、予算の透明度を高め、政策の意義を説明する努力が、さらに求められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 「選択と集中」の推進

(イ) 外務省の企画・立案における「選択と集中」の推進

外務省は、海外経済協力会議の下、外交政策に沿って ODA の重点課題や重点地域・国、並びに国別・地域別の供与目標額を設定するなど、ODA 政策の企画・立案を行い、機動的かつ迅速に援助の供与を決定する。こうした観点に立ち、第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD) のフォローアップを着実に進める。また、平成 19 年度に引き続き、平成 20 年度「国際協力重点方針」を早期に策定する。また、分野別のイニシアティブが二国間の援助方針に適切に反映され、案件の実施に繋がるよう、分野別のイニシアティブのフォローアップに努める。

(ロ) 国別援助計画の整備

向こう 5 年間の新規策定及び改定作業に関する工程表に従い、国別援助計画対象国を 35 か国まで拡充していく (平成 20 年 3 月現在 23 か国について策定済み。)。また、工程表の改定にあたっては、被援助国の開発計画の策定のタイミングについても、引き続き考慮していく。

(八) 案件形成・採択の迅速化

開発課題を達成するために必要な個別案件を適切なタイミングで関連性をもって実施することが重要であり、国別の事業展開計画（ローリングプラン）を用いることにより、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な予測可能性をもって案件を形成し、援助効果の向上に結びつける。この観点から、現地 ODA タスクフォースも活用して経済協力政策協議等を強化する。今後、新 JICA における業務のあり方の検討を進める中で、外交政策上必要な案件や緊急性のある案件については、通年要望を受け付け、採択すること等を検討する。

(2) オール・ジャパンとしての取組の拡大及び国際機関との連携強化

(イ) 官民連携を促進するための制度整備

途上国の経済成長に対する民間企業の果たす役割は大きく、オールジャパンでの国際協力を積極的に推進する姿勢が必要であるとの認識に立ち、日本企業の活動と ODA 等の公的資金との連携を強化することにより途上国の成長を加速化する枠組みの整備を検討する。それにより、ODA 等だけでは得られない規模の開発効果を持続的に途上国にもたらすことを目指す。

(ロ) 国際機関に設置された「日本基金」の積極的な活用

国際機関に設置された「日本基金」の資金が、日本の援助実施主体にとってより活用しやすいものとなるよう、JICA や NGO に対して理解を促進する手段を講じる。また、「基金」運用に当たっては、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応を行い、その過程で関係省庁との日常的な協議等を通じた緊密な連携を図る。

(ハ) 現地における他国及び国際機関等との援助協調のための体制整備

新 JICA の設立に向けて、現場主義に根ざした海外事務所体制を統合時点で確立することを目指す。海外事務所は、二国間協力の 3 つの援助手法の特徴を活かしつつ、他の援助国や現地国際機関等との援助協調において積極的な役割を果たすとともに、現場レベルでの連携をさらに推進する。

事務事業の扱い

対スリランカ国別援助	今のまま継続
対インドネシア国別援助	今のまま継続
対中国国別援助	今のまま継続
対モンゴル国別援助	今のまま継続
対ニカラグア国別援助	今のまま継続
対チュニジア国別援助	今のまま継続
基礎教育への支援	今のまま継続
TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援	拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

施策 2 地球規模の諸問題への取組 405

具体的施策

-2-1	人間の安全保障の推進	409
-2-2	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	413
-2-3	地球環境問題への取組	417
-2-4	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組 . .	422

2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

- 2 - 1 人間の安全保障の推進
- 2 - 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組
- 2 - 3 地球環境問題への取組
- 2 - 4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

評価の結果

施策 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
- 2 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	

施策の必要性

1. 「人間の安全保障の推進」について

「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会において同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無資金協力」等の活用を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

世界で年間 500 万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国において経済・社会が発展する上で大きな阻害要因となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は他のドナー国とともに人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康保護のため、三大感染症対策を実施する必要がある。

新型インフルエンザは、一旦発生すれば国境を越えて瞬時に拡散するため、アジアの開発途上国等の発生地域において感染拡大を迅速に封じ込めるため、多岐に亘る分野の支援が必要であるので、国際機関及び主要国と協調しつつ、我が国として総合的な国際支援を行うことが求められる。

3. 「地球環境問題への取組」について

地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であり、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめくり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を 10 年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。

施策の有効性

1. 「人間の安全保障の推進」について

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

- (1) 国連総会等の国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。
- (2) 「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。
- (3) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。
- (4) 我が国のイニシアティブにより平成 11 (1999) 年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。
- (5) 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

世界基金は、低所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きが取られている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体となっており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。

新型インフルエンザ対策は、国際機関、ドナー国及び発生源との協力や、保健、農業及び開発分野を含む分野横断的な取組が求められることから、ニューデリー閣僚級会合に向けて国連及びドナー国の協議に積極的に関与し、支援を表明することによって、アジア地域のドナー国として貢献を訴えることが出来たことは意義が大きい。

3. 「地球環境問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが

有効である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効である。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

- (1) 地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。
- (2) 政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。
- (3) 人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の貢献を行うことが有効である。

施策の効率性

1. 「人間の安全保障の推進」について

国連、APEC 等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率化が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。

鳥及び新型インフルエンザ対策では、国際会議の場で我が国の支援を発表し、世界第3位の拠出国として国際社会での高い評価を得た。

3. 「地球環境問題への取組」について

優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援、国際機関との意見交換等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「人間の安全保障の推進」について

- (1) 平成 17(2005)年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に平成 18(2006)年に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」の第2回会合を平成 19年4月に、第3回会合を同年10月に開催した。これらの会合の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されることとなる(平成 20年5月22日開催)など、我が国のイニシアティブにより国際社会における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及につながった。

- (2) 日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、APEC 首脳宣言、日印共同声明、日・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ、日メコン外相会議議長声明等の二国間・多数国間の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。特に、これまで人間の安全保障に関

して消極的な姿勢をとっていたインドと首脳レベルで人間の安全保障に関し協力することが確認されたことは大きな成果としてあげられる。

(3) 現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等を活用し、具体的な事業を着実に実施した。

2. 「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」について

(1) 平成 17 年 6 月に我が国は世界基金に対する拠出を増額し、当面 5 億ドルの拠出を行うと表明した。平成 19 年度、この国際公約を果たすことができた。

(2) 「【目標の達成状況】評価の切り口 1：世界基金による三大感染症対策支援の実績」で詳述のとおり、世界基金が支援する三大感染症対策事業において、主要な医薬品又は製品の配布は前年に比し 65%～155%増となった。

(3) 平成 19 年 11 月の事務局長報告によれば、世界基金が資金支援した三大感染症事業により平成 19 年央までに 180 万人の命が救われ、その後も毎月 10 万人が救われている。

(4) 鳥及び新型インフルエンザ対策について、我が国の支援により抗ウイルス薬の備蓄や予防・啓発策が充実し、アジア各国の早期対処能力の向上に貢献した。

3. 「地球環境問題への取組」について

(1) 多国間環境関連条約の運用、「2006 年の国際熱帯木材協定」の締結等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を一層促進した。

(2) 水と衛生問題への関心の高揚、国連持続可能な開発のための 10 年 (DESD) の進展及び違法伐採対策の推進に積極的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進した。

(3) 世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に大きく貢献した。

(4) 気候変動問題につき、「クールアース 50」、「クールアース推進構想」等の発表を通じて次期枠組み構築に向けた具体的提案の発信を行い、積極的な働きかけを行った。

4. 「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」について

平成 19 年度は、人道支援関連の国際機関への貢献を通じて、スーダン、ソマリア、イラク、アフガニスタン等への支援を継続的に行うことが出来た。また、ホームズ国際連合事務次長 (人道問題担当・緊急援助調整官)、アブゼイド国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 事務局長、シーラン世界食糧機関 (WFP) 事務局長、グテーレス国連難民高等弁務官 (UNHCR)、ケレンベルガー赤十字国際委員会 (ICRC) 総裁、マッキンレー国際移住機関 (IOM) 事務局長等、国際機関の要人が日本を訪問し、人道問題に対する意見交換を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を図った。

- 2 - 1 人間の安全保障の推進

国際協力局多国間協力課長 大菅 岳史

平成 20 年 6 月

施策の概要

施策の目標	人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献すること。
施策の位置付け	平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 国際社会における「人間の安全保障」の概念の普及のため、我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」を継続的に開催したほか、欧州安全保障・協力機構 (OSCE) 等の人間の安全保障関連の各種会議に出席、協力した。また、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるため各国・機関に働きかけを実施した。 (2) 「人間の安全保障」の実践のため、「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた支援を実施した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 平成 17 (2005) 年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に平成 18 (2006) 年に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」の第 2 回会合を平成 19 年 4 月に、第 3 回会合を同年 10 月に開催した。これらの会合の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されることとなる (平成 20 年 5 月 22 日開催) など、我が国のイニシアティブにより国際社会における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及につながった。
- (2) 日・EU 定期首脳協議の共同プレス声明、APEC 首脳宣言、日印共同声明、日・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ、日メコン外相会議議長声明等の二国間・多数国間の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。特に、これまで人間の安全保障に関して消極的な姿勢をとっていたインドと首脳レベルで人間の安全保障に関し協力することが確認されたことは大きな成果としてあげられる。
- (3) 現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等を活用し、具体的な事業を着実に実施した。

課題

平成 17 (2005) 年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップをさらに進める。

施策の必要性

「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来由国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会において同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等を活用し同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。

施策の有効性

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場はまだまだ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

- (1) 国連総会等の国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。
- (2) 「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。
- (3) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。
- (4) 我が国のイニシアティブにより平成 11 (1999) 年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。
- (5) 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

施策の効率性

国連、APEC 等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	25,355	30,362

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	4	4

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 国内紛争の国際化、感染症の拡大、難民問題、突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等、人々を脅かす脅威は多様化・深刻化している。
- (2) このような脅威に対応するには多岐にわたる分野での包括的な取組が必要であり、国際機関間及び市民社会等との連携が不可欠となっている。

目標の達成状況

評価の切り口1：「人間の安全保障フレンズ」等を通じた人間の安全保障の普及

平成18年10月、我が国主導で、非公式・オープンエンドなフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げ、第1回会合をニューヨークにて開催。24か国・7国連機関等が出席した。その後、第2回会合を平成19年4月（35か国・13国連機関等）に、第3回会合を同年10月（48か国・11国際機関等）に開催した。これらの会合の結果、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されることとなる（平成20年5月22日開催）など、我が国のイニシアティブにより国際社会における人間の安全保障への関心国の拡大、人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及につながった（第4回フレンズ会合を平成20年4月に開催した。）。詳細は、事務事業「人間の安全保障の概念普及」を参照。

評価の切り口2：主要なフォーラム及び二国間関連文書における人間の安全保障への言及

日・EU定期首脳協議の共同プレス声明、APEC首脳宣言、日印共同声明、日・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ、日メコン外相会議議長声明等の二国間・多数国間の協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。

評価の切り口3：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に基づくプロジェクトの実施

平成19年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1235件、総額約118億円。対イエメン「イップ州ファアラ郡ギヤース村給水網整備計画」始め、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を実施した。詳細は、事務事業「『草の根・人間の安全保障無償資金協力』を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援」を参照。

第三者の所見

渡部 真由美 文教大学大学院 国際協力学研究科 非常勤講師

平成 20 年度に入り、国連本部にて総会議長主催の「人間の安全保障」に関する総会テーマ別討論が開催されたことにも象徴されるように概念普及において大きな前進があったと評価できる。たとえば、外務省主導で立ち上がった「人間の安全保障フレンズ」もその機能が確立され会合を通じて確実に加盟国間で理解と支持が深まっている。また、国連の「人間の安全保障基金」においてはタイやスロベニアが自発的な拠出を行うまでに至っている。これは、日本発のイニシアティブが徐々に国際社会において実を結びつつあることを意味しており、「徹底した現場主義」を実践する方法論としての「人間の安全保障」はその付加価値をより一層普及できる可能性を秘めていると考える。また、現場レベルの国連機関においても人間の自己実現やボトムアップに重点を置いた「人間の安全保障」案件が形成されるようになっており、機関横断性(Inter-agency)・分野横断性(Multi-sectoral)といったアプローチに対する支持が進んでいると評価できる。今後は、案件形成の際に国連機関等とより積極的な対話・調整が持つことで「人間の安全保障基金」と「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を連携させ、現場に一層の相乗効果をもたらせることに期待する。また、これから更なる概念普及を推進するためにも、その成果を論理的に評価できる制度構築が急務であるほか、その評価・モニタリング結果を学術的な議論の基盤ならびに実践に結びつくツールとして国内のみならず国際社会に発信していくことが重要であると考え

評価結果の政策への反映

今後の方針

平成 20 年に我が国が主催する TICAD 、 G 8 サミットや国連総会、人間の安全保障フレンズ会合等の場を活用しつつ、「人間の安全保障」の更なる普及に向けた取組を強化するとともに、人間の安全保障基金や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」等による支援を通じ、現場での同理念の実践に向けた取組を強化する。

事務事業の扱い

人間の安全保障の概念普及	拡充強化
「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた NGO 等 市民社会のプロジェクト支援	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

- 2 - 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

専門機関課長 早川修

平成 20 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国際的な枠組みを通じた感染症対策に支援すること
施策の位置付け	平成 19 年度、平成 20 年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(以下、世界基金)を支援し、世界基金が進める途上国等における三大感染症対策への支援に大きく貢献した。 (2) 世界基金の理事会において、理事国として世界基金の運営に積極的に関与した。 (3) 鳥及び新型インフルエンザに関するニューデリー閣僚級会合において支援を表明した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 平成 17 年 6 月に我が国は世界基金に対する拠出を増額し、当面 5 億ドルの拠出を行うと表明した。平成 19 年度、この国際公約を果たすことができた。

(2) 「【目標の達成状況】評価の切り口 1 : 世界基金による三大感染症対策支援の実績」で詳述のとおり、世界基金が支援する三大感染症対策事業において、主要な医薬品又は製品の配布は前年に比し 65% ~ 155% 増となった。

(3) 平成 19 年 11 月の事務局長報告によれば、世界基金が資金支援した三大感染症事業により平成 19 年央までに 180 万人の命が救われ、その後も毎月 10 万人が救われている。

(4) 鳥及び新型インフルエンザ対策について、我が国の支援により抗ウイルス薬の備蓄や予防・啓発策が充実し、アジア各国の早期対処能力の向上に貢献した。

課題

世界基金については、平成 19 年に開始された平成 20 ~ 22 年を対象とする第 2 次増資プロセスに前向きに対応する。

新型インフルエンザ対策については、分野横断的な需要の拡大に対応するため、国際機関や関係国と協力しつつ、着実かつ効果的な支援を積み重ねる必要がある。

施策の必要性

世界で年間 500 万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国において経済・社会が発展する上で大きな阻害要因となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は他のドナー国とともに人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康保護のため、三大感染症対策を実施する必要がある。

新型インフルエンザは、一旦発生すれば国境を越えて瞬時に拡散するため、アジアの開発途上国等の発生地域において感染拡大を迅速に封じ込めるため、多岐に亘る分野の支援が必要であるので、国際機関及び主要国と協調しつつ、我が国として総合的な国際支援を行うことが求められる。

施策の有効性

世界基金は、低中所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きが取られている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体となっており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。

新型インフルエンザ対策は、国際機関、ドナー国及び発生国との協力や、保健、農業及び開発分野を含む分野横断的な取組が求められることから、ニューデリー閣僚級会合に向けて国連及びドナー国の協議に積極的に関与し、支援を表明することによって、アジア地域のドナー国として貢献を訴えることが出来たことは意義が大きい。

施策の効率性

世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率化が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。

鳥及び新型インフルエンザ対策では、国際会議の場で我が国の支援を発表し、世界第3位の拠出国として国際社会での高い評価を得た。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	-	-

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	4	4

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 世界基金は低中所得国の三大感染症対策事業に資金を供与する機関であり、直接事業を実施することはしない。従って、世界基金による支援は、低中所得国における保健衛生インフラの充実度、対策ニーズ、案件企画能力、援助吸収能力等に依存する。また、世界基金が支援できる額は、世界基金に対する他のドナー側からの資金拠出額に依存する。

(2) 平成19年の鳥インフルエンザの鳥から人への感染者数は86人、死亡者数は59人で、平成18年の感染者数115人、死亡者数79人と比較して若干減少したのみであり(WHO統計)、引き続き新型インフルエンザが発生する危険性が高い。

目標の達成状況

評価の切り口1：世界基金による三大感染症対策支援の実績

世界基金が支援した事業により、平成19年12月現在、世界基金による支援を受けて抗レトロウィルス薬治療を受けるHIV感染者が前年の77万人から140万人に増加した。また、マラリア予防用の長期残効型殺虫剤処理蚊帳の配布数は1800万張から4600万張へと1年で155%増加した。更に、結核治療に非常に有効とされる直接監視下短期化学療法(DOTS)を受ける患者数も、前年の200万人から330万人へと65%増加した。そのほかの実績も大幅に伸張している。

現在、低中所得国の三大感染症対策に対する世界基金からの支援額は、国際的な三大感染症対策支援総額のうちHIV/エイズで21%、結核で67%、マラリアで64%を占め、大きな役割を果たしている。

評価の切り口2：我が国による世界基金への支援

我が国は世界基金に対し累積約8.5億ドルを拠出し、平成20年3月末時点で米国(25.4億ドル)、フランス(11.7億ドル)、イタリア(10.1億ドル)に次ぐ第4位のドナーとなっている。また、平成17年6月に小泉総理(当時)が表明した「当面5億ドル拠出」の国際公約は、平成20年2月に約1.8億ドルを拠出したことにより達成された。また、我が国は、米国及びイタリアと同様、理事会において1国単独で1議席を占めており、単独議席保有国として理事会、政策戦略委員会、財政監査委員会などにおいて世界基金の運営や今後の方針に関して積極的な発言を行っている。詳細は、事務事業「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)への支援」、事務事業「世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与」を参照。

評価の切り口3：我が国の鳥及び新型インフルエンザ支援額の国際比較

我が国の支援表明額は、平成17年から平成19年12月までの期間で、約2億9千万ドルとなり、米国(6.3億)、欧州委員会(3.2億)に次いで第3位である。我が国の支援の特徴は、支援表明は確実かつ速やかに支出すること、無償支援が多いこと、途上国側の人材育成に力を入れること、であり、被援助国や国際機関から感謝されている。詳細は、事務事業「開発途上国等における鳥及び新型インフルエンザ対策への支援」を参照。

第三者の所見

喜多悦子 日本赤十字九州国際看護大学学長 医学博士

本取り組みの真のゴールは、開発途上国のエイズ、結核、マラリア対策に成果が出たかどうかである。しかし、この三大感染症には、国連をはじめ、相当数のドナーが相当量の資源提供を行っており、どちらかといえば、後発ドナーである世界基金の関与の成果を明確には示し難いと思われる。しかし、エイ

ズ対策における抗レトロウイルス薬治療を受ける HIV 感染者数の倍増、長期残効型殺虫剤処理蚊帳配布数の 2.6 倍増、直視下短期化学療法者の 1.6 倍増など、本基金による特定タイプの対策が量的に増加していることは、現時点で大いに評価できる。ただし、今後、HIV 感染者のエイズ発症が抑制され続けること、マラリア罹患者が減少すること、結核患者が回復するという効果が継続することの経過観察が必要であり、世界基金を通じ、各途上国への働きかけを強化する必要がある。さらに、新型インフルエンザの危機が、今ほど、強く認識されていなかった 2000 年沖縄サミットにおいて、グローバルな感染症対策が必要だとのわが国の先見性あるイニシアティブによって、世界基金そのものが設置されたことを鑑みると、決して大きくないわが国の資金的関与や限られた人的関与へのてこ入れは必要であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国連のミレニアム開発目標 6（HIV / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）を 2015 年までに達成することは現状のままでは困難であり、国際社会は対策を大幅に強化する必要がある。世界基金の資金需要も今後一層増加することが見込まれており、2008-2010 年までの第 2 次増資期間における資金需要は 150 億ドルと見積もられている。感染症対策を重視する我が国としては、感染症対策支援において中心的な役割を担っている世界基金に対する「当面 5 億ドル拠出」の公約達成後も更に拠出を増額する。また、世界基金理事会において単独議席を維持し、発言力の維持・強化に努める。

鳥及び新型インフルエンザ対策は、喫緊かつ複雑な国際社会の課題であり、国際的に感染が広がらないよう鳥インフルエンザ発生国の対処能力を強化することが何よりも必要である。我が国は、引き続き、アジアの開発途上国等に対する各種支援を継続するとともに、国連機関やドナー国との協力関係を維持・強化することにより、アジアの一員としての責務を果たす方針である。

事務事業の扱い

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への支援	拡充強化
世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与	今のまま継続
開発途上国等における鳥及び新型インフルエンザ対策への支援	今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	-	-	

- 2 - 3 地球環境問題への取組

地球環境課長 羽村康弘

気候変動室長 久島直人

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。 (2) 防災政策の普及を通じ持続可能な開発を支援すること。
施策の位置付け	第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 第 168 回国会所信表明演説に言及あり。 第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進し、またこうした枠組みがない分野に新たな議論の場を設けて具体的取組を促進する。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及をはかることにより、持続可能な開発の実現に努める。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 多国間環境関連条約の運用、「2006 年の国際熱帯木材協定」の締結等を通じ、国際的なルール策定、実施に向けた取組を一層促進した。
- (2) 水と衛生問題への関心の高揚、国連持続可能な開発のための 10 年 (DESD) の進展及び違法伐採対策の推進に積極的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進した。
- (3) 世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に大きく貢献した。
- (4) 気候変動問題につき、「クールアース 50」、「クールアース推進構想」等の発表を通じて次期枠組み構築に向けた具体的提案の発信を行い、積極的な働きかけを行った。

課題

引き続き、地球環境問題への世界的関心を高揚させ、多数国が参加した形での地球環境問題の取組促進に積極的に貢献する。

施策の必要性

地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であり、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめぐり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を 10 年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

施策の有効性

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが有効である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効である。

施策の効率性

優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 19 年度	平成 20 年度
	62,424	56,122

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	19	21

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 地球環境問題への対応には国際的な共同の取組が不可欠であるが、取組への熱意や優先順位の考え方は国により様々であること。
- (2) 防災の観点は災害の復興段階から組み込まれるべきであるが、いったん大規模災害が起きると、防災の観点を統合しない緊急対応がなされる可能性があること。

目標の達成状況

評価の切り口 1：既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進展（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献

1992 年の地球環境サミット（リオ・サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。詳細は、事務事業「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業「気候変動に関する対

話の推進」を参照。

- (1) 気候変動枠組条約の第13回締約国会合(COP13)が開催され、我が国の提案に沿う形で2013年以降の枠組み構築に向けた新たな作業部会の設置が決定された。(平成19年12月)
- (2) パン・ギムン国連事務総長のイニシアティブにより、「気候変動に関するハイレベル会合」が開催された。(平成19年9月)
- (3) 国連環境計画(UNEP)の国際環境技術センター(IETC)が実施するイラク南部湿原環境管理支援事業(湿原の保全のために環境適正技術を導入する等のプロジェクト)を支援。
- (4) 化学物質・廃棄物関連条約間の協力・連携(シナジー)の議論への貢献。
- (5) ルール策定が一段落した多数国間環境条約において重要な課題となっている、策定したルールの実施(遵守)への取組として、遵守メカニズム構築の議論への貢献。同じく多数国間環境条約において課題となっている責任(liability)問題への積極的貢献。
- (6) 「2006年の国際熱帯木材協定」を国会の承認を経て締結した。(平成19年8月)

評価の切り口2：持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進展(国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等)における我が国の考え方の反映

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。詳細は、事務事業「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業「持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組(含む違法伐採問題)」を参照。

- (1) 気候変動に関し、京都議定書を補完する官民合同の取組である「クリーン開発と気候変動に関するアジア太平洋パートナーシップ(APP)」第二回閣僚会合を開催。我が国は、多くのプロジェクトに参加し、鉄鋼及びセメント・タスクフォースの議長を務めるなど積極的に貢献し、各国から高い評価を得た。
- (2) 水問題に関しては、平成19年12月、大分県別府市において「第1回アジア・太平洋水サミット」が開催された。アジア・太平洋地域から36か国・地域が参加し、我が国からは、皇太子殿下、福田総理が参加。同サミットにおいて、水問題の重要性を確認し、アジア太平洋地域各国への提言を内容とする「別府からのメッセージ」が議長総括として発表された。
- (3) 「国連持続可能な開発のための教育の10年(DES10)」について、平成19年6月、北九州市においてアジア協力対話(ACD)第4回環境教育推進対話を開催し、「地球温暖化対策としての環境教育」をテーマに、アジア諸国の取組について意見交換を行った。
- (4) 違法伐採問題については、我が国は、平成20年3月に東京において第2回違法伐採国際専門家会議を主催。同会議では、平成19年3月の第1回会議での議論をもとに国際的な違法伐採対策の今後の課題と方向性につき議論を行った。

評価の切り口3：防災分野における「兵庫行動枠組」実施のための取組の進展と、我が国の実質的な貢献

防災分野においては、下記にあげるように、我が国の有する知見を発信しつつ、「兵庫行動枠組実施のための取組の世界的な推進に実質的に貢献した。詳細は、事務事業「防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信」を参照。

- (1) 平成17年1月に神戸で開催された国連防災世界会議の成果文書「兵庫行動枠組2005-2015」の

世界的な実施に向けた国連国際防災戦略（UN/ISDR）に対して支援を行った。

（２）我が国が世界的に優れた知見・技術を有している斜面災害分野における国際的な活動に対して支援を行った。

第三者の所見

吉田 脩 筑波大学大学院人文社会科学研究所国際公共政策専攻 准教授

本施策については、持続可能な開発に向けた国際協力制度の構築と運営に対して多くの積極的な貢献を行っており、評価結果のとおり、全体としては、目標の達成につき「相当な進展」があったと言える。地球環境問題の改善と解決にとっては、環境諸条約に含まれる義務ないしコミットメントの履行確保が重要な要素となるが、1972年の野性動植物の取引規制に関する「ワシントン条約」、1989年の有害廃棄物の越境移動規制に関する「バーゼル条約」その他の主要条約における遵守確保メカニズムの構築及び運用を通じて、我が国がこの問題に寄与してきたことは特筆に価する。評価結果で言及されている「2006年の国際熱帯木材協定」の締結についても、カナダの環境NGOである「持続可能な開発のための国際研究所（IISD）」が編さんする *Earth Negotiations Bulletin* で述べられているように、持続可能な熱帯林の利用・管理に関して、我が国は一貫して積極的な発言を行ってきた。

防災ないし国際災害救援（評価の切り口３）に関しては、事務事業「防災分野における国際協力の推進」でも説明されているとおり、国連の国際防災戦略（ISDR）の中心的な役割は今後も重要視すべきであるが、防災分野における国連を中心とした国際協力システムの複雑さにかんがみれば（事務総長報告書（A/62/320、2007年9月5日）、「施策の評価」の中に、災害援助に係るパートナー諸機関との協力関係の在り方及び我が国が拠出する世界銀行の「防災グローバル・ファシリティー（GFDRR）」などのその他の新規関連プログラムの推進に関する言及があってもよいと考える。

気候変動問題については、「クールアース推進構想」における「セクター（部門）別アプローチ」の提案及びその推進枠組たる「アジア太平洋パートナーシップ（APP）」における活動の進展が注目される。更なる対話の拡充強化を期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組を通じた取組及び新たな課題に対する議論の促進に努める。

事務事業の扱い

国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組	今のまま継続
持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組（含む違法伐採問題）	拡充強化
気候変動に関する対話の推進	拡充強化
防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信	今のまま継続

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	

- 2 - 4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

国際協力局人道支援室長 岡井朝子

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	大規模自然災害、紛争等により生じた大量の難民、国内避難民等に対し、国際機関への支援を通じ、人道的な緊急支援を実施すること。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	<p>近年の洪水、干ばつ等の大規模自然災害の発生は、多くの国内避難民・被災者を発生させており、加えて、アフリカに代表されるように世界の様々な国や地域では依然内乱や地域紛争等が起こっていることから、多くの難民・国内避難民が発生している。</p> <p>このような人道上の問題に対し適切に対処すると共に困難な状況に置かれているこれら難民・国内避難民に適切な人道支援を行うために、国際的な人道支援機関・ドナー各国等とも連携し、我が国としての応分の国際貢献を行う。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 19 年度は、人道支援関連の国際機関への貢献を通じて、スーダン、ソマリア、イラク、アフガニスタン等への支援を継続的に行うことが出来た。また、ホームズ国際連合事務次長(人道問題担当・緊急援助調整官)、アブゼイド国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)事務局長、シーラン世界食糧機関(WFP)事務局長、グテーレス国連難民高等弁務官(UNHCR)、ケレンベルガー赤十字国際委員会(ICRC)総裁、マッキンレー国際移住機関(IOM)事務局長等、国際機関の要人が日本を訪問し、人道問題に対する意見交換を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を図った。

課題

我が国の置かれている厳しい財政状況から、国際的な難民・国内避難民等に対する支援にも影響が出ている。我が国としては、迅速な緊急人道支援の実施が世界の平和と安定に寄与するとの観点から、引き続き応分の国際貢献を行っていく必要がある。

施策の必要性

難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。

施策の有効性

- (1) 地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。
- (2) 政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。
- (3) 人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の貢献を行うことが有効である。

施策の効率性

世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援、国際機関との意見交換等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成19年度	平成20年度
	-	-

単位：千円

人的投入資源	平成19年度	平成20年度
	8	8

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 難民等の発生国・地域の政治的情勢や受入先となる周辺国等の状況が、難民発生状況や帰還等のための条件に複雑な影響を与える。
- (2) 国連の場や主要ドナー国の間における人道支援に関する様々な議論の動向が、我が国人道支援の理念や政策の推進に対し影響を及ぼし得る。例えば、国連の中央緊急対応基金(CERF)の設立は、初期段階における国連機関の迅速な人道支援の実施を容易にする、もしくは必ずしも十分な援助資金が集まらない国・地域に対する人道支援を行うことを可能にする等の利点があるが、我が国のそれぞれのケースにおける人道支援の方針との整合性等、国際機関を通じた支援のあり方に影響を与える。

目標の達成状況

評価の切り口：国際的な人道支援の進展状況と我が国の貢献

国際機関への貢献を通じて、難民・避難民に対する人道支援を行うことが出来た。また、人道支援を行う国際機関との意見交換を通じて、我が国が人道支援を行っていく上で根本的な理念である「人間の安全保障」についての考え方について、国際機関側の理解の促進に努めると共に、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めた。更に、国連人道問題調整部（OCHA）、国際赤十字、国連児童基金（UNICEF）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の人道支援関連国際機関の各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化に努めると共に、我が国の苦しい財政事情の中、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、支援現場における各国際機関の支援実施状況の把握のために、各種現地会合にも積極的に参加し、適正な執行の確保に努めた。詳細は、事務事業「人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施」を参照。

第三者の所見

中満 泉 一橋大学教授

今日の世界では、人道危機の大部分が紛争問題に内包されて発生しており、これに取り組むことは国際社会の平和と安定に寄与することでもある。特に、自衛隊派遣を伴う国際平和協力に法的な制約を持つわが国にとって、難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への積極的な取り組みは、国際社会の責任ある一員として戦略的に重要な外交活動のひとつであるといえる。そのような認識の下、厳しい財政状況にもかかわらず、人道支援に積極的に取り組み、また多くの国際機関の要人の訪日があったことは、施策の実施に一定の効果があり、目標の達成に向けて進展があったといえる。

第3者の視点から、特に以下の2点を強調したい。まず現行の財政削減の悪影響は、すでに人道支援分野においても、過去には「人道支援大国」とも言われた日本の国際的地位を脅かしかねないところまで進んでいるということである。支援の戦略構築・政策立案には、ドナーとしてのプレゼンスが決定的に重要であって、国際的地位の低下は直接的に戦略枠組みの構築の際の日本の発言権の低下につながるであろう。財政当局者はこの点を理解すべき時期に来ているのではないか。2点目としては、逆説的ではあるが、このような状況下にあっても、わが国基本理念である人間の安全保障に基づいた創造的な政策提言を、さらに積極的に発信すべきということである。アフガニスタン・イラクなどで、現行の軍事主導の戦略枠組みが機能していないことが国際社会でも共通認識となりつつある。このような時機を捉え、わが国の強みを生かした政策提言を行っていくことは、より効果的な国際支援体制の強化に寄与するだけでなく、日本の国際的地位の保持にも有用であろう。

外務省の一層の取り組みを期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

人道支援分野での国際的な取組への一層の参画及び我が国の取組を強化していくため、国際場裡での人道関連会議への積極的な参加、ハイレベルでの関連機関との政策協議の実施、国際機関を通じた人道支援の更なる効果的・効率的な支援を確保していく。

事務事業の扱い

人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による
現地のニーズに基づいた人道支援の実施

拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	-	-	

基本目標 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献・・・・・・・・ 429
- 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献・・・・・・・・ 433
- 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献・・・・・・・・ 438

- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

国連企画調整課長 千葉 明

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し、分担金・拠出金を通じて貢献すること。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(本年度については、国際連合分担金を取り上げて評価する。) 分担金の支払いは国連憲章に規定された加盟国の義務であり、我が国が支払う分担金により、国連事務局、平和維持活動(PKO)ミッション、特別政治ミッション等、国連の国際的取組が可能となった。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

国連第2の財政貢献国である我が国が「通常予算分担金」及び「PKO 分担金」を支払うことにより、国連がその主要任務である平和と安全の維持、人権、経済社会開発といった分野において、積極的に国際協力を推進することに貢献でき、ひいては我が国国益の増進に役に立った。

課題

「通常予算分担金」については、国連改革等に伴う経費増により、予算が拡大する傾向にあり、引き続き財政規律を維持し、予算抑制的な対応が必要である。「PKO 分担金」については、安保理が決定する個別ミッションの活動範囲が拡大していること及び大型ミッションが創設されたことともなっており、分担金総額が急増しているため、予算総額の抑制に向けた一層の取組が課題となっている。

施策の必要性

分担金の支払いは国連憲章に規定された加盟国の義務であり、国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益を実現するためには、分担金の支払いが必要である。

施策の有効性

我が国が支払う分担金により、現在世界各地に展開している 17 の PKO ミッション、事務総長が行う仲介活動等の特別政治ミッション、経済・社会開発問題及び人権に関する国際会議、作業部会の開催等

の国際的取組が可能となっている。我が国は国連予算全体の約 1 / 6 を負担する国連第 2 の財政貢献国であり、我が国が必要な支払いを行わなければ、国連の活動は大幅に縮小せざるを得なくなるほど影響力を有している。

施策の効率性

分担金は、国連事務局が策定した予算案を国連行財政問題諮問委員会が査定し、国連総会第 5 委員会において我が国を含めた加盟国が精査し、決議した総予算額を、負担能力に応じて定められた分担率に従い支払うものであり、合理的な審査・査定を踏まえた資金の供与である。また、予算交渉の際に、定員要求が行われているポストについて、他の部門との重複がないよう注意している他、採択されてから 5 年を超える決議により定められている活動内容の見直し作業を分野別に順次行う等、更なる効率性の向上も追求されている。

投入資源

	平成 19 年度	平成 20 年度
通常予算分担金	40,584,592	39,018,699
PKO 分担金	2,398,714	4,267,339

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	6	6

単位：人（本省職員）

外部要因

「通常予算分担金」は、国連がより多くの活動を行うことを期待する加盟国（途上国等）が数の上で多数を占めるため、そうした国々の意向が反映され、増加傾向にある。また、「PKO 分担金」については、安保理がミッションの設立、要員規模、活動内容、派遣期間等を決定し、当該決定により予算規模も大きく左右される。

目標の達成状況

評価の切り口：国連を通じた我が国の国際貢献に対する評価

主要財政貢献国である我が国が定められた分担金を支払うことにより、国連は加盟国から求められている平和と安全の維持、人権問題及び開発問題への国際的取組をはじめとする活動を実施することができた。また、国際協調を外交の主要な柱の一つに位置づけ、国連を通じた積極的な外交を展開する我が国は、財政的貢献を通じて、国際社会への貢献を行っている。こうした貢献の一環として、平成 20 年 2 月に我が国が「PKO 分担金」の一部及び国連本部庁舎修築経費を一括払いの方針を表明した際には、国連事務総長から謝意表明のプレス発表があった。詳細は、事務事業 「国際連合分担金」を参照。

第三者の所見

勝間 靖 早稲田大学大学院教授

我が国は、外交の主要な柱の一つとして国際協調を掲げている。地球的規模の課題に国際社会が取り組むなか、我が国は積極的に国際貢献を行ってきたが、それによって国際連合（以下、国連）という多国間外交の場において顕著な存在感を示してきたと評価できる。国連加盟国は国連憲章に基づき分担金の支払いが義務づけられているが、それを誠実に履行することは、国際社会における我が国への信頼を維持するためにも必要性の高い施策だという点からも妥当である。

分担金について、国連加盟国のなかでの負担能力に応じて、我が国は第二の財政的貢献国である。このことは、国連における我が国の存在感と影響力を保持するうえでも効果的な施策と考えられる。しかし、国連の予算総額は増大傾向にあり、とくに PKO 予算が急増している。このこと自体は、国際社会の平和と安定のために重要であるため、応分の分担を行うことは妥当である。しかし、効率性をより高めるためには、これまでどおり、予算の精査を行う必要もある。採択されてから 5 年を超える決議による活動について見直しを求めるなど、既に効率性のための努力が行われていることは評価できる。

以上の点から、「目標の達成へ向けて進展があった」という評価は妥当であると判断できる。他方、副次的な課題もあると考えられる。国連分担金は支払いが義務づけられており、それを誠実に履行すべきことは既に述べたとおりである。しかし、この義務的分担金の増大によって、国連の他の計画や基金（例えば、国連開発計画や国連児童基金など）への任意的拠出金にしわ寄せが来ることは避けるべきであろう。例えば、我が国の国連全体を通じた国際協力の予算総額を一定にしてしまうと、義務的分担金とその他の任意的拠出金との間に「ゼロ・サム（zero sum）」の関係が生じてしまう。国連の他の計画や基金への任意的拠出金が過度に減少して、それらの国連下部機関において我が国の存在感や影響力が失われないように、国連全体への財政的貢献を拡充強化することも検討されるべきであろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、国連予算の効率的な執行をはじめとする財政規律の維持を求めていく。国連通常予算については、平成 17（2005）年の世界首脳会議成果文書で定められた国連マネジメント改革・事務局改革等に伴う合理的な経費については認めるとともに、近年増加傾向にある「PKO 分担金」についても分担率に基づく応分の財政的負担を行う。

事務事業の扱い

国際連合分担金

拡充強化

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた国連分担金の他、国際原子力機関(IAEA)拠出金・分担金、軍縮関係条約等分担金、国際刑事裁判所分担金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次のとおりである。

投入資源

	平成19年度	平成20年度
- 1の分担金・拠出金の予算総額	61,185,588	62,511,584

単位：千円

- 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

国際貿易課長 宇山智哉

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	<p>(本年度については、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金をとりあげて評価することとした。)</p> <p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第 7 条 4 の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たした。この拠出により、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。</p> <p>また、我が国は、WTO ドーハ閣僚宣言は、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTO のルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしているところ、我が国は、そのための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行った。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

分担金は WTO の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となった。なお、我が国の分担率については、約 5.8% (平成 19 年) であり、他の主要国際機関の分担率等と比べ、有利な分担率水準を維持している。

また拠出金の拠出により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となった。特に、イヤマーク分の拠出により、チュニジアにおける仏語圏向けの TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面) に関するセミナー^(注)の開催が可能となり、途上国から評価され、我が国の WTO における立場を向上させた。

課題

拠出金については、年々、予算が削減されており、この結果、上記のイヤマーク分拠出は 19 年度を最後に新規拠出を行わないこととなっており、予算確保が課題。

施策の必要性

我が国が分担金拠出を行うことは、WTO 設立協定第 7 条 4 に規定された義務である。加えて、我が国が WTO によって実現される多角的貿易体制を維持・発展させ、貿易拡大を通じた世界経済の成長に寄与する上で不可欠である。また、我が国は、WTO ドーハ閣僚宣言パラ 38～41 に基づき、途上国が、多角的貿易体制の恩恵を受け、WTO のルール及び規律に適合し、義務を履行し、加盟国の権利を行使することが出来るよう支援する技術協力を行うとしている。このための資金源であるドーハ開発アジェンダ一般信託基金に対し、任意拠出を行うことは不可欠である。

施策の有効性

分担金は WTO の通常予算を支弁し、これにより、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度を運用することが可能となり有効であった。また拠出金の拠出により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となり、特に、イヤマーク分の拠出により、仏語圏向けの TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）に関するセミナーの開催が可能となり、途上国から評価され、我が国の WTO におけるプレゼンスを維持、増進するという意味で有効であった。

施策の効率性

分担金は加盟国の過去 5 年間の世界全体の貿易額に自国の貿易額が占める割合をもとに合理的に算出された分担率に基づき分担金額が決められている。我が国の分担率は約 5.8%（平成 19 年）であり、他の主要国際機関の分担率と比べても我が国にとって極めて有利な分担率水準を維持している。拠出金を原資として行われた TRIPS 協定に関するセミナーについては、（英語能力が十分ではない）仏語圏の途上国からの出席者に配慮し、説明や資料、挨拶に至るまで全て仏語で行われて研修効果を高める等、とられた手段は適切かつ効率的であった。また平成 18 年には外部コンサルタントによる外部評価が行われ、WTO における財政面での効率化が進んだ。

投入資源

世界貿易機関 分担金・拠出金	平成 19 年度	平成 20 年度
	1,028,232	1,049,418

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	1	1

単位：人（本省職員）

外部要因

WTO の主要任務のうち、ラウンド交渉（加盟国間の包括的な貿易交渉）は、151 加盟国で交渉を行う多数国間交渉であり、その中でも米国、EU、ブラジル、インドなどの主要国の動向が交渉の進展を大きく左右する。

目標の達成状況

評価の切り口：世界貿易機関（WTO）の活動に関する我が国の財政的支援

分担金の支払により、WTO の通常予算を支弁し、これにより、WTO がその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度を運用することが可能となり有効であった。また拠出金の拠出により、途上国向けの WTO の主要テーマに関するセミナーの実施が可能となり、特に、イヤマーク分の拠出により、仏語圏向けの TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）に関するセミナーの開催が可能となり、途上国から評価され、我が国の WTO におけるプレゼンスを維持、増進するという意味で有効であった。詳細は、事務事業 「世界貿易機関分担金・拠出金」を参照。

第三者の所見

福永有夏 早稲田大学社会科学部 准教授

WTO は、多角的貿易体制の安定性・予見可能性を維持するために不可欠な国際機関であり、我が国は貿易量に応じた相応の分担金（米国、ドイツに次ぐ第3位の額）を負担しているといえる。また、ドーハ開発アジェンダ一般信託基金は、WTO において最も大きな課題の一つとなっている途上国の開発問題に取り組むための資金源であり、これに対する我が国の資金の拠出は高く評価できる。

以上より、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当といえる。

我が国が多角的貿易体制の恩恵を享受し続けるためには、今後も WTO に対して財政的貢献を行っていく必要がある。特に、途上国の WTO 協定実施のためのキャパシティ・ビルディングは、WTO の安定を図りドーハ・ラウンド交渉を成功に導くために不可欠な活動であり、我が国の一層の財政的・技術的支援が期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後は世界貿易機関の分担金により支弁される通常予算の適正な執行を求めるとともに、現在の我が国に有利な現在の分担率の水準が維持されるように行財政委員会における議論に積極的に参加する。他方、拠出金については、これにより支弁される技術協力が適正かつ効率的に行われるよう貿易と開発委員会における議論に積極的に参加する。

事務事業の扱い

世界貿易機関分担金・拠出金 拡充強化

平成21年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針		-	-

（注）WTO の途上国セミナーの概要

平成 19 年 5 月 2 日～4 日、チュニジア（チュニス）にて開催された WTO 途上国セミナーの概要以下のとおり。

1. テーマ：TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）

2. 日時・開催地：平成 19 年 5 月 2 日～ 4 日、チュニス市内エル・ミシュテル・ホテル

3. 出席者：仏語圏マグレブ・アフリカ諸国より約 20 か国（ブルキナ・ファソ、マリ、ベナン、チャドを含む）、約 45 名参加。その他、WTO、WIPO、WHO、OAPI（アフリカ工業所有権機構）の関係者が事務局、講師として参加。チュニジア政府からも商業・工芸省より担当課長が出席しスピーチを行った。

4. 言語：プレゼンテーション、配付資料、スピーチ、参加者の発言まで全て仏語。

5. セミナーの目的・趣旨

（1）WTO において交渉が行われている知的所有権分野の重要な政策に関する問題のいくつかを取り上げ議論する。

（2）現在行われている TRIPS 分野の交渉と議論に、より効果的に参加することを容易にする。

（3）TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ 6 に記載されているメカニズムを実施し、また、このメカニズムをより有効に利用することが出来るようにする。

6. 主な論点

（1）WTO 多角的交渉制度の概観（意思決定プロセス、紛争処理、ドーハ開発アジェンダ）

（2）TRIPS 協定の概観（交渉の背景、基本的アプローチ、適用範囲、紛争処理）

（3）著作権及び隣接権

（4）TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言

（5）バイオテクノロジー、生物多様性に関する諸課題

（6）地理的表示

（7）知的財産権の執行

（8）技術支援・キャパシティ・ビルディング

7. 評価及び特記事項

（1）傍聴したセッションを見る限り、セミナー内容は充実しており、参加者の参加意識も高かった。講師のプレゼンテーション能力も高かった。

（2）途上国の参加者からすれば、日当を受け取ることが出来るなど、付随的な利益もあるが、セミナーへの参加を通じて公衆衛生の問題や地域取極への対応等、それぞれの国が日頃直面している問題の解決への糸口を見つけ出そうとしている真摯な姿勢は評価されるべきであろう。

（3）またセミナー参加者はリピーターも多く、右を踏まえて途上国向けとはいえ、セミナーのレベルは中級以上に設定されていた。

（4）セミナー参加者がアフリカ的最貧国を含む途上国出身者であり、英語が必ずしも流暢でないことを踏まえれば、彼らの母国語である仏語を用いセミナーを行うことは非常に効果的であった（配布資料、プレゼンテーション、参加者の質疑、日程表、名簿に至るまで全て仏語）。

（5）WTO も難壇にドナーである我が方の参加者に席を用意し、スピーチの時間を確保し、かつ、WTO 側から我が国への謝辞もあり、配慮が感じられた。また日程表には、我が国による共同出資により開催されることが明記されていた。

（6）我が方の代表が本国から出張し、仏語でスピーチをしたことが、他の出席者から評価されていることは、各参加の発言からも感じ取れた。

（7）内容面では、TRIPS 協定と公衆衛生の関係に関する途上国の関心が高いことが看取された。

(8) 我が方としての所期の目的の一つである、ブルキナ・ファソ、マリ、ベナン、チャド等 WTO 交渉において発言権の高い仏語圏アフリカ諸国へのアピールは、これらの国からも我が方出席者に謝辞が寄せられたことから、概ね達成されたと考えられる。なお、我が方出席者スピーチ原稿を適宜セミナー参加者に配布する等、我が方の WTO における対アフリカ支援につき適宜アピールした。

(9) 平成 19 年度以降については、予算が計上されていないため、イヤマーク方式による支援は不可能であるが、上記の諸点から考えれば、(予算が計上されている)一般信託基金(GTF)拠出金を通じた支援を継続していくことは、WTO における途上国支援のあり方として適切であると考えられる。

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた世界貿易機関分担金・拠出金の他、国際連合食糧農業機関分担金、国際司法裁判所分担金、ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 19 年度	平成 20 年度
- 2 の分担金・拠出金の予算総額	18,892,470	20,792,176

単位：千円

- 3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

多国間協力課長 大菅岳史

平成 20 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること。
施策の位置付け	平成 19、20 年度我が国の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(本年度については、国連開発計画 (UNDP) の拠出金をとりあげて評価することとした。) UNDP に対しては、我が国の影響力を維持し、これによって、我が国が貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、エネルギーと環境等の地球規模問題の解決に向けたリーダーシップを発揮し、またグローバル化に即したルール作りが可能となるよう、UNDP への拠出を行った。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

UNDP への拠出により、第 4 回アフリカ開発会議 (TICAD) 及び北海道洞爺湖サミットに向け、我が国が平和の定着、気候変動等の地球規模の諸問題の解決においてリーダーシップを発揮する上で UNDP の知見・経験を活用することができる等、事務局との良好な関係を維持し、UNDP からの積極的な協力を得ることができたため。

課題

本件拠出金の減少及び他ドナー国の拠出増加を受け、従来は事実上、我が国が常任の地位を得ていた UNDP 執行理事会について、平成 19 (2007) 年から開始される 15 年間の内 3 年間は執行理事国の地位を失うこととなったほか、UNDP 事務局の邦人幹部職員数も減少したところ、今後一定の拠出水準の確保を含めた UNDP への影響力の継続が課題。

施策の必要性

UNDP は、「人間の安全保障」の促進、南南協力、イラク、アフガニスタン等における平和構築等、我が国が重視する分野において 166 か国・地域にて活動、我が国を含め世界中が取り組んでいるミレニアム開発目標達成を含む地球規模の諸問題について、自らが比較優位を有する分野で重要な役割を果たしている。UNDP を通じた活動は、二国間 ODA を相互に補完するだけでなく、TICAD や G 8 洞爺湖サミット等の場で我が国独自のイニシアティブを打ち出す際に UNDP の知見と経験を活用して協力を得る等我

が国の政策を追求する上で必要である。

UNDP に対する任意拠出金については、我が国の二国間 ODA との相互補完性を有する事業活動を実施させること、また我が国が地球規模の諸課題に関しリーダーシップを発揮する上で UNDP 事務局との良好な関係を維持し、UNDP の積極的な協力を得ることが必要との観点から拠出を行った。

施策の有効性

我が国が UNDP への拠出金を通じて行う事業は、二国間 ODA の活用が困難な地域・分野を中心に、UNDP の知見・経験を活用して我が国の政策を国際社会において実施していく上で有効であった。また、我が国の UNDP への拠出金の中でもコア予算への拠出は、我が国の政策を UNDP の活動に適切に反映させることを確保するため、UNDP の執行理事会において我が国の影響力を維持し、UNDP 事務局の積極的な協力を得ることができるという点で有効であった。

施策の効率性

UNDP は世界各国の現地事務所等から成る独自の国際的ネットワークを有するとともに、国連常駐調整官制度の管理者として国連機関の開発面における活動を調整する立場にあり、災害等の緊急時において迅速な初動体制を有していることから、二国間援助では十分に手当できない支援を行うことが可能である。また、UNDP は国連開発グループ長として他の国連機関に対しても影響力を有している。従って、UNDP に対する拠出はこのような UNDP の知見、経験、ネットワークを活用するためのものであり、適切かつ効率的であった。

投入資源

UNDP 拠出金	平成 19 年度	平成 20 年度
	9,243,244	8,767,441

単位：千円

人的投入資源	平成 19 年度	平成 20 年度
	4	4

単位：人（本省職員）

外部要因

他ドナーの拠出及び政策状況

目標の達成状況

評価の切り口：UNDP に対する財政的貢献を通じた国際協力の進展

UNDP に対する財政的貢献を通じ、国際協力の進展があった。具体的には、(1) UNDP より、TICAD の共同議長として同会議に向けた準備会合の開催及び国連機関の知的貢献面で協力を得ることができた、(2) 我が国の政策が UNDP の活動に適切に反映されることを確保するため、UNDP 執行理事会等において我が国の影響力を維持し、UNDP 事務局の積極的な協力を得ることができた、(3) 我が国の二国間援助と相互補完性を有する事業を実施することができた、(4) UNDP 総裁就任後 3 年連続で総裁の訪日

が実現し、協力関係を確認することができた。詳細は、事務事業「国際連合開発計画（UNDP）拠出金」を参照。

第三者の所見

西本 昌二 関西学院大学総合政策学部教授

国際開発支援政策の評価は、その対象となる諸問題の複合性、多層性及び中・長期的インパクト等により非常に困難である。また、これらの問題の解決、困難の軽減化には、複数の国際機関、二国間援助機関、NGO 等が参加、寄与しており、各々が独自の貢献度を明確にするのは不可能と言える。よって、現時点における最善の評価は、論理的な連関分析により、日本と UNDP の開発支援政策の整合性と補完性を検証することにある。この意味で自己評価は妥当なものと考えられる。

日本の UNDP 拠出理由は、主に UNDP の活動が日本の ODA 政策の有効化に如何に貢献しているのか、にある。これを明確にするには、日本に近似的な他のドナー国をベンチマークとしてとらえ、その政策目的達成度を評価することにより、日本の対 UNDP 政策の「有効性」と「リーダーシップ」の比較を試みることが望ましい。また、国際機関を通じての ODA は最終的にはその受益国、受益者レベルでの有効性で評価されるべきものである。この意味で、日本は UNDP の主管する UNDAF 及び UNDP 自身の国別支援戦略に対して執行理事会で積極的に議論を展開し、指導力を発揮すべしと考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

UNDP の拠出金について、我が国の UNDP への影響力を維持し、これによって貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、エネルギーと環境等の地球規模問題への積極的な取組を進めることができるとの観点から、我が国の貢献としてふさわしい水準を確保すべく予算要求を行う予定。

事務事業の扱い

国際連合開発計画（UNDP）拠出金

今のまま継続

平成 21 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

（参考）

本施策には、本件評価書で取り上げた UNDP 拠出金のほか、国際連合教育科学機関（UNESCO）分担金、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金、環境問題拠出金、人間の安全保障基金への拠出金等が含まれる。

本施策の下での投入資源総額は次のとおりである。

投入資源

	平成19年度	平成20年度
- 3の分担金・拠出金の予算総額	46,192,691	44,515,841

単位：千円

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件

スービック自由港環境整備計画()【フィリピン】・・・・・・・・・・445

スービック自由港環境整備計画（ ）【フィリピン】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	スービック自由港環境整備計画（ ）
(3) 目的・事業内容	<p>周辺住民の生活環境の向上及び投資促進に寄与するため、廃棄物の適切な処理施設を整備するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：9.91 億円 (ロ) 金利：0.75% (ハ) 償還（据置）期間：40（10）年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	民間投資の拡大等、事業を取り巻く外部環境の変化があったため、実施機関において、民間資金の活用も含めた事業実施体制のレビューを実施している。
(2) 今後の対応方針	引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ 国際協力銀行のプレスリリース (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php) ・ 国際協力銀行の事業事前評価表 (http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/index.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

(2) 未了案件

上水道セクター整備計画()【モロッコ】	449
カル河水源開発・給水拡張計画【スリランカ】	450
ジャムナ橋アクセス道路計画【バングラデシュ】	451
道路整備計画【ルーマニア】	452
山西省王曲火力発電所建設計画【中国】	453
電力フロンティア拡張計画(1)【ペルー】	454
産業環状道路建設計画【タイ】	455
マニプ - ル州養蚕計画【インド】	456
電カリハビリ計画【グルジア】	457
道路整備計画()【パラグアイ】	458
農業部門強化計画()【パラグアイ】	459
ガジャマダ大学整備計画【インドネシア】	460
都市内幹線道路改良計画【インドネシア】	461
メダン洪水防御計画【インドネシア】	462
チタルム川上流域治水計画(2)【インドネシア】	463
タラハン石炭火力発電計画【インドネシア】	464
ドマイ港開発計画(2)【インドネシア】	465
デポック車庫建設計画【インドネシア】	466
ジャワ北幹線鉄道複線化計画(2)【インドネシア】	467
ブルガス港拡張計画【ブルガリア】	468
都市洪水対策計画【チュニジア】	469
中部ベトナム地方通信網整備計画【ベトナム】	470
ドンナイ/バリア・ブンタウ省上水道整備計画(Ⅰ)【ベトナム】	471
国道18号線改良計画【ベトナム】	472

上水道セクター整備計画（ ）【モロッコ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 5 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	モロッコ
(2) 案件名	上水道セクター整備計画（ ）
(3) 目的・事業内容	<p>地方の社会インフラ整備を通じて持続的開発に資するため、緊要性の高い地方主要都市における上水道整備事業の一環として、上水道を整備するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：90 億円 (ロ) 金利 2.1/2.5% (ハ) 償還（据置）期間：30（10）年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	モロッコ政府と実施機関との間の事業計画の調整などの遅れ等により事業の着工が遅延したが、その後工事は順調に進んでいる。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

カル河水源開発・給水拡張計画【スリランカ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 6 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ
(2) 案件名	カル河水源開発・給水拡張計画
(3) 目的・事業内容	<p>水源をケラニ河にのみ頼っている大コロンボ圏において、増大が見込まれる水需要に対応するため、新規の水源地開発及び関連水道施設の整備を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：112.78 億円</p> <p>(ロ) 金利 2.1%</p> <p>(ハ) 償還（据置）期間：30（10）年</p> <p>(ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>コンサルタント及びコントラクター入札手続の遅れにより、事業に遅延が生じていたが、その後工事は順調に進んでいる。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業の遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。</p>
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

ジャムナ橋アクセス道路計画【バングラデシュ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 6 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	バングラデシュ
(2) 案件名	ジャムナ橋アクセス道路計画
(3) 目的・事業内容	<p>ダッカ - ジャムナ間の円滑なる交通流の確保を図り、バングラデシュ国内幹線道路網の整備に寄与するため、道路を整備するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：62.06 億円 (ロ) 金利：1.0% (ハ) 償還（据置）期間：30（10）年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	事業サイトに洪水が発生したこと、建設予定地の地盤が極めて軟弱であったことから、計画の見直しに時間を要したが、現在、事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

道路整備計画【ルーマニア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 7 月

1 . 案件概要	
(1) 供与国名	ルーマニア
(2) 案件名	道路整備計画
(3) 目的・事業内容	<p>ルーマニアにおける交通量の増加・車両の大型化に対応し、交通事情の改善を図るため、ル - マニア南西部の主要幹線道路である国道 6 号線の一部につきバイパス建設及び既存道路の拡幅・改修を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：91.89 億円</p> <p>(ロ) 金利：2.3/2.7%</p> <p>(ハ) 償還（据置）期間：30（10）年</p> <p>(ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2 . 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>本体工事の一部で再入札が必要となったため事業が遅延していたが、その後事業は順調に進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いこと等から、貸付を継続する。</p>
3 . 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

山西省王曲火力発電所建設計画【中国】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	山西省王曲火力発電所建設計画
(3) 目的・事業内容	電力の需要地である山東省に電力を供給するため、石炭の産地である山西省東南部に石炭火力発電所を建設するもの。 (イ) 供与限度額：300 億円 (ロ) 金利：2.3% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	入札手続きの遅れ等により事業が遅延したが、その後、事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因はほぼ解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

電力フロンティア拡張計画(1)【ペルー】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成19年9月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ペルー
(2) 案件名	電力フロンティア拡張計画(1)
(3) 目的・事業内容	<p>地方の貧困緩和・経済活性化を図るため、ペルー共和国政府が実施中の「全国電化計画」の一環として電化を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：101.40億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還(据置)期間：25(7)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	事業内容の変更や国内手続きの遅れにより工事が遅延していたが、その後事業は進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

産業環状道路建設計画【タイ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 9 月

1 . 案件概要	
(1) 供与国名	タイ
(2) 案件名	産業環状道路建設計画
(3) 目的・事業内容	<p>交通渋滞の緩和及び物流の効率性の向上を図るため、チャオプラヤ川を横断する橋梁及び接続道路を建設するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：148.87 億円 (ロ) 金利：2.7% (ハ) 償還（据置）期間：25(7)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2 . 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>経済危機のため内貨予算の不足があったことや土地収容に時間を要したことにより事業が遅延したが、すでに橋梁の運用が始まっている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。</p>
3 . 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

マニプ - ル州養蚕計画【インド】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 10 月

1 . 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	マニプ - ル州養蚕計画
(3) 目的・事業内容	<p>雇用を創出し、貧困層の生活水準の向上を図るため、インドの貧困州の 1 つである北東部のマニプ - ル州において、養蚕（エリ蚕・マルベリー蚕）の生産を拡充するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：39.62 億円 (ロ) 金利：2.3% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2 . 事業の評価	
(1) 経緯・現状	事業内容の変更及び治安状況などにより事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3 . 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

電力リハビリ計画【グルジア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 11 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	グルジア
(2) 案件名	電力リハビリ計画
(3) 目的・事業内容	グルジアにおける発電能力の増強及び系統の安定化を図るため、老朽化した電力設備のリハビリを行うもの。 (イ) 供与限度額：53.32 億円 (ロ) 金利：2.3% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	対象となる発電所の民営化や事業内容の変更などにより事業が遅延したが、その後、事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

道路整備計画（ ）【パラグアイ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 12 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	パラグアイ
(2) 案件名	道路整備計画（ ）
(3) 目的・事業内容	<p>農業セクターの活性化と輸出振興のため、主要道路の整備を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：194.28 億円</p> <p>(ロ) 金利：2.3/2.7%</p> <p>(ハ) 償還（据置）期間：25(7)年</p> <p>(ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	国内調達手続きの変更、資材価格の高騰等により遅延したが、その後、事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事の最終段階にあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

農業部門強化計画（ ）【パラグアイ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 19 年 12 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	パラグアイ
(2) 案件名	農業部門強化計画（ ）
(3) 目的・事業内容	<p>パラグアイの持続的経済発展を支援するため、主要産業である農業部門において小中規模農家経営基盤の強化を図るもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：155.25 億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：25(7)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>パラグアイ側実施機関による本事業を円滑に進めるためのオペレーション・マニュアル作成の遅延、事業内容の変更等により遅延が生じたが、その後、事業は順調に進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、事業の必要性は依然として高いことから、貸付を継続する。</p>
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

ガジャマダ大学整備計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1 . 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	ガジャマダ大学整備計画
(3) 目的・事業内容	<p>インドネシアにおいて不足する理科系人材の育成を促進するために、国内有数の国立総合大学であるガジャマダ大学の医学系、農学系学部の整備を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：74.99 億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2 . 事業の評価	
(1) 経緯・現状	2006 年 5 月のジョグジャカルタ地震で損壊を受けた校舎の修復工事を行う必要が生じたため、事業の遅延が生じたが、その後、事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因は解消した上、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3 . 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

都市内幹線道路改良計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	都市内幹線道路改良計画
(3) 目的・事業内容	<p>ジャカルタ都市圏における交通渋滞を改善し、円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の交通のボトルネックとなっている交差点の改良工事および高速道路情報システムの導入を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：125.58 億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	用地取得の遅れ等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

メダン洪水防御計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	メダン洪水防御計画
(3) 目的・事業内容	北スマトラ州の中心都市であるメダン市とその近郊の洪水被害を軽減するため、治水事業を行うもの。 (イ) 供与限度額：96.97 億円 (ロ) 金利：2.1/2.5% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	用地取得の難航により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	遅延要因は解消していること、本案件に対する必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

チタルム川上流域治水計画（２）【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1．案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	チタルム川上流域治水計画（２）
（３）目的・事業内容	<p>西ジャワ州の州都バンドン周辺において頻発する洪水被害に対処し、バンドン都市圏の円滑な発展に資するため、同地域を流れるチタルム川の河川改修を行うもの。</p> <p>（イ）供与限度額：47.22 億円</p> <p>（ロ）金利：2.1/2.5%</p> <p>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年</p> <p>（ニ）調達条件：一般アンタイド</p>
2．事業の評価	
（１）経緯・現状	用地取得の難航により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
（２）今後の対応方針	事業の遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3．政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

タラハン石炭火力発電計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	タラハン石炭火力発電計画
(3) 目的・事業内容	南スマトラ地域の急増する電力需要に対応し、当該地域の電力供給システムの安定性と信頼性を向上させるため、発電所を建設するもの。 (イ) 供与限度額：340.23 億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	契約手続きの遅れ等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

ドマイ港開発計画（２）【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1．案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	ドマイ港開発計画（２）
(3) 目的・事業内容	<p>急増する貨物取扱量とパ - ムオイルの出荷に対応するため、港湾施設の拡張とバ - スの設置を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：38.19 億円</p> <p>(ロ) 金利：2.3/2.7%</p> <p>(ハ) 償還（据置）期間：30(10)</p> <p>(ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2．事業の評価	
(1) 経緯・現状	入札手続きの遅れ等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3．政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

デポック車庫建設計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	デポック車庫建設計画
(3) 目的・事業内容	車両の維持管理の強化を図るため、ジャカルタ近郊のデポックに鉄道の車両基地を建設するもの。 (イ) 供与限度額：92.23 億円 (ロ) 金利：2.3/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	入札手続きの遅れ等により事業が遅延したが、既に完工している。
(2) 今後の対応方針	工事は既に完了し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

ジャワ北幹線鉄道複線化計画（２）【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 1 月

1．案件概要	
（１）供与国名	インドネシア
（２）案件名	ジャワ北幹線鉄道複線化計画（２）
（３）目的・事業内容	円滑な道路交通を確保するため、チカンペック～チレボン区間において複線化および信号工事を行うもの。 （イ）供与限度額：87.48 億円 （ロ）金利：2.3/2.7% （ハ）償還（据置）期間：30(10)年 （ニ）調達条件：一般アンタイド
2．事業の評価	
（１）経緯・現状	入札手続きの遅延等に伴い事業が遅延していたが、既に完工している。
（２）今後の対応方針	工事は既に完了し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3．政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

ブルガス港拡張計画【ブルガリア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ブルガリア
(2) 案件名	ブルガス港拡張計画
(3) 目的・事業内容	<p>貨物取扱量の増大と利用船舶の大型化に対応するため、既存の港湾の外部における新防波堤の建設、バルク貨物専用ターミナルの整備、進入航路等の浚渫等を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：143.12 億円 (ロ) 金利：0.75/2.7% (ハ) 償還（据置）期間：40(10)/30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	コンサルタント雇用手続きの遅延、工事スコープの変更等に伴い事業が遅延していたが、既に完工している。
(2) 今後の対応方針	工事は既に完了し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

都市洪水対策計画【チュニジア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	都市洪水対策計画
(3) 目的・事業内容	<p>チュニジア国内で都市化の著しいアリアナ地区並びにケルアン地区の民生安定、環境改善に資するため、同地区において洪水対策を実施するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：31.30 億円 (ロ) 金利：0.75/2.5% (ハ) 償還（据置）期間：40(10)/25(7)年 (ニ) 調達条件：部分アンタイド/一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>用地取得の遅延などにより、事業が遅延していたが、その後、事業は順調に進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業の遅延要因は解消し、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。</p>
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

中部ベトナム地方通信網整備計画【ベトナム】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	中部ベトナム地方通信網整備計画
(3) 目的・事業内容	<p>通信環境を改善するため、中部ベトナムのうち優先度の高い沿海部の 10 省を対象とし、電話網の整備を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：113.32 億円 (ロ) 金利：1.8% (ハ) 償還（据置）期間：30(10)年 (ニ) 調達条件：一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きの遅延等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の遅延要因は既に解決しており、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

ドンナイ/バリア・ブントウ省上水道整備計画（Ⅰ）【ベトナム】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	ドンナイ/バリア・ブントウ省上水道整備計画（Ⅰ）
(3) 目的・事業内容	<p>都市化に対応した生活環境の改善を図るとともに、民間投資活動を側面支援するため、ベトナム南部のドンナイ省、バリア・ブントウ省の上水道を整備するもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：57.71 億円 (ロ) 金利：0.75/1.3% (ハ) 償還（据置）期間：40(10)/30（10）年 (ニ) 調達条件：部分アンタイド/一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きの遅延等により事業が遅延したが、この影響により、スケジュールを調整中。
(2) 今後の対応方針	これ以上の遅延要因は見受けられず、事業の必要性は依然として高いことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・ その他国際協力銀行から提出された資料

国道 18 号線改良計画【ベトナム】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	国道 18 号線改良計画
(3) 目的・事業内容	<p>ベトナム北部の開発重点地域であるハノイ～ハイフォン～カイランの三角地帯における物流の円滑化を実現させ、北部地域の産業振興と社会生活の向上に寄与するため、国道 18 号線の改修を行うもの。</p> <p>(イ) 供与限度額：118.63 億円 (ロ) 金利：0.75/1.8% (ハ) 償還（据置）期間：40(10)/30(10)年 (ニ) 調達条件：部分アンタイド/一般アンタイド</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きに時間を要し、コンポーネントの一部の工事着手が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、事業の最終段階に来ていることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・国際協力銀行の案件一覧 (http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php) ・その他国際協力銀行から提出された資料

[事前評価]

(1) 無償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 475

(注) 本評価に関しては、外務省ホームページ 政府開発援助 (ODA)
ホームページ 評価 評価報告書 4 . 政策評価法に基づく事前・事
後評価 (2007 年度) に掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka.html>

2007 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

無償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上のプロジェクト型の無償資金協力案件について、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
エリトリア国	<u>デブ州地方都市給水計画</u>	平成 19 年 5 月 28 日
スリランカ民主社会主義共和国	<u>新マナー橋建設及び連絡道路整備計画</u>	平成 19 年 5 月 23 日
パラオ共和国	<u>首都圏基幹道路改修計画</u>	平成 19 年 5 月 22 日
タンザニア連合共和国	<u>キルワ道路拡幅計画（2 / 2 期）</u>	平成 19 年 5 月 29 日
ベナン共和国	<u>ラギューン母子病院整備計画</u>	平成 19 年 5 月 30 日
モザンビーク共和国	<u>ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画</u>	平成 19 年 5 月 28 日
ケニア共和国	<u>西部地域県病院整備計画</u>	平成 19 年 5 月 30 日
ナイジェリア連邦共和国	<u>小児感染予防計画</u>	平成 19 年 6 月 8 日
バングラデシュ人民共和国	<u>モウルビバザール気象レーダー設置計画</u>	平成 19 年 6 月 12 日
ベトナム社会主義共和国	<u>中部高原地域地下水開発計画</u>	平成 19 年 6 月 12 日
カンボジア王国	<u>第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画</u>	平成 19 年 6 月 14 日
モンゴル国	<u>ウランバートル市廃棄物管理改善計画</u>	平成 19 年 6 月 26 日
ウガンダ共和国	<u>中波ラジオ放送網整備計画</u>	平成 19 年 7 月 5 日
インドネシア共和国	<u>持続的沿岸漁業振興計画</u>	平成 19 年 7 月 6 日
インドネシア共和国	<u>鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画</u>	平成 19 年 9 月 13 日

ベナン共和国	<u>第四次小学校建設計画</u>	平成 19 年 12 月 5 日
エチオピア連邦民主共和国	<u>オロミア州小学校建設計画</u>	平成 19 年 12 月 4 日
ブータン王国	<u>教育施設建設計画</u>	平成 20 年 5 月 30 日

(2) 有償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・479

(注)本評価に関しては、外務省ホームページ 政府開発援助(O DA)
ホームページ 評価 評価報告書 4 .政策評価法に基づく事前・事
後評価(2007年度)に掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka.html>

また、これらの対象案件に関しては、実施機関であるJBIC(国際
協力銀行)において、事前・中間・事後の一貫した評価を実施・公表
している。JBIC <http://www.jbic.go.jp/Japanese/oec/>

2007 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

有償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
イラク共和国	<u>コール・アルズベール肥料工場改修計画</u>	平成 19 年 4 月 9 日
イラク共和国	<u>原油輸出施設復旧計画</u>	平成 19 年 4 月 9 日
イラク共和国	<u>電力セクター復興計画</u>	平成 19 年 4 月 9 日
イラク共和国	<u>バスラ上水道整備計画</u>	平成 19 年 7 月 31 日
パナマ共和国	<u>パナマ市及びパナマ湾浄化計画</u>	平成 19 年 6 月 25 日
インド	<u>マハラシュトラ州送変電網整備計画</u>	平成 19 年 8 月 14 日
インド	<u>ゴア州上下水道整備計画</u>	平成 19 年 8 月 14 日
ケニア共和国	<u>モンバサ港開発計画</u>	平成 19 年 11 月 20 日
インドネシア共和国	<u>災害復興・管理セクター・プログラム・ローン</u>	平成 19 年 12 月 4 日
バングラデシュ人民共和国	<u>ハリプール新発電所建設計画</u>	平成 19 年 12 月 11 日
モンゴル国	<u>新ウランバートル国際空港建設計画</u>	平成 20 年 3 月 3 日
インド	<u>ハリヤナ州送変電網整備計画</u>	平成 20 年 3 月 10 日
インド	<u>デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ 2）（第三期）</u>	平成 20 年 3 月 10 日
インド	<u>ハイデラバード外環道路建設計画（フェーズ 1）</u>	平成 20 年 3 月 10 日

インド	<u>ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画</u>	平成 20 年 3 月 10 日
インドネシア共和国	<u>第 4 次開発政策借款</u>	平成 20 年 3 月 18 日
ベトナム社会主義国	<u>南北高速道路建設計画（ホーチミン市 - ゴーザイ間）（第一期）</u>	平成 20 年 3 月 26 日
ベトナム社会主義国	<u>ハノイ市環状 3 号線整備計画</u>	平成 20 年 3 月 26 日
ベトナム社会主義国	<u>フエ市水環境改善計画</u>	平成 20 年 3 月 26 日
タイ王国	<u>バンコク大量輸送網整備計画（パープルライン）（Ⅰ）</u>	平成 20 年 3 月 26 日
フィリピン共和国	<u>中部ルソン高速道路建設計画</u>	平成 20 年 3 月 27 日
インドネシア共和国	<u>ジャワ南線複線化計画（第三期）</u>	平成 20 年 3 月 28 日
ブルガリア共和国	<u>ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画</u>	平成 20 年 3 月 28 日

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>